

聖徳大学大学院 音楽文化研究科

博士学位論文

「教育音楽」という用語についての歴史的考察

—明治期から大正期を中心として—

A historical approach to the meanings of the term “kyôiku-ongaku”:  
from the Meiji to the Taisho period.

山 本 真 紀

2018 年

## 【目次】

凡例	3
序論	4
0.1 動機と目的	4
0.2 方法と構成	7
0.3 先行研究	8
第一章 「教育音楽」の前史と背景—明治期前半の音楽教育をめぐる状況—	10
1.1 音楽へのまなざし	10
1.2 教科目「唱歌」の誕生と音楽取調掛の関係	12
1.3 徳育偏重の『小学唱歌集』	16
1.4 揺れ動く教科目「唱歌」の位置付け	18
1.5 様々なジャンルの唱歌	20
1.5.1 国民の身体造りに寄与した「軍歌」	21
1.5.2 社会的規範の普及に寄与した「公德唱歌」	22
1.5.3 他教科の学習に寄与した「工業唱歌」「地理唱歌」「歴史唱歌」	24
1.5.4 ナショナル・アイデンティティ形成に寄与した「日本唱歌」	26
1.6 まとめ：「手段としての音楽」と「目的としての音楽」のはざま	27
第二章 音楽雑誌にみる「教育音楽」の用いられ方	29
2.1 研究対象雑誌の概要と特徴	29
2.2 調査結果	37
2.2.1 「教育音楽」という用語の年度別使用頻度	37
2.2.2 「教育音楽」という用語の使用者	39
2.2.3 調査結果のまとめ	45
2.3 他者との関係を示す「ラベル」か、自律性の萌芽か	45
2.3.1 差別化の手段1—俗楽との関係において現れる「教育音楽」	46

2.3.2 差別化の手段2—芸術との関係において現れる「教育音楽」	47
2.3.3 実体の模索—他者と無関係に現れる「教育音楽」	49
2.4 まとめ：「教育音楽」の使用から見えること	59
第三章 三人の主要人物にみる「教育音楽」使用の動向	60
3.1 社会的に学校音楽を認知させようとした田村虎蔵の場合	60
3.1.1 田村虎蔵の生涯	60
3.1.2 学校で音楽教育を行わせるための「教育音楽」	67
3.2 教授法の洗練に尽力した山本正夫の場合	77
3.2.1 山本正夫の生涯	77
3.2.2 教師に教授法の重要性を伝えるための「教育音楽」	84
3.3 音楽的知識の普及を目指した小松耕輔の場合	101
3.3.1 小松耕輔の生涯	102
3.3.2 音楽を理解する能力を身に付けさせるための「教育音楽」	107
3.4 まとめ：三人の「教育音楽」使用意図の相違	119
結論	121
【引用・参考文献一覧】	126
【資料集】	138

## 凡 例

本論文における表記上の原則を以下に掲げる。

- ・『 』は書名、定期刊行物名を表す。
  - \*但し、欧文による書名と定期刊行物名はイタリック体で表記する。
  
- ・「 」は論文名、引用文、また特定の語句の強調を表す。
  - \*但し、長い引用文は、前後に1行ずつスペースを空け、全体を字下げして表記する。
  
- ・( )は文献の発行年や人名の原語表記・生没年及び、筆者による補足事項を表す。
  
- ・[ ]は引用文中における筆者の補足事項を表す。
  
- ・《 》は曲集名を、〈 〉は曲名を表す。
  
- ・引用を行う際は、引用した後に出典を（著者名 出版年: 頁）の形で表す。
  
- ・「唱歌」と記す場合は、基本的に教科名としての唱歌を表す。
  
- ・送り仮名、仮名づかいは原資料に従うが、旧字体は、すべて新字体で表す。
  - \*但し、人名についてはこれによらない場合もある。
  
- ・明らかな誤りと思われる漢字、送り仮名、誤植などについては、「[ママ]」と記した。
  
- ・異体字及び略字体は、正字に直した。

## 序論

### 0.1 動機と目的

本研究の目的は、明治期から大正期にかけて使用されていた「教育音楽」という用語の存在意義と歴史的役割を明らかにすることである。すなわち本論文は当時の日本において「教育音楽」という用語が何を意味し、誰によってどのように用いられてきたかを検証することにより、当時の音楽教育の相対的な位置付け、及びそれに携わる人々の立場やねらいを解明するものである。

「教育音楽」という用語は、現在の使用頻度は低くなったとはいえ、明治・大正期には「音楽教育」という類似の用語と並んでしばしば用いられていた。ただし「音楽を教えること」や「音楽の教育」と解釈可能な「音楽教育」に対し、「教育音楽」は、文脈によって二通りの解釈ができる。一つは、あたかも教育に特化した音楽が存在し、それを特別に指し示す用語として機能する場合であり、もう一つは、「音楽教育」とほぼ同義のような用いられ方をする場合である。文脈を正確に捉えて解釈しなければ、「教育音楽」が「教育」を意味するのか「音楽」を指しているのか判然としない。仮に「音楽教育」と同義であるなら、「音楽教育」とは何が違うのか。また「教育のための音楽」と解釈すれば、教育に特化した音楽ジャンルの具体的な内容を明らかにする必要がある。そして最大の疑問は、なぜ類似した二つの用語が同時期に存在していたのか、ということである。おそらく、そこには「教育音楽」という用語でなければ解決できない事情や、「教育音楽」という用語だからこそ言い当てられた何かがあったのであろう。

実際のところ、「教育音楽」という用語は、昭和期に入っても明確な定義をもたないまま存在し続けた。1960年代にもなお、その実体を問う発言が見られる。たとえば、下総皖一<sup>1)</sup> (1898-1962) を中心とする特設課程音楽科協議会は、1962年に出版した『音楽を理解するために』の中で、「教育音楽ということばは、よく使用されているにもかかわらず、その概念はやや不明確のようである」(特設課程音楽科協議会 1962: 164) と述べている。

この状況に対し、「教育音楽」をある特殊な音楽ジャンルとみなしたのが作曲家の芥川也

---

<sup>1)</sup> 東京芸術大学で教鞭を執っていた作曲家であり理論家である。

寸志（1925-1989）である。彼は同年9月に次のような発言をしたが、それが雑誌『教育音楽』の中であったことは象徴的である。「教育の名のもとに、一般社会で通用している概念とは別種な、一種の固定観念がありはしないか？概念ばかりではない。教育用の音楽—そんな得体の知れぬ化け物みたいな音楽がありはしないか？ちょうどこの雑誌の奇妙な題名と同じように、『教育音楽』などという奇妙な音楽がありはしないか？」（芥川 1962: 19）。彼は音楽教育界の閉鎖的な体質を批判し、ある音楽だけを教育用として囲い込む姿勢に異を唱えた。芥川はさらに、「音楽教育の世界は、音楽界の中での特殊な立ち入り禁止地区にみえてくるのだ」（芥川 1962: 18）と述べる。彼の一連の発言から、当時の音楽教育界はより広い音楽界から隔絶し、音楽そのものまで「教育」の名の下に囲い込もうとした傾向があったことが想像される。

芥川のこれらの発言を評価したのが、教育学者である山住正己（1931-2003）であった（山住 1966: 23）。山住は「教育音楽」を「奇妙なことば」（山住 1966: 23）と評し、教師たちが「学校向けの特別な『音楽』があつて、それだけが「教育的」と考えられ、教師はそれを子どもたちに伝達する技術をもっていればいい、という方針で養成されてきた」と振り返る。山住の解釈によれば、「教育音楽」とは「教育的」とのお墨付きを得た特別な音楽ジャンルを意味する。そればかりではなく、音楽を「教育」で囲い込むことは、教師の役割を「優れた技術をもつ伝達者」に限定することにつながった、と彼は考える。ではなぜ、ある種の音楽を特別に他と区別する必要があったのだろうか。おそらく、そうすることで利を得る人がいたと推察されるが、それが誰で、その背景には何があったのかを理解することは容易ではない。1960年代を迎える以前に、「教育音楽」は長い歴史を築いてしまったからである。

こうした特殊な「ジャンル」として「教育音楽」を捉える動きは、2015年となった現在、一般的ではなくなったようである。代わりに「教育音楽」という用語から連想されるのは、先述した芥川の論稿も掲載されていた音楽之友社発行<sup>2)</sup>の音楽雑誌『教育音楽』であろうか。長い歴史をもつこの雑誌は、1946年12月から刊行され続けている<sup>3)</sup>。小中学校音楽科教育

---

<sup>2)</sup> 厳密には2巻1号（1947年3月）より音楽之友社発行となる。

<sup>3)</sup> 1957年4月からは、「小学版」「中学版」に分化し、さらに1980年6月からは「中学版」は「中学・高校版」へと改名される。

に関する実践的な記事の多いこの雑誌の読者であれば、「教育音楽」の意味を、学校の音楽科教育全般と解釈するかもしれない。

他方、この用語に新たな解釈を施す動きも見られる。それはともすれば、古い価値体系の再編成でもある。たとえば、「教育音楽」という用語を学会名に使用している「教育音楽学会」<sup>4)</sup> という団体がある。この団体は2006年に設立され、その概要を見ると「音楽教育本来の目的である『音楽を』教えることに止まらず『音楽で』未来の国民を育む、という原点に立ち返り、正面から向き合っ音楽指導者の本質的役割についてポリシーを確立する学びの整理整頓を行い、従来の『音楽教育』を『教育音楽』として捉え直し、研究し実践する場」と示されている。「音楽で」という表現からは、「音楽」は手段であり、目的は音楽を教えること以上に「未来の国民を育む」（学会ホームページのQ&Aの項によれば、「音楽を通して全人格教育をめざす」）ことにあるとわかる。興味深いことに、同項では「教育音楽」は「教材・指導法等を精査したもの」、「音楽教育」は「全般」と区別しており、双方を完全に分けて捉えているようである<sup>5)</sup>。

意味が不確定なままに用いられ続けてきたこの用語の、発生からしばらくの経過を追い、誰によってなぜ必要とされたか、この語の使用からあぶり出される日本の音楽界と音楽教育界の関係や相対的な位置付けを明らかにすることが、本論文の主旨である。その際、併せて検討しなければならないのは、「音楽教育」「学校音楽」という類語や、「芸術音楽」「家庭音楽」「社会音楽」などのように、時を同じくして用いられていた音楽ジャンル（あるいはそれを示す語）の存在である。もし仮に「教育音楽」という用語が音楽ジャンルの意味で用いられていたとすれば、異なる用語を用いて区別されるべき他の音楽ジャンルの存在が重要になるからである。

本研究では、相互に関連するこれらのファクターを解きほぐしながら、時代を遡って「教育音楽」という用語の存在意義を明らかにし、現代に至る日本の音楽教育史上での役割の解明を試みたい。

---

<sup>4)</sup> 2006年に設立され、指揮者・作曲家の岡本仁（1936年生れ）を会長としている。

<sup>5)</sup> 詳しくは「教育音楽学会」ホームページを参照。（[http://www.k5.dion.ne.jp/~e\\_music/html/page06.htm](http://www.k5.dion.ne.jp/~e_music/html/page06.htm) 2015/4/15にアクセス）

## 0.2 方法と構成

まず研究の方法について述べる。「教育音楽」の初期の用例を解明するために、本研究では、研究対象期間を明治期から大正期に限定する。対象は、主として当該期間に刊行されていた音楽雑誌である。そうする理由には、まず、当時（特に明治初期）は雑誌の存在自体が珍しく、音楽分野の雑誌となればなおさら珍しく貴重であったこと、音楽雑誌が啓蒙的な意図をもって書かれ<sup>6)</sup>、それを目にした人々は記載された内容に少なからず影響を受けたと推察されること、読者が音楽雑誌を「教育音楽」に関する知識を得られる唯一の手立てと解釈していたこと<sup>7)</sup>などが挙げられる。「主として」としたのは、徹底して各音楽雑誌の内容は「教育音楽」を知る最初の手がかりと考えているため、周辺の文献も視野に入れている。

具体的な研究手順は、次のようなものである。まず、それら音楽雑誌上にみられる「教育音楽」という用語の使用事例を文脈ごとすべて抜き出す。次にその文脈から読み取れる「教育音楽」の意味や、用法などの特性を考察する。その上で重要人物を導き出し、個人研究を行いながら、最終的には「教育音楽」の存在意義を解明し、音楽教育史上での位置付けを明示する。

本論は三章から成る。第一章では、「教育音楽」使用の考察に迫る前段階として、明治期および大正期における音楽教育をめぐる状況を捉えていく。具体的には、音楽というものの認識のされ方、「唱歌」誕生の経緯、その内容や方向性について述べていく。第二章では、「教育音楽」という用語の使用の実際を、当時の刊行雑誌中の記述をもとに辿っていく。いつ、誰が、どの雑誌で「教育音楽」を用いていたのか整理し、使用傾向を類別してそこから読み取れることを考察する。第三章では、「教育音楽」なる語を頻繁に使用する田村虎蔵（1873-1943）、山本正夫（1880-1943）、小松耕輔（1884-1966）に焦点を絞り、彼らが「教育音楽」という語にどのような意味を与えたのか、その違いを明らかにする。彼ら三人は教育背景も立場も異なっていたことから、同じ「教育音楽」を用いながらも伝えようとする内容

---

<sup>6)</sup> 日本初の音楽雑誌である『音楽雑誌』の「発行の辞」（四竈 1890: 1-3）には、雑誌を通して、正格優美なる音楽を大衆に啓蒙する意図が示されている。

<sup>7)</sup> たとえば、『音楽界』の第6巻第11号に掲載されている「読者の領土」（無記名 1913: 54）では、「私は御誌『音楽』時代よりの愛読者に候読者に候処御誌を愛読する理由は教育音楽につきて御誌が吾国唯一の良雑誌たる故」と評価されている。

は同一ではなかったと考えられる。

### 0.3 先行研究

日本の学校で音楽教育が開始される明治期以降を対象にした音楽教育史関連の先行研究には、古くは遠藤宏（1894-1963）の『明治音楽史考』（遠藤 1948）や山住の『唱歌教育成立過程の研究』（山住 1967）があり、近年では河口道朗（1936 生れ）の『近代音楽教育論成立史研究』（河口 1996）、中村洪介（1930-2001）の『近代日本洋楽史序説』（中村 2003）、奥中康人（1968 生れ）の『国家と音楽』（奥中 2008）、上田誠二（1971 生れ）の『音楽はいかに現代社会をデザインしたか』（上田 2010）、前田紘二（1941 生れ）の『明治の音楽教育とその背景』（前田 2010）などがある。

遠藤の研究は、唱歌教育成立の歴史を膨大な資料をもとに辿ったもので、「わが国の音楽教育についての最初の本格的な学術論文」（河口 1996: 20）と目されている。自ら「各篇各項は単独に読み得る」、「明治音楽概説として組織立ったものではなく、資料の関係と私の興味とによって出来上がった」（遠藤 1948: 頁なし）と述べるように、ほぼ時系列に書かれてはいるが通史としてよりはむしろ各論として読めるものである。内容は「唱歌篇」「芸術篇」「幕末維新の軍楽」に分けられ、資料をもとに時代を区切って歴史を振り返っている。遠藤 1948 以外では、日本におけるペスタロッツィ主義唱歌教育論の特質を分析した河口 1996、1800 年前後まで遡って西洋音楽が日本に導入されるまでの過程や、受け入れ側の様子を描いた中村 2003 が重要である。奥中は伊沢修二（1851-1917）を中心に、国策と音楽教育の関連について考察しながら音楽の役割に言及している。上田は文化形成という視点から「音楽」と「教育」を見つめ、長期的に社会動向を捉えた。前田は明治期の音楽教育の「背景」に着目し、幅広い観点から変貌の過程を描いている。研究の傾向としては、部分的、または俯瞰的な歴史研究から、文化的・社会的視点にもとづくより大きな脈絡での「音楽」「音楽教育」解釈へと変化したと言えるだろう。

これらの先行研究における「教育音楽」関連の記述は、まず、先述の遠藤 1948 に見られる。遠藤は節の見出しに「教育音楽の発達変遷」や「エッケルトと教育音楽」といった表現を用いている。前者では文部省や音楽取調掛について記述されている。節目以外に「教育音

楽」は登場しないが、この内容から「教育音楽」は遠藤にとって「学校での音楽教育」を連想させる語であることは明らかである。後者では、本文中に一度だけ「教育音楽」なる語が登場する。それは「彼 [エッケルト] はまた音楽取調掛に兼務した。……音楽取調掛では、管弦楽教授及楽典調和（即和声）等の教授を囑された。これが教育音楽に関係した史実である」（遠藤 1948: 149）という件である。これも、音楽ジャンルではなく音楽の教育を意味する語として用いられている例である。おそらく遠藤は、音楽教育という行為を指して、「教育音楽」という語を用いていたと考えられる。対して山住は、『子どもの歌を語る』（山住 1994）の中で「教育音楽」の語を使用した際、明らかに音楽の一ジャンルを考えている。彼はここで、「学校向けの音楽」の意味で「教育音楽」を用い、芸術教育よりも徳育教育に資する教育的な音楽がそれに相当するという認識でいたようである（山住 1994: 80-81）。上田はこの山住の発言を、「芸術性擁護の立場をとる日本教育音楽協会の『教育音楽』の範疇とズレているのが難点」と評し、それまでの「教育音楽」を、「音楽を提供する側が何らかの教育効果あるいは教化機能を期待した音楽」と解釈した（上田 2010: 353）。

以上のように、「教育音楽」なる用語は、学校という文脈における音楽教育を指すものとして、あるいはある特定の音楽ジャンルとして用いられた歴史を経て、雑誌のタイトル以上の意味を失いつつあるのが現状であると言えよう。

## 第一章 「教育音楽」の前史と背景—明治期の音楽教育をめぐる状況—

明治期を中心に音楽教育を概観する本章では、まず 1.1 で明治初期の音楽観を、1.2 では学校で音楽科目「唱歌」が設置されるまでの経緯を示す。1.3 では音楽取調掛の動向を追いながら、文部省が編纂した日本初の音楽教科書『小学唱歌集』の方向性を捉えていく。1.4 では各政令の記述をもとにして、明治期から大正期の「唱歌」の位置付けの変遷を追う。1.5 では『小学唱歌集』以外の唱歌教材に着目し、それらの特性を明らかにしていきたい。1.6 では、本章のまとめとして明治期を中心に音楽教育をめぐる状況を整理する。

### 1.1 音楽へのまなざし

明治初期の音楽には、「正楽」と「俗楽」という二つの大きな区分があった。「正楽」とは文字通り「正しい楽」を表し、具体的には雅楽を指していた。一方の「俗楽」とは「正楽」に対置されたもので、雅楽以外の庶民の音楽を含んでいた。具体的には箏曲や三味線音楽を意味しており、そこには少なからず「劣った楽」といった負のニュアンスがあった。つまり、当時の音楽は正しく良いものと劣ったもののどちらかに分類され、庶民が楽しんでいた音楽はすべて後者に含まれていたことになる。

このような対象的な捉え方が生まれた遠因としては、江戸期の徳川幕府が武士の学問として採用していた朱子学<sup>8)</sup>の影響を指摘できるだろう。朱子学とは、階級制度を重んじ、正邪の分別を重視した学問である。幕府はこの教えに倣い、正の幅を拡大していくことで邪の幅を徐々に狭めるようにして社会の身分秩序を正し、たとえば上司に対する忠誠心や親への孝行心の育成に役立てようとした。これに準じて音楽も「正しい楽」と「程度の低い楽」に分別されるようになったと考えられる。

ただし、こうした正邪の弁別はあくまでも上からのもので、庶民が身近な音楽に対し自らの価値付けをしていたとは考え難い。箏や三味線を弾く庶民にとっての音楽は、「楽しみ

---

<sup>8)</sup> 朱子学は儒学一派であり、儒学を発展させたものという位置付けにある。しかし日本では朱子学を正当な儒学と認識する傾向にあり、儒学と書いて朱子学を指すことが多い。あえて異なる点を挙げれば、儒学は性善説を、朱子学は性悪説を根本としていることである。たとえば人間はどうあるべきかを問う中で、儒学は自分を変えることや磨くことに重きを置くのに対し、朱子学は相手を変えさせることを意図して実践を重視する考えをもち、親に挨拶をしなさいなどと具体的行為にも言及する。

ごと」だった。浄瑠璃のレッスン代が多少かかったとしても、それが弾けるようになることは喜びであったし<sup>9)</sup>、三弦を習って舞踊の伴奏をすることは難しい字を覚えることよりも優先される場合もあった<sup>10)</sup>。

とはいえ、庶民の「楽しみごと」である音楽には、「程度の低い楽」と呼ばれても仕方がない一面もあった。なぜなら、箏曲や三味線音楽などは古くから「遊芸」の一つと考えられており、代表的な遊芸である歌舞伎は「女の心を蕩かし」、放蕩や淫蕩を招くとして、根絶が説かれるほどのものであったからである<sup>11)</sup>。実際、明治期に至るまでの間に、歌舞伎は、幕府や政府から何度も取り締まりを受けた。その結果、劇場数を減らされたり、地方興行を禁止されたり、役者の給金や日々の振舞いを制限されたりした。また、歌舞伎の取り締まりと並行して寄席と音曲への締め付けも強まった。たとえば、遠山の手の者が突然に寄席を襲撃し、義太夫を語っていた女太夫を席主ともども捕えて、女太夫には咎め手鎖の処分を、また三味線は没収されて焼き捨てられることもあったと伝えられている（倉田 1988: 378-381）。これは、出語りを始めた女太夫に若者が誘惑されるのを危惧した故の強硬策であったが、政府からすれば、遊芸の流行によって風俗を乱されることは何としても避けたかったのである。江戸末期の頃には、仕事場を失った芸人への同情から取り締まりが弱まった時期もあったが、明治期になると再び取り締まりのムードは強まった。そしてついに 1872（明治 5）年 6 月に明治政府が「国家に益なき遊芸」<sup>12)</sup> と記したことをきっかけにして、遊芸、すなわち庶民にとっての音楽は、いっそう「卑猥なもの」「低劣なもの」と見なされていったのである（倉田 1988: 381-386）。

9) 「南鐘老片 [筆者補足:お稽古の際に、浄瑠璃の師匠に支払う謝金のこと] を六十日に割れハ.....一日十式文ばかりにあたる。是にて昼夜楽しむこと奢にあらず、榮耀にあらず、程よき楽ミになるべし」(太瓶楽居 1975: 232)

10) 「さうさ<sup>【そうさ】</sup>く<sup>【く】</sup>。字をしるよりか、三<sup>【さみせん】</sup>弦を習つて踊<sup>【ち】</sup>の地を引く方がいゝ。むづかしい字をしる程損がいくかと思ふよ。」(頼原 1934: 109)

11) 詳しくは『世事見聞録』(武陽隠士 1966: 255-282) を参照。

12) この表現は東京府がスリエという仏人曲馬師が来日するのに伴い許可を外務省に願い出て、その回答書面上で外務省側がスリエのことを「国家に益なき遊芸稼」と表したということに端を発している。ここでの芸能観が、「政府部内の芸能観や芸能行政を左右したもっとも重要な概念」に位置付けられ、周囲へ大きな影響力をもつことになる（倉田 1988: 238-239）。しかし近年の研究ではこの見解を誤りとする見方もあり、1874（明治 5）年 6 月の「国家に益なき遊芸」という明治政府の公示は、外国人居留地外での芸能興業に対する一見解であって、明治政府の包括的な芸能取り締まり政策ではないという指摘もある（橋本 2011: 51-54）。

このように、朱子学を発端とした「正楽/俗楽」の二分法は、明治期に至る過程で「善/悪」の価値観と強く結び付くようになった。1872（明治5）年8月に太政官より「学制」が発せられ、音楽教育科目として「唱歌」が設けられた頃には、この二分法はすでに自明のものとなっていた。

では続いて、教科目「唱歌」が誕生するまでの経緯を確認しておこう。

## 1.2 教科目「唱歌」の誕生と音楽取調掛の関係

学校という概念が日本に本格的にもたらされたのは、明治政府が頒布した「学制」をきっかけとしている。「学制」とは、1872（明治5）年に発布された、日本初の近代的教育制度の法令である。その前文とも言われる「学事奨励に関する被仰出書<sup>おおせいでれきしよ</sup>」には、「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」（文部省 1972: 11）と書かれており、国家は国民皆学を目指そうとしたのである。国が学ばせようとしたのは、福沢諭吉の『学問のすすめ』<sup>13)</sup>に示されているような「実学」<sup>14)</sup>、つまり「実際に役立つ学問」（新村 2008: 1249）であった。国家としては国民全員に実学を学ばせ、それぞれが身を立て人間らしい生活が送れるようになっていくことを期待したのである。

実学重視の方針のもとに設定された教科目の中に「音楽」（教科名としては「唱歌」）も含まれたことは、それが「教育に値するもの」と見なされたことを意味する。「娯楽」や「低劣なもの」と考えられてきた音楽は、ここにおいて「教育相当」という評価を得た。青柳善吾（1884-1957）によれば、音楽が教科目に加えられた背景には二つの説がある。一つは、諸外国の学校制度を紹介する『和蘭学制』（内田 1869）<sup>15)</sup>や『佛国学制』（佐澤；河津 1873）<sup>16)</sup>の中で、音楽が教科目に位置付けられていることを知り、それを単に模倣したのではな

<sup>13)</sup> 『学問のすすめ』は1872（明治3）年に初本が出版され、その後1876（明治7）年までの間に17編出版され完成に至る。なお合本出版されたのは1880（明治9）年である。「学制」と『学問のすすめ』の関係性については澤崎（1995: 32）を参照。

<sup>14)</sup> 「学問トハ、唯ムヅカシキ字ヲ知り解シ難キ古文ヲ読ミ、和歌ヲ楽ミ詩ヲ作ルナド、世上ニ実ノナキ文学ヲ云フニアラズ.....専ラ勤ムベキハ人間普通日用ニ近キ実学ナリ」（福沢 1880: 3-4）

<sup>15)</sup> 『和蘭学制』では、「通常の小学校教科としての『唱歌』が必修科目として挙げられている」（野村；中山 1995: ii）

<sup>16)</sup> 『佛国学制』では、「初編巻之一で下等小学校教科として『唱歌を加ふることあり』、上等小学校、女児の下等上等小学校の必修教科として『唱歌』が挙げられていることが紹介される（この本は1872年以上前に訳されていたといわれる）」（野村；中山 1995: ii）

いかという説である（日本教育音楽協会 1934: 60）（青柳 1979: 67）<sup>17)</sup>。もう一つは、儒教の「礼楽」に倣って「唱歌」や「奏楽」を加えたのではないかという説である（日本教育音楽協会 1934: 65）（青柳 1979: 71）。青柳はこの二つの説を示した上で、国は対外的面目を保持するために音楽を取り入れたにすぎず、その教育的価値は理解していなかっただろうと指摘している（日本教育音楽協会 1934: 65）（青柳 1979: 71）<sup>18)</sup>。確かに学制が公布された直後の「唱歌」は、準備不足のため「当分之を欠く」という扱いであった。音楽教育の準備は、学制で「唱歌」が設置されたことを機に、ようやく本格的に着手されることとなった。

実際の動きを見てみると、明治政府が「唱歌」の実施に向けて動いた最初の取り組みと言えるのは、日本人教育者の米国派遣であった。1875（明治8）年7月に、愛知師範学校校長であり唱歌遊戯の授業経験もあった伊沢修二（1851-1917）、生物学者であり教育学者でもあった高嶺秀夫（1854-1910）、教育者の神津専三郎（1852-1897）らは、文部省の派遣留学生として、米国の小学校師範学科を調査する任務に就いた。この時に伊沢は、ボストンで音楽教師をしていたメーソン（Mason、Luther Whiting 1818-1896）<sup>19)</sup>と出会う。彼からは音楽を学ぶが、このメーソンを介して米国の音楽教育事情を目の当たりにしたことがきっかけとなり、伊沢は日本の音楽教育創始へ向けて尽力するようになった。そして1878（明治11）年4月、伊沢は留学生監督官の立場にあった目賀田種太郎（1853-1926）と連名で、米国から文部大輔田中不二麻呂<sup>20)</sup>（1845-1909）宛てに上申書<sup>21)</sup>を提出した。その内容は、主に学校唱歌を開始するために必要な音楽取調事業を要求するものであったが、音楽の効果について

<sup>17)</sup> 日本教育音楽協会が著作者となっている『本邦音楽教育史』（1934）は、実は青柳善吾個人で記されたものであることが青柳の死後、妻の寿美子によって明示されている（青柳 1979: 374）。そして寿美子が発行者となって『本舗音楽教育史』（1934）の不備を補いつつわかりやすい現代表現に直した『本邦音楽教育史（改訂新版）』（1979）を新たに発行している。両著書は基本的に同内容のため、両方にある掲載頁を併記しておく。

<sup>18)</sup> 詳しくは「学制が大体に於て西洋諸国の制度その儘の模倣であり、他面に於て漢学の影響を多分に受けて居た当時の人々が、儒教に於ける礼楽と云ふ言葉を恐らく考慮に置いて、音楽を教科目として採ったのであらうと推察される。換言すれば、如何なる音楽を如何に教育上に適用するか of 具体的考察なくして、唯に面目上之を採ったかの感がする。」（日本教育音楽協会 1934: 65）（青柳 1979: 71）と表記されている。

<sup>19)</sup> メーソンは1880（明治13）年に「音楽取調掛雇教師」として来日し、唱歌の出張授業を行い、また初の音楽教科書となる『小学唱歌集』（全三巻、1882-1884）の編纂に携り、日本の学校音楽教育発展に多大な貢献をした。

<sup>20)</sup> 「不二麻呂」は、「不二麿」とも書く。

<sup>21)</sup> 上申書の正式名称は、「学校唱歌ニ用フベキ音楽取調ノ事業ニ着手スベキ、目賀田種三郎、伊沢修二ノ見込書」である。

も述べており、音楽には学制が求める実学の養成に通じる効果があることを記している。以下が、その部分の引用である。

現時欧米ノ教育者皆音楽ヲ以テ教育ノ一課トス、夫レ音楽ハ学童ノ神氣ヲ爽快ニシテ其ノ勤學ノ勞ヲ消シ、肺臟ヲ強クシテ其健全ヲ助け、音声ヲ清クシ、発音ヲ正シ、聴カク疾クシ、考思ヲ密ニシ又能ク心情ヲ楽マシメ其ノ善性ヲ感發セシム是レ其ノ學室ニ於ケル直接ノ効力ナリ、然シテ社会ニ善良ナル娛樂ヲ与へ、自然ニ善ニ遷シ罪ニ遠カラシメ、社会ヲシテ礼文ノ域ニ進マシメ、国民揚々トシテ王徳ヲ頌シ太平ヲ樂ムモノハ其ノ社会ニ対スル間接ノ効力ナリ

(岩井 1978: 15-16)

伊沢らは、音楽には「直接ノ効力」と「間接ノ効力」があると述べた。「直接ノ効力」とはつまり、学業からくる疲労を癒す、肺臓機能を強化する、発音を矯正する、心情を楽しませるといったものである。一方、「間接ノ効力」とは、社会に良い娯楽を与えて自然な形で善人を増やし、平和な社会構築をもたらすといったものである。二人が音楽と実学の関連性を訴える様子を捉えることができるが、この上申書の中では、用いるべき音楽についても語られていた。それによれば、伊沢と目賀田は、学校で用いる音楽には「雅楽」も「俗楽」も、高すぎる音域や歌詞の卑劣さという点で相応しくないと考えていたようである<sup>22)</sup>。では、どのような音楽を教材とすれば良いのかと言うと、上申書の提出からわずか12日後に、目賀田が単独で文部大輔田中不二磨に宛てた「我公学ニ唱歌ノ課ヲ興スベキ仕方ニ付私ノ見込」の中にそれは示されている。

ナショナルミュージック [ママ]  
我 国 学 ヲ起スヲ得ベシ、国 学 トハ我国古今固有ノ詞歌曲調ノ善良ナルモノヲ尚研究シ、其ノ足ラザルハ西洋ニ取り、終ニ貴賤ニ関ハラズ雅俗ノ別ナク誰ニテモ何レノ節ニテモ日本ノ国民トシテ歌フベキ国歌奏ヅヘキ国調ヲ興スヲ言フ、

(岩井 1978: 18)

<sup>22)</sup> 我国ノ音楽ニ雅俗ノ別アリ、其ノ雅ト称スルモノ調曲甚高クシテ大方ノ耳ニ遠ク、又其ノ俗ト称スルモノハ謳曲甚卑クシテ其害却テ多シ、(岩井 1978: 16)

目賀田は、日本の良い音楽を研究し、足りない点は西洋の音楽で補い、雅俗の区別なく誰もがいつでも歌い、奏でられるような「国楽作り」を目指すべきだと述べたのである。

ただし、こうした伊沢や目賀田の発言の背景には、田中の演説が深く関わっている。田中不二麿（不二麻呂）は1874（明治7）年9月より文部大輔となるが、1877（明治10）年の末もしくはその翌年の初めに東京大学で「唱歌奏楽ハ教育ノ為メニ欠ク可ラザルヲ論ズ」という題目の講義を行った。そこで田中は「唱歌は国是ともいふべき富国強兵、殖産興業の路線にふさわしい教科」（倉田 1988:460）<sup>23)</sup>と説いた上で、「唱歌」が教科に組み込まれていない理由を説明するかのごとく、次のように述べたのである。

我邦古代音曲ノ如キハ姑ク置キ現時俗間ニ行ハル、所ノ音曲ノ類ニ至テハ断ジテ之ヲ子女学習ノ場ニ上ス可ラス洋風音曲ノ如キモ亦之ヲ目下ニ直施シ得ヘキニ非ス宜ク中外諸般ノ方法ヲ斟酌シ務メテ純清優美ノ体ニ基ツキ新タニ一種ノ音曲ヲ製作シ以テ学校定課ノ事業トナスヘキ而已  
（東京大学編 1977: 162）

倉田喜弘の言葉を借りれば、つまり田中は「日本の音曲は用いない、外国の音楽も直輸入しない、学校教育の唱歌は新たに作り出す」（倉田 1998:460）という方針を示したのである。この演説が1878（明治11）年4月刊行の『学芸志林』（東京大学編 1977）の第九冊に掲載され、その直後に伊沢と目賀田は先に述べた上申書（4月7日付）を田中へ届けたのである。倉田は「田中と目賀田、それに伊沢の主張は、一本の糸のようにつながっていたのである。」（倉田 1988:461）と述べるが、伊沢と目賀田の一連の行動には、田中の影響が少なからずあったとみられる。

その後、目賀田の国楽創成への思いを引き継いだ伊沢修二は、1879（明治12）年10月、文部卿寺島宗則（1822-1893）宛てに「音楽取調べの見込書」を提出した。そこには国楽を作る上で音楽取調掛が取り組まなければならない三つのことが具体的に記されていた。一

---

<sup>23)</sup> 原文は、東京大学編（1977）の161～162頁を参照。

つは東西両洋の音楽を折衷して新曲を作ること、二つはそれを実践し得る人物を育成すること、三つは学校で音楽を実施することである。山住正己は、伊沢と目賀田による上申書の提出を、国楽創成の動きや音楽取調掛設置のための重要な足掛かりとなった、と評価している（山住 1981: 398）。

教科としての「唱歌」が誕生して以降、こうした動きを経て、ようやく同年12月に文部省直属の「音楽取調掛」は設置されることになった。

### 1.3 徳育偏重の『小学唱歌集』

国楽創成を期待されて始動した音楽取調掛は、まず教科書の作成と指導者の育成に着手した。

音楽取調掛が手掛けた日本初の「唱歌」教科書と言える『小学唱歌集』（全三巻）は、1881（明治14）年<sup>24)</sup>にその初版が出版された。その内容は、実学志向というよりはむしろ徳育的效果を意識したものとなっていた。それには、二人の上申書提出から音楽取調掛設置の間に頒布された「教学聖旨」が関わっている。「教学聖旨」とは1879（明治12）年8月に明治天皇が内務・文部両卿に内示した教学の根本意見で、実学主義から徳育主義に改められる転機を作ったとされているものである（松村 2006: 646）。音楽取調掛とは直接的な関係はないが、「教学聖旨」の影響が見て取れる事例がある。たとえばそれは1880（明治13）年に東京府が学務課起案の文書として、音楽教育開始準備を担う選定委員会に配布した資料に表れている。

#### 「唱歌編成ノ旨趣及意見」

- 一、愛国ノ精神ヲ養ヒ、温良ノ氣象ヲ育ス。
- 一、粗暴不遜ノ念ヲ除キ、礼義廉恥ノ心ヲ起サシム。
- 一、静思熟慮ノ精神ヲ研磨シ、鋭敢果決ノ志氣ヲ鼓舞ス。

<sup>24)</sup> 『小学唱歌集』は「初編」「第二編」「第三編」からなり、各奥付に記された出版届け出年月は、1881（明治14）年11月、1883（明治16）年3月、1884（明治17）年3月となっている。しかし、「初編」が実際に発行されたのは翌年であるため、本論文では厳密に「初編」の発行時期を1882年と統一して表記する。

- 一、倦厭<sup>けんえん</sup>ノ心ヲ散ジ、鬱陶<sup>うつとう</sup>ノ気ヲ新ニス。
- 一、猥褻<sup>わいせつ</sup>ノ陋弊<sup>ろうへい</sup>ヲ去リ、風俗ヲ高尚ニ導ク。
- 一、脳裏ニ万象ノ快樂ヲ浮ベ、憤怒モ為ニ解ク。
- 一、肺臟<sup>きょうこ</sup>ヲ鞏固ニシ、身体ヲ健康ニス。

(倉田 1988: 274)

「唱歌編成ノ旨趣及意見」という題目のこの史料には、唱歌音楽の教育的効果が7項目記されている。注目すべき点は提示の「順序」である。1878(明治11)年4月に伊沢と目賀田が提出した上申書には、「直接ノ効力」として実学的効果が先に置かれ、徳育的效果は「間接ノ効力」として後に置かれていた。しかしここではそれが入れ替わっているのである。最初に掲げられているのは愛国精神を養うことや礼儀を身に付けること、すなわち徳育に関連した内容である。肺臟を強化したり、身体を健康にしたりすること、すなわち実学に関連した内容は最後に置かれている。つまり、実学的効果よりも徳育的效果を優先する配置になっていることがわかる。

こうした優先順位の変化を示す例がもう一つある。1879(明治12)年に発行された教育令と、その翌年に発行された教育令の改正令に置かれた「修身」の位置である。前者では小学校教科の末尾に「修身」が置かれ、後者では冒頭に置かれた。

こうしてみると「唱歌」の方向性は、3年足らずの間に実学から徳育を重視する方向へとシフトしたと言えるが、それは『小学唱歌集初編』緒言の、「徳性ヲ涵養スルヲ以テ必要トスヘシ」という記述に端的に示されている。実際の文章は、以下の通りである。

凡ソ教育ノ要ハ徳育知育体育ノ三者ニ在リ而シテ小学ニ在リテハ最モ宜ク徳性ヲ涵養スルヲ以テ要トスヘシ今夫レ音楽ノ物タル性情ニ<sup>[ママ]</sup>本ツキ人心ヲ正シ風化ヲ助クルノ妙用アリ

(文部省音楽取調掛 1881: 緒言 1)

山住正己がこの緒言を「唱歌の目的が『徳性の涵養』...にあると、はっきりときめられた」(山住 1967: 96)と評しているように、『小学唱歌集』の発行を通して、「唱歌」と「徳育」

の結び付きは顕在化した。換言すれば、「唱歌」は「徳育の手段」として存在することが、明言されたのである。

それからしばらくして 1891（明治 24）年に発布された「教育勅語」<sup>25)</sup> は、結果的に唱歌と道徳の結び付きをさらに強固なものにし、教育勅語に示された国民の守るべき事項（たとえば、父母への孝行や夫婦の調和、兄弟愛などの友愛、学問の大切さ、遵法精神、国と天皇家を進んで守るべきことなど）は、唱歌の歌詞として好んで取り上げられた。

以下では、そうした教育勅語の内容が反映された唱歌の内容を考察するが、その前に「唱歌」という科目自体が学校でどのような位置付けにあったのかを把握しておきたい。

#### 1.4 揺れ動く教科目「唱歌」の位置付け

音楽取調掛によって教科書が整えられても、本格的に「唱歌」の授業を開始するには至らなかった。その背景には、音楽そのものに対する無理解があったと思われる。すなわち、音楽は「娯楽」で「低劣なもの」という一般的な認識を、依然として払拭しきれない実情があったということである。

「唱歌」の位置付けの変遷を、ここでは小学校での扱いを中心に見ていくことにする。なお、『音楽教育を読む』（野村；中山 1995）に掲載されている「近代日本音楽教育史年表」の内容に従って記していきたい。

「唱歌」設置の発端は、1872（明治 5）年に学制の中で下等小学校の教科として「唱歌（当分のヲ欠ク）」が記載されたことである。しかし、同年 8 月に頒布された小学校教則には「唱歌」に関する記載は何もなかった。

1879（明治 12）年になると学制が廃止され教育令が定められたが、教育令の中で「唱歌」は「土地ノ情況ニ随ヒテ加ヘ」ることのできる学科と示された。そして 1880（明治 13）年 12 月になると改正教育令が頒布されるが、ここでも同じく小学校の「唱歌」は「土地ノ情

---

<sup>25)</sup> 1890（明治 23）年 10 月 30 日に日本の教育理念を提示するものとして、明治天皇が時の文部大臣芳川 顕正に下付した勅語。文部省では「教育ニ関スル勅語」と名付けている。戦前・戦中までは、絶対的な真理の宣言とみなされ、「御真影」とともに、学校教育に対する天皇制支配のシンボルとしての神聖性を与えられていた。教育勅語は、大日本帝国憲法の発布（1892.2）による立憲制の発足を機に、自由民権運動が再興することをおそれた山県有朋ら保守勢力が、民衆への思想統一の一環として徳育方針の一定化を求めて成立させたものである。（佐藤 1990: 314）

況ニ随ヒテ加へ」ることのできる学科として示されていた。

1881（明治14）年5月に制定された小学校校則綱領には、「唱歌」は引き続き小学校初等科の学科に含まれていた。しかしながら、「但唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クベシ」と言う但し書きが付され、開設は据え置かれたのである。1885（明治18）年8月になると教育令再改正が頒布されるが、小学校の取り扱いに変化はなく、相変わらず教授法などが整うのを待つ状況であった。

翌年の1886（明治19）年5月になると、「小学校ノ学科乃其程度」が制定され、「唱歌」は「土地ノ情況ニ因テハ図画唱歌ノ一科若シクハ二科ヲ加フルコトヲ得」と示されるようになった。「図画」や「唱歌」のどちらかの科目を選択して、または両方の科目を学ぶことが許されたのである。なお、高等小学校では必修科目と記されたが、「唱歌ハ欠クモ妨ゲナシ」と但し書きが付られ、名ばかりの必修科目であった。

1890（明治23）年になり、1886（明治19）年に発令された小学校令が廃止され、改まった小学校令が交付されると、「唱歌」は尋常小学校では「土地ノ情況ニ依リ加フルコトヲ得」る科目と示された。高等小学校では必修科目として示されるものの、「土地ノ情況ニ依リ欠クコトヲ得」るとの但し書きが付された。それぞれ異なる表現であるが、どちらも積極的に「唱歌」を奨励しているわけではないことは明らかである。

1891（明治24）年になると、小学校教則大綱が制定され、「唱歌」はようやく「随意科目」となった。ただし、高等小学校では「唱歌」を2時間割り当てる決まりになった。

1900（明治33）年になると小学校令改正が交付され、「唱歌」は、尋常小学校においては「土地ノ情況ニ依リ加フル科目」と記された。すなわち、先ほどの随意科目という位置付けからは脱したのであった。高等小学校においては「欠クコトヲ得」る随意科目と記され、小学校教則大綱が公布された時には2時間割り当てられていた授業は、減らしても良い対象にされた。

1907（明治40）年に提示された小学校令改正で、「唱歌」は初めて「必修科目」に位置付けられた。だが附則には「唱歌ハ当分ノ内之ヲ欠クコトヲ得」と示されたため、実質的には必修科目にはなり得なかった。

1911（明治44）年7月になると再び小学校令の改正が行われ、「唱歌」は「当分ノ内府県

知事ノ認可ヲ受ケ欠クコトヲ得」と改められることになった。管轄の府県知事の許可さえ得られれば欠いても良いということは、やはり「唱歌」は必修科目とは名ばかりの状態にあっただけでなく、実質的な科目削減が認められたと言わざるを得ない。

以上のように、明治期の「唱歌」は準備不足のまま開始され、必修科目といっても積極的に奨励されない状態が続いた。しかし大正期になると、明治期に見られた様々な但し書きが取り除かれ、「唱歌」の必修科目としての位置付けは安定する。1919（大正8）年2月に公布された小学校令改正では、高等小学校の「唱歌」は修業年限にかかわらず必修と示されるようになった。そして大正末期である1926（大正15）年4月になると、再び小学校令改正が公布され、尋常小学校の「唱歌」は必修科目と示された。同じタイミングで公布された小学校令改正には、高等小学校の音楽教師が専科正教員として勤務することを認める記述が見られる。大正期には「唱歌」の地位が向上しただけでなく、それに携わる音楽教師の地位向上が図られた。総じて、明治期から大正期にかけて、小学校における「唱歌」の位置付けは浮き沈みを繰り返しながら短いスパンで見直され続け、大正末期になってようやく必修科目として安定した。同時に、教員の地位についても見直しを図られたのである。

しがしながら、こうした「唱歌」という科目の存在を認める流れがある一方、実際の現場で教えられていた唱歌というのは、純粹に音楽そのものを教えるためのものではなかった。よって、続いては『小学唱歌集』より後に発行された様々な唱歌教材を取り上げ、各作風を捉えながら何を目的とする唱歌であったのか確認していきたい。なお、その際に重要な観点となるのは、『小学唱歌集』にあった徳育偏重の傾向が、他の唱歌作品にも見られるかということである。もし仮に、徳育偏重の唱歌が数多く産出されていたならば、それは音楽教育が音楽とは無関係の「徳育」という音楽以外の目的を果たすために活用されていたことになる。つまり、唱歌は「手段としての音楽」として機能していたということになるだろう。

## 1.5 様々なジャンルの唱歌

実際のところ、学校では教材として『小学唱歌集』以外に「軍歌」を始め、「公德唱歌」や「鉄道唱歌」など「〇〇唱歌」と呼ばれる多様な教材的価値を有する唱歌が用いられていた。ここではそれらを四つに分類し、各々のもつ特性を把握し、その目的を確認していき

い。なお、その際には山東功の『唱歌と国語』（山東 2008）を主な拠り所として、各作品を辿っていくことにする。

### 1.5.1 国民の身体造りに寄与した「軍歌」

まずは体育振興のために用いられた軍歌が音楽教育の活性化につながったケースを見ておこう。軍歌の流行はおよそ明治 20 年代半ばに始まる。学校において、軍歌あるいはそれに類する勇壮活発な唱歌は、歌われただけでなく、日本国民としての身体造りの基礎となる兵式体操の指導に欠かせないものとなっていた。文部当局も軍歌を奨励し、時の文部大臣であった井上毅（1844-1895）は「高等小学校男生徒には、兵式体操を課するの際軍歌を用い、体操の氣勢を壮にすることあるべし」と訓令していたという（前田 2012: 152）。

体育と軍歌を結び付けて使用するこのような状況について、音楽教育者たちは必ずしも肯定的ではなかった。発声に弊害が生じる、というのがその理由である。青柳善吾は、軍歌が歌われる様子を「地声を張上げて怒鳴ると云う傾向」と表し、この時代の特徴であると分析している<sup>26)</sup>。音楽教師たちは、子どもたちが地声を張り上げて怒鳴るような発声を続けていることを憂慮していた。加えて、軍歌が教材としての適否を吟味されないまま教育現場に導入されていたことも問題視した。こうした事態を受けて文部省も対応を迫られることになり、1894（明治 27）年、訓令第 7 号「小学校唱歌用歌詞楽譜採用に関する通牒」を発して教育に有害な歌曲を取り締まるようになった（前田 2012: 152）。

ただその一方で、子どもたちは好んで軍歌を歌ったため、軍歌の導入は音楽教育の活性化に寄与することにもなった。前田などは軍歌の流行を「学校における唱歌教授体制発達の一翼」と認識し、好意的な評価を示している（前田 2012: 153）。

やがて、1895（明治 28）年 3 月の日清戦争の終結を機に、軍歌の流行は落ち着きを見せ始める。しかし、音楽教育の勢いが削がれることはなかった。前田の説によれば、教育現場において軍歌に替わる「ジャンル」が新たに求められることになり、結果的には、唱歌の多

<sup>26)</sup> 「既に氣勢を壮にすると云ふ以上、生優しい歌ひ方では士気を鼓舞しえないから、自然蛮声を発して声の限りに怒鳴る必要がある。現在に於ても尚、一般的に地声を張上げて怒鳴ると云ふ傾向は、遠く端をこの時代に発して居ると考へられる。」（青柳 1979: 174）

様化や多岐化につながっていったのだという（前田 2012: 160）。1.5.2 からは、「〇〇唱歌」と称してジャンルを形成することとなった唱歌の分化、多様化の実態を見ていくことにしよう。

### 1.5.2 社会的規範の普及に寄与した「公德唱歌」

軍歌の流行が下火になると、それに代わるように現れたのが「公德唱歌」である。公德唱歌が依って立つところの「公德思想」については、1902（明治 35）年に刊行された『公德養成』（帝国教育会編）にその定義が示されている（山東 2008: 118）。それによれば「公德とは社会公衆に対して行ふべき道德」であり、私徳とは区別すべきものであって、客観的に言えば社会的義務のようなものであるという<sup>27)</sup>。公德思想は、「公衆マナー本」ともいうべき書籍のジャンルも形成した。日本の「公德」が手本としたのは、米国でもヨーロッパ諸国でもなく、英国のジェントルマン気風であった。その背景には、1902（明治 35）年に締結された日英同盟の影響や、英国を文明国の筆頭とみなす当時の考え方があったようである（井上 1903: 1-2）。たとえば、1903（明治 36）年に刊行された『公德養成之実例』（読売新聞社編 1903）は、英国に学ぶ公衆マナー本の典型である。以下に各章の題目を掲げるが、これらの場面別にふさわしい態度が具体的に説明されている。

第 1 章 多人数群集の場合に於ける公德	第 6 章 規則に対する公德
第 2 章 公共物に対する公德	第 7 章 政治に関する公德
第 3 章 他人の事業及び所有物に対する公德	第 8 章 商売に関する公德
第 4 章 金銭物品の受渡に関する公德	第 9 章 同情を表すべき場合に於ける公德
第 5 章 約束に対する公德	

（読売新聞社編 1903: 公德養成之実例目次 1-12.）<sup>28)</sup>

<sup>27)</sup> 『公德養成』に書かれている原文は次の通りである。「公德とは社会公衆に対して行ふべき道德にして、一身一家の間に行ふべき徳即ち所謂私徳とは自ら区別すべきものを謂ふ。されば公德は之れを客観的に云ふときは社会的義務となるなり。」（帝国教育会編 1902: 49）

<sup>28)</sup> 原本のページ表記は通し番号になっていないので、同番号表記が多く曖昧である。よって、誤解のないよう「公德養成之実例目次」と記されている部分に書かれているページ数という意味で、詳細に記している。

本文では、米国や英国の見習うべき姿に関して細かい説明が加えられている。たとえば、「第1章 多人数群集の場合に於ける公德」であれば、「米国の停車場」のように具体的な場面設定が行われ、乗客が電車を乗り降りする際に整然と列を作って並ぶ様が肯定的に描かれている。こうした実例本には、日本人に公共心という新しい倫理観を浸透させるねらいがあった。

公衆マナーを説く書物を通じて欧米に恥じない社会的規範の形成を目指す過程で、「公德唱歌」というジャンルもまた、立ち現れてきた。その歌詞は、「教育勅語」の詳説や「公衆マナー本」に準じたものであった。以下に示す具体例は、1903（明治36）年に刊行された東京府教育会撰『東京府民 公德唱歌』（大和田建樹作歌、小山作之助作曲）である。この曲の歌詞は25番までである。まず、「教育勅語」を敷衍したような歌詞で始まり、中盤では外国人を蔑視しないこと、運動時間にブランコを奪い合うことなく仲睦まじく遊ぶべきことなど、規範の例示が続く。終盤には冒頭の「教育勅語」に通じる歌詞内容が再び登場し、曲全体の作りとしては「教育勅語」で「公衆マナー本」の要素をはさむような形になっている<sup>29)</sup>。

この他、公德唱歌には「公衆衛生」普及を目的としたものも含まれる。なぜならこの時代、「公衆衛生は公德における重要課題」とされていたからである（山東 2008: 122）。たとえば、1903（明治36）年に刊行された帝国教育会編纂『公德養成国民唱歌』（田草川喜作作歌、上真行・鳥居枕添削、田村虎蔵作曲）などがそれに該当する。ここでは、「よに恐るべき流行の、病を避くる道あれど、若しも病にかゝりなば、先づ応急の手当して、包み隠さずためらはず、医師の治療をもとむべし」（帝国教育会編纂 1903: 6-7）といった歌詞により、流行病にかかった時の対処法が示されている。また別の例では、より強い表現で衛生観念を植え付けようとしているものもある。1901（明治34）年に刊行された『風俗改善 公德唱歌』（石

---

<sup>29)</sup> 参考までに1番、12番、24番の歌詞を以下に示すが、詳しくは大和田；小山（1903: 1-13）を参照いただきたい。

（一）上には万世一系の、天皇陛下をいたゞきて、御膝のもとに住居する 我東京府民等は、忠と孝との行を、しばしのひまも忘るなよ、（大和田；小山 1903: 1）

（十二）外国人を取りまきて、珍しがほに見物し、彼をあなどり笑ふ人、あること国の恥辱なれ、是等の悪しき風習を、払へや一日も速かに、（大和田；小山 1903: 7）

（二十四）男子は陸海軍隊に、身を捧ぐべき務あり、女子は子孫を教育し、世に立たすべき務あり、我等ちひさき国民も、心は世のため君のため、（大和田；小山 1903: 13）

原和三郎作歌、田村虎蔵作曲)では、「衛生上より云ふ時は、不潔な水を庭にまく、どぶは浚はず、虫はわく、塵や芥も路のはた。」や「よごれた物を川上で、洗濯したり、流したり。伝染病などあるときは、それこそ数万の人殺し。」(石原 1901: 17)といった表現が用いられている。

最後に、三島通良作歌、鈴木米次郎作曲による『衛生唱歌』(1900、明治33年)を取り上げる。これも冒頭は「教育勅語」を敷衍したような内容から入り、中盤で衛生に関わる内容が登場するという構成である。衛生に関する部分は、「すべての食物 飲料は 腹八分より すごすなよ 食後はしばらく 休息し きて運動に かかるべし 食するやがて 湯に入るな 湯に入るときは 石鹸<sup>しゃぼん</sup>もて よく身体の 垢をさり」(三島 1900: 5)と、きわめて具体的である。それまでの「公德唱歌」と異なるのは、いたずらに恐怖を煽ることを避け、だれでもできることを教え込む方法をとっている点である。そして最後には、「強壯偉大の魁<sup>きよーそー</sup>男子 健康艶美<sup>えんび</sup>の真女子 互ひに力を尽しなば 御国は万歳 万万歳」(三島 1900: 10)という歌詞が置かれ、ここでも「教育勅語」に帰結している。この当時、国の方針としての「教育勅語」の影響力は極めて大きかったのであろう。

以上のことから、「公德唱歌」とは、「教育勅語」にも重なる公衆マナーや衛生マナーといった新しい社会的規範の定着を目的としていたことがわかる。

### 1.5.3 他教科の学習に寄与した「工業唱歌」「地理唱歌」「歴史唱歌」

「公德唱歌」のピークからやや遅れて現れたのが、「工業唱歌」や「地理唱歌」、「歴史唱歌」の類である<sup>30)</sup>。これらは、他教科の内容の理解や暗記を助ける唱歌とも言える。具体的にどのような特徴をもつものであったのか、実例を挙げながらみていきたい。

まず「工業唱歌」の例として、1908(明治41)年に刊行された全国工業学校長会議選定『工業唱歌』(大和田建樹作歌、田村虎蔵作曲)を取り上げる。この作品は、1907(明治40)年6月に東京で全国工業学校長会議が行われた際に、工業学校の生徒に歌を課すことが検

<sup>30)</sup> 前田は『「公德唱歌」が明治二〇年代からみられたのに対して、『歴史唱歌』や『地理唱歌』は明治三〇年代の特産物といってよい』(前田 2012: 163)と述べており、「公德唱歌」とその他の「～唱歌」の流行には10年程度の開きがあることを指摘している。

討され、誕生したものである。「はしがき」に、この唱歌が「工業学校、徒弟学校等に適合するのみならず、初等普通教育上にも採用し得ることを信ず」（全国工業学校長会編纂 1908: 頁なし）と書かれているように、「工業唱歌」が「普通教育界に工業教育思想普及の一助」（全国工業学校長会編纂 1908: 頁なし）と成り得ることが期待されていた。歌詞内容は、「一 技術の力、二 真の技術者 三 工業の花 四 文化の恩人」と四つに区分されている。一般的なものにしたいという意図からか、そこに専門的な難しいことは書かれておらず、その代わりに、工業に携わる人々がどのような日常を送り、工業の力がどこでどのように役立っているのか、知らぬ間に恩恵を受けていることは何なのか、などがよくわかるように書かれている。これは明らかに「手段としての音楽」である。「公德唱歌」同様、言葉や文字では伝えづらく覚えにくい内容を、調子の良い音楽に乗せて自然な形で伝えることのできる「唱歌」は、すぐれた記憶装置であった。なお、興味深いことに、この「工業唱歌」においても「教育勅語」は存在感を示している。たとえば、「文化の恩人」として工業界の偉人を紹介している終結部は、苦勞の先には必ず希望があることを示唆して、立身出世を図ることを促している。

産業関連で、もう一つ別の例を簡単に紹介しておこう。それは1909（明治42）年に作られた『堺市水道唱歌』（大和田建樹作歌、田村虎蔵作曲）である。この作品は境市参事会が水道敷設を広告するために作られたようで（山東 2008: 125-126）、まさに「広告のための音楽」という位置付けとなる。さらに堺市という限定した地域を対象としていることを考えれば、「行政パンフレット」（山東 2008: 125）と揶揄されてもしかたがないだろう。この音楽そのものが、人々の興味関心をひくことはなかったようである。

次に取り上げるのは、「地理唱歌」である。「地理唱歌」の代表的な例は、今でも耳にすることの多い、1900（明治33）年に刊行された『地理教育鉄道唱歌 第1集』（大和田建樹作歌、上真行・多梅雅作曲）<sup>31)</sup>である。この作品は5集から成り、全ての歌詞を合わせると334番までである。東海道から関西、参宮、南海各線に至るまでが対象とされ、各地の風物や歴史、名産品などが詠み込まれている（山東 2008: 126-128）。この他にも「地理唱歌」は量

---

<sup>31)</sup> 『地理教育 鉄道唱歌 第1集』（大和田；上；多 1900）に掲載されている。

産され、明治期だけでも 130 曲を超えている（山口 2003:209）。数は多いが、これらはいずれも地理教育の手段として用いられた唱歌であった。山東は「鉄道といった交通手段によって地理教育の内実が構成されていく、まさしくその過程において唱歌が利用されていったという構図は、明治期の教育実践を考える上で注目すべきであろう。」（山東 2008:130）と述べ、唱歌が地理教育に「利用された」ことを明言している。彼は、地理教育の下位に教科としての「唱歌」が位置付けられたという見方も示している。この頃すでに、教科間に序列が生じていたことは十分考えられる。

なお、「地理唱歌」と同様の発想にもとづく「歴史唱歌」も創られた。1900（明治 33）年に刊行された「日本歴史唱歌 第 1-4 集」（町田久作歌、初霜女子・服部登作曲）は、162 番までである大作である（町田；初霜；服部 1900）。

#### 1.5.4 ナショナル・アイデンティティ形成に寄与した「日本唱歌」

音楽以外の目的の手段として用いられた唱歌ジャンルとして、「軍歌」「公德唱歌」「工業唱歌」「地理唱歌」「歴史唱歌」を概観したが、最後に取り上げるのは、「日本唱歌」である。たとえば、1911（明治 44）年に刊行された「国民教育 日本唱歌」（芳賀矢一作歌、田村虎蔵・松岡保作曲）（山東 2008:112-115）を見てみよう。歌詞には長距離電話開通や輸入輸出額の話が含まれており、あたかも当時の日本のモノグラフであるかのようである。少々長いですが、以下にその一部を引用してみよう。

我が日本の国体は、世界万国無きところ。遠き神代の昔より、君臣分は定まれり。  
天朗に気は澄みて、百鳥歌ふ花の中。四時の気候おだやかに、人の心もすなほなり。  
山川すべてうつくしく、津々浦々の砂白し。清き景色に感<sup>かま</sup>けてぞ、人の心もいさぎよし。  
新文明を採入れて、日に日に進む国運は、<sup>いにしえ</sup>古<sup>たぐひ</sup>今に比なく、世界の見る目驚けり。  
郵便、電信、通信の、便利はいふも愚かにて、今は全国都会の地、長距離電話自在なり。  
国の進歩に伴ひて、貿易年々発展し、輸入輸出の総額は、八億円にも上りけり。  
国も守の軍港は、横須賀、舞鶴、呉、佐世保、他に<sup>れうとうりよじゆんかう</sup>遼東旅順港、尚朝鮮の鎮海湾。

尚その上に学校は、普通専門数あまた。教育勅語身に占めて、朝夕磨く智と徳と。

此の帝国に生れ出<sup>い</sup>て、此の大御代<sup>おおみよ</sup>に遭ひし身を、おもへば嬉し御民<sup>みたま</sup>われ。おもへば嬉し御民<sup>みたま</sup>われ。

(山東 2008: 112-115)

25 番まで続く長い歌詞を費やして歌われるのは、日本礼賛の気風である。このような唱歌は明治政府による日本国民創成を思想的に支え、子どもたちに日本国民としてのアイデンティティを植え付ける役割を担った。なお、最初と最後には他の「〇〇唱歌」と同様に「教育勅語」を反映させた歌詞が組み入れられており、徳育の効果を含ませることも忘れてはいなかった。

#### 1.6 まとめ：「手段としての音楽」と「目的としての音楽」のはざままで

明治初期、音楽は単なる「娯楽」あるいは「低劣なもの」と見なされ、政府の取り締まりの対象とされていたが、学制の公布に伴って「唱歌」が設置され、音楽は「教育に相当するもの」となった。しかし、実際には音楽を教えるための制度は整っておらず、国は有識者たちを海外に派遣し、諸外国の音楽教育を取調べることから始めた。そして国内に文部省直属の音楽取調掛を設け、教科書の作成や指導者の育成に取り組んだ。音楽取調掛によって初の音楽教科書『小学唱歌集』が完成するが、その内容は徳育を意識したものであり、唱歌に徳育的效果があることが明示された。すなわち、「徳育のための唱歌」という認識が促された。

「唱歌」の位置付けが必修科目と随意科目の間を揺れ動く中、『小学唱歌集』以降に発行された他の唱歌を見ると、徳育や皇民教育を促すため、公衆衛生を徹底するため、また他教科を補助するためなどに活用されており、徳育とは限らなかったものの、やはり音楽以外の目的を果たすための唱歌なのであった。すなわち、「手段としての音楽」であったということである。「唱歌」が必修科目とされ、その地位を徐々に獲得する大正末期頃には、一部の音楽関係者らによって音楽を「美」とする意識改革が少なからず図られるが、一般的な認識として底流にあるのは「手段としての音楽」であった。

このような「手段としての音楽」という音楽の扱いに対して、公に異論が唱えられるようになったのは、第二次世界大戦後のことである。重要な契機となったのは、1947（昭和 22）

年の諸井三郎（1903-1977）の発言である。諸井は『学習指導要領（試案）』の中で、「音楽は本来芸術であるから、目的であって手段となり得るものではない。芸術を手段とする考え方は、芸術の本質を理解しないものである。」（文部省 1947:1）<sup>32)</sup>と述べて、それまでの「手段としての音楽」とは明らかに対立する姿勢を見せた。諸井の発言によって即座に「手段としての音楽」から完全に自由になったとは言えないという指摘も見受けられるが<sup>33)</sup>、彼のこの「目的としての音楽」を推奨する発言は強い影響力をもった。諸井は戦前、音楽教師たちに共感して意見交換を重ねており、実は『学習指導要領（試案）』での発言も、そうした現役の音楽教師たちの意向が反映されているのではないかと推察されている（上田 2010: 329-330）。

総じて、「教育音楽」という用語は、こうした「手段としての音楽」と「目的としての音楽」のはざまに存在していたことになる。次章では、本章で概観した時代背景を踏まえて、明治期から大正期において「教育音楽」がどのように用いられていたのか、用法を整理し、その使用状況から読み取れることを考察していきたい。

---

<sup>32)</sup> 本著書の頁表記は「まえがき」と「第一章」以降で表記が分けられているが、ここで示している「1」とは、「第一章」の方の1頁目を指している。

<sup>33)</sup> たとえば八木（1995）は、戦後しばらくの間は「手段」となる部分が、「徳育」や「美育」から「知育」に置き換えられただけで、戦後しばらくの間、「手段としての音楽」は維持されていたと指摘している。塚本（2013）も第二次世界大戦後に公布された第二次改訂学習指導要領の内容に触れ、「音楽科の目標を“美的情操”ということばをもって、一定の精神的態度や心構え、あるいは徳性をもった人格面への寄与を、“音楽美”をもって培おうとしているものであり、正に“手段”そのものではないかと思われる」（塚本 2013: 94）と述べて、「手段としての音楽」が保持されていることを指摘している。また西島（2007）は、1947（昭和22）年に公布された「学習指導要領（試案）」と「鑑賞レコード一覧表」を照合し、「『芸術としての音楽』という理念が明らかにされたとはいえ、『鑑賞』教材は戦前のものと似通っており、理念が先行している状態であった。」（西島 2007: 221）と指摘し、「芸術としての音楽」（目的としての音楽）への転換が追いついていなかったことを明らかにしている。

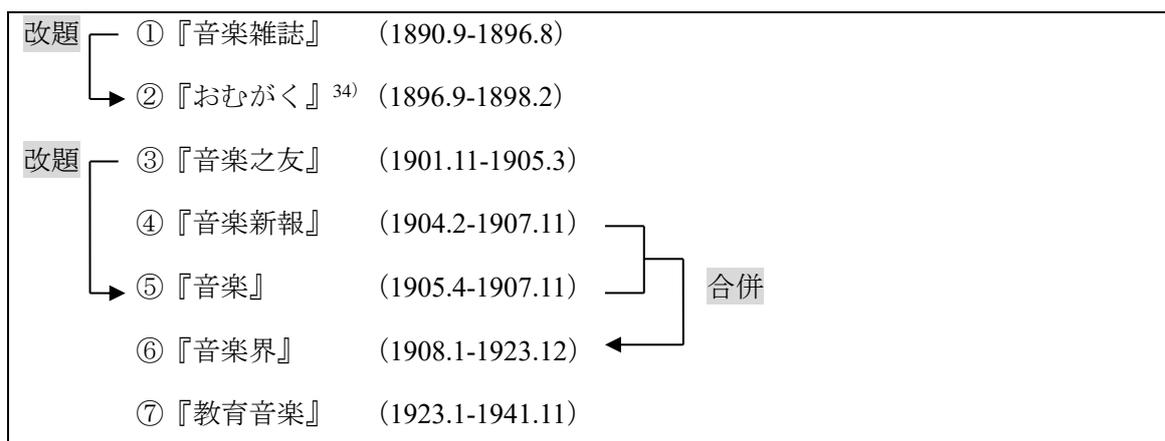
## 第二章 音楽雑誌にみる「教育音楽」の用いられ方

本章では雑誌での「教育音楽」という用語の使用事例を検討する。2.1 では研究対象とする雑誌の概要と特徴を示し、2.2 では「教育音楽」という用語の使用者、使用開始時期、それが多用された時期などを明らかにする。2.3 では、「教育音楽」の使用状況を類別して捉え、それらが意味するものを考察していく。

### 2.1 研究対象雑誌の概要と特徴

本研究では七つの雑誌を対象とする。発行時期の古い順に雑誌名を列記すると【図 2.1】のようになる。

【図 2.1】研究対象 7 雑誌の一覧



本研究が扱う時代は明治期から大正期であるため、対象とする雑誌は、その時期に出版されていたもので、かつ本研究テーマに関連が深いと考えられるものである。それぞれの概要と特徴を以下に述べる。

まず 1890（明治 23）年 9 月に発行された『音楽雑誌』は、日本で初めての音楽専門雑誌と考えられる。「発行の主旨」によれば、この『音楽雑誌』は音楽の興隆に伴って生じる一

<sup>34)</sup> 『おむがく』は、実際の表紙では『おむ賀く』や『於武賀久』（1898 年 1 月～2 月のみ）、雑誌本文内では『音楽』と紹介され（共益商社 1896: 頁なし）るなど、一つの雑誌でありながら様々な雑誌名表現が用いられる。先行研究においては『おむがく』という雑誌名でそれら全てを統一する傾向が強く、本書もそれに倣う。

利一害を案じる思いから、「正確優美なる音楽」を紹介し普及させる目的で刊行された（四竈 1890: 1-3）<sup>35)</sup>。そのため、たとえば第3号の中の「音楽の風教上に及ぼす影況」<sup>[ママ]</sup>（妹尾 1890: 2-4）という記事では、種々ある音楽は良否を観察して取捨しなければならないと説かれている<sup>36)</sup>。また第46号の「世の識者に望み併せて音楽雑誌記者に白す」（森下 1895: 5）という記事では、編集者<sup>37)</sup>に向けて、簡易で児童にとって適切な軍歌など良歌を選定して掲載するよう要望が述べられている<sup>38)</sup>。このように、「正確優美なる音楽」すなわち「風教上良いとされる音楽」がどのようなものかを説明して理解させ、最終的に読み手たちに音楽に対する「審美眼」を養わせようとした。そのために取り上げられた音楽は幅広く、西洋音楽だけではなく、邦楽や俗楽、明清楽なども対象とされた。また「薩摩琵琶の由来」や「風琴奏法心得」など、楽器研究や教授法研究の成果も発表された。一般読者を広く取り込む意図があるためか、時に遊び心のある記事や企画として、音楽家の人気投票<sup>39)</sup>が掲載されることもあれば、地方の音楽情報が満載されることもあった<sup>40)</sup>。

『音楽雑誌』が幅広い人々を対象にして、音楽の話題を広く取り上げた雑誌である一方、「学校での唱歌教育に関する記事が増えた」<sup>41)</sup>（日本近代音楽館 1999: 3）と指摘されるのが、『おむがく』である。「学校」や「教育」という表現からわかるように、掲載される内容の範囲が絞られていった。『おむがく』は『音楽雑誌』が改題されたもので、『音楽雑誌』の通号表記を引き継いで「61号」から始まっている。『音楽雑誌』が『おむがく』へ変わる際

<sup>35)</sup> 「音楽の道全国に洽しともいふべきか然れとも事盛んなれば随て其弊起り其害萌ず一利一害は天下の通例にして免るへからざる処たり此時当てや其弊を矯し其害を防ぎ其正を助け其邪を戒め倍々正確優美なる音楽を翼けて文明の榮域に達せしむる紹介をなす者は何そや音楽雑誌を發行するに若くはなし故に本誌を發刊するの時期將に己に到来したるものと信ずるなり」（四竈 1890: 2）

<sup>36)</sup> 「音楽に種々あり其良否を觀察して之を取捨せざれば其利害得失を異にし音楽の妙用却て其反対の結果を來すことある」（妹尾 1890: 3）

<sup>37)</sup> 本文中では「記者」という表現が使われているが、文脈から「編集者」と判断できる。

<sup>38)</sup> 「簡易にして児童に適切なる軍歌等を音楽雑誌に寄投し以て之が弊習を未發に防がん事を併せて記者閣下に於ては勉めて之が良歌を撰定記載の勞を取られん事を余が希ふて止まざる所なり」（森下 1895: 5）

<sup>39)</sup> 音楽家の人気投票の結果は『音楽雑誌』第28号20頁に掲載されているが、理論家、技芸家、功績家という三部門に分けて、読者からの記名投票を募ったのである。

<sup>40)</sup> 日下昭雄が作成した『音楽雑誌』の「項目別ページ数・件数一覧表」をみると、全国の各音楽会況や新刊の批評などを掲載する「雑纂」の項は、他の項目（10項目）と比べて、常に上位を争うほどで、数的にみても実際に掲載分量は多かった（日下 1998: 60-62）。

<sup>41)</sup> 特に第73号（1897.10）あたりから目に付くようになったと指摘している（日本近代音楽館: 1999: 3）。

には、発行所が音楽雑誌社から共益商社書店へ、主幹が四竈訥治（1854-1928）から白井練一（1846-1924）に変更された。四竈が『音楽雑誌』から手を引いた表向きの理由は、故郷の父親の急病に伴う帰郷となっているが、実際は雑誌購入者の代金未払いによる財政難と、印刷所の火事が直接の原因と考えられる（増井 1984: 13）。『おむがく』が刊行されたのは1年半ほどの短い期間であったが、その間には執筆者が多彩になり、また長期連載記事が増加した。たとえば、執筆者にはニューグローヴ世界音楽大事典第2版補遺の編者であるアメリカ音楽学者 W.プラット（1857-1939）や、国語学者の黒川真瀬（生没年不詳）が名を連ね、長期連載では上原六四郎（1848-1913）が全号に渡って「音響学」という記事を執筆し、また石原重雄（生没年不詳）は16回に渡って「和声学」という記事を執筆した。さらには、実践に関する内容も多く見られ、読者からの質問に答える形式で、唱歌未経験者に対する教授法を伝授しようとする記事（無記名 1897: 40）や、唱歌授業を実施する際の注意点を項目別に詳しく述べた記事（妹尾 1897: 32-35）、音符の記譜法を指導する際の音価や音高の書き方の実例を掲載した記事（黒部 1897: 27-30）などがあり、音楽教授法が言及されるようになった。ただし、これらの記事は、音楽教授上の要点や部分的な指導アイデアを提供したに過ぎず、具体的な指導計画案を提示するなどの授業実践に向けた本格的な取り組みには到達していない。よって、『おむがく』とは、『音楽雑誌』よりも視野を拡張し、学校唱歌教育に関連する内容を多く取り込んだ雑誌ではあったが、それはおよそ実践の初期段階を担った雑誌であったと言える。

『おむがく』が終刊してから、音楽専門雑誌が刊行されない4年弱の期間を経て、1901（明治34）年11月に、巖本捷治（1881-1954）、高折周一（不詳-1919）ら東京音楽学校の同窓生数人が同人として「楽友社」を結成し、『音楽之友』を創刊した。「創刊の辞」を見ると、「山間僻地に在る教師等の便宜を図り諸氏等の指南と為り羅針盤たる希望を以て……実に音楽界の一機関紙たらんとする抱負を有するものなり」（編者述<sup>42</sup> 1901: 1）と書かれている。ここから、『音楽之友』は都市部だけでなく地方の音楽教師の指標となることを目指して刊行されたものであり、想定する読者が「音楽教師」であることが明確になる。『音楽之

---

<sup>42</sup> 編者としか書かれていないが、当時の発行兼編集人は友年亀三郎（不詳）であったことから、おそらく友年が著者と推察される。

友』が既刊の音楽雑誌よりも音楽教師の専門性に特化した雑誌であることがわかり、目次の表記もそれを如実に示している。たとえば、これまでの雑誌では「音響学」や「和声学」の内容は「講壇」という項目で括られていたが、『音楽之友』では「楽理」という音楽の用語で括られる。「史伝」も「楽話」と変更された。目次に書かれている全項目名を比較してみると差異がより明確になるため、一例としてまず『おむがく』の最終号<sup>43)</sup> (第77号)の目次の項目を挙げる。その項目名は「説林」「講壇」「史伝」「文苑」「歌曲」「問答」「談叢」「雑録」「雑報」である。対して『音楽之友』の第3巻の総目次に示されている目次の項目名は、「口絵」「社説」「楽説」「楽理」「楽話」「楽曲」「遊戯」「教授」「通信」「特別寄書」「俗楽」「楽感」「陳音」「雑録」「雑報」「新刊紹介」である<sup>44)</sup>。一見して、『音楽之友』の方が音楽との連関を想起させる題目を多く使用している。なお、本論文が検討対象とする音楽教育に特化した内容も、「教授」の項に独立した形で振り分けられ、『おむがく』の時よりも小学唱歌の教授論に関する記事が多数掲載されるようになった。すなわち、この『音楽之友』は、音楽教師向けの専門雑誌として、とりわけ教育面に重点を置いた雑誌としての傾向を強めた。そのような最中、『音楽之友』の中心人物であった巖本と高折が共に欧米へ私費留学する。二人の留学を機に、『音楽之友』は東京音楽学校の後輩であった山本正夫に託され、雑誌名を『音楽』に改められる。こうした継承の背景には様々な説がある。その一つは、巖本が病弱で執筆量が減ったために、山本が楽友社に入社し、主筆の補佐を担うようになったという説である(日本近代音楽館 1999: 5)。他方、「政変」に伴うものとだという説もある。その代表的な提唱者は松田で、彼は「何か大きな政治的圧力によって巖本と高折が海外に放逐<sup>〔ママ〕</sup>されたと考えるのが正しい」(松田 2007: 48)と述べる。巖本と高折は邦楽と洋楽を分離すべきという意見のもち主であったことから、和洋折衷の音楽を求める政府の意向とは対立する立場にあった。松田は、こうした対立が放逐の理由に関わっているのではないかと分析している(松田 2007: 37-66)。

<sup>43)</sup> 現存する『おむがく』では、第77号(第8年2号)が最終号になっている。しかし中身を見ると、「事実上の最終号だが、それらしい気配はない。」(増井 1984: 33)状況で、実際の最終号であるかは定かでない。

<sup>44)</sup> 第3巻の総目次を参照して項目名を列記したので若干項目の数が多めだが、各号別に見てもその中の2項目が減るか減らないかくらいである。

彼らが自ら希望して今ある仕事を置いて留学したのか、また病弱で仕事を全うできなくなり留学したのか、政府とのしがらみによって留学へと追いやられたのかその理由は定かでないが、いずれにしても 1905（明治 38）年 4 月に『音楽』は創刊された。そして山本が中心になったことで、『音楽』は、教育面だけではなく、「姉妹芸術」すなわち音楽以外の諸芸術にも言及するようになった。『音楽』が目指す方向は、「社告」欄に示された「芸術の各方向を攻究し、将来のわが国民音楽にわづかなりとも貢献するところあらむとする」（無記名 1905b: 1）という記述に明らかである。「芸術の各方向」と表現して、音楽以外の芸術というカテゴリーに属するものすべてを幅広く取り上げていくことが宣言された。つまりこれは、『音楽』が教育面に力を注いできた音楽雑誌から離脱すること、もしくは『音楽』が教育面と芸術面を融合させた音楽雑誌へと変貌することを示唆している。実際に『音楽』の内容を見ると、最初の号<sup>45)</sup>の目次に示された項目名は、冒頭に「口絵」があり、その後は「歌曲」「芸術音楽」「教育音楽」「音楽文庫」となっていた。山本はこの『音楽』で、教育面と芸術面を融合させた音楽雑誌を作ろうとしたのである。そのため『音楽』を発行して間もない頃には、「小学校教員のため [傍点は原著者による]」と「教育音楽」の欄を拡張する宣言をしていた（無記名 1905c: 31）。また芸術面への取り組みとして、油絵や小説、文学評論を掲載し、美術や文学などの分野と連携が図られていることを示した。加えて、田辺尚雄（1883-1984）や木場政雄（生没年不詳）など理学士による音楽美学論（田辺 1907: 5-7; 木場 1907: 8-13）も紹介するようになった。こうした雑誌の内容改変の背景には、『音楽』の主幹を担う山本正夫の影響が強くあったと考えられるが、山本については後章で詳述する。

続いて、この『音楽』と同時期に刊行されていた『音楽新報』について述べていこう。これは 1904（明治 37）年 2 月に発行された、音楽遊戯会<sup>46)</sup>の機関誌を兼ねた雑誌である。音楽遊戯会<sup>47)</sup>とは、「善良なる音楽遊戯の普及奨励を計ること」（渡辺 2010: 87）を目的に設立された団体であったため、『音楽新報』は音楽遊戯の普及奨励のための雑誌と考えられる。

<sup>45)</sup> 「最初の号」とは『音楽之友』から続く表記になるため、「第 7 卷 6 号」となる。

<sup>46)</sup> 音楽遊戯会は音楽教師養成を目的に山田源一郎（1869-1927）によって設立された音楽講習所で、東京音楽学校受験生の予備教育も行われていた。1905 年に私立日本音楽学校と改称、日本初の私立音楽学校となる（日本近代音楽館 1999: 7）。

<sup>47)</sup> 『歌う国民』（渡辺 2010）の中では、「音楽遊戯協会」と記述されている。

音楽遊戯とは音楽と体操を結合させたもので、音楽遊戯会設立者の山田源一郎は、音楽遊戯を「音体」という言葉で一括りに表現した。山田が「音体」を推奨した意図は、音楽と体操が自律的に存在しづらかった時代に、両者を結び付けることでその存在を世に示し、教育に活かすことであった（渡辺 2010: 92）。この『音楽新報』の中身を見ると、目次の構成が『おむがく』と類似する。第1号の目次に記された各題目名は、「口絵」「発刊の辞」「論説」「講演」「史伝」「遊戯舞踊」「歌曲」「雑録」「新刊紹介」となっているが、「史伝」「歌曲」「雑録」は、『おむがく』においても使われていた名称である。そして、記事の特徴は、音楽の価値や効果を楽劇（オペラ）や楽理、美学などの観点から説いた評論が多く掲載されていることである。具体的な例としては、『音楽新報』の主導者でもある小松耕輔の「音楽と文学との調和」（小松 1905: 8-12）という題目の記事が挙げられる。彼はそこで音楽と文学の調和を促している。また小林愛雄（1881-1945）は「音楽美論」（小林 1906: 12-16）という記事を書き、音楽美学論について論じている。総じて、『音楽新報』は、雑誌の構成自体は『おむがく』に類似する一方、その内容は、姉妹芸術や音楽美学論を扱う『音楽』と相通ずるところがあるものであった。

次の1908（明治41）年1月から始まる『音楽界』では、『音楽』を担ってきた山本正夫と、『音楽新報』を担ってきた小松耕輔の協力体制が敷かれ、芸術面を充実させるという点で類似した特徴をもつ『音楽』と『音楽新報』が事実上合併することになった。芸術や美学への関心が高かった二人は、少なくとも発行当初は同じ方向を向いていたはずであるが、連携は長く続かなかった。その原因には、小松が山本の実務者的態度に嫌気がさして手を引いたという説や、そもそも合併自体が『音楽新報』側の経営難から生じたものに過ぎず、両者の協力体制は万全でなかったとする説がある（後藤 1982: 29）。小松と離れた結果、山本は比較的長期に渡り『音楽界』を牽引することになる。この雑誌の内容を見ると、学校の音楽教育に関する記事に加えて、音楽美に関する記事や、音楽と詩歌の関係を考察する記事、歌劇に関する記事などが含まれており、この雑誌がいかにも『音楽』と『音楽新報』を織り交ぜたものであるかを窺い知ることができる。しかしながら、『音楽界』は、『音楽』や『音楽新報』とは別に、『音楽之友』ともつながりがあると言える雑誌であった。なぜなら、1914（大正3）年1月からそれまでの「○巻○号」という表記を取りやめて、あえて『音楽之友』の

創刊号から数えた通号表記<sup>48)</sup>に変更しているからである。これは、発行者側が、『音楽界』は『音楽之友』から継続しており、それらは一貫した一つの雑誌であると認識していたことを示す。内容の面からも、『音楽界』は『音楽之友』から続く教育面に力を注いでおり、一貫していることがわかる。以上の考察から『音楽界』は、既刊された音楽雑誌の「集大成」ということもできる。

最後に1923（大正12）年1月発刊の『教育音楽』を取り上げる。これは、前述の通り小山作之助（1864-1927）を会長とする「日本教育音楽協会」の機関誌である。この団体は、文部省令によって高等女学校での音楽科教授時間の削減が確定したことを機に、それに反発する音楽教師たちが創設したものである。そのため、雑誌の内容は各地の音楽教育の現状や問題点の指摘、教授法などを提供するものになっている。『音楽界』のような華やかさはなく、1号あたりのページ数も少なかった。論説も2頁程度の小規模なものを含めて7本掲載されれば多い方で、「日本教育音楽協会」の会則を示すのみで終わっている号もあれば、稀に1本の論文を掲載するのみの号もあり、昭和時代に入る間際の数号に掲載される論文の数は特に少ない。

以上、研究対象とする七つの雑誌について概略を述べてきたが、これらの特徴を大きく捉えるなら、次のようなことが言えるであろう。まず、『音楽雑誌』、『おむがく』、『音楽之友』は、音楽の「教育面」に重きを置いた雑誌ということができ、発行年の古い順に、一般者向けから専門家向けの雑誌へと徐々に移行していった。一方、『音楽』や『音楽新報』は、先の3雑誌同様に専門家を見据えて編集されてはいるものの、教育面だけでなく、美学という芸術面にも目を向け始めた雑誌と言える。特に、『音楽新報』の方は芸術面を重視する姿勢が顕著な雑誌である。そして、教育面と芸術面をバランスよく取り入れようとしたものが、『音楽界』である。すなわち、既刊の『音楽』が『音楽新報』と融合することで洗練され、『音楽界』に成り代わったようなものである。『教育音楽』については、他の雑誌と比較することは難しいが、専門家を読者として「教育面」に重きを置いた雑誌と言うことはできよう。このように、音楽に関わる雑誌は、「教育」と「芸術」という二つの視点が重要な鍵と

---

<sup>48)</sup> 1914（大正3）年1月から唐突に「265号」が登場する。

なって展開されてきたと解釈することができる。

【表 2.1】は、各雑誌の創刊時期や刊行期間、出版社、主要関係者などを情報として一覧にまとめたものである。

【表 2.1】各雑誌情報一覧表

創刊時期 <sup>49)</sup>	雑誌名・刊行期間	出版社	主要関係者
1890 (M23) .9 ～1896 (M29) .8	『音楽雑誌』 5年刊行	音楽雑誌社 共益商社書店	編集兼発行人：桑名鉄太郎 主幹：四竈訥治
1896 (M29) .9 ～1898 (M31) .2 <sup>50)</sup>	『おむがく』 1年6ヶ月刊行	共益商社書店	編集兼発行人：白井練一
1901 (M34) .11 ～1905 (M38) .3	『音楽之友』 3年6ヶ月刊行	楽友社	編集兼発行人：山田輝雄 主幹：巖本捷治（高折周一）
1904 (M.37) .2 ～1907 (M.40) .11	『音楽新報』 3年11ヶ月刊行	音楽新報社	編集兼発行人：喜多村光輝紺 小松耕輔（実質担当）、小松愛雄、山田源一郎 * 音楽遊戯協会機関雑誌
1905 (M.38) .4 ～1907 (M.40) .11	『音楽』 2年8ヶ月刊行	楽友社	主幹：堤（山本）正夫
1908 (M41) .1 ～1923 (T12) .12 <sup>51)</sup>	『音楽界』 16年刊行	楽界社 音楽社 楽界社 音楽教育会 <sup>52)</sup>	発行人：山本正夫 編集人：小松耕輔（大正2年まで）、 小泉洽、安田十九

49) 括弧内には和暦を記載するが、年号の明治は「M」、大正は「T」と略記する。

50) 翌月以降は未詳。

51) 翌月以降は未詳。

52) 『音楽界』の「緊急社告」（第2巻第12号）に従えば、1909（明治42）年末に田村虎蔵や小松耕輔らとともに設立された。また坂本によれば、「音楽教育会は、明治41年（1908）1月に設立された音楽研究団体「楽界社」の発展的解消という形で設立され、楽界社が発行していた音楽雑誌『音楽界』

		楽壇社	
1923 (T12) .1 ～1926 (T15) .12 <sup>53)</sup>	『教育音楽』 4年刊行	共益商社書店	編集人：草川宣雄 発行人：松園卿美 * 日本教育音楽協会機関雑誌

## 2.2 調査結果

ここでは各雑誌から抽出した「教育音楽」という用語が含まれる記事のデータについてまとめる。具体的には「年度別使用頻度」と「使用者」という二つの項目に分けて整理し、「教育音楽」の用語がいつ頃から使用され始め、使用のピークはいつだったのか、またどのような人々はその用語を使用していたのかなどを明らかにする。

### 2.2.1 「教育音楽」という用語の年度別使用頻度

七つの雑誌上で確認できた「教育音楽」という用語を含む記事<sup>54)</sup>は、「神戸教育音楽会」や「教育音楽講習会」など、「教育音楽」が複合語の一部に用いられているものや、「教育的音楽」などの派生的な表現を含めて198本あった<sup>55)</sup>。内訳は『音楽雑誌』が6本、『おむがく』が5本、『音楽之友』が15本、『音楽新報』が0本、『音楽』が34本、『音楽界』が90本、『教育音楽』が48本である。これを単純に数だけでみると『音楽界』での使用数が最多ということになる。ただし、記事数を刊行期間に照らし合わせ考えてみると、4年の刊行期間中に48本の記事が確認できた『教育音楽』が、掲載率としては最も高いことになる。

使用頻度をわかりやすく年度別に整理すると、【表 2.2】のようになる。【表 2.2】の見方で

を、音楽教育会の機関誌として引き継いだ」(坂本 2007: 55) ものである。なお、会の名称については唐澤 (1984) では「全日本音楽教育会」と記されており、発会時期も前年の1908 (明治 41) 年とされている。

<sup>53)</sup> 本研究では大正末期まで (大正 15 年 12 月) を研究対象期間として区切りを付けるが、刊行自体は1941 (昭和 16) 年 11 月まで続き、延べ約 19 年に及ぶ。

<sup>54)</sup> 本論では、「記事」という言葉で、雑誌に掲載されている論文、投稿ハガキの紹介文、表紙裏などに掲載されている新刊紹介文など、すべてを一括して表すことにする。

<sup>55)</sup> 雑誌広告など内容がまったく同じで重複して掲載されている記事は、一つの記事として数えている。

注意する点は、「記事数」の部分である。そこにある括弧内の表記は、各雑誌名の略号である。『音楽雑誌』は「(雑)」、『おむがく』は「(お)」、『音楽之友』は「(之)」、『音楽』は「(音)」、『音楽界』は「(界)」、『教育音楽』は「(教)」と表記してある。なお『音楽新報』は使用が見当たらなかったため、ここには表記をしていない。

【表 2.2】「教育音楽」の年度別使用頻度

年度	記事数	年度	記事数
1890 (M23) 年	0	1908 (M41) 年	11 (界)
1891 (M24) 年	0	1909 (M42) 年	3 (界)
1892 (M25) 年	0	1910 (M43) 年	11 (界)
1893 (M26) 年	0	1911 (M44) 年	6 (界)
1894 (M27) 年	0	1912 (M45) / (T1) 年	3 / 1 (界)
1895 (M28) 年	3 (雑)	1913 (T2) 年	6 (界)
1896 (M29) 年	3 (雑)	1914 (T3) 年	3 (界)
1897 (M30) 年	5 (お)	1915 (T4) 年	11 (界)
1898 (M31) 年	0	1916 (T5) 年	5 (界)
1899 (M32) 年	0	1917 (T6) 年	8 (界)
1900 (M33) 年	0	1918 (T7) 年	9 (界)
1901 (M34) 年	0	1919 (T8) 年	4 (界)
1902 (M35) 年	1 (之)	1920 (T9) 年	3 (界)
1903 (M36) 年	7 (之)	1921 (T10) 年	3 (界)
1904 (M37) 年	5 (之)	1922 (T11) 年	2 (界)
1905 (M38) 年	2 (之)、20 (音)	1923 (T12) 年	1 (界)、16 (教)
1906 (M39) 年	10 (音)	1924 (T13) 年	8 (教)
1907 (M40) 年	4 (音)	1925 (T14) 年	7 (教)
		1926 (T15) 年	17 (教)

【表 2.2】からは、「教育音楽」が最初に使用された年が 1895（明治 28）年であったことがわかる。また「教育音楽」が最も多く使用された年は、22 本の記事が書かれた 1905（明治 38）年であったことがわかる。

## 2.2.2 「教育音楽」という用語の使用者

続いて、「教育音楽」という用語の使用者、すなわち著者に着目する。【表 2.3】は、雑誌別に総記事数と著者名（記事数）を一覧にしたものである。ただし中には署名がなく著者が不明なものも多数あるため、それらについては一括して「無記名」と表記してある。なお著者を表記する順序は、記事本数の多い順とし、「無記名」は最後に置いた。また著者の肩書は雑誌に記載されていたそのままを示し、山本正夫や平戸大（不明-1938）などいくつかの肩書を駆使している一部の著者に関しては、併記している。

【表 2.3】「教育音楽」の使用者一覧

雑誌名	総記事数	著者（記事数）
『音楽雑誌』	6	無記名（6）
『おむがく』	5	田村虎蔵（2）、在徳島 妹尾繁松（1）、真鉄居士（1）、無記名（1）
『音楽之友』	15	益山謙吾（2）、巖本捷治（2）、巖本捷治談話今村九穂起稿（1）、東京音楽学校教授山田源一郎（1）、早川喜左衛門（1）、知行庵主人（1）、学校音楽調査会（1）、教育音楽会評議員会（1）、山形県唱歌練習会設立（1）、栃木県師範学校音楽研究会（1）、編集局（1）、記者（1）、無記名（1）
『音楽』	34	山本正夫（10）、田村虎蔵（2）、清国保定府・直隸省教習近森出来治（2）、在神戸荒川羽山（1）、東京音楽学校教授 星菊太（1）、新橋共益商社発行（1）、設立委員（1）、編集者（1）、無記名（15）
『音楽界』	90	東京豊島師範学校教諭・音楽教育会理事・雑誌音楽界主事 山本正夫（17）、東京女子音楽園主事・女子音楽園幹事・東京女子音楽園学監 平

		戸大 (5)、東京高等師範学校教諭 田村虎蔵 (4)、工藤富次郎 (4)、栃木県高等女学校教諭 藪光吉 (3)、小松玉巖 (2)、園山民平 (2)、東京市唱歌会幹事・鳥取県師範学校教諭菊池盛太郎 (2)、三重県師範学校教諭 村上一郎 (2)、湯原元一 (2)、広島高等師範学校 杉本米太郎 (1)、中井喜太郎 (1)、東都城南 瀧口行一 (1)、響三郎 (1)、福岡女子師範学校教諭 秋山升 (1)、東京府青山師範学校教諭 松岡保 (1)、米国ボストン特派員 内田琴村 (1)、上原六四郎 (1)、倉島健男 (1)、主筆 巖本捷治 (帝国楽事教会理事) (1)、乙骨三郎氏談 (1)、記者 木村稲阜 (1)、近森氏の談 (1)、東京府青山師範学校教諭 森山保著 (1)、青森県で国民教育に従事せるもの (1)、秋葉子 (1)、雨峯 (1)、教楽子 (1)、影法師 (1)、東海漁夫 (1)、無楽子 (1)、投稻任意 (1)、京都教育音楽会 (3)、音楽教育会 (2)、音楽界同人 (1)、音楽社 (1)、音楽社出版部 (1)、各講習会幹部寄 (1)、帝国楽事協会 (1)、発行所開成館 三木楽器店 (1)、編輯理事 (1)、無記名 (13)
『教育音楽』	48	小松耕輔 (4)、東京 菊池盛太郎 (4)、松島 彝 (2)、旅順 青木久 (1)、福岡県京都高女校 新清次郎 (1)、福井直秋寄 (1)、長野小唄 村井金之助 (1)、草川宣雄 (1)、大沼魯夫 (1)、青柳善吾 (1)、岡田守治 (1)、伊奈町小学校 中村彗雄 (1)、松村良平 (1)、松園郷美 (1)、田中敬一 (1)、IM 生 (1)、九州筑紫の女 (1)、東京 XY 生 (1)、東京衛生楽人 (1)、神奈川愛会子 (1)、こむら生 (1)、山奥の河鹿生 (1)、沼田△△ (1)、熊本好楽小僧 (1)、こだし生 (1)、共益商社 (1)、無記名 (9)

この【表 2.3】からは、「教育音楽」という用語を、どの雑誌で、誰が、どの程度使用していたかを把握することができる。上から順に辿っていくことにしよう。まず『音楽雑誌』ではすべてが無記名であるため、著者を特定できない。ただし、『音楽雑誌』の解題者である増井は、「多くの筆名を使い分けて雑誌の原稿の大半を常に彼 [筆者補足：四竈] 一人で書いたと思われる」(増井 1984: 6) と分析しており、創始者である四竈訥治が記事のほぼ大半

を書いた可能性が高いという。四竈という人物は、速成のための府県派出伝習生<sup>56)</sup> としてはあるが、初の音楽取調掛卒業生の一人である。彼は取調掛を卒業した後、2年半ほど東京高等師範学校で教鞭を執るが、その傍らで、音楽を習わずに師範学校を出た小学校教員を対象に「東京唱歌会」という名の私塾を開き、洋楽の普及に大きな役割を果たした。そしてその後は自由な活動に転じて、当時まだ目新しかった音楽会の開催に尽力し、1890(明治23)年には『音楽雑誌』を創刊している。

『おむがく』では、僅差ではあるが田村虎蔵が最も多く「教育音楽」を用いていた。なお、『音楽雑誌』では著者名が無記名で、四竈が筆者という可能性は極めて高いが、確実に「教育音楽」を使用した人物を特定するならば、自ら名乗っているこの田村が、最も早く使用した人物ということになる。田村については後章で詳しく扱うが、東京音楽学校教授就任の誘いを断ってまでも東京高等師範学校附属小学校での勤務にこだわった人物で、児童や生徒の教育には人一倍の情熱を注ぎ、当時の音楽教師や音楽教師を志望する学生たちからは憧れの存在であった<sup>57)</sup>。

『音楽之友』では、益山謙吾(生没年不詳)や、『音楽之友』で主幹を務めていた巖本捷治がやや目立って「教育音楽」を使用している。先に「教育音楽」の第一使用者と確認した田村は、巖密には「教育的音楽」という用語を使用していたが、益山は「教育音楽」という文言そのままに使用した最初の人物である。他方巖本は、「教育音楽」が何を指すものなのかを具体的に明言した最初の人物である<sup>58)</sup>。よって、今回7雑誌を調査した範囲では、この二人によって「教育音楽」の基本的な意味付けがなされた、と解釈することができる。

『音楽』では、山本正夫<sup>59)</sup> が極めて多くこの語を使用している。山本は雑誌を総覧してもその使用の数が格段に多く、最も積極的に用いていた人物であった。換言すれば、山本が多用したことを機に「教育音楽」という言葉が拡散された可能性がある。山本の次に多い使

---

<sup>56)</sup> 音楽教員の急な需要に応えるために、音楽取調掛が特別に地方で教職に就いていた人々から希望者を募り、1年足らずの速成の伝習を実施した。よって明治13年10月に入学した全科卒業生とは、伝習の内容も程度も全く異なっている。

<sup>57)</sup> 詳しくは丸山(1998:137-138)を参照。

<sup>58)</sup> 巖本は「教育音楽」を「学校音楽」とであると換言し、さらにそれは「唱歌」とであると述べている(巖本1905:1-2)。詳しくは本論「2.2.3 実態の模索—他者と無関係に現れる『教育音楽』」の項を参照。

<sup>59)</sup> この時期は山本正夫ではなく堤正夫という旧姓が用いられていたため、堤正夫名義の記事である。

用者は、『おむがく』においても登場した「教育音楽」の第一使用者に考えられる田村虎蔵と、近森出来治（生没年不詳）である。ただし、ここでの二人の使用数と山本の使用数の差は歴然で、山本が 10 本であったのに対し、田村や近森は 2 本であった。なお、この時期になると、田村は「教育的音楽」という用い方ではなく、「教育音楽」という用語を用いるようになった。

『音楽界』では、『音楽』に引き続き山本が 17 本の記事で「教育音楽」を使用している。『音楽』と『音楽界』を合わせると、27 本になる。この数の多さは、彼が『音楽』の主幹や『音楽界』の主事を務めていたために記事を書く機会が増えたということもあるだろうが、27 本という数はその他の使用者と比べて圧倒的に多い。山本以外には東京女子音楽園主事の平戸大や田村、函館高等女学校で音楽を担当していた工藤富次郎（1882-1953）、栃木県高等女学校教諭の藪光吉（1881-不明）などが目立って用いている。さらには小松玉巖というペンネームを使った小松耕輔<sup>60</sup>、音楽教師を目指す東京高等師範学校学生の園山民平（1887-1955）、鳥取県師範学校教諭の菊池盛太郎（生没年不詳）、三重県師範学校教諭の村上一郎（生没年不詳）、東京女子高等師範学校校長や音楽学校校長を歴任した湯原元一（1863-1931）、広島高等師範学校の杉本米太郎（生没年不詳）なども用いており、「教育音楽」という語が浸透してきたと汲み取ることができる。

最後の『教育音楽』を見ると、『音楽界』においても登場した小松耕輔と菊池盛太郎が 4 本の記事で「教育音楽」を用いており、ここでは彼らが最多であった。なお、これまで使用数が顕著であった山本は、日本教育音楽協会の規約起草委員を務め、評議員にも名を連ねているにもかかわらず、記事は一切掲載されていない。

次は、誰がどの期間に渡り「教育音楽」を使用していたかをまとめた資料を【表 2.4】に示す。これにより、誰が「教育音楽」を積極的に用いていたのかを明瞭に知ることができる。

【表 2.4】では、記事数の多い順に著者名を並べているが、使用回数が 1 回のみ著者は、数が多くなりすぎるためここでは省略した。表中の著者名の下には括弧を付けて主な肩書を記し、右横には出身校を記している。表中の「本科卒」とは東京音楽学校本科を、「師範

---

<sup>60</sup> 中野正昭によれば、小松はこの他「若松美鳥<sup>みどり</sup>」という名前を用い、翻訳を手掛けたという（中野 2013: 4）。

卒」とは東京音楽学校の師範科を卒業しているという意味である。時代によっては、「本科」を「専修部」、「師範科」を「師範部」、また「師範科(部)」を「甲種」や「乙種」と学校種別で分けて表記することもあり、人それぞれ書き方が異なる場合もあるが、ここでは「本科卒」という作曲家や演奏家を目指して音楽を学んできた人物なのか、「師範卒」という教育者を目指して音楽を学んできたのかを特定するために記しているため、厳密な書き方をせずに、「本科卒」と「師範卒」のみで区別している。なお稀なケースとして、検定試験で中等教員資格を得た者に関しては「検定試験合格」と記した。他分野の者については、卒業大学名を明記し、詳細が不明な場合は「不詳」と記した。

**【表 2.4】 使用者〔著者〕別にみる「教育音楽」使用の記事本数**

著者名	音楽 雑誌	おむ がく	音楽 之友	音楽	音楽界	教育 音楽	合計
山本（堤）正夫...M36 本科卒（器楽部） （東京豊島師範学校教諭・音楽教育会 理事・『音楽界』主事・）				10	17		27
田村虎蔵...M28 本科卒（オルガン専攻） （東京高等師範学校附属小学校教諭）		2		2		4	8
小松耕輔（玉巖）...M39 本科卒（器楽部） （学習院男子部担当）					2	4	6
菊池盛太郎...M32 小学校唱歌講習科卒 M36 免許検定試験合格 （鳥取県師範学校教諭・東京師唱歌会 幹事・日本教育音楽協会理事）					2	2	4
平戸大（松山大）...不詳 （東京女子音楽園主事、学監）					5		5
巖本捷治...M34 師範卒			3		1		4

(楽友社創立・『音楽之友』創刊主事・ 帝国楽事協会理事)							
工藤富次郎...M42 師範卒 (函館高等女学校音楽担当教諭)					4		4
藪光吉...不詳 (栃木県高等女学校教諭)					3		3
近森出来治...M30 師範卒 (清国保定府師範学堂・和歌山県師範学校 音楽教員)			2		1		3
益山謙吾...不詳 (埼玉県、福井県の師範学校教員・田村と 共著多数)			2				2
園山民平...M43 師範卒 (宮城高等女学校)					2		2
村上一郎...選科在籍、M36 検定試験合格 (三重県師範学校教諭) <sup>61)</sup>					2		2
湯原元一...M17 東京帝国大卒 (教育者) (M40 東京音楽学校校長・T6 東京女子師範 学校校長・T10 東京高等学校初代校長・ 教育行政に関わる)					2		2
松岡保 (森山保) ...M39 師範卒 (東京府青山師範学校教諭)					2		2
<sup>つね</sup> 松島彝...M44 本科卒 (器楽部) (女子学習院教授・文部省教科書編纂委員)						2	2

<sup>61)</sup> 坂本 (2010: 114) には、文部省による検定試験合格後に熊本第一高等女学校に勤務したという記載もある。

【表 2.4】を見ると、「教育音楽」という用語を使用していた人物は、専門教育、また普通教育など差異はあるにしても、主に「音楽教師」の肩書をもつ人々であったことがわかる。

### 2.2.3 調査結果のまとめ

雑誌における「教育音楽」の使用事例について、まず数的なデータを分析したところ、以下の五つの点が明らかになった。

1. 「教育音楽」を含む記事は 198 本見出された。
2. 「教育音楽」の使用開始時期は、1895（明治 28）年である。
3. 「教育音楽」の最多使用時期は、1905（明治 38）年である。
4. 「教育音楽」の主な使用者は、『音楽雑誌』では四竈訥治、『おむがく』では田村虎蔵、『音楽之友』では益山謙吾や巖本捷治、『音楽』や『音楽界』では山本正夫、『教育音楽』では小松耕輔や菊池盛太郎で、中でも最多の使用者は山本正夫であった。
5. 「教育音楽」を使用する人の大半が「音楽教師」という立場にあった。

次の項では、「教育音楽」が用いられた状況を注視し、分析を行う。

## 2.3 他者との関係を示す「ラベル」か、自律性の萌芽か

「教育音楽」の使用状況を概観すると、「教育音楽」という用語が学校での「音楽ジャンル」を示す場合と、「音楽教育活動・行為」を示す場合があることがわかる。たとえば山本（堤）正夫は「教育音楽」を「初等の音楽研究（所）」<sup>62</sup>（堤 1907a: 19）と換言する。「初等」という表現は学校を連想させるので、音楽の文脈が限定され、何か特殊な種類の音楽があるような印象を与える。それに対し、小松耕輔が「教育音楽」を「今日の進歩した音楽は教育なしには解らぬものだといふ考へを一般に知らしめること」<sup>[ママ]</sup>（小松 1925b: 9）と言うとき、彼は単純に音楽を教えるという行為について述べている。本研究の序文の中で、「教

<sup>62</sup> 引用元の文章は「芸術的音楽趣味を普及せんとすれば須らく先づ初等の音楽研究所即ち教育音楽を奨励鼓舞すべきにあらざるや」（山本 1907a: 19）となっている。文脈から「音楽研究所」とは「音楽研究」とであると判断できるため、本論文では「所」に丸括弧を付けて表記している。

育音楽」という用語が何か特別な音楽の「ジャンル」を示すのか、または今でいうところの音楽教育のような音楽の「活動・行為」を指すのかという疑問を呈したが、すでにこの当時、「教育音楽」には異なる二つの方向の意味付けが行われていたことになる。

この二つの方向性のうち、前者、すなわちある特殊な「ジャンル」を想定して用いられる場合について考察を続けよう。なぜ、音楽を「学校」という文脈で囲い込む必要があったのだろうか。一般に、音楽の種類による細分化が起こる背景には、別の種類の音楽と差異化しようとする要求がある。他者と区別するためには、「ラベル」となるような名称を与えなければならない。そこに用いられる名称は、初めの段階では区別に必要な「ラベル」に過ぎないが、やがて実体を伴った場合（あるいは実体を作り上げた場合）には自律性を獲得する。たとえば、「点線」で区切られて存在していたものが、「実線」で区画化されるような状態となる。「ジャンル」として用いられる「教育音楽」は、まさにこの何か別の種類の音楽との差異化を意図したラベル的役割を担うもの、と考えられるが、では具体的に何との区別に使われていたのか、以下で掘り下げていく。

### 2.3.1 差別化の手段1—俗楽との関係において現れる「教育音楽」

「教育音楽」の使用状況を見ると、「ジャンル」として扱われる「教育音楽」は、やはり他の音楽との差別化の手段に用いられていた。先に結論を述べれば、ここでの他の音楽とは、つまり「俗楽」と「芸術（音楽）」のことである。

まず「俗楽」との対置、すなわち「俗楽」との関係において現れる「教育音楽」を取り上げてみよう。ここでの「俗楽」とは、たとえば「卑猥の歌曲」（無記名 1895: 19-20）や「淫猥野暮なる俗曲」（妹尾 1897: 35）と表現されるものである。これらは「負」の象徴のように扱われ、「教育音楽」はその対立関係に置かれて俗曲の改正改良や矯正を促す文脈で使用されている。これ以外にも「俗楽」は、「平民的音楽」や「社会的音楽」という用語で置き換えられることもあるが、この際も「教育音楽」はそれらに対置するものとして使用されている。「平民的音楽」や「社会的音楽」が、「俗楽」と類似した意味をもつものであることを示す一文が、知行庵主人の記事の中にあるので引用してみよう。知行庵主人は 1903（明治 36）年に書いた記事の中で、「平民的音楽即ち広義に於ける社会的音楽是なり...平民的音楽

今夫れ淫猥陋劣の俗歌到る所に横流し...」(知行庵主人 1903: 38-39)と述べている。この内容から「平民的音楽」と「社会的音楽」は広い意味で同義のものとなり、同時にこれらの音楽が指すものは「負」の性質をもつ淫猥陋劣の俗歌、すなわち「俗楽」であると解釈できるであろう。本論の序論の中で、今回の「教育音楽」の研究には、「教育音楽」と時を同じくして使用されていた別の音楽ジャンルの存在にも目を向ける必要性を述べたが、この時点における「平民的音楽」や「社会的音楽」と呼ばれるものは単に「俗楽」の言い換えであった。なぜそうした名称になったのかを本論では追求しないが、「教育音楽」と「俗楽」を区別することと同じ感覚で、「平民的音楽」や「社会的音楽」という用語は使われていた。

いずれにしても、「卑猥の歌曲」や「淫猥野暮なる俗曲」、「平民的音楽」や「社会的音楽」など「俗楽」を換言した表現は多々あるが、「教育音楽」と「俗楽」を対置させ区別しようとしている。こうした区別と通底するのは、「俗楽芸人」と「音楽教師」(堤 1905d:69-71)や、「俗曲・芸人」と「芸術・音楽教師」(堤 1905e: 72)などの対置である。この場合は「俗楽」を扱う芸人と、「芸術」を扱う音楽教師という「使い手」を区別しようとしているのだが、ここでも前者には「負」、後者には「正」の意味をもたせて対比させている。おそらく音楽教師の立場からすれば、「教育音楽」を用いることで、「芸人」とは厳然と線引きしたいという強い思いがあったのであろう。

総じて「教育音楽」という用語は、「俗楽」や「俗楽を使用する人」との区別に活用され、両者が併存して使用される場合に共通していたことは、「俗楽」の側にあるものにはすべて「負」や「悪」の含みをもたせ、一方の「教育音楽」やそれに類似する用語には「正」や「善」の含みをもたせ、差異化しようとしていたということである。この当時、「教育音楽」を用いて遊芸を想像させる「俗楽」と区別することに意味があったのであろう。

### 2.3.2 差別化の手段2—芸術との関係において現れる「教育音楽」

「差別化の手段」として使用される「教育音楽」のもう一つの例は、「芸術(音楽)」との対置、すなわち「芸術(音楽)」との関係において現れる「教育音楽」である。この区別には、「俗楽」の時のような対立的区別だけでなく、「芸術(音楽)」の「善」にして「正」なる性質を捉えて、それとの親和性を示すために使われる区別も含まれる。つまり後者は、「芸

術音楽」を教育に取り入れるときの一種の常套句で、「芸術音楽」の一つのカテゴリーに「教育音楽」を規定しようとするときに用いられる。たとえば、1907（明治40）年に山本（堤）正夫は、「芸術音楽の極所は、とりも直さず又一个の教育音楽である」と述べ、さらに「音楽〔芸術〕と教育が結合することは、上策であった」（堤 1907b: 9-12）と発言し、「教育音楽」と「芸術（音楽）」の親和性を説いている。別の記事でも山本は同様の発言をしており、彼は、日本には学校の音楽らしい教育の音楽がないのだから西欧の音楽を輸入しなければならないと唱え、「芸術音楽」を音楽教育へ活用することを奨励する発言をしている（山本 1911a: 18-22）。山本以外では、小松耕輔なども「芸術音楽」を教育へ取り入れることに賛成する姿勢を示している（小松 1908: 9-10）。

ただし一方で、「芸術音楽」一辺倒ではバランスを欠くとする意見もあり、「芸術音楽」の相手として「教育音楽」が対比的に示されることがあった。たとえば、1910（明治43）年に田村虎蔵や園山民平、無楽子（匿名の著者）らによって、「教育音楽」と「芸術音楽」はまったく異なるものであると説かれている。この1910（明治43）年というのは、音楽教育会が設立された直後の年であり、全体的に音楽教育の研究を推奨する動きが高まった時期である<sup>63)</sup>。まず田村が「教育音楽」と「芸術音楽」を、「音楽教育者」と「天才者」、「教育音楽」と「純音楽」、「技術家」と「応用音楽者」、というように対置させた（田村 1910a: 11-12）。続いて園山が、「教育的音楽家（教育音楽者）」と「技術者なる教師」（園山 1910: 26-30）、さらに無楽子が「教育音楽者」と「芸術音楽者」（無楽子 1910: 41-44）と対置させたのである。三者三様の表現で双方の特性を説明していくが、全員が「教育音楽」は「芸術音楽」よりも優先されるべき対象であると主張している。この他、『音楽界』の掲載内容に対する読者からの苦情にも「教育音楽」と「芸術音楽」の対比は表れている。筆者は無記名であるため不明だが、そこには『音楽界』幹部に宛てて意見が述べられている。『音楽界』は「教育音楽」に関する雑誌として「我が国唯一の良雑誌」なのだから、「芸術音楽」に重き

<sup>63)</sup> 音楽教育会会員の入会及び大会の動向を追った坂本麻実子は、「現実には小学校教員は、入会しても短期間で退会する物が続出し」、「唱歌の必修化を機に、中等音楽教員と小学校教員が連携する動きも一部にはあったが、音楽教育会は、東京音楽学校卒の中等音楽教員たちが主力となって発足しただけに、中等音楽教員の間には小学校における唱歌など対岸の出来事という空気も漂っていたのではないだろうか」と指摘している。団体組織として、結果的にはまとまりきらなかったようである（坂本 2007: 55-65）。

を置かれるようになっては、田舎教員の修養の途も閉ざされることになり困る、と書かれていた（無記名 1913: 54）<sup>64</sup>。つまりこの筆者は、「芸術音楽」にページを割くよりも「教育音楽」にページを割くように訴えており、先の例と同様に「教育音楽」を「芸術音楽」よりも優位に立たせようとした。

田村虎蔵は 1915（大正 4）年の記事でも両者を対比させており、常々学校で行われる音楽が「芸術音楽」に偏ることを危惧していた節がある。彼は、「我国らしさ」という観点から学校で行う音楽が西洋楽に傾倒していくことを懸念する姿勢を示し、「教育音楽」と「西洋楽よりの児童唱歌」を分けて捉えるようにしていた（田村 1915: 29-37）。田村としては「芸術音楽」を安易に教育へ導入させるということに抵抗があったようである。ただし残念ながら田村が「教育音楽」として具体的にどのような音楽を想定していたかは必ずしも明らかになっていない。よって、田村は「芸術音楽」と「教育音楽」を切り離し、とにかく「分ける」ということに重きを置いていた可能性が高い。

田村に関する詳細な考察は次章で行っていくが、この項のまとめとしては、対立的また親和的区別の違いはあるものの、「教育音楽」は「芸術音楽」との差別化の手段に使われていたということになる。

### 2.3.3 実体の模索—他者と無関係に現れる「教育音楽」

これまで見てきた「教育音楽」は、他者と区別するための用語として機能していた。しかし次に見るのは、ある行為や活動を、他者との関係からではなく「それ自体」として論じるために用いられる「教育音楽」である。端的に言えば、ここでは「教育音楽」というものが自律的に存在する何者であるかを語っている用法である。

年代を追って実例を示してみよう。まず「教育音楽」が何であるかを明示する記事は、1903（明治 36）年 12 月に巖本捷治によって書かれた。彼は「名古屋市音楽普及策（下）」とい

---

<sup>64</sup> 「諸先生に希望私は御誌『音楽』時代よりの愛読者に候読者に候処御誌を愛読する理由は教育音楽につきて御誌が吾国唯一の良雑誌たる故に有之候然るに近来は御誌の傾向主として芸術音楽（本欄）に重きを置かれるが如く教育音楽論著しく減少致し誠に失望に堪えず我々田舎教員は音楽につきては御誌を読むの外何等修養の途なく御誌を唯一の羅針盤と致し居る次第故教育欄を殖し被下度悃願の到りに堪えず候」（無記名 1913: 54）。

う記事において、「教育音楽というや即ち学校音楽のことにして、学校にて教授する唱歌等をいふなり」と述べ、「教育音楽」が「学校音楽」と同義であることや、「教育音楽」が学校で歌う「唱歌」を指していることを説明した。加えて「高尚なる歌曲高雅なる調節を教へて、心を美、麗、閑、雅になすはもつとも教育音楽の妙とする所なり」とも述べ、「教育音楽」が崇高で洗練された音楽であること、また徳育的役割を果たすものであることを示した（巖本談話今村九穂起稿 1903: 38-41）。巖本のこの記事は、「教育音楽」が何ものであるかを明確に表した最初の記事になるが、この後にも「教育音楽家とは社会音楽家とは相一致して遠ざからざるやう、共に研究の結果善良にして高尚優美に、風雅に壮快に、よく人心に適合したる音楽を健全に普及せられんことを切に望む。」と続けて、「教育音楽家」の使命についても言及している。ここで示す「社会音楽家」とは、具体的には「箏に小松寺島の両勾當、三弦に杵屋岡本二氏、尺八に岡田内田両君」（巖本談話今村九穂起稿 1903: 39）らを指しており、巖本は彼らを「社会音楽の研究者」と捉えた。ということは、「2.3.1 差別化の手段 1—俗楽との関係において現れる『教育音楽』で知行庵主人が「俗楽」と「社会的音楽」や「平民的音楽」を同義と述べていたのと同じ見解と言えるが、巖本も「社会音楽」と表現して、そこに箏や三弦、尺八が多用される「俗楽」を想定していたのであった<sup>65)</sup>。ここで巖本は、そうした「俗楽」愛好家の人物らと「教育音楽家」が協力し合い、「健全なる音楽」について研究し、普及されていくことを望むのであった。さらに別の記事でも巖本は「音楽は国家〔、〕教育音楽者は国治者なりとの精神を有して自ら理想を低ふし欲望を卑ふすることなく所謂国家教育家として国風擁護者として社会に重きを有する音楽者となり」（巖本 1905: 2）と述べる。「国家教育家」や「国風擁護者」という言葉で「教育音楽者」を説明し、それが国家においてどれほど重要な立場にあるかということを示した。国民国家の成員としての国民づくりや「国体」<sup>66)</sup>の形成が急務であった時代（奥中 2008: 190-211）（渡辺 2010: 12）

<sup>65)</sup> 巖本は同記事で既に「名古屋は俗楽の地にして純良なる教育音楽の行はるべきところに非ずといふ人あれども決して見込みなきに非ず」（巖本 1903: 38）とも述べており、名古屋の地における俗楽の興隆を「教育音楽」に活かしたいと考えていた。よって俗楽の演奏家をまとめて「社会音楽家」と称し、「教育音楽家」と対置させたと考えられる。また「社会音楽」を「俗楽」とするこの考えは、一般的な解釈とも言え、すでに知行庵が同年の3月に書いた記事の中で明示している（知行庵 1903: 38）。

<sup>66)</sup> 「国体すなわち天皇統治の観念」（上田 2010: 67）。

において、音楽教師に寄り添う<sup>67)</sup> 立場にあった巖本は、「教育音楽」が何であるかを明らかにし、「唱歌」を有効に活用すべきことを訴えたかったのであろう。

こうした巖本の発言の半年後には、堤（山本）正夫が「教育音楽の逆境」という題目の論文をシリーズで執筆し<sup>68)</sup>、「教育音楽の逆境につきて、いささか感ずる所かさみ来て、」や「教育音楽が一般の社会よりなほ重視を受けざる理由を記して」（堤 1905c: 32）という言い回しで、「教育音楽」の社会的認知度がいまだに低い状態にあることを示し、その打開策を説いた。そしてシリーズ最後の回では「若し音楽教師にして今一步の進みをなせば、吾国の教育音楽は立所に順境にむかひ趣味深まり効果あがり、教師の担へる今日の苛酷は蓋し忽然として償却され、真に羨むべき天恵の使命を楽しむことを得む」（堤 1905d: 41-42）と述べたのである。この文脈における「教育音楽」は、おそらく「活動」を意味する「音楽教育」と捉えるべきであろうが、いずれにしても彼の発想の根底には音楽の教授が人々の趣味養成につながるの考えがあり、国民の教化に貢献できる音楽教師という仕事を「天恵の使命」と捉えていた。それにもかかわらず、社会では音楽教育に対する理解が欠けており、優秀な音楽教師が育たないという現状があり、この記事はそうした状況に一石を投じるべくして書かれたものである。

さらに堤（山本）は、同年に「教育音楽者に望む」（堤 1905f: 69-71）という記事を書き、いっそう具体的に「教育音楽者」や「教育音楽」がどういうものか語っている。まず「教育音楽者」については、「人間の性情を陶冶するの目的を以て、彼れ音楽が靈妙なる攻力と峻烈なる勢力を使用せる人、これを指して教育音楽者と名づく。」と明示した。「教育音楽」の目的については、「教育音楽の目的は人を感化するにあり。」と示している。堤（山本）にとっての「教育音楽」とは人の心を良き方向へと導く「活動」を指し、「教育音楽者」とはその「活動者」、より詳しく述べれば「教育音楽」の目的達成に向かって音楽を駆使できる人

---

<sup>67)</sup> 巖本が中心となって刊行された『音楽之友』の「創刊の辞」には「山間僻地に在る教師等の便宜を図り諸氏等の指南と為り羅針盤たる希望を以て……実に音楽界の一機関紙たらんとする抱負を有するものなり」（編者述 1901: 1）と書かれており、巖本が音楽教師を盛り立てようとする立場にあったことが窺える。

<sup>68)</sup> 1905（明治38）年に4回に渡って堤（山本）正夫は書いている。4月に「教育音楽の逆境（上）」（堤 1905a: 頁不詳）、5月に「教育音楽の逆境（中）音楽教師の待遇」（堤 1905b: 54-57）、6月に「教育音楽の逆境（下の一）教材（作曲）と教授法（教員）」（堤 1905c: 32-34）、7月に「教育音楽の逆境（下の二）教材（作曲）と教授法（教員）」（堤 1905d: 39-42）を書いている。

だったのである。これは、前述の堤 1905d の内容と基本的に一致し、巖本 1905 の内容とも軌道を一にするもので、1905（明治 38）年当時には、学校で音楽を教えることの目的が、日本国民としてのあるべき姿を伝え、人々を「感化」することだったことがわかる。もはや「教育音楽」は、「俗楽」や「芸術（音楽）」という他の音楽ジャンルと何かを区別するためだけのものではなく、国民教育という目的を達成するための「活動」や、そこで用いられる「教材」などとしても機能するようになった。「教育音楽」という用語の不確定性や多義性の始まりのようである。

国民教育を担う者としての自負からか、山本の表現は時に大仰になる。例を挙げてみよう。

教育音楽者は...（中略）...一代民心の教化を司どれるものなり。神の通訳者として天上界の言語を下界に通達する使者なり。楽人須らく自重して自から神の使者と信じ、真に教化に力ある聖音楽を以て授くべきなり。教導を忘るゝが如きは、これ教育音楽者の軟化して幫間芸人に近からんとするものなり。われは其人の楽才と人格とを疑ふ。かゝる人にして、いかで芸術の神聖を保持し、人心教化の職資を全ふすることを得むや。

（堤 1905g: 72）

これは「教育音楽者に望む」という題目の記事である。ここで堤（山本）は「教育音楽者」を「神の通訳者」と表し、またその職資が「人心教化」であると表しているが、別の記事においても一貫して堤（山本）は、「教育音楽」や「教育音楽者」という言葉に、「天」や「神」、「感化」や「教化」という言葉を関連付け、「教育音楽」とそこに携わる者の位置を引き上げようとした。

なお、学校における音楽の教授が国民教育につながるとの人心教化の考え方は、米国における音楽教育との関連で書かれた内田琴村の記事からも読み取ることができる。1908（明治 41）年に内田は「教育音楽上より観たる北米合衆国」という記事を書き、そこで「〔筆者補足：米国では〕教育音楽として学校に学ばせしむるは愛国の精神を土台として、之れに人道的、教育的、精神的なる趣味を加味したもので、」（内田 1908: 21）と述べている。この場合の「教育音楽」は、学校で教えられる音楽、すなわち「ジャンル」を示すものとも、音楽教

育の「活動」を示すものとも考えられるが、いずれにしても、「教育音楽」が「愛国の精神を土台にしたものである」と考えていたことを汲み取ることができる。この考えは、その3年前に巖本が「教育音楽者」を「国風擁護者」と表して、我が国独特の風習や習慣を保持しようとしたことや、同様の発想から音楽教育の底上げを訴えた山本の考えと通じるものである。

その後は1910（明治43）年に湯原元一が残した記述も、実は同種のものである。彼は「音楽教育会の設立に就て」という記事の中で、「教育音楽を広義に解して一般社会上の開明文華に資せんとするには其研究益々範囲を拡張して社会風教の上に多大の影響なくんばならず。」（湯原 1910: 1）と述べた。湯原は、「教育音楽」の研究推進を提案する中で、「教育音楽」の意義として「一般社会上の解明文華に役立つものであること」、また「社会風教にも影響を及ぼすものであること」を挙げたのである。

1903（明治36）年の巖本発言以来、山本、内田、湯原と、類似の論調が続いたが、「音楽教育」という用語が「教育音楽」と併置されるようになると、「教育音楽」はそれまでとはまた異なったニュアンスを帯びるようになる。それはつまり、「音楽教育」という用語に、「教育音楽」よりも「広い意味での活動」というようなニュアンスが付与され、「教育音楽」と使い分けされるようになったのである。換言すれば、「教育音楽」は「音楽教育」と比べて、限定的な意味で用いられるようになったということである。その実例として、先の湯原の記事と同年に書かれた田村虎蔵の記事を参照してみよう。田村は東京音楽学校の同窓諸君へ呈す言葉として、次のように述べている。

余のこのたび諸君に呈せんとするものは、本科—師範科の何れを問はず、主として、教育音楽に従事せらるゝ方面の方々に対してである。或いは母校に止まりて研究生となるゝも、一面教育的音楽に職を奉せざるゝ方々には、同様に申し上ぐる心算なのである。……<sup>すべか</sup>須らく音楽教育者となられよ。……所謂好良なる音楽教育者たらんには、諸君は相当の歳月を費やして、日頃修め得たる音楽上の智識技能を、実地に応用すべき大切なる経験を積みねばならぬ。

（田村 1910b: 5-7）

この記事では、まず「教育音楽」や「教育的音楽」に「学校」というニュアンスが含まれていることが理解できるであろう。しかし後に続く「須らく音楽教育者となられよ」という表現に目を移すと、「学校」に留まらず、より広い文脈での音楽教育が想定されていることがわかる。田村は「教育音楽に従事せらるゝ方面の方々」や「教育的音楽に職を奉せざるゝ方々」に対し、全員が「音楽教育者」という存在になることを願ったのである。それはともすれば学校で音楽を教えるときにその目的があまりにも国民教育や道德教育に傾いていることに対する、一つの問題提起だったのかもしれないが、音楽教師は音楽外的なものの価値を教える「道德教育者」となる以前に、音楽そのものの価値を伝える、あるいは伝えることのできる「音楽教育者」であるべきである、という考え方に立ったこの発言は、「音楽教育」と「教育音楽」を区別したのである。

ただし、その翌年に書かれた「小学校教員の奏任<sup>69)</sup>待遇」という記事を見ると、今度は「教育音楽」と「音楽教育」がまるで置き換え可能のようにして用いられている。記事の内容は、小学校の音楽教師の冷遇を嘆いたものである。音楽教師の給料が安いことや、音楽教師を一つの県に対して三名だけとする杓子定規に当てはめた国の考え方を非難した後で、次のように述べられている。

之について吾人が思ふ処は、教育音楽者に対する待遇の甚だ冷酷なることなり、何れの日かよく其の職責に対する相当の待遇を得べきか、前途甚だ遼遠の感なからず。然ども吾人は音楽教育者が、之が為めに怯むことなく、勇往邁進、終に最後の勝利者たらんことを望んで止まざるなり。

(編輯理事 1911: 8-9)

この書き手は、待遇改善を夢見ながら音楽教師たちを激励しようとしているのだが、注目すべきは「教育音楽者」と「音楽教育者」という表現である。この著者は表現を変えてはいないが、おそらく両者を同義と捉えている。ただし、単純に言い換えをした可能性がある一方で、先ほどの田村のように、前者と後方で伝統的な学校教育の目的（国民教育や道德教育）

---

<sup>69)</sup> 『広辞苑 第六版』によれば、「奏任」とは「旧制の官吏任命の一形式。高等官中、内閣総理大臣などその機関の長官が奏薦して任命すること。」(新村 2008: 1629) と記されている。

に専念する者と、音楽そのものの理解を促す者とは区別しようとしている可能性も否めず、どちらにも解釈できる。この記事で重要なことは、そうした「教育音楽」と「音楽教育」という二つの用語の線引きが、曖昧になっている、ということである。必然的に「学校」という概念に関しても線引きは困難となる。よって、いわばこの記事では二つの用語はボーダーレスの状態に陥っていたと言える。

続いて大正期に進むと、より多くの用語が入り混じった記事を確認できる。たとえば山本正夫によって1915（大正4）年に書かれた「教育楽界に於ける大礼記念事業」（山本 1915b: 42-45）である。ここでは「学校音楽」「教育音楽者」「学校唱歌」「音楽教育家」「音楽教育界」「音楽教育者」「唱歌教員」などの用語が並んでいる。長い引用になるが、各用語が混乱して使用されている状況を示すため、以下に記してみたい。

我国の学校音楽は、学校の壁内に限られて、国家社会の風教とは何等の交渉する所がないという批難は実に久しいものである。而して其の罪の大半は唱歌其の物が国民教化の力を欠いてをるのといふ事と、教育音楽者の不熱心とに帰せられてゐた。……学校唱歌には何等の欠点もなく、音楽教育家には何等罪もないかと言へば決してそうとは言はれない。否、唱歌の不適當と、音楽教育界の怠惰とは、<sup>たしか</sup>慥に学校音楽の国民と没交渉たる第二の原因であるとは言はねばならぬ。……独り唱歌科のみが国民の教化に何等の効果を及ばざるに、音楽教育者は、縁なき衆生は渡し難しと言つて冷淡に澄まして居られるものであろうか、若しそんな冷淡な音楽教育家があつたならば、私は其の人の愛国心の存在を疑はざるを得ない。……文部省の省令を以て唱歌教員は、公然社会教育に関係することを得といふ様なことを明記するゝのは百年河清待つの類である、併ながらこゝが教育音楽家の大に発憤すべき所である。……千古未曾有の御大典記念として、小学校に於ける合唱隊を組織することは、教育音楽家として最も相応しき計画であらふと思ふ。（山本 1915b: 42-45）

似たような言葉が数多く登場し、事細かに各用語の意味を追求しようとする、何が何を指しているのかよくわからなくなる。ただ明らかなことは、山本が音楽教育界の抱える問題

はいくつかあるが、「音楽教育家」または「教育音楽家」はこれにしっかりと対処し、公然にその功績が認められなくとも心折れずに努力しようと訴えている、ということである。端的に言えば、山本は音楽教師を激励しようとした。ここでの「教育音楽」は、「教育音楽者」や「教育音楽家」という形で使用されていることから、「活動」の意味で用いていると思われる。「学校音楽」は、学校をより強調した音楽教育の「活動」と受け取れる。「学校唱歌」については、「ジャンル」のように捉えているのであろう。ただし、「教育音楽者(家)」と「音楽教育者(家)」の違いは曖昧と言わざるを得ない。さらには「唱歌教員」などという新しい表現も加わるため、判断はより複雑になる。こうした状況を踏まえると、おそらくこの時期になると、山本の中では音楽を伝えたり、また教えたりすることに関して、用語を区別することに意味がなくなっていた可能性が指摘できる。ただし、これは誰しにも起こり得ることで、同じような内容をたびたび発言する中で語彙が増えていくことは自然なことである。また先に取り上げた「小学校教員の奏任待遇」の記事の中で、すでに「教育音楽」と「音楽教育」がボーダーレスの状態にあったことにも鑑みれば、山本が各用語の意味を深く問わぬままに使用するようになっていたことは、至って自然なことのようにも思われる。

ではこれ以降、ボーダーレスの状態でさまざまな用語が混在・並存していったかといえば、そうではない。翌年に山本は「愛国心を鼓舞して健全なる国民の思想を養成すべく努むることは実に我々教育音楽に従事する者の任務であらう。(山本 1916c: 1)」と述べ、伝統的な音楽教育の目的に立ち返る形で、再び「教育音楽」が何ものであるかを示す発言をした。なお、この時期の「教育音楽」には初期の頃に見られたような、「教育音楽」を特別視した表現は用いられなくなっている。その理由はおそらく、この頃になると音楽を学校で扱うことへの違和感が徐々に薄れ、明治期のように音楽の価値そのものを説明する必要がなくなってきたからであろう。

「教育音楽」と「音楽教育」を区別する動きは引き続き見られる。たとえば、東京市唱歌会幹事をしていた菊池盛太郎(菊池 1917: 48-50)や、東京女子音楽園学監や『音楽界』の主幹を務める平戸大(平戸 1918: 3-4)なども「教育音楽」と「音楽教育」を区別し、それ以前の使用と同じように「音楽教育」には「教育音楽」よりも「広い意味」を与えている。

さらに1918(大正7)年になると、「教育音楽」はまた違った自律の様相をみせるように

なる。それが描かれている記事は、音楽社出版部が森山保の新書『理想的唱歌教授』を紹介した記事である。

現時の唱歌教授が徒らに児童の好奇心を挑発して無意義滑稽なる場当り歌曲のみに腐心され唱歌教授の生命とも云ふべき国民教育に何等の公益を与へざる教授法を採るは教育音楽の本義に悖<sup>はいれい</sup>戻せりとて理想的の教材選択法と其取扱法を解説せり、  
(音楽社出版部 1918: 39)

この記事からは、この当時の学校での音楽の授業が児童本意で進められ、全て楽しければよし、とする状況にあったことが窺える。また「教育音楽の本義に悖<sup>はいれい</sup>戻せり」という記述からは、これまでにあった「高尚な音楽」を取り扱って「人を感化させる」といった伝統的な発想がすでに消失していたことがわかる。同時に、音楽教師たちに対しても、学校で音楽教育を行う意義の伝達や、指導者としての意識改革が果たせていなかったという事実が汲み取れる。「教育音楽」は、そうした状況を打開する用語として登場している。記事の内容を読み解けば、「教育音楽」とは、国民教育に何等の公益を<sup>と</sup>与<sup>へ</sup>て<sup>こ</sup>そ<sup>の</sup>もの(活動)と述べられているが、書き手は「教育音楽」という用語を用いて、学校教育がはじまった当初に国家が与えた音楽教育を行う目的を思い出させようとしたのである。推察するにこの書き手は子ども中心で進められていく音楽の授業へ、相当な危機感を抱いていたのであろう。

これ以降の記事を見ても、「教育音楽」は「音楽教育」と意味が接近し、置き換え可能な状態で用いられることもあれば(山本 1920: 1)、「教育音楽」は「ジャンル」に、「音楽教育」は「活動」にと区別して用いられることもあり(山本 1922: 1)、使用法が不統一な状態は継続されていった。

やがて山本正夫を中心に刊行されていた『音楽界』は終刊を迎え、今度は後に出版された『教育音楽』の記事に目を移すと、「教育音楽」はまたしても新たな自律的展開をみせる。1923(大正12)年に、『教育音楽』発行の主要人物によって書かれたと思われる「本会創立までの経過報告概要」(無記名 1923: 3-9)という記事には、「教育音楽」は「教育音楽即ち

各種学校の音楽科に関係あるもの」、また「善且美の効果をもたらすもの」と示されるようになったのである。ここでの「教育音楽」には、「学校」というニュアンスが明らかに含まれていると言えるが、「ジャンル」や「活動」といった区別は曖昧で、どちらにもとれる表現である。注目したいことは、「教育音楽」が「善」というこれまでの善い国家づくりや善い人づくり、善い社会づくりに貢献するものだけでなく、「美」という美的教育にも貢献するものだと示されたことである。これはすなわち、明らかに芸術寄りの発言が成されたということであり、今後、学校で行う音楽教育に、もともとの「国民教育」に加え、「芸術教育」も取り入れるべきことが示唆されたということである。日本の学校音楽教育界は一つの大きな転機を迎えたと捉えられよう。

1925（大正 14）年になると、小松耕輔が「教育音楽家の団結について」という記事の中で、「教育音楽は単に学校関係の音楽教師だけに一任して置く時代ではない。皆一団となつて、先づ音楽の普及と、音楽のよき聴衆とを作らなければならぬ。家庭音楽の振興も芸術音楽の尊重もかゝつて教育音楽の上にあることゝ思ふ。」（小松 1925a: 2）と述べ、「教育音楽」、すなわち学校で行う音楽教育活動を、音楽教育関係者全員で担っていくべきだと主張した。そして、「よき聴衆」と呼べる音楽を正しく理解して聴くことのできる音楽的知識をもった人々を増やし、それがいずれは「家庭音楽」や「芸術音楽」にも良い影響を及ぼすと語った。小松には、音楽の醍醐味を人々へ伝えたいという考えが底流にあり、「教育音楽」という学校での音楽教育活動を通して音楽を適正に理解できるだけの「知識」を植え付け、家庭でも独力で音楽を楽しめるようにし、また「芸術音楽」そのものを尊重する心をも育みたいという考えがあった。この小松の記事によって、それまで重視されてきた「善」教育は、一気に「美」教育へ傾いたと言え、換言すれば、小松の発言は「美」への変革期を明示したと言えよう。

そしてこの記事が書かれた5か月後に小松は、「今日の進歩した音楽は教育なしには解らぬものだといふ考へを一般に知らしめる<sup>〔ママ〕</sup>ことが教育音楽の第一歩である。」（小松 1925b: 9）と述べるに至り、改めて「教育音楽」に、「音楽的理解に貢献するもの」という新たな「美的使命を与えたのであった。

以上をまとめると、他者と無関係に現れる様々な「教育音楽」は、「ジャンル」や「活動」

の意味で混同して使われながら、初めは「善」に象徴されるように善い人づくりが主の「国民教育に貢献するもの」であったと言える。しかし「音楽教育」という用語や、類似した用語が登場する中で、その意味や使用の目的は変化し、「学校」という意味付与が薄まることもあれば、逆に限定されて強調されることもあり、幾多の紆余曲折があった。先の見えない自律の途のようであったが、大正期後半に入り、日本の音楽教育界において大きな転換期ととれる「美」という芸術教育を導入する動きが示唆されたことにより、「教育音楽」は「音楽的理解に貢献するもの」すなわち「芸術教育に貢献するもの」という存在へと変化した。なお、本節で名が何度も登場している小松耕輔や、引用文として数多くの記事を取り上げた山本正夫については、田村虎蔵と同様に、次章で個人的に詳しく取り上げていく。

#### 2.4 まとめ：「教育音楽」の使用から見えること

総じて「教育音楽」という用語は、「学校の音楽」を想起させる一つの「ジャンル」と、「学校の音楽教育」という「活動」の二つの意味をもち、必要に応じて「俗楽」との区別や「芸術（音楽）」との区別に使用されるもの、「芸術（音楽）」との親和性を示すために使われるもの、さらには「教育音楽」という用語の中身や内容を示して、用語自体の「自律」を促すために使用されるものであった。こうした事実から顕著に見えてくることは、皮肉にも、当時の人々の間で、「俗楽」に対する強い興味や関心があったということや、音楽教育に従事する者たちが西洋の「芸術音楽」という大きく高尚な存在をどう扱ったらよいか迷う姿、また学校で音楽教育を行う意義を様々な文脈で伝達する姿であった。それを踏まえ本章の結論として総括的に言えることは、「教育音楽」という用語を使用して音楽を論じた人々が、「俗楽」というものに対する一般的な関心と、西洋音楽を至高な「芸術」と見なす考え方はさまにあって、「学校教育における音楽」を作り出す必要を感じていたことを明らかにする必要があったということである。

次章では、「教育音楽」を顕著に使用していた三名に焦点を当て、ここに示した雑誌以外の記事や著作にも目を向けながら、個々に深く掘り下げて意図の解明を試みたい。

### 第三章 三人の主要人物にみる「教育音楽」使用の動向

第三章では、第二章で明らかになった複数の用法の存在を踏まえ、「教育音楽」の使用者たちが、どのような状況で、何を目的としてこの語を用いたのか、その意図を解明していく。研究対象は、この言葉を最も多く使った上位三名である。3.1では「教育音楽」<sup>70)</sup>を先駆的に使用した田村虎蔵(1873-1943)を、3.2では「教育音楽」を最多に使用した山本正夫(1880-1943)を、3.3では二人よりも若く、作曲家や評論家としての活動が顕著であった小松耕輔(1884-1966)を取り上げ、彼らの発言を考察する。なお、山本と小松は田村の弟子であった。二人は1905(明治39)年頃に田村の自宅で開催されていた「江戸川講座」<sup>71)</sup>と称される勉強会へ参加し、1年余りに渡って田村から毎回遅くまで懇切なる指導を受けていたようである(丸山1998:108-110)。

#### 3.1 社会的に学校音楽を認知させようとした田村虎蔵の場合

第二章の調査結果によれば、田村は雑誌上の記事では1897(明治30)年に「教育的音楽学校」という形で「教育と音楽」を結び付けたとする用語を初めて使用し、その後7本の記事においても用いた。またこの他、彼の著書でも「教育音楽」は使用されている。本項ではそれらの内容について詳しく触れながら使用の意図に迫っていくが、その前にまずは田村の生涯を概観しておきたい。なぜなら、彼の生まれ育った環境がその「教育音楽」の用法に影響を及ぼしていると思われるからである。

##### 3.1.1 田村虎蔵の生涯

田村虎蔵(1873-1943)は、因幡国岩井郡蒲生村大字馬場村(鳥取県岩美郡岩美町馬場)の農家に、六人兄弟の末子として生まれた。幼少から記憶力が良く、1884(明治17)年に蒲生小学校を卒業し、在学中は常に首席を占めていた。しかし、一家は田村が剛力であったことから農業に好適だと考え、農夫に仕立てようとしていた。そのため田村は、卒業後は農業

---

<sup>70)</sup> 厳密には「教育的音楽」という形で使用している。詳しくは資料集参照。

<sup>71)</sup> 「江戸川講座」の開催場所は、その当時の田村の自宅が江戸川橋付近の牛込区東五軒町であったことから、田村邸であったと考えられているが定かとは言えない節もあり、山本などは「江戸川畔の邸」とのみ表現している。

に専念し、その実力も十分に発揮していた。だが田村の中で遊学への期待が膨らみ、家族の反対はあったが、母の協力を得て、13歳で鳥取市高等小学校に入学した。そして15歳になるとさらに鳥取県尋常中学校へと進み、16歳の時には鳥取県尋常師範学校に入学した。この時期の田村は相撲を好んで運動に熱中している状況にあり、まだ西洋音楽への関心はなかった。というよりも、西洋音楽を知らなかったのであろう。もしこれがクリスチヤンの家庭に育ち、幼少から教会で賛美歌を歌ったり、オルガンの音色を味わったりしていたならば、西洋音楽を身近に感じるようになっていたはずである。そうした経験が田村にはなかった。

しかしながら、翌年になって東京音楽学校の第一回生として卒業したばかりの小出雷吉（生没年不詳）<sup>72)</sup>が鳥取県初の音楽教師として田村の師範学校に赴任すると、音楽に無縁であった田村の状況は一変する。というのは、それまで師範学校には音楽を教えられる人が居らず、師範学校生たちはほぼ音楽を学ばないままに教職に就いていた。これが「音楽専門家」である小出の登場により音楽を学ぶ環境が整い始め、生徒たちは彼から大きな影響を受けることになったのである（丸山 1998: 47）。田村の場合は、1888（明治 22）年の尋常師範学校 1 年生の時に小出と出会い、1891（明治 25）年 3 月に卒業するまでの間、音楽を教えられたと推察される（丸山 1998: 50）。おそらく、これが田村の音楽教育の原点であろう。

田村は師範学校を卒業すると、幸いにもすぐに地元の鳥取市内の因幡高等小学校訓導に就くことができた。しかし就職して間もない頃、東京音楽学校が生徒を募集する広告を目にすると、即座にそれに応募することを決断したのである。そして就職してから約半年後の 9 月には東京音楽学校予科へ入学を果たし、ついに音楽教育家への道を歩み始めることになる。田村の生涯を追った丸山の著書によれば<sup>73)</sup>、田村はもともと東京の高等師範学校で活躍する夢を抱いていたようで、「音楽学校ではあっても、東京に行くことさえできるなら、高等師範学校への夢に一步近づくことができる。」（丸山 1998: 53）と考えていた。もっとも「田村自身、音楽は嫌いではなかった。否、ほかの連中よりはむしろ勘も覚えもよく、興味ももっていた。現に三か月ばかりではあるが、小学校で唱歌を教えているあいだに、師範学

---

<sup>72)</sup> 生没年是不詳であるが、1889（明治 22）年に東京音楽学校専修部を卒業している。初の東京音楽学校卒業生の一人である。

<sup>73)</sup> 本節での田村虎蔵の「生涯」に関する内容は、丸山忠璋の『言文一致唱歌の創始者田村虎蔵の生涯』（丸山 1998）を主な拠り所として記している。

校で習った教材だけでは物足りなさを感じ始めていたところだ。もっと勉強したい。唱歌ばかりではない。国語や英語も学びたい。とにかく東京には新しい文化が満ちている。それらに触れるだけでもきっとためになるはずだ。」(丸山 1998:53) という思いがあった。もちろん東京への強い憧れだけではなく、短期間ではあったが教師として教壇に立つ中で「唱歌」の教材不足を痛感したことが、彼の東京音楽学校進学へ突き進む背中を押したようである。なお、他にもそうした原動力に通じていると思われるエピソードはある。それは東京音楽学校の二代目校長であった村岡範爲馳(1853-1929)との出会いである。村岡は物理学者だが、音響物理学を専門に研究をしていたため音楽にも造詣が深く、また伊沢修二らが東京音楽学校設立の儀を文部大臣に建議した際にも、名を連ねていた人物である。村岡は1891(明治24)年8月から東京音楽学校の校長を務めていたのだが、入学者が一向に増えなかったために、自身の地元である鳥取市で教育講演会を開催した。その講演会に参加していた一人が田村であった。この講演会で村岡は、音楽は人を感動させる力をもっていることを理由に掲げて、音楽のもつ人民教育への有効性を熱心に説いた<sup>74)</sup>。会場は大変な盛り上がりを見せ、上京を目前に控えていた田村は、東京音楽学校進学への期待にいっそう胸を膨らませた。

田村は1892(明治25)年8月25日に鳥取を離れて、同年9月に東京音楽学校予科へ入学した。本来東京音楽学校の修業年限は、予科が1年で、予科を卒業した者は試験を受けて「専修部(特別に音楽の才能を有する者)」と「師範部(音楽教員に適當なる者)」とに分けられていく。各修業年限は、専修部は3年、師範部は2年であった(丸山 1988:66-67)。しかし、田村の頃は音楽教師不足の解消が急務だったのか、この規定が厳格でなく、田村は半年で予科を卒業し、さらなる試験を受けて1893(明治26)年の4月には「専修部(オルガン専攻)」の2年生となった。音楽とはおよそ無縁の農家の息子として育ち、音楽教育を受けた時期も遅かった田村の生育環境を考えれば、東京音楽学校予科に順調に進学し、さらには専修部に

---

<sup>74)</sup> 村岡は「普通教育における音楽」という題目で講演を行った。その詳しい内容は次の通りである。「音楽とは音響によって生じるもので、音響は空気の振動によって伝わる。だから謡曲の師匠が声を張り上げると障子が震えるし、アルプスの山のなかでは、牛の鈴の音によって岩石が崩れることを恐れるという。このようにして伝わる振動が、音楽になると人を深く感動させるものになる。孔子は音楽を聞いて肉の味を忘れたといい、マルセイユ地方で歌われた歌は、人々を奮起させること著しく、今ではフランスの国歌になっている。このように音楽は人を感動させる力をもって人の特性を高め、国の風俗を純化する。したがって、人民を教育するのに音楽は欠かすことができないものである」(丸山 1998: 54-55)

入ったというのは、かなりの快挙と言えるであろう。ただ残念なことに、田村は「専修部」の他の学生に比べると、演奏面では劣るところがあったようである。東京音楽学校の演奏会プログラムに演奏者として名前が載ることはほとんどなく、また卒業式の演奏会でもオルガン独奏は別の学生が行っている。田村と共に上京した永井幸次（1874-1965）<sup>75)</sup>は、対照的にそうした演奏会プログラムの演奏者の常連であった。永井は父が尚徳館の教師でクリスチャンという家庭に育ち、7歳頃から同じくクリスチャンの叔父から賛美歌を教わり、早くから西洋音楽が身近にある生活をしてきた（金田 1970: 140）。田村の成育環境とは大きく異なるため、彼が田村に比べて演奏技術に優れていたのは致し方ないことと言えよう。

しかしながら田村は問題なく専修部を卒業し、1896（明治 29）年には兵庫県尋常師範学校<sup>76)</sup>（現神戸大学教育学部）の助教諭に採用される。同年、田村は兵庫県内の音楽講習会講師も務めているが、翌年には神戸教育音楽研究会を組織し、また県会議事堂で第一回音楽会を開催するなど、音楽に関わる活動に精力的に取り組んでいった。そして 1899（明治 32）年になると、兵庫県師範学校教諭を命じられるのだが、ほぼ同時期に東京の高等師範学校（現筑波大学）の訓導兼東京音楽学校助教授へ就任の聲が掛かり、東京へ向かうことになる。結果的に見れば、兵庫県の期待に背くようにして東京へ戻った田村であったが、東京での生活を優先した背景には、東京音楽学校へ進学するとき感じていた「唱歌」の教材に対する不満、とりわけその妥当性への疑念を晴らしたい思いがあった。すなわち田村は、小学校や中学校、師範学校で当時広く使われていた音楽取調掛が発行した『小学唱歌集』（明治 15～17 年発行）の内容、特に文語体を主流とする歌詞の難解さに強い不満をもっており、子どもたちが訳のわからない歌詞をただ口ずさんでいる状態では、心情を十分に歌声に乗せられないと懸念していた（丸山 1998 : 90-92）。さらに言えば、田村は歌詞に付けられている旋律についても問題視しており、たとえば西洋から輸入した七音（ドレミファソラシ）の音階を馴染ませようとする思惑が前面に出た旋律や、二分音符や四分音符を並べただけの単調なリズムが多用されることに不満をもっていた（丸山 1998: 93）。いかにも現場に立つ者

---

<sup>75)</sup> 永井は関西初の音楽学校である私立大阪音楽学校（現大阪音楽大学）の創設者である。

<sup>76)</sup> 前身は神戸師範学校で、現在の神戸大学教育学部のことである。県下における最高学府として多くの秀才を集め教育していたようである（丸山 1998: 87）。

らしい発想だが、そうした「唱歌」の教材に対する疑念を解消したいという思いを抱えて田村は再び上京したのであった。丸山は「やがてこれらの疑問とそれに対する解答とは、田村が生涯をかけて取り組むべき課題となっていく」（丸山 1998: 93）と述べているが、田村は自作の「唱歌」を提供することでこの課題と向き合うことになる。

東京での田村は高等師範学校<sup>77)</sup> 附属小学校（現筑波大学附属小学校）で教鞭を執ることになり、「唱歌」の授業を開始した。この小学校は当時の初等教育の大本山に相当する場と言え、教育者として恵まれた環境の中で、田村は子どもの生の反応を確認しながら教授法や唱歌の研究を重ねていった（丸山 1998: 102-103）。そして何より田村の代名詞と言え「言文一致唱歌」である。田村は「言文一致唱歌」という表現を通して、「唱歌」というものは子どもの心情に寄り添ったものであるべきと主張したのであるが、その言文一致唱歌の嚆矢とされる『幼年唱歌初編』を1900（明治33）年に発行した。これを皮切りに唱歌の創作は続き、『鉄道唱歌第三集奥州磐城』（1900）、『公德唱歌』（1901）、『世界一週唱歌』（1901）、『家庭唱歌』（1901）、『国民教育新撰唱歌』（1903）、『日露軍歌』（1904）、『国定尋常小学唱歌』（1905）、『国定高等小学唱歌』（1905）、『新大捷軍歌』（1905）、『少年唱歌』（1905）、『電車唱歌』（1905）、『尋常小学唱歌』（1906）、『大国民唱歌』（1906）、『北海道唱歌南の巻』（1906）、『尋常小学唱歌教科書第一・二学年』（1907）、『北海道唱歌北の巻』（1907）、『大阪市街電車唱歌』（1908）、『伊予鉄道唱歌』（1909）、『東海道唱歌汽車』（1908）、『山陽線唱歌汽車』（1909）、『九州線唱歌汽車』（1909）、『中等唱歌』（1910）、『女学唱歌』（1910）、『山陰鉄道唱歌』（1911）などを出版し、世に数多くの唱歌を提供した。唱歌集以外では、楽典事項を補う『近世楽典教科書』（田村；田中 1901）、『オルガン教科書』（田村 1906）という練習教則本のようなもの、『唱歌科教授法』（田村 1908）という「新制度六学年小学校尋常小学校の教授に最も適切なる講習誌たらんことを期し」（田村 1908: 頁なし）と書かれた理論書を発行している。さらに田村は執筆活動以外にも活発な動きを見せており、附属小学校の教師を務める傍ら、各地の音楽講習会講師も務め、日本国中の音楽教育の普及に携わった。この当時の田村は、

<sup>77)</sup> 高等師範学校は1902（明治35）年3月に広島高等師範学校が出来たのに伴い東京高等学校師範学校へ改称される。よって田村の就任した1899（明治32）年7月の時点では高等師範学校であるが、これはすなわち東京高等師範学校のことである。

音楽教育関係者の間で「音楽教授法の師」と仰がれて人気があり、山本正夫などは「教壇の神」と称えるほどであった（丸山 1998: 108-09）。

一方、高等師範学校や東京音楽学校に関連する動きとして、田村は1904（明治37）年に東京高等師範学校（旧高等師範学校）教諭<sup>78)</sup>を兼任することになり、また1907（明治40）年には東京音楽学校から「唱歌編纂委員」を命じられ、さらに1910（明治43）年には東京音楽学校教授を兼任することになった。ただし、田村は東京音楽学校教授の職をすぐに辞めており、1899（明治32）年に上京して以来続けていた東京高等師範学校（旧高等師範学校）と東京音楽学校の兼務を解消し、東京高等師範学校の教育に専念する道を選択した。丸山はこうした状況を捉えて、「田村の関心は専門家の育成よりも児童生徒の教育にあった」（丸山 1998: 138）と述べているが、既に述べたように、田村の東京進出は既存の「唱歌」に対する疑念が発端であるので、専門家育成よりも児童や生徒の教育の方に関心が強かったことは当然である。したがって東京音楽学校の職よりも東京高等師範学校の職に専念する道を選んだこともごく自然なことと考えられる。ただし、自分の音楽的技能に関して少なからず不安を感じるころもあったようで、東京音楽学校に在籍中に田村は「技術の修練は、小さいうちから始めなければだめだ。中等学校を終了したあとで専門学校に入ったとしても、到底芸術家になれるものではない。『私は、将来は教育音楽家として立ちたい』」（丸山 1998: 104）<sup>79)</sup>と、すでに決断していたようである。

これとは少し形は異なるが、同様の劣等感を感じさせるような例がある。1910（明治43）年に文部省編纂の『尋常小学読本唱歌』をめぐる論争が生じて、東京音楽学校の福井直秋（1877-1963）などの「官学派」と田村率いる言文一致の「支持派」が対立した。官学派の人々は、子どもたちにいっそう気品が高く芸術的な作品を与えることを意図して、五音音階だけでなく西洋の七音音階を積極的に取り入れ、かつ付点八分音符や付点十六分音符を多用しない『尋常小学読本唱歌』を作成したのだが、田村はそうした専門主義的な考え方に抵

---

<sup>78)</sup> これまでの「訓導」という立場は、附属小学校の授業を担当することを意味しており、今回新たに兼務として与えられた「教諭」という立場は、附属中学校の授業も受けもつことを意味している。

<sup>79)</sup> 原文の表記は、「技術の修練は、之を幼少の時より始むべきもの、中等学校を了へて後専門学校に入るも、到底芸術家となり得ざるものなり、『余は将来教育音楽家たらん』とは、これ先生の音楽学校在学中、既に決定されたる信念なりき。」（田村先生記念祝賀パンフレット編輯委員 1933: 14）である。

抗した（丸山 1998: 152-153）。これを表層的に見れば、一貫して子どもの心情に寄り添う姿勢を保持していたことの現れと好意的に受け止められる。しかし、先に紹介した東京音楽学校在籍中の「幼少から技術修練しなければ、芸術家にはなれない」という旨の発言から、田村は学校での音楽教育に専門教育的内容が導入され、芸術音楽（西洋音楽）寄りの内容へ発展し、内容が高度になっていくことに難色を示したのではないかと、とも考えられる。

田村の生涯について先を追うと、大正期に入ってから文部省との関わりが目立つようになる。まず1915（大正4）年には文部省から大札奉祝唱歌楽譜審査委員を委託され、次いで1918（大正7）年には小学校唱歌作曲委員を委託され、さらに1922（大正11）年には文部大臣より、欧米を中心に海外の教育事情を視察するようアメリカ合衆国やフランス、ドイツへの1年間の留学を命じられた<sup>80</sup>。また1928（昭和3）年には、大札奉祝唱歌楽譜ならびに明治節唱歌楽譜審査委員を委託された。さらに、留学から帰国した1924（大正13）年には東京市から視学事務を委託される。視学とは、丸山の言葉を借りれば現代の「指導主事職」に相当するものである。丸山は、東京市の視学は「人事の任命権はもとより学校経営に関する諸般の事務への指導権をもっており、田村はこの権限を最大限に用いて教育事業の発展に心血を注ぎ、小学校音楽教育の礎を築いた」（丸山 1998: 197-198）と記している。この視学の職を、田村は1936（昭和11）年まで、約12年間に渡って勤めた。視学の職務内容と任命期間を考慮すれば、田村が戦前の東京市の学校における音楽教育を背負っていた、と言っても過言ではないであろう。東京市の視学を退職した後は、帝国音楽学院長や東京帝国音楽学校長にも就任したが、1943（昭和18）年11月に脳溢血のため亡くなった。

このように大まかに田村の足跡を辿ると、多数の「唱歌」の創作や、東京音楽学校での音楽家及び音楽教育家養成、東京高等師範学校附属小学校での教材及び教授法研究、国家業務としての他国視察及び唱歌教育研究、視学という立場での後継者育成など、学校における音楽教育の推進に多大な貢献を果たしていたことがわかる。次節では、こうした田村の生涯を踏まえ、「教育音楽」にまつわる数々の発言を考察する。

---

<sup>80</sup> 丸山によれば、この視察を目的とする留学命令の裏側には、高等師範学校在職23年が経ち、50歳を迎えた田村に次なる道を促す意味合いが含まれていたようである（丸山 1998: 167）。

### 3.1.2 学校で音楽教育を行わせるための「教育音楽」

田村虎蔵の著書を前節で示したが、彼は基本的に作曲家や編曲家であったため、それらは曲集、教則本の形を取ることが多く、内容は楽譜の記載が中心となっていた。そこでは田村の音楽観は明確に言語化されていないと見られる。しかし、中には楽譜の記載が中心ではないものもある。たとえば彼の弟子の山本が「音楽記載法及其他音楽の組織上に関する理論で其初歩として更も適當の書物」（山本 1917b: 180）と評した、『近世楽典教科書』（田村；田中 1901）が挙げられる。ただし、これすらも田村自ら「緒言」で「楽典の教科書に充てんが為に、編述したるものなり、」（田村；田中 1901: 「緒言」1）<sup>81)</sup>と語っているように、楽典事項を補う副教材的役割を果たすもので、ここで田村の音楽観は述べられていない。この著作では「教育音楽」の用語も使われておらず、本文は即座に「第一章 譜表」（田村；田中 1901: 「本章」1）へと入る構成となっている。

その他では、1908（明治41）年に発行された『唱歌科教授法』（田村 1908）がある。これは、「新制度六学年尋常小学校の教授に最も適切なる講習誌たらん事を期し」（田村 1908: 頁なし）て書かれたと説明されている。つまり、この本は尋常小学校において随意科目だった唱歌科が新しく必修科目となり授業時数が増加することを受けて、教師たちに唱歌科に関する知識や技能の不足を補って欲しいと願い書かれた。この時の田村は、東京高等師範学校教諭兼東京音楽学校助教諭になって9年目の36歳であり、音楽教師として経験を蓄えた時期であったと言えるであろう。内容は10章構成で書かれている。田村の代表作とも言える大作なので、以下に各章の題目を記しておきたい。

第一章 我国音楽の不振及び振興策	第六章 唱歌教授の目的及び價值
第二章 音楽の定義	第七章 唱歌教授の沿革
第三章 音楽と国民性	第八章 教授者の豫め心得べき事項
第四章 音楽の要素	第九章 教材の選擇

<sup>81)</sup> この『近世楽典教科書』（田村；田中 1901）に関しては、頁数の記載が「緒言」や「目次」、「本文」、また「附録」など内容が変わるたびに新たに1頁目が始まる製法をとっているため、頁数を記す前にはどの項における頁数なのかわかるよう項目名を鍵括弧付きで記すことにする。

本文は、我が国の音楽事情を歴史的に振り返るところから始めて、当時に至る音楽の有り様を描いた後、教材選択の留意点や理想的な教授の方法について述べている。10章構成であるが、実践に関わる第九章「教材の選擇」及び第十章「教授の方法」に主に頁が割かれている。

ここでまず注目したい点は、田村による音楽の定義付けである。山本正夫は1910年に書いた自著の中で、「古来未だ曾て音楽の定義をつけた人はいない」（山本 1917b: 1）と持論を呈しているが、田村はすでにここで音楽の定義を示している。以下に、田村による音楽の定義を引用してみたい。

音楽とは、声音の結合連続によりて、吾人に快感を與ふるものなり。……この定義を解釈して見ると。「音楽とは、人の声か、又は、器械によつて響く音かが、幾つも結び合つて連続したりするによつて、吾々に心持のよい感じを起さすものである。」といふことになる。[傍点は田村によるもので、本来の表記は丸点である。]

（田村 1908: 10）

田村は音楽を「快感」と結び付けて定義付けした後、「謠ふものが苦痛げに見ゆれば、聞くものも苦痛の感があるに違いない。苟くも苦痛の感がある時は、即ち音楽たり得ないといふことを、忘却してはならんと考へます。」（田村 1908: 11）と述べ、苦痛が想起されるような演奏表現は音楽とは言えないと説いている。これはすなわち、音楽は「快感」がすべてであることを示唆していると言え、一見するとやや安直な考えのようにも思われる。しかしその先を見ると、「音楽は、飽くまでこれら国民性に適合せねばならん。国民性に投合しない音楽の發達した国は、歴史に於て、未だ嘗て其例を見ない所であります。」[傍点は田村による。]（田村 1908: 14）という発言が続き、「国民性に適合した音楽」こそ今の日本には必要だ、ということを述べるための「音楽＝快感」の定義付けであったことがわかる。さらにその先では、教授者に対して、「快感の標準が、個人の主観的に判断するものであることにつ

きて……歌曲の選定に、はた音楽の批評に、十分慎重の態度を執らねばなりません。」(田村 1908: 14-15) と教材選択時の助言をするようになる。よって、田村にとっての「音楽の定義」を整理すると、一言で表せば「音楽＝快感」となるが、それは国民性に適合した音楽を優先させること、また教師たちに対して教材の選択に慎重になることを意図してのものであった、という言い方ができるであろう。これは田村が鳥取から上京する直前に参加した村岡の教育講演会での発言とやや似ているようにも思え、田村の音楽に対する考え方の根底には、村岡の教えがあったのかもしれない。いずれにしても、村岡と田村は音楽を「快感」と評してその価値を訴えていたと言える。

こうした中、「教育音楽」という用語はすでに第一章の中で使われていた。以下に引用するが、この時の「教育音楽」は、西洋文明が次々に輸入される折、音楽ばかりがなぜ発達しなかったのかという音楽不振の原因を説明する文脈で使われている。

差<sup>さ</sup>当<sup>あた</sup>りの物質的文明の輸入にいそがはしくて、社会の贅<sup>ぜい</sup>沢物と誤られた音楽なんどのことは、勢、手足のとどかなかつた訳で、況して教育音楽なんどのことは、嘗て夢にだも結ばれなかつたのである。 (田村 1908: 6)

この言葉は「実利主義が優先される時代において音楽を社会の贅沢物という誤った解釈で理解していた我が国は、音楽を教育と見なして学校で扱う、などという発想には全く至らなかつたのだ」という主張と解釈できる。「教育音楽」は、「音楽を教育と見なして学校で扱う(こと)」という表現に置き換えることが出来、それが「ジャンル」を指すのか「活動」を指すのかと問えば、「活動」ということになる。

この著書の中では他にも「教育音楽」が使われており、たとえば「音楽教授、即ち教育的音楽の教授」(田村 1908: 44) という具合である。この文からは、「音楽」と「教育的音楽」が同じものであることがわかるのだが、この記述の直後には「学校音楽の淵源」という表現が続き、「音楽」と「教育」と「学校」という三つのニュアンスが「教育的音楽」という用語に含まれていることがさらにわかってくる。よって、田村にとっての「教育的音楽」とは、「教育のような音楽」や「学校の音楽」などの言葉に置き換え可能のものだと考えられる。

また、ここでの「教育的音楽」は「ジャンル」の意味をもっていたと思われる。なお、「的」が付くか付かないかで、「ジャンル」と「活動」の意味を区別しようとした可能性もあるが、断定することはできない。

さらに別のところでは、「教育音楽の三大議論」（田村 1908: 48）と述べられている。議論の内容は、普通教育に音楽を取り入れるにあたり、学校の音楽授業にどのような音楽（雅楽、俗楽、西洋楽など）を、どのようなバランスで取り入れるべきかを問うものであるが、文中の「普通教育」及び「学校」という表現から、「教育音楽」という用語が「学校の音楽」及び「学校の音楽教授内容」へと置換できることは容易に想像できる。ただその意味については、議論された内容が多様であるため、一概に「ジャンル」または「活動」と断定することはできない。ここでは、どちらの意味も担っている、と考えられる。

総じて、この『唱歌科教授法』（1908）における「教育音楽」は、「音楽を教育と見なして学校で扱う（こと）」、「教育のような音楽」、「学校の音楽」、「学校の音楽教授内容」と換言される言葉であり、状況に応じて音楽の一つの「ジャンル」、また音楽教育などの「活動」の両方の意味で用いられていた。よって、田村が「音楽」に「教育」や「学校」などのニュアンスを取り込もうと意図して「教育音楽」を使用していた、と考えることができる。

田村の雑誌上での「教育音楽」の使用状況を見ると、1897（明治30）年に2本、1905（明治38）年に2本、1910（明治43）年に2本、1913（大正2）年と1915（大正4）年に各1本が確認される。まず1897（明治30）年の記事では「教育音楽」という用語は「教育的音楽学校と楽器統一説」（田村 1897a: 3-8）や「教育的音楽学校と楽器統一説（承前）」（田村 1897b: 3-4）という具合に記事の題目で用いられる。記事内では、東京音楽学校が東京高等師範学校の附属学校になったことに触れて、東京音楽学校は専門学校ではなく教育的学校となったこと<sup>82)</sup>、音楽家養成から音楽教師養成の機関へ転換したことなどが説かれている。さらに彼は個人的見解として、音楽教師養成学校となったからには、学ぶ楽器も風琴に統一すべきである、と述べている。したがって、記事の題目で使用されている「教育的音楽学校」とい

---

<sup>82)</sup> 東京音楽学校は1893（明治26）年から1899（明治32）年まで東京高等師範学校の附属学校になっていた。詳しくは『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』（東京芸術大学百年史編集委員会 1987）を参照。

う表現は、音楽の「教育面」を強調しようとした結果、と捉えられる。これは「教育のための音楽学校」や「音楽教師養成のための音楽学校」と言い換えることもできよう。「教育的音楽」という用語そのものは、単純に「学校」という部分を削って、「教育のための音楽」や「音楽教師養成のための音楽」と捉えられる。このように考えると、ここでの「教育的音楽」は、「ジャンル」を指すと言える。なお、この記事では、音楽の「専門（家）」と「教育（家）」の区別も行われる。田村は東京音楽学校在籍中すでに教育音楽家になることを宣言していたが、ここで自らが目指す音楽教師と芸術家や演奏家との違いを明示し、「教育家」すなわち「教育音楽家」の立場を明確にしている。

続いて1905（明治38）年には「九州の教育音楽に就いて」（田村 1905a: 42-49）（田村 1905b: 37-44）という題目の付いた記事がある。本文では「教育音楽」は、「九州に於ける教育音楽の一斑を知悉する」、「教育音楽の下には、初等、中等の内容を含め」、「九州に於ける教育音楽に対しての所感を<sup>〇</sup>適<sup>〇</sup>べて見ませう」という具合で使用されている。その内容は、田村が九州の学校を訪問し、授業を参観した感想であり、ここでの「教育音楽」とは、先に取り上げた『唱歌科教授法』（田村 1908）での使用と同様に、「学校の音楽」や「学校の音楽教育活動」を意味すると解釈することができる。依然として、「音楽」に「教育」や「学校」のニュアンスを付与するための「教育音楽」の使用と言える。ただし、この場合の「教育音楽」は、状況に応じて「ジャンル」と「活動」を使い分けているのではなく、題目の表記から明らかのように、「ジャンル」と「活動」の区別を意図しない。よって、これは前述の『唱歌科教授法』（田村 1908）における用法とは異なる。

ここから5年後の1910（明治43）年の記事では、1897（明治30）年の記事内容にもあった「音楽家」（専門家）と「音楽教師」（教育家）を区別しようとする意向が強く表れるようになる。具体的には、「今や我国状に於ては、一人の天才者を得るよりも、十人の音楽教育者を要するのである。十人の天才者を望むよりは百人の音楽教育者を得たいのである。」という発言がなされ、天才者（技術家）と音楽教育者（応用音楽者）という二つの立場が対置されている。またさらには「技術家の養成は頗る困難であるが、応用音楽者は之を作り易いのである。」（田村 1910a: 11-12）という双方の特徴を表す発言もなされ、音楽教師は演奏家よりも短期間の修練で済む速成可能な存在のように示される。この時点で田村は、音楽教師

(応用音楽者)と演奏家(技術家)を明らかに区別し、ともすれば音楽教師が、演奏家よりも劣ると考えていた可能性もあるが、いずれにせよ「教育音楽」が「純音楽」に対置する形で使用されている。具体的には「我国に於ける教育音楽や、之を純音楽に比するに、一層萎靡不振の状態である。」「教育音楽の改善進歩は、之を純音楽に較ぶるに、容易に之を図ることが出来る。」(田村 1910a: 11-12)と使用され、「専門家」と「教育家」を区別する要領で、「芸術音楽」と「教育音楽」を比較している。「教育家」が携わるものは、学校での音楽教育がまず考えられるため、ここでの「教育音楽」は、「学校の音楽」と理解することができる。そして「教育音楽」すなわち「学校の音楽」に対するものが「純音楽」であることから、「教育音楽」は「ジャンル」として用いられていたこともわかる。

このように、「教育音楽」が「ジャンル」を示す「学校の音楽」の意味へと収斂されていくのかと思われるが、この記事の4か月後に書かれた記事では、「本科一師範科の何れを問はず、主として、教育音楽に従事せらるゝ方面の方々に対してある。或いは母校に止まりて研究生となるゝも、一面教育的音楽に職を奉せざるゝ方々には、同様に申し上ぐる心算なのである。…須らく音楽教育者となられよ。」(田村 1910b: 5-7)と記述される。「教育音楽」は「音楽教育活動」と置換することができ、「ジャンル」ではない「活動」の意味で用いられる。そして「ジャンル」を示す場合には「教育的音楽」と表し、「的」を挟むことで使い分けをしているかのようである。本来、田村は「教育的音楽」という使い方を発端としており、この時期には、「教育的音楽」を「ジャンル」、「教育音楽」を「活動」と分別していた可能性もある。しかし、1910(明治43年)での使用から明らかなように、「教育音楽」を「純音楽」と対置させて、明確に「ジャンル」として扱っている場合もあり、「教育音楽」の意味を「活動」と断定することはできない。つまり、この時点において「ジャンル」と「活動」の二つの意味は、特に厳密に区別することなく使用されていたと思われる。

次に1913(大正2)年、1915(大正4)年に書かれた記事を見ていく。そこでは「私は、元来教育音楽の研究に、専心従事して居るものですから、家庭音楽とか社会音楽とか申す様な、砕けた通俗的、娯乐的の音楽に就いては、平素研究もしてゐないものですから、左程纏つた意見もないのです。」(田村 1913: 48-51)、「我国の教育音楽、特に初等教育に於ける児童唱歌の研究を重ねつゝあるのである。」(田村 1915: 29-37)と書かれている。「教育音楽」

は「家庭音楽」や「社会音楽」などと対置する文脈で使用され、再び「学校の音楽」といった「ジャンル」の意味で使用されていると理解できる。田村は「教育音楽」という用語を使って「音楽」に「教育」という付加価値を与え、「家庭音楽」や「社会音楽」などの通俗的・娯楽的な音楽と線引きしたかったのであろう。なお、この時期の田村は文部省から仕事の依頼が入るようになったため、教育行政を意識せざるを得ない状況にあった。よって、「教育音楽」を用いて、「音楽」と「教育」及び「学校」との関連を強調する必要があったかもしれない。最後に、この引用に関してもう一点触れておくと、田村は「家庭音楽」と「社会音楽」という用語を、「通俗」や「娯楽」を連想させて使ったと思われる。第二章の中で、「社会的音楽」と「平民的音楽」が単に「俗楽」の言い換えであったことを述べたが、ここでの「社会音楽」や「家庭音楽」もそれと等しい解釈になる。よって、「社会的音楽」、「平民的音楽」、「社会音楽」、及び「家庭音楽」は、すべて俗楽的音楽を連想させる用語で、「教育音楽」はそれらと対置する用語であった。これらの「〇〇音楽」という用語は俗楽や娯楽を表したもので、当時の俗楽的音楽の猛威を改めて感じると同時に、「教育音楽」はその猛威に対抗する役目であったことが明確になる。

昭和期に入ると、田村は自らの言葉で「教育音楽」が何であるのかを明言する。田村の還暦祝いに発行された祝賀論集<sup>83)</sup>『音楽教育の思潮と研究』(田村虎蔵先生記念刊行会編 1933)の中からその部分を引用する。

教育音楽とは、児童、生徒を教育する場所、即ち各種の学校で教授する音楽を指すものであって、其内容は芸術音楽の程度の低いものとも見做すことが出来る。[丸点による田村の強調を、筆者が傍点による強調に変えている]

(田村虎蔵先生記念刊行会編 1933: 88-89)

この一文で田村は、「教育音楽」を「各種の学校で教授する音楽を指す」と明言しており、それを「ジャンル」と認識していたことが判明する。結局、「教育音楽」は「ジャンル」の

---

<sup>83)</sup> 『音楽教育の思潮と研究』(田村虎蔵先生記念刊行会編 1933)の編集主任を務めた日本大学講師の須永克己(1900-1934)は、「祝賀論集」と説いている(田村虎蔵先生記念刊行会編 1933: 649)。

意味に収斂されたと言える。そして田村は、「学校で教授する音楽」である「教育音楽」は、「芸術音楽」よりも程度の低いもので良いということを示し、「教育音楽」を「芸術音楽」の下位に位置付けたのである。こうした両者を優劣付けする兆候はすでに取り上げた 1910（明治 43）年の記事でも見られ、田村はこの時点で明確に両者の優劣を示したのである。これはすなわち、「芸術音楽の専門家」よりも「学校の音楽教師」を一段低く見る態度の表れであり、また学校の授業などにおいては、「芸術音楽」のように難解なものではなく、簡単な内容や多少稚拙と思われる内容を扱っても良いということを示している。前節の田村の生涯を思い返してみても、田村は「芸術音楽」を敬遠する傾向にあったのかもしれない。

ただし、このように田村が「ジャンル」として区別しようとした「教育音楽」や「芸術音楽」といった異なる音楽について、田村は、複雑なことに「各個別々に異つたものではなく、相互に関係し交錯している部分のあることは申す迄もない」とも指摘しているものであるから難しい。

枠組みは作っても整然と区分できないという問題はいったん脇に置き、まずは田村の提示したジャンル分けを見てみよう。各音楽の内容に関する説明は意外なほど丁寧にされており、田村なりの線引きはあったようである。長い引用になるが、そうした解説部分も併せて以下に示してみよう。

音楽を通俗的・常識的に分類すると、芸術音楽—宗教音楽—軍楽—教育音楽—家庭音楽—民衆音楽の六つとなる。是等音楽の名称は、結局音楽の演奏される人と場所、並其内容等に関係して名づけられたものであらうが、さりとて各個別々に異つたものではなく、相互に関連し交錯してある部分のあることは申す迄もない。即ち芸術音楽とは、楽曲に一種独特の形式を備へたもので、あらゆる音楽中一番高尚であり、複雑性に富んだものであるから、一定の教養を経、相當の理解あるものでないと、シツケリと感得出来ないものである。次に宗教音楽とは、神社・仏閣又は教会等で演奏される音楽で、最も真面目で且落<sup>[ママ]</sup>付いたもの、所謂人心を治め静める特色がある。そこでこの音楽は一面芸術音楽に交渉し、又一面教育音楽にも応用されてある。次に軍楽は、主として陸海軍に設けられてある軍楽隊の演奏するものを云ふのであるが、これ

亦芸術音楽にも大に関係が深い。次に教育音楽とは、児童、生徒を教育する場所、即ち各種の学校で教授する音楽を指すものであつて、其内容は芸術音楽の程度の低いものとも見做すことが出来る。次に家庭音楽とは専ら家庭に於て演奏されるものであつて、欧米では午後六時から同八時迄の間に毎晩行はれる一家団欒・和合的の音楽である。故に此音楽は、時に芸術音楽となり、又或は民衆音楽に近い程度のもも演奏されるのが常である。最後に民衆音楽とは、又大衆音楽とも称し、専ら寄席・芝居・活動・カフェーなど、大勢の民衆が集る場所で演奏される音楽の名前で、一般に肩の凝らない、面白をかしい特徴があり、最も明快なリズムのもので、或は人の肺腑を穿つ様な歌詞を有し、何人にも容易に理解・感得される音楽である。[傍点は田村によるもので、本来の表記は丸点である。「」はそのまを採用している。]

(田村虎蔵先生記念刊行会編 1933: 88-89)

以上のように、田村はこの分類が「通俗的・常識的」な一般的分類だと前置きしながら、音楽を六つにジャンル分けして、個々にその内容を明示している。田村によれば、「教育音楽」とは「宗教音楽」の応用されたものが含まれたもので、またそれは「芸術音楽」より程度の低いものであるという。すなわち、「宗教音楽」とされていたものが、少し手を加えることで「教育音楽」にもなり得ると述べている。上記の引用文の後に田村は「前述の如く、音楽を六種類に分類したとは云へ、互に動かせない共通点を持つて居り、相互関係の浅くないことは明瞭であろう。」と述べて、改めて各音楽ジャンルの相互関係性を指摘している。結局、田村は「教育音楽」を「学校の音楽」という「ジャンル」の意味で決定付けて使用するようにはみたものの、各「〇〇音楽」は相互関係性を語らずに説くことはできず、分けられそうで分けられなかったのであろう。そう考えると、これについて無意味なジャンル分けのように見えなくはないが、もちろんそのようなことはなく、上記の記述の後で田村はこれまで「教育音楽」を使用してきた意図を明かすような発言をしている。「さて本題の教育音楽は、」と話を切り出し、「上述の如く主として初等・中等学校に於ける児童・生徒を教育する音楽であつて、従つて人間を育成する基礎・根底に関与するものであり、欧米に於ては、教育上最も重要な教科と認められて居るのである。」(田村虎蔵先生記念刊行会編

1933: 89) と述べたのである。これが筆者の確認できた田村の「教育音楽」を使用した最後の文章になるが、「教育音楽は」を「児童・生徒を教育する音楽であって」と「教科と認められて居るのである」という二つの記述で説明している。つまり「教育音楽」は「音楽」でもあり「教科」でもあると言うことで、すなわち「ジャンル」でもあり「活動」でもあると言うことである。一時は「学校の音楽」という「ジャンル」の意味に傾きながらも、ここに来て二つの意味の線引きがなされなくなった。もしかすると田村にとって、両方の意味が含まれていることで都合が良いこともあったのかもしれない。ただし、この引用文から明らか、且つ重要と言えることは、田村が人間育成に功を成すという説明で「教育音楽」の価値を示し、科目としての「音楽」（教科名としてはこの当時「唱歌」となる）が、学校教育上で最も重要な科目に位置付けられるべきことを訴えていたということである。すなわち、田村の「教育音楽」を使用する最大の意図は、学校で音楽教育の価値が認められること、科目としての「音楽」（「唱歌」）が教科内で優先されることだったのである。

総じて、田村のこれまでの発言や「教育音楽」の様々な用法からわかったことを整理すると、田村は「教育音楽」という用語を通して、国民全体に「俗楽」でもなく「芸術音楽」でもない、「学校の教育に使える音楽（ジャンル）」、また「学校で音楽を教えること（活動）」があることを認めて欲しかったのだろうと言うことである。すなわち彼は、「学校の音楽」という概念の存在が社会的に認知されることを欲したのである。だからこそ田村は、音楽の価値をその芸術性で以って示すことを避け、「教育音楽」という用語にメッセージを託した。音楽が単なる「娯楽」という認識の域を出なかった明治期、学校における音楽教育が未だ確立していたとは言えなかった大正期という背景、さらに、彼が少なからずもっていたと想像される「芸術音楽」への苦手意識を考慮すれば、音楽教師としての田村の一連の発言は理解することができる。もし仮に田村が、学校で音楽教育を行う意義が認知された時代や、音楽教師という立場が確立している安定した時代に生きていたのなら、「教育音楽」という用語を必要としなかったかもしれないが、この時代に生きる田村にとっては「学校の音楽」という枠組みが社会で明確なものとなり保持されていくことが、何よりも優先されるべきことだったのである。

続いては、田村よりも7歳年下で、田村の弟子でもあった山本正夫を取り上げる。山本が「教育音楽」をどのように用いていたのか、また使用する目的は何であったのか、次の節で考察してみたい。

### 3.2 教授法の洗練に尽力した山本正夫の場合

山本は雑誌上「教育音楽」という用語を三人のうち最も多く使用し、それを含む記事数は27本に及ぶ。記事が書かれた期間は、1905（明治38）年4月に「教育音楽の逆境」という形で初めて用いてから、途中使用しない期間を数年挟み、1923（大正12）年1月までと18年に渡る。山本は雑誌の記事のほか著書の中でも「教育音楽」を使用し、用語の定義も行っている。著書は翻訳本や楽譜集も含めると全部で20冊<sup>84)</sup>程度あるが、総じてそれらは主に教授法に言及した内容のものになる。よって、彼の教授法への関心は極めて高かったと考えられる。以下、そうした27本の記事や著書から「教育音楽」にまつわる発言を拾い上げ、「教育音楽」の意味、そして山本が「教育音楽」を用いて何を伝えようとしていたのかの解明を試みる。しかし、その前に田村の時と同様に、先に山本の生涯を辿り、教授法に関連する動きを探っていく。

#### 3.2.1 山本正夫の生涯

山本正夫は1880（明治13）年、兵庫<sup>いずし</sup>県出石郡出石町（現在の豊岡市）に土族堤新夫の次男として生まれた<sup>85)</sup>。父親と姓が異なっているのは、母の実家である山本家を継いだため、1908（明治41）年頃を境にして堤正夫から山本正夫へと変わった（豊島音楽会 1978: 85-86）。父とは幼い頃に死別し、少年時代は母とともに神戸で過ごした。山本の母（堤とき）はキリ

<sup>84)</sup> 『美声練習法要義（別名練声法初伝）』（山本 1924）や『唱歌教授の実際』（山本 1931: 381-384）などに記載された過去の出版目録を見ると、発行された著書は20冊以上となるが、実物は確認できない。よって本論では国立国会図書館などの図書館や、筆者が古書店から独自に入手し、実際に内容を確認できたものを数に示し、取り上げることにした。なお、今回入手できずに未確認となる著書の題名を見ると、中には著書の題名が非常に類似する著書もあり、すべてにおいて確実に別物の著書が存在するのではなく、単に出版社側の記載ミス等で同じ著書を違う題名で記している可能性もある。

<sup>85)</sup> 山本正夫の経歴に関する情報は、一部不確かな部分を除いて基本的には山本の身内を中心に作成された『音楽文化の曙—山本正夫先生を偲ぶ—』（豊島音楽会 1978）を源としている。本文中の引用著者として時々登場する唐澤富太郎（1984）も、本著を参考文献の一つに提示しており、おそらく情報源は同じと考えられる。

スト教信者であり、山本はクリスチャンの家庭に育つ（豊島音楽会 1978:18、86）。そのため幼い頃から教会で賛美歌に触れる機会も多く、10歳の頃にはドイツ人宣教師のいるキリスト教会で讃美歌のアコーディオン伴奏を披露している。また歌も上手く、山本のボーイソプラノの美声は、当時高く評価されていた（唐澤 1984:832-833）。もともと山本一家は、宣教師一家と親交が深く、普段から母ときも英語で賛美歌を歌うなどしていたようである（豊島音楽会 1978:86）。よって、山本は音楽の才能に優れ、幼少から賛美歌を歌い、またアコーディオンを奏すという音楽的に恵まれた環境に育ち、西洋音楽が常に身近にある日々を過ごしていた。

山本は中学校を終えると、1896（明治29）年に上京し（坂本 1997:12）、1899（明治32）年に東京音楽学校予科に入学した。そして1903（明治36）年7月には東京音楽学校の本科器楽部を卒業している。音楽教育者としてのイメージが強い山本であるが師範科卒ではなく、実技を専門とする本科卒であった。なお、在学中には皇后陛下行啓の際、ピアノ独奏で御前演奏をする機会を受けたこともあり（唐澤 1984:832-833）、山本正夫のピアノの腕前はかなりのものであったようである。

他方、執筆活動にも取り組んでおり、東京音楽学校を卒業した翌月にあたる1903（明治36）年8月に発行された『音楽之友』の第4巻第4号には、山本の初作と思われる「楽堂を出づるにあたりて」（堤 1903:36-37）が掲載されている。山本は学生の身分を脱するタイミングで、世に自らの考えを発信し始めたのである。ここで彼は自身が音楽の道を辿り、東京音楽学校卒業の栄を担うことができたのも「国家の賜物」であると考え、国家へ感謝の意を表明した。後々、山本は教授法の研究や後進の育成に多くの時間を割いたが、「教授法を洗練させる」ことや、「立派な教育者を育てる」ということが国家への恩返しと捉えていたのかもしれない。

1903（明治36）年9月からは島根県師範学校の教諭となり、音楽教育者としての第一歩を踏み出している。さらに翌年の1904（明治37）年8月には各地の教育団体主催の音楽教育講習会に主任講師として出講するようになる（豊島音楽会 1978:23-24）。この当時、東京音楽学校卒の教員は高く評価された存在で、各地でも期待されていた（坂本 2000:51）。また東京音楽学校が師範部を甲種師範科へ改組し、カリキュラムにオルガンだけでなくピア

ノも取り入れられるようになったことも影響して、坂本の言葉を引用すれば「ピアノが弾けることは、明治後期音楽教育界では、言わば最先端技術であった」（坂本 2000: 51）のである。東京音楽学校本科器楽部卒であった山本は、重要視されていたのであろう。そのため、教師歴わずか 1 年足らずであっても主任講師という立場が回ってきた。この音楽講習会講師としての活動は、夏期講習や冬期講習を繰り返しながら 1940（昭和 15）年 8 月まで、36 年間続いた。日本全国に足を運び、時にその足跡は朝鮮や台湾、満州に及ぶこともあった。後藤暢子の言葉を借りれば山本は、「事業家としての才能も兼ね備えた実務派」（後藤 1982: 29）、三村真弓の言葉を借りれば「当時の音楽教育界の指導的立場にあった実践家の一人」（三村 2000: 17）であった。受講者は延べ 10 万 800 人にも及ぶと言われている（豊島音楽会 1978: 24）。まさに音楽教育家山本正夫の代名詞的活動であるが、後の 1919（大正 8）年の記事によれば、山本は講習会を開催することで、すぐに結果を知ることはできなくとも幾らかの効果を我が楽界へ与えるはずだと強く信じていたようである（山本 1919: 1）。

次に山本の行った講習会の内容を検討してみる。具体的その内容を知り得る資料として、音楽教育会から 1920（大正 9）年に発行された『山本正夫氏第五十講記念 音楽講習要録』（音楽教育会編 1920）が残っている。山本正夫の講義談が中心であるが、時に大槻貞一による歴史を音楽で教えた場合の教授実例（音楽教育会編 1920: 80）や黒木寛（生没年不詳）によるオルガン独習法の講義談（音楽教育会編 1920: 112-114）なども掲載され、それは音楽教育の理論と実践が集約された内容の濃い一冊であった。頁数は 150 頁に及ぶ。章立ては「序説」に始まり、「楽典事項」「基礎教練」「音程練習」「唱歌々謠法」「唱歌応用法」「楽徳余録」「外国々歌」「名曲の由来」「バートン教授」「理論及教授法補遺」「講義参考歌曲」となっている。「序説」においては、「音楽教授上之諸問題」として生々の唱歌教授<sup>86)</sup>について、基礎教練の改善について、技巧的歌謠法について、総合的唱歌教授について、唱歌指揮法について、とさらに細分化され、項目別に山本の意見が述べられている。この著書を端的に表せば教師が必ずもつべき参考書のようにあり、「強弱のつけ方」や「擬声を用いたる唱歌」の教授法、「歌謡曲の形式」、「軍歌々謠法」、「和声概説」、「拍節法広義要領」など教授

---

<sup>86)</sup> 「心を働かすのが真の教育で、余り膳立てをなし過ぎると馬鹿になる教育に近い。」（山本 1920:2）とあるが、簡単には血の通った面白い教授のことである。

に即座に役立つ内容が満載され、また楽譜も豊富に掲載されている。山本は講習会で音楽に関することを事細かに伝授しようとしたのであろう。

なお、こうした講習会実施の背景には、田村虎蔵邸で開催されていた「江戸川講座」も少なからず影響していたと考えられる。すでに述べた通り、1906（明治 39）年頃から山本が小松耕輔や森山保、草川宣雄らと共に、田村邸に 1 年ほど通い、田村から指導を受けていた。山本はこの「江戸川講座」で、田村の投げかけた話題でたとえば「小学児童に楽典事項をどう教えるか」などのテーマに沿って、楽典教授の改善方法などを研究していたからである（豊島音楽会 1978:33-37）。より具体的に説明すると、「音の高低をどう教えるか」「音の長短をどう教えるか」「音名をどう教えるか」など楽典の教授法について参加者たちみなで検討したようである。また別の機会では「読譜簡便法」というテーマで、調が変わり調号も変わった時に、いかに素早く読譜するかという方法について検討されることもあった。そして解決法としては、「do の位置を把握させて、其位置の音名を以て長音階の主調音とし、短音階ならば la の位置を探らせばよい」（豊島音楽会 1978:36）と言って、考え方のコツを掴ませる形へと導くのであった。

このような「江戸川講座」での仲間との教授法への討究が基盤にあって、山本は教授法を洗練させていったと思われる。前述したように、山本は百の疑問を一朝にして氷解させる田村を、「宛然『教壇の神』に接する感を起こした」（丸山 1998: 109）と表現しており、7 歳年上の田村を慕い、彼から強い影響を受けたと推察される<sup>87)</sup>。後に開催された「田村虎蔵先生音楽教育四十年記念祝賀会」（昭和 8 年 6 月 3 日開催、於日比谷公会堂）で山本が司会を務めたことはその一つの例で、両者の関係の深さを垣間見ることができる。

田村と子弟関係を維持しながら教師として、また音楽講習会の講師として多忙な毎日をおく山本であったが、すでに 1905（明治 38）年 3 月には島根県師範学校を依願退職していた。その後はすぐに東京に戻り、同年 4 月から雑誌『音楽』の主幹を務め、また同年 10 月からは私立女子音楽園（以下、女子音楽園）の園長になり、さらに翌年には園主となった

---

<sup>87)</sup> 田村も唱歌講習会講師として活躍しており、山本が始めた 6 年前の 1898（明治 31）年のから 1932（昭和 7）年 8 月まで 34 年間行っていた記録が残っている。田村は夏季の休みはもちろん、冬季、春季にも各地方へ招聘され、「ほとんど一回の休暇も丸休みしたことはない」と語っている（丸山 1998: 143）。山本は田村の後継者のような存在であった可能性がある。

(高野 1998: 84)。なお、この時期は、明治女学校(巖本善治設立)や家庭学校(為岡幸助設立)の講師も務めている。女子音楽園に関する情報は極めて少ないが、東京朝日新聞中に「女子音楽園の設立」という名の記事が掲載されており、設立時の状況を知り得ることができる<sup>88)</sup>。それによれば、女子音楽園は「女子の品性陶冶」を目的とする「家塾」であった。この当時の洋楽教授所というのは、東京音楽学校の「予科」に入学する準備のために置かれる傾向にあったが、女子音楽園の説明文の中で、「特に和声音楽を教授し」と書かれている点を考慮すれば、女子音楽園はそうした洋楽教授所と同じ準備学校としての意味もあったと推察される。雑誌『早稲田文学』に掲載された「都下の洋楽界」(無記名 1908: 彙報 2)<sup>89)</sup>によれば、1907(明治 40)年末の時点で女子音楽園には 40 余名の生徒がいたようである。最も多い機関では 100 名を超えるところもあったが、60 名前後が多い部類に入り、小松耕輔が会長を務める帝国音楽協会などは 15 名と極端に少なかった。よって、山本の属する女子音楽園は、中程度の規模を保持していたとすることができる。

こうして山本は島根県師範学校を辞めた後、女子音楽園を 1907(明治 40)年までの 3 年間牽引し、音楽教育の道に進むべき人材、すなわち教員の養成に携わった。なお、この 1907(明治 40)年は、山本が編集者として関わった『声楽階梯』(山本 1913)が刊行された年でもある。『声楽階梯』(山本 1913)は、《コールユーブンゲン》などの外国書を参考にして「初学者の学習に便し、声音楽正則的教授の端緒を開くこと」(山本 1913: 巻頭頁)を目的に書かれたもので、後節でまた改めて触れるが、明らかに山本は教授法に深い関心を寄せていたのであった。

その後は 1908(明治 41)年に 1 年ほど千葉県師範学校教師嘱託になり、翌年の 1909(明治 42)年からは新設された東京府豊島師範学校<sup>90)</sup>(以下、豊島師範学校)に勤務することになった。最初の 2 年間は授業嘱託という立場にあったが、3 年目には教諭に就任し、そこ

---

<sup>88)</sup> 「今回麹町区中六番四番地に設立されたる同会は女子の品性陶冶の為め特に和声音楽を教授し且家族的団練の裡に之を監督する新案の家塾にて松山鑑子氏専ら監督の任に当り園長堤正夫氏他六名の教師ピアノ、ヴァイオリン、オルガンを教授し山田流の名家松川氏琴曲を教授すと主幹は千田時次郎氏にて三輪田眞佐子、下田歌子、酒井伯、三島子阿婦人等顧問又は評議員となりて園の為に尽す可く又毎月一回文士、音楽家等を聘して講演を開き時に生徒の催しにかゝる音楽演奏会をも開くといふ」(高野 1998: 84)

<sup>89)</sup> 『早稲田文学』は、頁表記が「本欄」「附録」「彙報」の項目別で切り替わるため、詳細に示した。

<sup>90)</sup> 第 2 次世界大戦後に、他の師範学校と共に東京学芸大学となった。

から1934（昭和9）年までの25年間勤務した（豊島音楽会 1978）。東京府豊島師範学校は新設されたばかりの学校だったため〈校歌〉がなく、歌詞を担当した初代校長の大束重善（1856-1935）から依頼されて、山本が〈校歌〉の作曲を手掛けた<sup>91)</sup>。

ただし山本はこうした音楽教師を軸とした活動を展開する一方で、『音楽』（1905年創刊）に代わって発行された『音楽界』（1908年創刊）や、楽譜集の『音楽新楽譜』（1905年創刊）<sup>92)</sup>や『月刊楽譜』（1912年創刊）の刊行にも携わっていった。また「音楽教育会」や「帝国楽事協会」<sup>93)</sup>などの音楽団体を有志らと共に設立する活動にも関わっている。もちろん、こうした活動と並行して、1904（明治37）年から続けている日本全国各地で行われる音楽講習会の講師にも、夏休みの休暇を返上して勤しんでいる。つまり、教職への復帰を果たして以降の山本は、豊島師範学校音楽教師としてだけでなく、出版編集者、音楽団体発起人、音楽講習会講師としても活躍した。こうした多忙な生活にも関わらず、山本は音楽教授法に関連する著書も多数発行していた。

ここで山本の著作を概観してみよう。1910（明治43）年2月に発行された『古今名曲集』（山本 1910b）、同年7月に発行された『唱歌教授法通論：理想之唱歌教授』<sup>94)</sup>（山本 1917b）、1911（明治44）年に近藤逸五郎（1880-1915）<sup>95)</sup>と共著で発行された『西欧名曲集』（近藤；山本 1911）、1916（大正5）年5月に発行された『美声練習法要義（別名練声法初伝）』（山本 1924）、1916（大正5）年7月に発行された『バートン唱歌教授之研究（タクト棒使用法解説）』（池田 1917）<sup>96)</sup>、1924（大正13）年に発行された『新制楽典教本』（山本 1924）、

<sup>91)</sup> 一時、山本が作ったのではないだろうと疑われたこともあったようだが、山本家の蔵書の中に挟まっていた原譜〔完成版はホ長調であるがこれはヘ長調である〕が発見されたことで、解決したようである（豊島音楽会 1978: 57）。

<sup>92)</sup> ここに示した『音楽新楽譜』の創刊年は、『音楽新楽譜（第1集）』発行の1年前を記している。『音楽新楽譜』の実物は現在確認できず、発行年を1901（明治34）年とする情報もあるが、『音楽新楽譜（第1～7集）』の表紙の題目下には丸括弧付きで「（明治〇〇年分）」と表記され、それが前年度中に発行された『音楽新楽譜』の合本であることがわかる。よって、ここでは『音楽新楽譜（第1集）』発行の1年前を『音楽新楽譜』の創刊年として表示する。

<sup>93)</sup> 東京音楽学校の級友であった巖本捷治（1881-1954）とともに明治33年10月に楽友社を設立し、巖本を主筆とする『音楽之友』を創刊する。第二章で記述した通り、『音楽之友』は『音楽』の前身である。

<sup>94)</sup> 以下、「理想之唱歌教授」部分を省略し、『唱歌教授法通論』と表記する。

<sup>95)</sup> 芸名には近藤朔風を使う訳詞家である。ペンネームとしては近藤あきらや羌村なども使っている。

<sup>96)</sup> 本著書の表紙には「山本正夫・秋山昇共著」と記され、本文でも「山本正夫講術」「秋山昇講述」とする記事が掲載され、明らかに山本の著書であるが、奥付の著者及び発行者は「池田久」と記されている。おそらく山本と秋山の講義を池田がまとめたということだろうが、よって本論文では山本の著書

山本と長谷山峻彦（1896-1975）の共著で1925年4月に発行された『児童唱歌劇』（山本；長谷山 1925）、1927（昭和2）年に発行された『唱歌新教授法』（山本 1927）、1929（昭和4）年に宮寺嘉一（生没年不詳）との共著で発行された『童心に立脚せる唱歌遊戯と体育ダンス』（宮寺；山本 1929）<sup>97)</sup>、1930（昭和5）年に発行された『音楽の学習』（山本 1930）、1931（昭和6）年に発行された『唱歌教授の実際』（山本 1931）、さらに翌年の1932（昭和7）年1月に発行された『指導細説低学年の唱歌教育』（山本 1932a）、同年2月に発行された『指導細説中学年の唱歌教育』（山本 1932b）、同年6月に発行された『指導細説高学年の唱歌教育』（山本 1932c）、1934（昭和9）年に発行された『唱歌ペイジェントの研究』（山本 1934）、安室泰山（生没年不詳）との共著で1934（昭和9年）に発行された『新作学童唱歌劇』（山本；安室 1934）などがある。これらの中には楽譜のみが示されているものや、山本は撰曲者としてのみ関わっているものも含まれているが、概ねが教授法に言及した内容である。文章の分量が多いものも多数あり、そこには教授の細やかなノウハウが記載されている。

山本は1934（昭和9）年に豊島師範学校を退職し、1936（昭和11）年に「帝都学園」を設立した<sup>98)</sup>。帝都学園は、女学部、専門部、幼稚部に分かれており、開校当時の職員には豊島師範学校を退職した教諭や、帝国大学、早稲田大学、女子高等師範学校などの出身者が名を連ね、立派な陣営で開校された（豊島音楽会 1978: 94）。年々生徒数は増え、高等女学校は1学年3学級からなっていたが、各学級には50余名が在籍しており、全生徒数は500名ほどであった。順調な歩みの中、山本がとりわけ苦労したのは、高等女学校の財団法人化に向けた認可申請である。当時は学校新設の許可も取りにくい状況で、役所は書類の不備には容赦なかった。しかし山本は、「五百余名の生徒のために自分の生命は捧げているのである。……我が身の死後、棺の上に認可書を飾られるような事になるやも知れぬが、それで良い、それでいいのだ」（豊島音楽会: 1978: 95）と述べて、生徒たちに財団法人帝都学園高等女学校の生徒という肩書を与えるために努力を続けた。その甲斐あって、1942（昭和17）年3月

---

（秋山と共著）として本著書を扱うが、出典元を表記する際には池田を著者として「（池田 1917）」と表す。

<sup>97)</sup> この著者は宮寺嘉一（生没年不詳）で、山本は撰曲を担当している。

<sup>98)</sup> 国から認可されたのは翌年である。

には無事に文部大臣より許可が下りて財団法人帝都学園高等女学校は誕生した。学生の幸せを第一に願う熱い教育者山本正夫の姿が垣間見える瞬間である。

そして高等女学校の法人化が完了してから約1年後の1943（昭和18）年4月、山本は気管支肺炎を患って62歳で死亡した。なお、長年続けていた音楽講習会講師の任務は1940（昭和15）年の8月まで担当していた。

まとめとして山本の生涯を総括すると、山本は幼少から音楽教育を受け、ピアノの実力を始め優秀な音楽的能力をもち合わせていたが、自身を育ててくれた国家への恩返しをしたいという思いが強かったのか、演奏家ではなく音楽の教育者としての道を自ら選択して進んだ。そして生涯をかけて音楽の「教授法」の研究に力を注ぎ、音楽講習会講師や書籍の発行、学校の設立などを通して、全国の音楽教師へ教授法を伝達及び普及するよう努めた。これらのことを先に述べた田村虎蔵の場合と関連させて考えると、田村は「学校の音楽」という概念を作ることによって、「学校で音楽教育を行うことが当然のことである」と社会へ認知させるよう努力したが、山本はそうした枠組み作りから一歩前進して、「教授法」や「教育者養成」という、言わば中身や内容に目を向け尽力したと言えるだろう。

次節では、実際に彼の記事や著作を辿り、そうした山本の「教授法」や「教育者養成」を重視する考えに「教育音楽」という用語がどのように関連しているのか、という点について考察していきたい。

### 3.2.2 教師に教授法の重要性を伝えるための「教育音楽」

まずは記事に着目する。山本が「教育音楽」を使用している27本の記事は、10本が『音楽』に、17本が『音楽界』に掲載されている。これら二つの雑誌において山本は、異なる読者層を想定していたことを指摘できる。まず『音楽』では、「音楽教育関係者以外の」人々、つまり、山本の立ち位置から見ると「外側」へ向けた発言となっている。一方、『音楽界』では、読者として「音楽教師」や「音楽教育関係者」などを想定しており、山本の立ち位置から見ると「内側」へ向けた発言となっている。以下では、双方の雑誌の記事を具体的に取り上げ、このような異なる対応の背景にあるものを考察しつつ、「教育音楽」の使用状況を確認していきたい。

『音楽』における山本の記事は、1905（明治38）年4月から1907（明治40）年11月の間に書かれている。ここで彼は、「教育音楽」という言葉で「学校の音楽」を想起させ、それがどのようなものであるかを社会へ伝達しようとしている。それは、田村が「教育音楽」という用語をとおして「学校の音楽」という枠組みを認知させようと努力していたことと似ている。山本のこの態度には、先の田村虎蔵の影響があったかも知れず、また時代的にそうせざるを得ない状況にあったのかもしれない。山本は、「教育音楽の逆境」、「教育音楽と俗曲」、「教育音楽者に望む」といったやや挑発的な題目で、なぜ学校の音楽の重要性が理解されないのか（山本 1905c: 32-34）、なぜその効果や価値、またそれに携わる立場を理解しないのか（山本 1905d: 39-42）（山本 1905f: 69-71）（山本 1905g: 72）、なぜその発展を急がないのか（山本 1905e: 45-46）、と積極的に論を展開している。これらの記事を通して山本は、学校の音楽や音楽教育に関わる人々（音楽教師）が、いかに重要で必要な存在であるかを、外側の人たちに理解してもらおうとした。『音楽』での発言を見る限り、山本の考え方や態度は田村のそれとよく似ている。しかし『音楽界』の記事になると彼の主張の先は「内側」へと変化する。

『音楽界』に掲載された山本の記事は、1910（明治43）年1月から1923（大正12）年1月の間に書かれている。最初の記事は、「音楽教育会の開設」という記事である。

音楽の応用法即ち音楽教育法を如何に改善し、如何に実施し、以て主眼の目的格なる、教育の根本方針を貫徹せしむかの問題は。実に教育界の運命を支配し、教育音楽の死活に関する大問題と云ふも、敢て過言にあらざるべし。 （山本 1910a: 13-14）

ここでの「教育音楽」は、その直前に置かれた「教育界の運命を支配し」からの流れで考えれば「学校での音楽教育活動」の意味であろう。この文脈で山本は、「教育音楽の死活に関する大問題」という誇張した表現を用いて音楽教育法をいち早く改善するよう音楽教育関係者たちに呼び掛けている。これはすなわち、内側へのメッセージである。

まず山本が目したのが教材の内容であった。1911（明治44）年3月に書かれた記事では、山本は「教育音楽」「教育上の音楽」「教育の音楽」とは何かを問いながら、西欧の音楽

教育事情を引き合いにして「芸術音楽」を学校の音楽教育教材へ取り入れることを推奨する発言をする（山本 1911a: 19-22）。さらに同年の11月に書かれた別の記事では、「教育音楽の好典型」という表現で、理想的「型」となる教材の構築を期待する発言をしている（山本 1911b: 5-7）。

大正期に入ると、山本の記述にも変化が見られる。この頃になると音楽の授業は各地で軌道に乗り始め、音楽教育に関する山本の議論は、音楽教育の必要性を説く段階から教育実践の良し悪しを吟味する段階へと移る。1915（大正4）年11月に書かれた「音楽教育界の緊急問題（軟弱唱歌曲の教材流行の弊）」という題目の記事では、「教育音楽家諸君の慷慨談<sup>こうがい</sup>」を掲載して、授業実践の問題点を指摘した（山本 1915a: 40-43）。「教育音楽家」とは学校の音楽教師を意味している。山本は「教育音楽」という用語を介して、音楽教育法の改善や、適切な教材の構築、教授の実情を踏まえた問題点の絞り出しを行い、実践の「中身」のより具体的な追求を始めた。

さらにその翌月には、「学校音楽」（「唱歌」の授業を指していると思われる）という言葉を用いて、その効果が上がらないことを「教育音楽者の不熱心」という理由で片付けられている現状に対して、音楽教育者側に足りない部分があることを認めながらも、「教育音楽家の大に発憤すべき所である。」と述べて、教育音楽家すなわち学校の音楽教師に自覚を促す発言をするようになる（山本 1915b: 42-45）。

教材に対する関心も続いていた。1911年に、彼が「芸術音楽」を教材として推奨していたことはすでに述べたが、1916（大正5）年1月になると、好ましくない教材に関する発言を残している。それは「時勢に先じて楽界の開拓を計れ」という記事で、「教育音楽」の語を用いながら当時の音楽全般に対する彼の不満を表明したものである。

今日の音楽殊に教育音楽は内容空虚にして之を唱ふも何等美の観念を生ぜしめず何等の快感を心に与へず、長短高低の音を発して意味なき声の流れを繰返へすに過ぎざるなり、何等の印象をも与へず感情をも養はず、殊に近時流行し来らんとせる諧謔無趣味なる浮き草音楽に至りては一顧の価値だになし、（山本 1916a: 4）

山本は、「今日の音楽」、中でも「教育音楽」の内容が空虚であると断定し、「浮き草音楽」（俗楽のような音楽と推察される）に至っては「一顧の価値だになし」と手厳しい。山本にとって教授法を洗練させることと適切な教材を選ぶことは、同義と言ってよいほど関連の強いものだったのであろう。

雑誌の記事からは離れるが、山本が教材選びの要点を明示した記述があるので、ここで取り上げてみる。以下に示すのは、後でも詳しく触れるが、1910（明治 43）年に発行された『唱歌教授法通論』（山本 1917b）の一節である。教授する際の楽曲選択に関する注意事項が書かれている。ここで山本は『小学唱歌集第二編』（文部省音楽取調掛編纂 1883）の第四十五番〈栄行く御代〉と『小学唱歌集第三編』（文部省音楽取調掛編纂 1884）の第七十三番〈誠は人の道〉を例に挙げながら、旋律と歌詞の流れが不調和な楽曲は避けるよう明言している<sup>99)</sup>。

実際に〈栄行く御代〉と〈誠は人の道〉を示し、彼が授業で用いるべきではないと述べる「不調和な歌曲」がいかなるものかを見てみよう。

---

<sup>99)</sup> 「万々一にも楽章の、切れ目と、歌詞の切れ目と符号しないときは止むを得ず、楽曲を犠牲にして、歌詞を損じないようにしなければならない。……併し此様な〔楽曲と歌詞の〕不調和な歌曲は、何とか他の教材と替えて、全く用ゐない様にする方が、本来である。」（山本 1917: 83-84）

【資料 3-1】 旋律と歌詞の不調和な楽曲の実例：〈栄行く御代〉〈誠は人の道〉

其例

I 栄行く御代 小學唱歌集二編  
(佛國々風 祭神曲)

楽節

サ カ ユ ク ミ ロ ニ | シ マ レ シ モ -

歌詞

II 誠は人の道 小學唱歌集三編

楽節

マ コ ト ハ ヒ ー ト ノ ミ ナ ソ ー カ ー シ  
コ コ ろ は か ー み の た ま も ー の ー ぞ

歌詞

出典：山本 1917b: 83

上記の楽譜は、山本の『唱歌教授法通論』（山本 1917b: 83）に掲載されているもので、音符を挟むようにして書かれている「楽節」や「歌詞」の表記は、山本が独自に書き込んだものと想像される。その表記にもとづき、楽曲のフレーズ構成と歌詞の切れ目を対照させてみると、その不調和がよくわかる。2 曲とも弱起の曲であることから、音楽のフレーズは小節線では区切られずに、「、」のところでブレスを取って区切られることになる。しかし歌詞の区切りは「、」と一致しない。〈栄行く御代〉の 1 番の歌詞を文法に即して区切った場合、次のようになる。

さか行御代に。うまれしも。たもへば神の。めぐみなり。いざや兒等。神の恵を。ゆめな  
わすれそ。ゆめなわすれそ。ゆめなわすれそ。時のまも。いざやこら。神の恵を。ゆめなわ  
すれそ。ゆめなわすれそ。ときのみも。 (文部省音楽取調掛編 1883: 13)

これに旋律の区切りを重ねると、「さか行御代」と「に。うまれしも。」の間で切れることになり、極めて不自然である。山本は、こうした作品を「不調和な歌曲」と称した。歌詞を重視する山本にとって、こうした作品を教材に活用することに抵抗があったのだろう。

1916（大正5）年7月に書かれた「僅少なる唱歌時間を利用して一層徹底したる効果を収むべき教授方法の研究」（山本 1916b: 1-2）の記事では、「此国の教育音楽の規定によれば、」と前置きしつつも、「教材は悉く科学的ならざれば愛国的歌詞に採り、曲節に総べて質実剛健なる長音階調を以て主旋とし、短音階の作品すら軟弱調の処ありとて教授することを禁じ、」と述べ、教材を具体的に明らかにする発言をしている。

教材に対する山本の関心についてはここまでとし、彼の「教育音楽」観の検討に戻ろう。

1916（大正5）年9月に書かれた「愛国心を鼓舞して健全なる国民の思想を養成すべく努むることは実に我々教育音楽に従事する者の任務であらう。」（山本 1916c: 1）という文に現れた「教育音楽」は、「従事する」対象であることから「音楽教育」という活動を意図していることは明らかである。内容としては、「教育音楽に従事する者」としての学校の音楽教師の使命について述べている。

1917（大正6）年に用いられた「教育音楽」の例は、「泰西より輸入し来て我が芸術壇上に植え附けられたる西楽も、教育音楽なる狭小なる範圍を脱して漸く現代社会の各方面に接近し、……」（山本 1917a: 1）である。ここで山本は、「教育音楽」という用語で「学校の音楽」を想起させつつ、西洋音楽が使用されるのは学校だけではないと述べる。こうした広い視点から音楽（西洋音楽）を捉えようとする感覚は、次項で重点的に取り上げる小松耕輔にも実は重なるが、山本の場合はすぐに音楽教師を主眼とする記事へ戻る。記事の題目は、「我が楽界の夏は何時来るべきか」である。そこで山本はニューヨークの事例として、「教育音楽に従事せる者の至大なる目的」として、学校の音楽教師の責務に言及する。

学校に於て教へたる唱歌の効果を校門の外に及ぼし得ぬ様であつたならば、其教育は確かに失敗に終つた者と見ねばなるまい。音楽の普及と国民の芸術趣味の向上とは一に其目的を達する為めに行はれたる手段と熱誠の如何によりて定まるのである。

(山本 1917d: 2-3)

この記事で山本は、唱歌教育を行っても、結果として音楽が普及し、国民の芸術趣味が向上しなければ、その音楽教育は失敗であると述べる。また、そうした成果を得るために肝要となるのは、音楽教師の「手段」と「熱誠」だとも述べている。「手段」とは教授法のことであろうが、すなわち山本は学校の音楽教育が成功したと認められるためには、適切な音楽教授方法や音楽教師としての熱意が求められることを示した。つまり、自分から見て「内側」の立場にある音楽教師たちを鼓舞する内容である。

音楽教師に向けた発言はさらに続く。1918（大正7）年になると、今度は音楽教師たちを労う発言をするようになる。「年頭之辞」という年明け直後の記事で、「教育音楽界に於ける凝神修養法の唱導や名曲新楽譜の発行として音楽通信部の創設に力を加へた事の如きは其一部の割策の発現であつた」と述べて、自分を含めた音楽教育関係者たちの昨年の功績を誉め称える発言をした（山本 1918: 1）。ここでの「教育音楽」は、もちろん「音楽教育」と同義である。

さらに翌年には、第二章でも取り上げた引用になるが、「東京の中央部に於て音楽講習を開たと共に、各地方にも短期講習会を開いて各々平常の研究を発表し、教育音楽の改善と民衆音楽の発達とに努力した結果は今直ちにこれを知る事は能きないが、幾何かの効果を我が楽界に与へたるは我々の疑はざる所である。」と述べ、日頃の音楽講習会の開催や音楽講習会での研究発表、教材や教授法の改善が無駄ではないことを示し、音楽教育関係者たちを労うのであった（山本 1919: 1）。この引用で用いられている「教育音楽」は、「改善」されるものであることから、「音楽教育」活動であるとも音楽の一ジャンルとも読める。ただ、「民衆音楽（の発達）」と並列されていることから考えると、音楽のジャンルを指しているように見えるが、判断はつきかねる。

1920（大正9）年になると、一時的に「外側」（この場合は各府県の教育会）に向けた発言が見られる。題目は「各府県の教育会に望む」というもので、各府県主催の教育会が優秀な音楽家や音楽教育家に出講や出演を依頼すれば、「我が全国の教育音楽は、疾風の炎を捲いて走るが如く、驚くべき速さを以て普及し発達する」と助言した（山本 1920: 1-2）。この「教

育音楽」とは「音楽教育」活動を指すことは明らかである。山本は音楽教師向けの講習会に「専門家」を招き、「全国の教育音楽」（学校の音楽教育）のレベルアップを図ろうとしたのである。

また同年7月に書かれた「地方の教育音楽振興に就て」という記事でも、山本は外側の立場である「国家」に対する発言をしている。ここで山本は、専任の音楽視学を設置するよう国家に要望し、「唱歌」そのものの位置付けを上昇させようとした。「教育音楽」とは当然、「音楽教育」を意味する。

上記二つの記事は、いずれも「外側」に向けられたもので、それまでの記事とは異なる方向性をもつ。しかし、方向は異なれど両者は表裏一体であり、同じような内容をもつと考えることができるだろう。「内側」に対しては能力向上を鼓舞し、「外側」に対しては音楽教師という立場を擁護する。つまり、これまでの記事と同様に音楽教育に携わる者への直接的・間接的なメッセージである。「教育音楽」という語は、「音楽教育」の意味として用いられ続けている。

ここから約2年の間を置き、1922（大正11）年の7月に書かれた記事では、欧米視察に出掛ける田村虎蔵へ餞の言葉を寄せている。山本は記事の中で、田村の外遊での収穫を大きく期待する発言をしつつ、当時の教育音楽界が抱える問題に触れている。ここでの「教育音楽」は、「我が初等教育音楽」や「中就初等教育音楽」と使用される部分のみを見れば、完全に「学校の音楽教育」という活動の意味に置換することができる。しかしながら、「音楽教育」という用語を用いて、「教育音楽」は「ジャンル」に、「音楽教育」は「活動」とに区別する様子も伺える。

現在の我が教育音楽其ものが其教材に於ても其教授法に於ても、大革新を加へなければならぬ状態にあるのも疑ふ可らざる所である。此教育家の音楽に対する無理解と教育音楽其ものゝ有する欠点とは、実に我が国の音楽教育の効果を大ならしむる事の能きない原因である。然るに音楽に無理解なる教育家をして芸術を尊重せしめんとする事は、<sup>あたたか</sup>恰も木に緑りて魚を求むるが如く難いのであるから、我々は音楽教育の改善を図り其効果を大ならしめて人々をして音楽教育の<sup>にわか</sup>忽にすべからざ

る事を自覚させなければならないのである。

(山本 1922:1)

この文章において興味深いのは、「教育音楽」と「音楽教育」の両方の語が用いられていることである。まず、1行目の「教育音楽」は、教材も教授法も「大革新」しなければならない対象であるとされていることから、明らかに「音楽教育」活動を指している。次の文には両方の語が用いられている。前半では「教育家は音楽に対して無理解である」ことと、「教育音楽そのものに欠点がある」ことが述べられており、この文脈の流れからは、「教育音楽」は「学校で用いられる音楽」(=ジャンル)であるようである。それらが「音楽教育の効果」を阻害している、とつながる。音楽に理解を示さない教育者に対して「芸術を尊重せよ」と述べても難しいので、「音楽教育」(=活動)を改善していかなければならない、という内容である。「音楽教育」があることで、「教育音楽」は活動ではなくジャンルのように扱われる。結果として、山本は音楽教師が自らの意思で教材の吟味や教授法の研究を重ね努力し続けることで、いずれは音楽とは無縁の教育家たちにも音楽教育の重要性を理解してもらえたと期待していたのであろう。

27 本目となる最後の記事は、1923 (大正 12) 年 1 月に書かれている (山本 1923:1)。これまでの山本は教材や教授法の改善に重きを置く傾向にあったが、今回は自身が携わる講習会の話が示されている。具体的には山本が講習会を通して、「よき材料」、「よき技能」、「よき方法」という三つのことを研究し、世に提供してきたことを説明し、日頃の自分の行いを周囲へ伝達しようとしている。

唱歌新楽譜や音楽新楽譜はよき材料提供の一助たらしめんとし、よき技能の為に其基礎教練の改善に微力を致し、よき方法としては技巧的唱歌教授法、総合的唱歌教授法等の急要を称導して、教育音楽の発達に資する所あらんとした、 (山本 1923:1)

「教育音楽」は最後に 1 回登場するのみであるが、これは「音楽教育」という活動を意味

している。山本が講習会で提供した「よき材料」とは「唱歌新楽譜」や「音楽新楽譜」<sup>100)</sup>、「よき技能」とは技能の基礎教練の改善方法を提案したことである。最後の「よき方法」とは、技巧的唱歌教授法や総合的唱歌教授法を構築することが急務であることを伝え、「教育音楽」の発達に貢献したとあることから、講習会の中で山本は、実践的な教授法を数多く提供したのであろう。記事の最後では、「今や時代の進歩は技能優秀なる多くの音楽家を出し、音楽教育の好材料は各方面よりして益々盛に提供せらるゝの有様となつたのは実に我々の快とする所である。」と述べる。ここで注目すべきは、前段部分で「教育音楽」という語を用いて「音楽教育」を語っていることに加え、「音楽教育」という語も同じ意味で用いていることである。この時期になると、両者はほぼ入れ替え可能になっていることが示唆される。

改めて山本の記事を総括すると、山本は時に「音楽教育」という用語を混在させながら、「教育音楽」を「学校の音楽」というジャンルのように、また学校での音楽教育活動という活動の意味に変化させながら使い、『音楽』においては主に田村と類似した「学校の音楽」という居場所作りに貢献する発言をしていた。一方、『音楽界』では、音楽教師を始めとする音楽教育関係者たちへ教材や教授法の改善を促す発言を繰り返していた。そのため、場合によっては音楽教育関係者たちを相手に既存の教材をあからさまに批難することもあれば、教授法に意識が向いていない音楽教師たちへその大切さを伝えようと叱ったり励ましたりすることもあった。『音楽』と『音楽界』の用法には違いが見えるが、山本独自の「教育音楽」の用法と呼べるのは、『音楽界』での用法である。この用法を総括的に表すならば、山本は「教育音楽」という用語を、音楽教育関係者とりわけ学校の音楽教師たちへ教材の検討も含めた教授法の重要性を伝えるために使用していたということになるだろう。

続いては、山本の著書を見てみよう。前節で教授法に言及したのが多いことを指摘しているが、全著書を一覧にすると、以下のようなになる。なお発行年の項には、括弧書きで和暦も記載する。その際に、「明治」は「M」、「大正」は「T」、「昭和」は「S」と略記する。

---

<sup>100)</sup> 「音楽新楽譜」とは、山本が中心となって発行した『音楽新楽譜』、もしくはその合本である『音楽新楽譜（第1～7集）』を指していると思われる。

【表 3-1】山本正夫の著書一覧

No.	発行年 <sup>101)</sup>	題目
①	1906 (M39) －1912 (M45)	『音楽新楽譜 (第 1～7 集)』 (山本正夫編) <sup>102)</sup>
②	1907 (M40)	『声楽階梯』
③	1910 (M43.2)	『古今名曲集』 (山本正夫編)
④	1910 (M43.7)	『唱歌教授法通論』
⑤	1911 (M44)	『西欧名曲集』 (近藤逸五郎と共著)
⑥	1916 (T5.5)	『美声練習法要義 (別名練声法初伝)』
⑦	1916 (T5.7)	『バートン唱歌教授之研究 (タクト棒使用法解説)』 (秋山昇と共著)
⑧	1923 (T12)	『大正激震猛火の新体詩』 (増田乙四朗詠著、山本正夫作曲)
⑨	1925 (T14.8)	『児童唱歌劇』 (長谷山峻彦と共著)
⑩	1925 (T14.12)	『新制楽典教本』 (大正 14 年 12 月 8 日文部省検定済 師範学校・高等女学校音楽教科書)
⑪	1927 (S2)	『唱歌新教授法』
⑫	1929 (S4)	『童心に立脚せる唱歌遊戯と体育ダンス』 (宮寺嘉一著、山本正夫撰曲)
⑬	1930 (S5)	『音楽の学習』
⑭	1931 (S6)	『唱歌教授の実際』
⑮	1932 (S7.1)	『指導細説 低学年の唱歌教育』
⑯	1932 (S7.2)	『指導細説 中学年の唱歌教育』
⑰	1932 (S7.2)	『指導細説 高学年の唱歌教育』
⑱	1934 (S9.5)	『唱歌ペイジェントの研究』
⑲	1934 (S9.10)	『新作学童唱歌劇』 (安室泰山と共著)

<sup>101)</sup> 表に示した各著書の発行年は発行時期を特定するため「初版の年」であるが、筆者が手にした各著書は必ずしも初版本ではなく「改訂版」も多い。したがって、引用先を記す場合などには年代表記に誤差が生じる。

<sup>102)</sup> 第 1 集のみ、発行者名が「山本正夫」ではなく、旧姓の「堤正夫」と記されている。

この中で、「教育音楽」が使用されている著書は、山本の代表作に位置付けられる『唱歌教授法通論』（山本 1917b）と、『唱歌新教授法』（山本 1927）のみである。山本によれば、後者は前者に「代らしめたるもの」（山本 1927:1）である。

『唱歌教授法通論』（山本 1917b）の中で「教育音楽」は一度登場するが、特筆すべきはここで山本がその用語の意味を定義していることである（後述）。なお、この著書が発行された1910（明治43）年は『音楽界』が発行された年であり、山本は比較的早い段階で、その意味を明確にしていたことになる。

早速本文を見ていくが、最初に本書の目次を確認し、著書の全体像を把握しておきたい。

#### 第壹篇 総論

第壹章 総論一 第一節 音楽とは何ぞや、 第二節 美術上音楽の地位、 第三節 音楽の感化力、  
第四節 教育の音楽、 第五節 音楽之教授法

第貳章 総論二 第一節 学校唱歌の来歴、 第二節 唱歌之教育的価値

#### 第貳篇 教授本論

第参章 唱歌教授之根本義

第四章 教授材料 第一節 教材撰択に関する法令、 第二節 撰択の要点及方法、 第三節 撰択の  
注意、第四節 教材の排列、 第五節 排列の順序、 第六節 配列上の注意

第五章 教授之方式及段階 第一節 （甲）口授式、 第二節 （乙）視唱式、 第三節 教授

第六章 授業時間

第七章 教室 第一節 教室の構造、 第二節 教室の設備、 第三節 教授用具

#### 第参篇 教授本論 貳 唱歌教授の内容

第八章 発声練習 第一節 発声練習の要領、 第二節 声音のレジスター、 第三節 発声練習の  
方法

第九章 発音練習 第一節 発音の正確、 第二節 発音の婉美、 第三節 発音練習の方法、  
第四節 母音唱法、 第五節 子音練習

第十章 呼吸練習 第一節 初音の目的、 第二節 練習の種類、 第三節 氣息練習の方法、  
第四節 氣息練習の注意、 第五節 氣息練習の利用

第十一章 調子練習 第一節 諦聴一耳の修練、 第二節 唱和一音をとる練習、 第三節 基礎練習、  
第四節 指唱、 第五節 階名唱法、 第六節 高低練習の注意

第十二章 拍子練習（長短練習） 第一節 （甲）歴時の正確、 第二節 （乙）拍子の種類、  
第三節 拍子予令の注意

第十三章 発想練習 第一節 発想の現はし方、 第二節 発想記号、 第三節 発想のつけ方、  
第四節 速度記号

第十四章 趣味練習 第一節（甲）児童は何故に唱歌を好まざるか、第二節（乙）唱歌趣味の増進を図る方法

#### 第四篇 教育者の注意

第十五章 教授上の注意 第一節 歌謡の姿勢、 第二節 生徒の席次、 第三節 教室の出入、  
第四節 信行曲と礼式和絃、 第五節 成績考査法

第十六章 教師の修養 第一節 教授術の巧妙、 第二節 教師の心がけ、 第三節 修養の順序及方法、  
第四節 教授の準備、 第五節 唱歌教師たるの資格

第五篇 附録 附録一、重要唱歌書目、 附録二、教授細目、 附録三、教案例、 附録四、予が実地授業の順序、  
附録五、談話集、 附録六、音楽諸学科と参考用書、音楽に関する定期出版物

この著書は全 182 頁（別に目次 14 頁あり）で構成されており、1931（昭和 6）年に出版された『唱歌教授の実際』（山本 1931）に書かれている情報によれば、これは「千葉県講習会に於ける教授法の長講演の詳録」（山本 1931:3）であり、「教則が本位」とされるものである。目次は、「総論」「教授本論」「教授本論 弐」「教育者の注意」「附録」と進み、一般的なことから、専門的及び具体的なことへと発展的に記されていく。頁配分は教授法の改善に興味をもっていた山本らしく、「教授本論」や「教授本論 弐」に多くの頁が割かれている。

「教育音楽」という用語は、「第壹篇 総論」の中の「第壹章 第四節 教育の音楽」に登場する。そこで山本は、「教育音楽」を次のように定義している。

音楽は右の如く [音楽の感化力]、人間の心に働らく一の偉大な勢力がある。此力を捉らへ是を利用して、円満なる心身を練り、人格を鍛へ、以て善美の人を創り上げむ

とする方法がある。是に用いられた場合の音楽を教育音楽と云ふのである。

(山本 1917b: 5)

山本にとっての「教育音楽」とは、「善美の人を創り上げむ」際に「用いられた場合の音楽」であり、換言すれば「優れた人格形成に効果のある音楽」である。『音楽界』の中の「教育音楽」は、単純に「学校の音楽」と置換できそうなものばかりであったが、この時の山本の説明によれば、円満なる人格形成に効果が上がるであろう音楽を「教育音楽」と呼ぶようである。こうした発想は、明治時代に目指されてきた忠君愛国の倫理観を植え付ける「徳育」とは異なった、第二次世界大戦後の人格形成に重きを置いた「徳育」に通じるところがあると言えよう。

なぜ山本がこのような形で「教育音楽」を用いたかは、その後に記された文章から理解できる。以下は、前の引用に直接続く部分である。

故に音楽は人間心霊の反響であつて、決して冷たい科学ではない。唯だ勢力を借用したのである。是を高尙の娯楽と云ふは未だ不及の感がある。民心教化の道具と思ふに至つては、聊か以て速解である。故に教育家が、音楽らしきものを捉へ来て、勝手にあてがつて置いて其れで自然に善美の人物が出来ると思はず、これ誤解の甚しきものである。故にもし音楽によりて教育の実効を得たいならば、是を利用する方法とは何ぞ。即ち是が本書に進べきとする教授の方法其物である。 (山本 1917b: 5)

ここで山本は、娯楽としての音楽や民心教化の道具としての音楽を否定するとともに、「教育家が、音楽らしきものを捉へ来て、勝手にあてがつて置いて其れで自然に善美の人物が出来ると思はず、これ誤解の甚しきものである。」と述べて、音楽教育の軽視や、音楽教育による人格形成を安直に考えることを批難している。そして最終的には、「もし音楽の教育的効果を得たいならば」として、「教授の方法」を考えていかねばならないと言う。

このことから、山本にとっての「教育音楽」とは、読者を教授法の研究へ誘う大切なキーワードだったことがわかる。「教育音楽」という用語で、音楽教育軽視の風潮を退けると同

時に、音楽に対して優れた人格形成という存在意義を与えて、読者を自ずと教授法の研究へ導くのである。なお、この本の後半には、教えるべき内容、教え方、教える際の注意点などが事細かに書き記されているだけでなく、休み時間中の音楽室の環境の作り方や、音楽室への教師の入り方、歌唱時の生徒の配列順などが示されている。これらの点にも、「善美の人物」を作り上げるために役立つであろう「教育音楽」及びその教授法に対する、山本の一貫した考えを見ることができる。

一方、昭和期に発行された『唱歌新教授法』（山本 1927）は、『唱歌教授法通論』（山本 1917b）の改訂版と言えるもので、新たに「芸術」の話題が加わり、また文章表現が洗練された様子は見られるが、構成、内容ともに 1910 年版とほぼ同じである。ただ「教育音楽」が使用されている部分を見比べると、1927 年版では教授法に重きが置かれていることがより明確である。やや長くなるが、双方を以下に引用してみよう。

まずは、『唱歌教授法通論』（山本 1917b）である。既に部分的に引用しているが、改めて第四節「教育の音楽」全文を示し、教授法へ言及する様を確認したい。

#### 第四節 教育の音楽

音楽は右の如く、人間の心に働くに一の偉大な勢力がある。此力を捉らへ是を利用して、円満なる心身を練り、人格を鍛へ、以て善美の人を作り上げむとする方法がある。是に用ゐられた場合の音楽を教育音楽と云ふのである。故に音楽は人間心霊の反響であつて、決して冷たい科学ではない。唯だ勢力を借用したのである。是を高尚の娯楽と云ふは未だ不及の感がある。民心教化の道具と思ふに至つては、聊か以て速解である。故に教育家が、音楽らしきものを捉へ来て、勝手にあてがつて置いて其れで自然に善美の人物が出来ると思はゞ、これ誤解の甚しきものである。故にもし音楽によりて教育の実効を得たいならば。是を利用する方法につきて、苦辛しなければならぬ。音楽を利用する方法とは何ぞ。即ち是が本書に述べむとする教授の方法其物である。

（山本 1917b: 5）

次は、『唱歌新教授法』（山本 1927）の引用である。第一編の「四 教育と音楽」の全文

である。

#### 四 教育と音楽 【教育音楽—高尚の娯楽か—教化の道具か】

音楽は既に述べた様に、人間の心に働く上に、一種の偉大な勢力のあるものである。之の力を捉え、之を利用して、心身を円満に練り、人格を養ひ、善美の境地に達しようとするのが、即ち教育音楽である。又音楽は人間心霊の反響であつて、決して冷やかな科学ではない。音楽は吾々の生活そのものである。之を高尚の娯楽と言ふのは不満の感がある。又民心教化の道具であると思ふのも誠に至らないことである。故に、教育家が音楽らしいものをもつて来て、何等の系統もなく授けて、それで善美の人物が出来ると思ふのは、甚だ危険と謂はねばならぬ。であるから真に音楽教育の効果を挙げようと思ふならば、之をどうして授けるか、如何に利用するかと云ふことに、苦辛しなければならぬのである。偉大な音楽家が必ずしも立派な教育家ではない、教授を巧みにするものこそ、始めて立派な音楽教育家であると言ふことが出来るのである。そんならばその教育法は、如何にすればよいか。それは本書の是より將に説かんとする所のものである。[傍点は筆者による。] (山本 1927: 8-9)

「教育音楽」に関して、後者の方が簡潔な文章に見えるが述べている内容は前者と同じである。相変わらず第二次世界大戦後の徳育と関連性の高い使い方がされているが、後者において特徴的なのは、傍点部分である。山本は「偉大な音楽家が必ずしも立派な教育家ではない、教授を巧みにするものこそ、始めて立派な音楽教育家であると言ふことが出来るのである。」という一文を新たに付け加え、教授法こそが音楽教育を行う上で、最も重要であることを明言した。山本の中で「教育音楽」という用語は、教授法の重要性を説く上で、大変有効なものだったのであろう。

山本は、「何を教えるか」よりも「どう教えるか」ということに関心があった。著書の中で「教育音楽」の語が用いられているのは上述の2点に限られるが、「どう教えるか」をテーマとした著書は多い。たとえば古い順に示すと、「独逸唱歌学校教師フランツ。ウルネル氏のコオリユウブンケン及び外二三の原著を参考して増補潤飾する所少なからず。」(山本

1913: 巻頭頁)として出版された『声楽階梯』(山本 1913)である。そこには「予備教練」と称した項が冒頭に置かれ、「発声練習」や「発音練習」、「高低練習」の方法が記されている。さらに「第一課」から「第七課」と称した音階練習の項が設けられ、二度から七度音程までの音程練習用楽譜が数多く掲載されている。また『美声練習法要義(別名練声法初伝)』(山本 1924)という11頁の小冊子では、「美声の定義」「発声の原則」「声癖矯正法」「美声練達法注意」「研究者の撰生法」といった見出しの下、美しい声の出し方やその練習方法に言及している。さらには、『パートン唱歌教授之研究(タクト棒使用法解説)』(池田 1917)という20頁ほどの小冊子も手掛け、拍子別に指揮棒の振り方を図と共に詳しく説いている。他にも『新制楽典教本』(山本 1924)という楽典に特化した教本を発行し、音楽教師たちに教授の際に必要な専門的知識を確実に身に付けさせようとした。この時期から彼の教授法関連の著書は厚みを増してゆく。たとえば、『音楽の学習』(山本 1939)が出版されたのは1930年のことである。これは、音楽上の文献が充実している西欧諸国に対し、日本では「文書に因って学習すべき何物をも有して居ないのを発見した」山本が、「何かな適当な書によつて、学習の第一歩を指導すべき或ものを得たい」(山本 1939:3)と考えて著したものである。『音楽の学習』において山本は序論で「音楽の種類」に言及し、本論は「楽理篇」「器楽篇」「教授法篇」「附講」と続けた。音楽教師として必要となる知識を確実にした後、教授法を詳説する流れで書かれている。

これに続くのは、『唱歌教授の実際』(山本 1931)である。この著書は、『唱歌教授法通論』(山本 1917b)や『唱歌新教授法』(山本 1927)のように「教則を本位にする社忸式教授法の書でなく、何等制限を受けないで、随感随筆的に、思ふが儘を披瀝して見たらば、」(山本 1931:3)という思いで書かれ、山本にとって自由度の高い著書であった。総頁数は429頁に及び、彼の著書では最大の分量である。内容はこれまでの著書に書かれていたことと重複する部分を含みながら、教授法に関する多くの内容が盛り込まれ、彼の著書の集大成に位置付けられそうなものである。山本はこの著書を執筆したねらいを「我が楽界の注意を喚起する」(山本 1931:4)と記すが、音楽教師たちに教授上の注意を示すことを強く望んでいた。一貫して教授法に関心をもち続けた山本は、最終的には学年別に分けた現代版の「指導書」のような大規模な著書を発行するに至った。1932年1月に『指導細説 低学年の唱歌教育』(山

本 1932a)、2月に『指導細説 中学年の唱歌教育』(山本 1932b)と『指導細説 高学年の唱歌教育』(山本 1932c)を発行し、教材一つ一つに丁寧な解説を加えている。

なお、これら以外にも、山本が作曲者や撰曲者、編集者として携わった『古今名曲集』(山本 1910b)、『音楽新楽譜(第1~7集)』(山本 1906-1912)、『西欧名曲集』(近藤;山本 1911)からは教材への関心と教授法との関連が垣間見える。また演劇という観点から教授法を語る『児童唱歌劇』(山本;長谷山 1925)や『唱歌ペイジェントの研究』(山本 1934)、『新作学童唱歌劇』(山本;安室 1934)からは、音楽に限らず、演劇という広い視野で教授法を捉えようとする発展的な姿勢が見受けられる。やはり山本を理解する上で、「教授法」は重要な位置に置かれているのであった。

山本にとっての「教育音楽」は、「優れた人格形成に効果のある音楽」である。それは第二次世界大戦後の徳育、すなわち『学習指導要領』が目指す方向を指向しているようだが、ともかく山本は現場に立つ音楽教師たちに、音楽を単なる音楽として扱うのではなく、人格形成に寄与する「教育音楽」として扱ってもらい、それに見合う優れた教授法を身に付けて欲しい、また教授法の重要性に気付いて欲しいと願ったのである。

次は、主要人物の最後となる小松耕輔について見ていこう。

### 3.3 音楽的知識の普及を目指した小松耕輔の場合

小松は田村や山本よりも年齢が若く、彼が「教育音楽」という用語を使用した時期も遅かった。田村は1897(明治30)年7月に、山本は1905(明治38)年4月にそれぞれの最初の使用が確認されるが、小松の場合は1908(明治41)年1月のことである。まず『音楽界』で、その後『教育音楽』の中で、合計6本の記事において「教育音楽」が使われている。一方、彼の著書に「教育音楽」の記述は見当たらない。その理由は後述するが、おそらく彼の著書の多くが、童謡唱歌などをまとめた唱歌集、欧州の著名な作曲家の伝記(翻訳本も多い)、西洋音楽などの歴史を教えようとするものであり、田村や山本の著書とは異なる性格をもっていたためと思われる。すなわち彼は、「学校の音楽」という領域の確立に尽力した田村や、音楽教授法の洗練や音楽教師の養成に勤しんだ山本とは違った方向を見据え活動していたために、自身の著書の中で「教育音楽」の用語を使わなかった可能性があるということ

である。すでに第二章の中で、小松の発言が音楽を「善」教育から「美」教育へ転換を促す一助となり得るものだったことを指摘したが、ここではそうした彼の言動と関連させ、小松が「教育音楽」を使用する意図を探ることにする。なお手順としては、小松の場合も田村や山本と同様に、まず彼の生涯を辿り、どのような経歴をもつ人物であったのかを明らかにしていく。次に、彼の「教育音楽」に関連する発言について考察し、彼が何を伝えるために「教育音楽」を使用したのか解明していきたい。

### 3.3.1 小松耕輔の生涯

小松は「作曲家」、「評論家」、時に「教育家」と称される。山本らに比べるとその知名度は高いが、彼の生涯、特に幼少期を明らかにする記述は少ない。事典等に記されている小松の経歴は、東京音楽学校卒業以降が中心である（岡部 2003: 659、檜崎 2005: 241、堀内 2006: 192-193）。しかし幸いなことに自伝的記述が残されている。たとえば、1955（昭和 30）年 5 月に発行された雑誌『教育音楽』に寄稿された随想「少年の頃と私」（小松 1955a: 76-77）の中で、生誕から東京音楽学校入学前までの様子を詳細に描いている。また日記を基にして書かれた『音楽の花開く頃—わが思い出の楽壇』（小松 1952）や『わが思い出の楽壇』（小松 1961）<sup>103)</sup>の中で、小松は自身の生涯を回想し、いつどのような場面でどのような音楽に触れたかなど自らの音楽経験を事細かに記述している。

それらの資料によれば、小松は 1884（明治 17）年 12 月 14 日に秋田県由利郡玉米村館合（現在の由利本荘市）という農村で生まれた。この玉米村は半農半商の村で、小高い古館を中心として、その下には高瀬川がめぐり、丘の上から見ると三方は稲田に取り巻かれ、5 月頃には東北特有の桜桃梅李が一時に咲く、というところだった。小学校は館合小学校に通ったが、その小学校は当時としては珍しい洋風の木造 3 階建てで、中央に玄関があり、その上にはバルコニーが乗っていた。小松は「近在でも比類のないエキゾチックな建築」（小松 1955a: 76）と表している。ところがそうしたモダンな建物とは裏腹に、「私の少年時代にはまだオルガンもなく、いわんやピアノなどは見る事が出来ませんでした」（小松 1955a: 76）とあ

---

<sup>103)</sup> この著書は、『音楽の花開く頃—わが思い出の楽壇』（小松 1952）の続編である。そこでは、1927（昭和 2）年以降のことが記されている。

る。そのため、小松は「唱歌はどういうものを歌ったか記憶していません。」(小松 1955a: 77) と述べており、「唱歌」の授業を受けられていなかったようである。ただし彼はその間、まったく音楽に触れることがなかったわけではなく、当時の流行であった明清楽に影響を受けて、明笛を朝から晩まで吹き鳴らしていた。小松にとって、明笛を奏することが音楽と接する第一歩だったようで、「最初に私の手がけたものは明笛であつた。」(小松 1952: 3) と述べている。小松はこの明笛には相当に没頭し、仕舞には父親から取り上げられ折られてしまうほどだった(小松 1952: 3)。

明笛の次に小松が没頭したのは、手風琴(アコーディオン)である。これも流行に乗る形で取り組み始めたのだが、小松は早々にそれを買ってもらい、熱心に稽古を重ねた(小松 1955a: 76)。小松の家は音楽一家ではなかったが、おそらく音楽と向き合うことに対して寛容で、理解のある家庭だったのだろう。小松の父親は村長を務めたこともある人物で、小松の表現を借りれば、「いわゆる田舎政治家の一人」(小松 1952: 19)であった。また小松にはそれぞれ三樹三、平五郎、清という名の三人の弟が居たが、小松三樹三(1890-不詳)は大正初期に浅草オペラ座で第一ヴァイオリンを演奏し、オーケストラの指揮を努めたこともある。小松平五郎(1897-1953)は慶応大学を卒業した後、小松と同じく作曲家として活躍し、1933(昭和8)年には共著で『児童音楽叢書 ピアノ教則本(誰にでも弾けるピアノの弾き方)』(小松;小松 1933)を出版している<sup>104)</sup>。小松清(1899-1957)は東京帝国大学(現東京大学)に進学するが、在学中に東京音楽学校(現東京芸術大学)においてピアノと作曲を学び、後々は東京大学や東京芸術大学、東海大学の教授となった。清はとりわけフランス音楽の紹介に努めた人物で、小松と共訳で1958(昭和33)年に『フランス音楽史』(ラヴォア 1958)を出版している。

こうして音楽に秀でた家系となる小松一家だが、小松は小学校の間、個人的には何かしらの音楽に触れていたものの、学校内で音楽を学んでおらず、彼が音楽教育を初めて受けたのは、高等小学校に入ってからだった。それは彼が12歳の頃になるが、小松自身も「私の音楽教育はこの学校〔高等小学校〕に於て初めて行われたのです。」(小松 1955a: 77)と認め

---

<sup>104)</sup> 表紙に記された肩書によれば、小松耕輔は「学習院教官」、小松平五郎は「帝国音楽学校教授」「東京児童音楽院長」となっている(小松;小松 1933: 表紙)。

ている。母親の郷里である矢島町（現在の由利本荘市）の旧城址にあったこの高等小学校にはオルガンがあり、また唱歌を立派に教えてくれる先生もいた。そのため小松は唱歌（音楽）の時間を日々待ち焦がれ、「私はこの音楽の時間をどれほど楽しみにしていたことでしょう。私の音楽に対する愛着が日増しに強くなり、将来はどうしても作曲家になろうと決心し、あらゆる方法で研究を初め<sup>ママ</sup>ました。」（小松 1955a: 77）と語り、この時点で早速作曲家になる意思を固めたのであった。そして高等小学校を 1898（明治 31）年 3 月に卒業すると、いったん家に戻り、手風琴一つを頼りに日夜音楽の勉強に励むようになる。この勉強期間中には、短歌を愛好する両親や、「鉄道唱歌」の流行に感化されて、見よう見まねで〈玉米八景唱歌〉を作り、小学校の子どもたちに歌わせた。小松は「これが私の Op.1 の作品でしたらう。」（小松 1955a: 77）と回顧している。

1901（明治 34）年 2 月、小松が 17 歳の時、東京音楽学校入学に向けて上京した。そして同年の 6 月、まず東京音楽学校選科に入学して東京音楽学校予科の受験準備を進め、1 年 3 か月を経て 1902（明治 35）年 9 月に東京音楽学校予科に入学を果たした。同級生には、東儀哲三郎（1884-1952）や外山国彦（1885-1960）、安藤弘（1883-1967）などがある。この当時、東京音楽学校は狭き門であり、入学できるのは優秀であることの証しであった。そのため小松が東京音楽学校予科に入学して 1 年が過ぎた頃に実家へ帰省すると、友人たちからは大いに歓迎され、急遽近隣の小学校の教師向けの講習会が企画され、その講師を依頼された（小松 1952: 11）。

1903（明治 36）年 9 月には、東京音楽学校本科に進んだ。ここでは「専門」を選択して学びを深めていくことになる。小松は当然「作曲科」を専攻したかったのだが、この時点で本科に作曲科はなく、ピアノ科を専攻しようにも視力が低下する病を患い不安を抱えていたため、やむを得ず「ヴァイオリン科」を専攻して幸田幸子（後の安藤幸子 1878-1963）に指導を受けた。ただし、途中で「作曲を勉強するにはどうしてもピアノをやっておく必要を痛感した」（小松 1952: 12）ため、ピアノ科へ移っている。ピアノ科ではハイドリヒ、ヘルマン（Heydrich, Hermann 1855-詳細不明）<sup>105)</sup> に就くが、幸いなことにハイドリヒからは作曲

---

<sup>105)</sup> 「ドイツのピアノ奏者・教師。1870 年ベルリン芸術アカデミー付属音楽学校に入学し、5 年間ピアノ、理論、作曲を学んだ。校長 J. ヨアヒムの推薦により渡英し、教師および演奏家として活躍。1902

も教わり、ピアノと作曲を同時に学ぶことができた。

小松が東京音楽学校本科を卒業したのは<sup>106)</sup>、1906（明治39）年7月7日であるが、これ以降も小松は学びを重ねようと、2か月後の同年9月に同研究科へ進学する（小松 1952: 51）。ここで2年間学び、1909（明治42）年9月、同研究科を卒業した（小松 1952: 79）。小松は東京音楽学校の中でも大変優秀な学生であったようで、主席で卒業し、卒業式では卒業生総代として謝辞を述べている。

本科器楽部を卒業して以降の小松は、音楽家（作曲家）として精力的に活動し始め、山田源一郎、小林愛雄らと共に日本人による歌劇の研究や創作のための「楽苑会」を組織した。また我が国最初のオペラ《羽衣》を作曲し、YMCA<sup>107)</sup>で試演を果たしている（堀内 2006: 192）。1915（大正4）年から1918（大正7）年にかけては、共著者の中心として、童謡運動の先駆けと評される『大正幼年唱歌』（小松；梁田；葛原: 1925）<sup>108)</sup>を出版する。この他にも雑誌『赤い鳥』の中で童謡作品をいくつか発表しており、目覚ましい活躍を見せる。

1920（大正9）年から1923（大正12）年までの約4年間は、作曲家としての技術を磨くためパリへ留学し<sup>109)</sup>、パリ国立音楽院のヴィドール、シャルル＝マリー（Widor, Charles-Marie Jean Albert 1844-1937）<sup>110)</sup>や、フォーシェ、ポール・ロベール・マルセル（Fauchet, Paul

---

（明治35）東京音楽学校に來任、09年まで本科、研究科のピアノ科を担当。同時に演奏活動によって明治末年の音楽文化發達に重要な寄与をした。」（下中 1988: 1803）

<sup>106)</sup> 卒業の年は著書によって1906（明治39）年とするもの（堀内 2006: 192）や、1909（明治42）年とするもの（岡部 2003: 659）があるが、自伝（小松 1952）には、1906（明治39）年7月7日に本科を卒業して、同年9月に研究科に入学し（小松 1952: 51）、1909（明治42）年9月に同研究科を卒業した（小松 1952: 79）と記されており、本科と研究科の卒業時期を混同して誤解が生じていると考えられる。なお本書では、自伝に記された内容を採用している。

<sup>107)</sup> キリスト教青年会 Young Men's Christian Association の通称。キリスト教の精神にもとづいて、会員相互の全人格の向上と、奉仕の精神を助長し、キリスト教の理想とする社会の建設を目指す世界的な青年団体。1844年、ロンドンの呉服店で働いていたジョージ・ウィリアムズ George Williams（1821-1905）が労苦にあえぐ当時の青少年労働者のために12名の友人たちと結成した。わが国においては、1880年（明治13）神田乃武（かんだないぶ）らの提唱により東京で結成されたのを始めとして各地で組織された。その後、学生伝道がなされ、1888年東京大学学生基督（キリスト）教青年会が創立され、J・R・モットの來日の影響を受け、各都市において学生基督教青年会（学Y）の運動が盛んになった（竹中 1988: 702）。

<sup>108)</sup> 『大正幼年唱歌』は12集（巻）から成り、1915（大正4）年から1918（大正7）年の間に1集ずつ目黒書店から発行されている（小松 1952: 104）。よって、各集の発行年はそれぞれ異なり、また発行時期も幅があるが、ここではその合本となる『大正幼年唱歌合本』（小松；梁田；葛原 1925）が出版された1925（大正14）を発行年として記すことにする。

<sup>109)</sup> パリ以外にも期間はさまざまであるが、ドイツやベルリン、イタリア、ロンドン、ベルギー、オランダ、ウィーンなどを巡っており、帰途の際は米国にも立ち寄っている（小松 1952: 2）。

<sup>110)</sup> フランスのオルガン奏者、作曲家、音楽教師、音楽理論家である。

Robert Marcel 1881-1937)<sup>111)</sup>、ダンディ、ポール・マリ・テオドール・ヴァンサン (D'Indy, Paul Marie Théodore Vincent 1851-1931)<sup>112)</sup>らに就いて学んだ。後に小松はダンディの著書を翻訳して出版しており、その影響力を窺い知ることができる<sup>113)</sup>。またこの他にも、西洋音楽の歴史を紐解く著書を数多く執筆しており、この留学経験の影響は大きかったと思われる。

そして帰国後の1927(昭和2年)には「国民音楽協会」を設立し、理事長として合唱活動の推進に尽力するようになった。この国民音楽協会は、端的に言えば民衆的音楽の普及・進歩を計ることを目的とした団体で、留学で欧米の影響を受けた小松が、欧米のように国公立の音楽学校、民衆が参加する合唱団や管弦楽団、演奏会やコンクールを充実させようとした。第二次世界大戦後には「全日本合唱連盟」と名称を変え、現代にも引き継がれている団体である<sup>114)</sup>。なお、ここにきて初めて小松が「作曲家」ではない「教育家」としての姿を示したように見えるが、実際は、東京音楽学校本科を卒業した2か月後の1906(明治39)年9月には、下田歌子(1854-1936)や山田源一郎を介して宮内省所轄の官立学校であった学習院(現在の学習院大学)<sup>115)</sup>の講師(後に助教授となる)に就任し、早い段階から「教育家」としても活動していた。学習院以外には、東京女子高等師範学校(現在のお茶の水女子大学)や戦後にできた東邦音楽短期大学、東洋音楽短期大学などでも教鞭を執っていた。

こうした後進の育成にも携わる傍ら小松は、大日本著作権協会理事や、音楽コンクール理事会顧問、文部省大学設置委員会専門委員なども務めた。なお、彼の主な音楽作品は、〈泊り船〉や〈母〉、童謡〈お菓子の汽車〉や〈電車〉、歌曲集《沙羅の木》《童謡曲集》などである。他方、著書(翻訳本も多い)には、『西洋音楽の知識』(小松 1920)、『世界音楽遍路』(小松 1924c)、『音楽と民衆』(小松 1927)、『音楽史の教え方』(小松 1948b)、『現代フランス音楽』(小松 1950)、『音楽の花開く頃ーわが思い出の楽壇』(小松 1952)、『わが思い出の楽壇』(小松 1961)などが挙げられ、総計すると相当な数になる。小松は晩年に至るまで

---

111) フランスの作曲家、オルガニストである。

112) フランスの作曲家、音楽教師、指揮者である。

113) 小松は『ベートーヴェン』(ダンディ 1935)を出版している。

114) 「国民音楽協会」の詳細については、山口 2005 を参照。

115) 学習院は、その後宮内省から独立して私立学校となり1947(昭和22)年に財団法人学習院、さらに1949(昭和24)年に新制学習院大学となる。

こうした執筆活動をも継続して精力的に行ったが、1966（昭和41）年の2月2日に81歳で亡くなった。

田村、山本と比較すると、小松は山本ほど西洋音楽が身近にある成育環境にはなかったが、田村のように音楽と疎遠の生活を送っていたわけではなく、ジャンルを問わなければ、山本とそれほど大差なく幼少期から音楽に馴染みがあった。そして「作曲家」になることを早くに決意し、迷うことなく音楽専門家への道を突き進み、東京音楽学校では最優秀な成績を修めた。また音楽の本場である欧州への留学経験を持ち、欧州の音楽事情に関して学識豊かであったと思われる。したがって、小松が「芸術教育」を先駆的に推進し、学校の音楽教育で「善」教育から「美」教育への転換を促したのは、西洋音楽に対する関心の高さゆえだった可能性が高い。その点を踏まえ次項では、小松が何のために「教育音楽」を使用したのか、彼の著書にも目を向けながらその意図の解明を試みたい。

### 3.3.2 音楽を理解する能力を身に付けさせるための「教育音楽」

小松は『音楽界』において2本、『教育音楽』において4本、計6本の記事において「教育音楽」の用語を使用している。それらが掲載された時期は、『音楽界』においては1908（明治41）年1月と1910（明治43）年1月、『教育音楽』においては1924（大正13）年1月と3月、1925（大正14）年の2月と7月である。両者の間には、約15年の空白がある。

まず『音楽界』の記事から見てみよう。「発行に際して」（小松 1908: 9-10）という記事で小松は、主筆の立場で『音楽界』が目指す方向を述べている。以下が、「教育音楽」を含む部分である。

我『音楽界』は権力芸術としての音楽に研究の地歩を進むると同時に、一方教育音楽の研究に向かつて亦鋭意其の改善を図らんとするものである。教育音楽の未だ甚しく不備なるは世人の等しく口にする処で、是が改善は直ちに将来音楽の消長と多大の関係を有するものであることは云うまでもない。 （小松 1908: 9-10）

小松は音楽を「芸術としての音楽」と「教育音楽」の二つに分け、その両方面の改善を図

るべきと説いた。また、それが今後の音楽の消長を左右すると明言した。文脈から、「教育音楽」はおそらく田村虎蔵らがイメージしたような、学校に関連付いた一つの音楽ジャンルを意味すると考えられるが、より重要なのは、小松が「芸術としての音楽」つまり「芸術音楽」と、「教育音楽」を区分していたことである。そして、「権力芸術としての音楽」という言葉から、「芸術としての音楽」は絶対的なものという強い意味が含まれていると思われる。しかしながら、「教育音楽」にも音楽の将来を担う重要性を示唆している。小松は「芸術としての音楽」と「教育音楽」が相乗効果を発揮するために、「教育音楽」の改善が必須だと主張した。

同じく『音楽界』に書かれた「歳首に際して」（小松 1910:9-10）では、「我社多年の宿望として教育音楽の振作を図り、純音楽の発達、社会音楽家庭音楽の普及を実現せんことを企図して居たのであるが、此内教育音楽の目下最も必要なるにも係らず、其振作の方法として甚だ至らざることを憂慮して居たのであるが、…」とし、「教育音楽」が改善されていないとするが、改善方法を提示していない。前述の記事を考慮すれば、「教育音楽」は一つのジャンルを示していると思われる。続けて小松は「此度全国の音楽教育家諸氏の熱心なる賛同助力を得て音楽教育会の設立を見、其研究の結果、及び各会員諸君の有益なる意見は挙げて本誌に登載することゝ成つたので、昔日の教育音楽に関する欠点は是を以て遺憾なく補填することを得ることゝ信じて疑はない。」「本誌は其教育欄には音楽専門教育、中等教育、初等教育、家庭教育の各種に亘りて有益なる記事を毎号掲載して教育音楽の振興に努力する覚悟である。」と述べ、「教育音楽」を『音楽界』が改善できると主張する。『音楽界』の主筆らしい発言であるが、現実には「教育音楽」の改善に至っていないようである。

小松はこの記事で、「教育音楽の振作を図り、純音楽の発達、社会音楽家庭音楽の普及を実現せんことを企図して居た」と述べて、「教育音楽」と「純音楽」、「社会音楽」、「家庭音楽」が連動するものと捉えた。後々、彼は「教育音楽」と「社会教育」の連携を訴える発言をするが、これはその原点とも言える。なお、田村虎蔵も音楽を「芸術音楽—宗教音楽—軍楽—教育音楽—家庭音楽—民衆音楽」と六つのジャンルに分け、それらに相互関係があることを述べた（田村虎蔵先生記念刊行会編 1933:88-89）。しかし田村の場合は、学校で音楽教育の価値が認められること、科目としての「音楽」（「唱歌」）が教科内で優先されることに

目を向け、単にその実現のために「教育音楽」を使っていた。小松の場合は、「教育音楽」を改善した先に「起こり得る良いこと」、つまり「純音楽の発達」や「社会音楽家庭音楽の普及」を示し、それを実現させることを「最大の目的」とした。彼は田村や山本と異なり、「教育音楽」をさらに先の目的を適える手段として使ったようである。

一方、彼が大正末期に書いた『教育音楽』での記事に目を移すと、「教育音楽者」の努力不足や「教育音楽」の使命に触れており、「教育音楽」の改善が道半ばである様子が伺える。

私は教育音楽協会の一員として総会にのぞんだ。……私立女学校の如きは当分音楽を廃して教師を解傭した処もあつたこれはそも<sup>[そも]</sup>何を物語つてゐるのであらう。とりもなほさず、教育音楽者の努力が足りないためと、世の教育者が猶此学課に対して間違つた考を有してゐるのではないであらうか。……それにつけつゝ我「教育音楽」の使命は重大である。[下線は筆者による] (小松 1924a: 4)

これは1924(大正13)年1月に書かれた「復興第一年の年頭に」の記事である。ここに「教育音楽」は三度使われているが、二度は「教育音楽協会」、雑誌名の『教育音楽』といった固有名詞的な使われ方である。唯一、そうではないものとして「教育音楽者」という言葉がある。ここで彼は「教育音楽者」の努力不足を伝えているが、「教育音楽者」とは「私立女学校」の文脈から、学校の音楽教師のことを指していると思われる。したがって、「教育音楽」は、音楽教育を行う人の活動と捉えられる。なお、かつての小松は、同じ文脈で「全国の音楽教育家諸氏」(小松 1910: 10)という表現を使っていたが、「音楽教育家」とせずに「教育音楽家」とするのは、何らかの意図があった可能性がある。下線を付けた「教師」と「教育音楽者」を見ても、両者は文脈から同じ立場の人を指し示しているにもかかわらず、言い換えをしていることがわかる。理由は、後に続く「世の教育者が猶此学課に対して間違つた考を有してゐるのではないであらうか。」という一文から読み取れる。「世の教育者」たちが、学校の音楽(「唱歌」)へ無理解であることが示唆されており、音楽を教える教師も「教育者の一人」であることを知らしめるために、あえて「教育音楽者」と表現したと考えられ

る。「学校の音楽」という認識が定着しつつあった大正末期という時代を考慮すると<sup>116)</sup>、この小松の発言には違和感が残る。しかし、この記事を読む限り、音楽軽視の状況が続いていたことは明らかであろう。音楽教育を「教育音楽」と示し、「唱歌」を行うことへの理解を促す必要があったと思われる。

続いて、同じ理由により音楽教育を「教育音楽」と表現していると考えられる記事を示す。田村虎蔵の活動を報告するために小松が1924年3月に書いた記事には、「我国教育音楽界の先輩田村虎蔵氏が無事長い外遊から帰朝された。」(小松 1924b: 7) とある。大正末期においては、「教育音楽」という用語から「学校の音楽」が即座に連想されるため、「教育音楽界」が「学校音楽界」や「学校音楽教育界」と置き換えられても問題ないように思われる。しかし彼は依然として「教育音楽」を使っている。これは「教育としての音楽」を強調するためと思われる。

大正期に入って以降、ここまでの記事では、小松は純音楽や家庭音楽などをもち出して「最大の目的」、即ち「教育音楽改善後に起こり得る良いこと」に言及していない。しかし、その約1年後となる1925(大正14)年2月の記事において、彼は再び「最大の目的」に関与する発言をする。なお、以下にその記事の一部を引用するが、「教育音楽」という用語が頻出するため、その部分は太字で示す。

わが**教育音楽**協会も無事二ヶ年を経過して茲に第三ヶ年の春を迎へたわけである。  
.....今日音楽の振興策としては種々の問題がある。併し何をいつても**教育音楽**の改良進歩が第一の問題である。芸術音楽も、社会音楽も、凡てが**教育音楽**の普及によって初めてなされる。今仮りに此処に立派な演奏家が現はれたとしても、一人の聴衆もをらぬ処では演奏が出来ないだらう。.....今日どうか音楽のわかるものゝ殖えたのは其根本とはいふと初等中等諸学校の学校音楽の賜である。学校音楽の隆盛が今日の音楽の隆盛を来してゐることは火を睹るよりも明なことである。故に今日の時

---

<sup>116)</sup> 第一章で既述のように、大正末期の1926(大正15)年4月には小学校令改正が公布されて尋常小学校の「唱歌」は必修科目と示され、また同じタイミングで公布された小学校施工規則改正には高等小学校の音楽教師が専科正教員として勤務することを認める記述が見られるようになり、総じて「学校の音楽」という認識は定着しつつあったと考察できるであろう。

代には、演奏家なると、作曲家なると著述家なるとを問はず、先づ**教育音楽**の振興を計らなければならぬ。これが我楽界にとって焦眉の急である。**教育音楽**は単に学校関係の音楽教師だけに一任して置く時代ではない。皆一団となつて、先づ音楽の普及と、音楽のよき聴衆とを作らなければならぬ。家庭音楽の振興も芸術音楽の尊重もかゝつて**教育音楽**の上にあることゝ思ふ。……米国の大都市に於てはいつでも其学務課の中に特に音楽課を設けて**教育音楽**の改良をつづけてをる。……又欧米の各都市には必ず**教育音楽家**協会なるものがあつて互に意見を交換し、是等が更に音楽聯盟を組織してあらゆる運動に当つてをることは諸君の既に知るゝ通りである。……若し不幸にして**教育音楽家**が今日のごとく何等の団結力をも有してをらぬ限りは、音楽的の凡ての運動は何一つ出来ないであらう。音楽家の尊重、音楽教育家の地位向上、音楽家養成機関の増設、音楽の社会的施設一として本協会のごとき団結の力を以てしなければならぬ実行が六つかしい。……音楽者、特に**教育音楽者**の団結としては本会をおいて他に無いのである。[下線は筆者による。] (小松 1925a: 1-3)

この記事において、「教育音楽」は10回ほど使用されているが、「芸術音楽も、社会音楽も、凡てが**教育音楽**の普及によって初めてなされる。」及び、「家庭音楽の振興も芸術音楽の尊重もかゝつて**教育音楽**の上にあることゝ思ふ。」という部分において、彼は自身の「最大の目的」を示唆している。彼が明治末期の1910年に「教育音楽の振作を図り、純音楽の発達、社会音楽家庭音楽の普及を実現せん」(小松 1910: 9-10)と述べたことは、ここでの内容とほぼ同じである。いずれの記事も、「教育音楽」によって、「芸術音楽」、「社会音楽」及び「家庭音楽」の振興、そしてそれらを尊重する気もちが実現されることを伝えている。

なぜ「教育音楽」の振興が、「芸術音楽」、「社会音楽」、「家庭音楽」の振興と結び付くのかを考えた時に、小松の作曲家としての姿が浮かび上がってくる。前述の引用における「今仮りに此処に立派な演奏家が現はれたとしても、一人の聴衆もをらぬ処では演奏が出来ないだらう。」という部分において小松は、明らかに作曲する立場から「聴衆」を意識している。小松が危惧しているのは、この先優秀な作曲家が現れて良い作品が誕生したとして、果たしてそれを理解できる聴衆がいるのだろうか、ということである。そのために、「聴衆」

を育成するための「教育音楽」が重要で、「今日どうにか音楽のわかるものゝ殖えたのは其根本とはいふと初等中等諸学校の学校音楽の賜である。学校音楽の隆盛が今日の音楽の隆盛を来してゐることは火を睹るよりも明なことである。」という「学校音楽」に対する感謝につながる。また小松は作曲家の立場から、「社会音楽」、「家庭音楽」を重視することによって「聴衆」すなわち「音楽のわかるものの育成」を求めていた。

なお、「教育音楽」という用語は前述の引用文中に記されている「学校音楽」と同じく、「学校の音楽」というジャンルを指すと思われる。しかし、この記事に登場する「教育音楽」は必ずしも「学校の音楽」のことではなく、ジャンルと音楽教育活動の両方を示すようである。このように両方を示す使い方は山本正夫の記事にも見られたが、小松の記事においてより顕著である。たとえば、前述した引用の下線部分である。ここで「教育音楽」が3回出て来るが、前の2回は演奏家や作曲家にも学校の音楽教育に関わってもらいたいと述べるために使われる。そのため、「教育音楽」は活動を意味すると考えられる。一方、残りの1回は、「家庭音楽」や「芸術音楽」と関連して用いられるため、ジャンルを意味すると考えられる。いずれにせよ彼は、作曲家として「音楽を理解できる聴衆の育成」をしてもらいたいと訴えた。

これに続く最後の記事でも、彼は人々に音楽を理解して欲しいと訴える。第二章でも一部引用しているが、「楽界の雑感」(小松 1925b: 7-11) という記事で小松は次のように述べている。

今日の進歩した音楽は教育なしには解らぬものだといふ考へを一般に知らし<sup>[ママ]</sup>ることが教育音楽の第一歩である。...今日の我々のいふ真の学問、芸術といふものは一つとして学ばなくて解るものは無いのだ。それであるから教育が必要なのだ。日本人が音楽の解らぬ原因は唯一つしかない。それは国民の音楽教育が欠けてをるといふことだ。...家庭で音楽をやるのは唯面白い音を出すためではない。先づ自分の感情生活を豊富にするのが第一の目的だ。芸術の鑑賞をするのが大事な目的である。学校の唱歌や、学生時代のピアノなどは家庭とは没交渉だといふ人がある。これは音楽と裁縫とを一処にした考だ。縁づいた先にピアノがなくてもよい。亭主と合唱しなくとも

よい。学校でやつた音楽教育は、既に完全に其教育を受けたものゝ血となり肉となつて  
ているのである。この事のでわからない人は音楽教育のでわからない人である。

[下線は筆者による。]

(小松 1925b:9)

「教育音楽」という用語は、下線部分に登場している。文脈から「教育音楽」は学校の音楽教育の意味（活動）と推察できる。また小松は音楽とは学習すべきもので、学習によって本質的に音楽を理解することが可能になり、それを「教育音楽」が担うと考えていたと思われる。

なお、文脈から「教育音楽」を振興した先に「家庭音楽」の存在があると考えられるが、小松はその意義を、「家庭で音楽をやるのは唯面白い音を出すためではない。先づ自分の感情生活を豊富にするのが第一の目的だ。」と示している。「感情生活を豊富に」という表現は、「教育音楽」を「優れた人格形成に効果のある音楽」として活用した山本正夫を思い起こすが、山本はそれを教授法の重要性に気付かせるために使っていた。これに対して小松は、「教育音楽」を、音楽を理解する能力を身に付けさせるために使っている。

このように、小松は「教育音楽」の改善を訴え、作曲家の立場から「芸術音楽」、「家庭音楽」、「社会音楽」に言及した。小松の著書において、「教育音楽」という用語は見当たらないが、「音楽を理解できる聴衆の育成」を目指す姿勢は顕著である。

彼の著書を明治期から大正期に限定して挙げてみると、『西洋音楽史講話』（小松 1900）、『西洋音楽の知識』（小松 1920）、『世界音楽遍路』（小松 1924c）、『童謡作曲法』（小松 1926）の4冊である<sup>117)</sup>。それぞれの内容は、西洋音楽の歴史を語ったもの、音楽の初学者に最低限の音楽的知識を与えるもの、欧米諸国に滞在中に見聞きした音楽の感想を述べたもの、童謡や唱歌など小曲の作り方を譜例付きで解説したものである。それぞれ執筆の意図は異なっているが、概ね西洋音楽史を見渡すものと、初心者向けの楽典など理論的なものが書かれており、小松が人々に「音楽を理解させよう」と努めていることは一貫して読み取れる。

<sup>117)</sup> 国立国会図書館の検索サイトを利用して、「小松耕輔」を著者名として調べてみると、その数は502件に上る。ただし小松の場合は、前節でも述べたように留学経験が豊富なことも手伝って外国語の文献の翻訳本が多く、また作曲家であったことから録音資料が多い。ここではそれらを除いたものを取り上げている。

昭和期の著書を挙げると、『西洋音楽史』（小松 1929）、『西洋音楽史綱領』（小松 1936）は、一般向けに西洋音楽史を教えるものである。『楽譜の見方』（小松 1932）、『(改版) 和声学』<sup>118)</sup>（小松 1942a）、『国民学校教師の為の音楽理論と和声学』（小松 1942b）は、楽譜の見方を伝授する理論書である。『(改版) 和声学』（小松 1942a）の中で小松は、「和声学の知識なくして西洋音楽を知らんとすることは實に至難の業といはなければならぬ。」（小松 1942a: 2）と述べていることから、彼が、西洋音楽を理解するためには和声学を学ぶべきと考えていたことがわかる。つまり、著書では「教育音楽」という用語を使っていないが、彼は「聴衆の育成」すなわち「音楽を理解することのできる聴衆づくり」に腐心していた。これは、田村や山本の場合と異なる。

昭和期の記事のいくつかにおいて、小松は「教育音楽」の用語を使っている。昭和期の記事は本研究が扱う対象ではないが、大正期までの記事で確認された「聴衆づくり」を後の時代に継承していると思われるため、試みに取り上げる。

小松は 1947（昭和 22）年に『教育音楽』の中で、「教育音楽者の使命」（小松 1947b: 1-3）という記事を書いた。新学制を迎え科目としての「音楽」が「芸能科音楽」から独立を果たし、その使命が重大となったことを受けて書かれたものである。ここで彼は「教育音楽」の用語を使って次のように述べている。なお、『教育音楽』とは 1946（昭和 21）年 12 月に、日本音楽雑誌株式会社（音楽之友社の前身）から発行され、当時創立された「教育音楽協会」（会長小松耕輔）<sup>119)</sup>の機関誌である（小松 1955b: 25）。

必然の結果として教育音楽の程度は著しく向上し、歌唱に楽器に鑑賞に創作に一層高度の教育を施さなければならぬこととなつたのであります。……教科書及びコースオブスタデーは教育音楽の大綱を示すものであって、細かいことは凡て教育実際

<sup>118)</sup> この著書の題目は、表紙や奥付などを見ると『改版 和声学』と書かれ、緒言にも「本新訂和声学教科書は実用を主とし、簡明直截を旨として記述したものである。」（小松 1942a: 1）と記されているが、本論文では国立国会図書館など一般に検索する際の書名が『和声学』となっていることから「改版」を丸括弧に入れて『和声学』と表記とすることにした。なお、これ以前に小松の名で『和声学』という名の著書が発行されていた形跡はなく、おそらく小松はこれまでの様々な和声学関連の書籍を改めた、または総括したという意味で「改版」という表現を用いたようである（小松 1942a: 1-2）。

<sup>119)</sup> 副会長は外山国彦、理事長は井上武士（1894-1974）、常務理事は小出浩平（1897-1986）、柴田知常（1891-1980）などであった（小松 1955b: 25）。

家によつて詳細に研究されなければならぬことと思います。この研究が教育音楽者にとつては重大な仕事と思います。根本的にいえば、是等の提供された材料が果して将来の教育音楽に対して妥当であるか否か、実際教授の上より見て適当であるか否か、これ等の諸問題は教育音楽家に課せられた主要なる研究問題となるわけであり  
ます。[下線は筆者による。] (小松 1947b: 1-2)

ここで彼は、学校の音楽教師が音楽教師としてどのように振舞うべきかを指南している。「教育音楽」は、下線部分のように、また上記の引用にはないが記事中では「我が国に於ける教育音楽の根本政策に対する問題であります、その元締を成しているものは今のところ文部省であります。」(小松 1947b: 3) と使用されており、「教科書」や「文部省」と「教育音楽」が関連付けられていることから、それが「学校の音楽」というジャンルの意味を含んでいることがわかる。「教育音楽者」という言葉に含まれる「教育音楽」は活動の意味と取ることができ、それは直前の「教育実家」の意味するところと同一と思われる。いずれも「教育」を強調する意図があったと考えられる。この状況は、山本の場合と同じく入れ替え可能な用語の混在であると説明できる。

小松が以前から注力していた「聴衆づくり」を意識した発言は、この記事の中盤に見られる。小松は学校の音楽教師が学校を飛び出し、社会と積極的に関わることを推奨する。

私の主張するのは、少数都市だけに対していうのではなく、全国到るところの農村、漁村にまで行き渡らなければ、社会音楽の普及進歩はのぞまれないというのであります。以上の実行方法として先づ考えられるのは、最近文部省に於て計画された公民館の利用であります。公民館に於ては音楽部の企画がとり上げられておりますから、此処で合唱団やバンドを組織し、音楽の普及向上を計りたいと思います。そしてその指導者としては、其の土地の小学校や中学校の音楽教師が当るのであります。又、定期的に音楽会を催して優秀な演奏を聴く機会を作るのであります。それから各地の会社や工場等には、各職場々々に同様合唱団やバンドを作ることがよいと思います。そして、その指導者は矢張りその土地の音楽教師が当るより他に方法がないと思ひ

ます。

(小松 1947b:2)

上記の引用には含まれないが、「音楽教師は単に学校教育ばかりでなく、広く社会教育の音楽方面をも担当しなければならぬこととなり、その使命は益々重大になつてくると思います。」(小松 1947b:2) と述べるように、「教育音楽者」である学校の音楽教師は、学校内だけに留まっているべきでないと言った。「社会音楽」普及の第一歩として、公民館や各地の会社、工場などで合唱団やバンドが組織された場合、その指導は音楽教師がせよとの考えである。これが小松の求める音楽教師の姿であり、明治末期や大正末期の記事で、再三、「教育音楽の振興が社会音楽や家庭音楽の発展に関わる」と述べてきたことと符合する。彼は「教育音楽者」を介して、あらゆる方面から音楽を本質的に理解できる人々を育成しようとしたのであり、「教育音楽」という用語は「音楽を理解することのできる聴衆を育成すること」を主張するために必要であった。なお、細川周平(1991)によれば「工場音楽」について、実際的な形で議論されるようになったのは、ロシア革命の年の1917(大正6)年頃からで、その口火を切ったと言われているのが山本正夫である。彼は『音楽界』の「工場労働者に音楽を学ばしめよ」(山本 1917c: 2-3) という記事で、音楽を一つの手段として少年労働者の性格向上(精神的な満足)を目指すことを訴えた。「教育音楽」という用語はなく、「工場音楽」との関連を示す発言もしていないが、山本と小松で相通ずる視点があった。

この他にも、学校の音楽教師が指導者として外へ出向くことを推奨する記事が確認できる。記事の書かれた時期が前後するが、前述の引用記事と同じく『教育音楽』に掲載された「新教育音楽理念の徹底」(小松 1947a: 6-8) である。

先づ第一に音楽教育界は新憲法の精神を了解し民主的教育の理念に徹しなければならぬ。音楽の社会的存在の意義、教育音楽のありかたについて新たに考えなほす必要があるであろう。これまでのごとく学校の唱歌室のみを唯一の音楽的道場とせず広く一般の社会を見渡し、将来の文化国家を形成する一員としての生徒を、いかに音楽的方面から指導し育成していくべきか、児童の現在における環境と社会生活とをいかに<sup>〔マ〕</sup>所理していくべきか等について深い考察を払わなければならぬ。[下線は筆者

による]

(小松 1947a: 7)

下線で示したように、音楽教師は「学校の唱歌室」を離れ、「社会を見渡し」、「文化国家を形成する一員」をいかに育成すべきか考えよ、と小松は伝えている。「教育音楽」は「学校の音楽」に置き換えられるだろうが、小松は「教育音楽」を柱にして、音楽を理解できる人間を育成しようと考えていたと思われる。

音楽を理解させることを求める発言を、小松は別の場面でも繰り返している。それは『『新音楽教育』を語る』という座談会での発言である。小出浩平が司会を務め、諸井三郎、増澤健美、井上武士、中野義見が参加するこの会で小松は、学校長の音楽への無理解を嘆き、「音楽の技術はわからないとしても、音楽を理解するということ、その常識だけはどうしても師範学校で教えておかなければならない。」(小出；諸井他 1947: 7)と発言した。小松は公然と、音楽を演奏できる力は身に付かなくとも、それを知的に理解できるだけの力は必ず備えるべき、と訴えた。

1948 (昭和 23) 年 1 月の「新しき年に寄せて—教育音楽家の眼界をひろめよ—」(小松 1948a: 2-3) においても類似の発言をしているが、ここでは社会教育と学校教育の関係から「教育音楽」を説き、学校の音楽室に閉じこもらず、窓を開いて外界を見つめるよう促している。やや長い引用になるが、以下に示してみよう。

教育音楽の問題は単に学校教育だけにとどまらず、当然社会教育一般に対する教育音楽問題に拡大されなければならない。此処に於て我々は更に眼界を広めて国民生活全般に対しても注意を向けなければならぬこととなると思う。社会教育は、言わば学校教育の延長で、学校教育を完成せしめるものは社会教育である。学校に於ける教育音楽の問題は直接社会教育に於ける教育音楽の問題と関係をもつのである。従つて、我々は更に眼界をひろめて社会全般の現象を直視しなければならぬ。単に学校の音楽室にとじこもることなく、窓を開いて外界を眺めなければならぬ。かくすることによつて正しき学校音楽のあり方を知ることが出来るであろう。切に教育音楽家諸君の御健闘を祈る。

(小松 1948a: 3)

「学校教育」は「社会教育」のためのものであり、「学校に於ける教育音楽の問題」は「社会教育に於ける教育音楽の問題」と関係がある、と小松は指摘する。すなわち、彼は「社会教育」のために「教育音楽」は存在し、社会の現象（動向）を捉えた上で「教育音楽」の在り方を考えるべきだと言う。それまでの記事は「教育音楽」を改善するとどのような良いことが起こり得るかという話だったが、ここでは逆に「社会教育」から「教育音楽」の在り方を考えている。今日の「学校教育」の概念からすれば、「社会教育」を前提として「教育音楽」（＝学校の音楽）の必要性を語ることは当然だが、小松が本来考えていた「音楽を理解できる聴衆を作る」という話に「社会教育」の視点が加わることで、彼の主張はこれまでと比較して壮大になってくる。「社会教育」の話は、1951（昭和26）年に改定された「小学校学習指導要領（試案）」の中でも触れられており、音楽科の目的は、「音楽経験を通じて、深い美的情操と豊かな人間性とを養い、円満な人格の発達をはかり、好ましい社会人としての教養を高める」と示された。小松の言動は、この提言の先を行くものであったと言えようが、1951（昭和26）年以前に小松は「教育音楽」と「社会教育」という用語をセットで活用し、「社会教育」を中心に「教育音楽」を捉えるようになった。なお、ここでの「教育音楽」は「科目としての音楽」を指しているため、ジャンルを意味すると思われる。しかし、「社会教育に於ける教育音楽の問題」は、「学校での音楽教育」と置換され、活動を意味すると思われる。さらに「学校音楽のあり方を知る」として、「学校音楽」という用語が「学校の音楽」というジャンルの意味を担うと、「教育音楽」は活動を意味すると考えられる。ここではジャンルと活動の意味が混在していたのであろう。いずれにせよ、以前の小松は「教育音楽」を中心に置き、「芸術音楽」、「社会音楽」、「家庭音楽」を連動させていたが、ここではより大きな枠組みから「社会教育」を中心に置いて「教育音楽」を考え、視点を転換させている。「教育音楽」という用語にこだわらなければ、「社会と音楽の関係を論じた最初期のもの」（山口 2005:4）と言える記事は、東京音楽学校在学中に見られる。小松は当時の音楽の流行は一時的なもので、社会全体の趣味として普及していないと捉え、その原因は「適切な指導者」不足と考えていた。そこで音楽学校の卒業生に活躍してもらい、人々に健全な音楽、すなわち高尚な音楽（芸術音楽）を聴かせ、音楽の趣味そのものの改良を呼びかけるのであ

った。山口篤子は、大正期初頭までの小松の言動から、「エリート（知識人）が民衆を啓蒙しようとする」（山口 2005: 6）姿を想像するが、こうした思考が根底にあるものとして小松の言動を振り返ると、「社会教育」が前提の、「教育音楽」で「芸術音楽」、さらには「社会音楽」、「家庭音楽」の普及を目指す構図がよく理解できるであろう<sup>120)</sup>。

昭和期の記事から話を戻し、改めて小松にとっての「教育音楽」が何であったかを整理すると、それは田村、山本と同じく「学校の音楽」というジャンルや、「学校の音楽教育」という活動を意味していた。しかしながら田村や山本とは異なって、小松は、作曲家という立場から「聴衆づくり」を指向し、人々に音楽を知的に理解させようとした。すなわち、小松は人々に音楽を理解する能力を身に付けさせるために「教育音楽」という用語を使用していた。彼は「教育音楽」を改善することが「芸術音楽」、「社会音楽」、「家庭音楽」の普及や振興につながると確信し、学校の音楽教師を社会の様々な音楽活動に積極的に参加させることによって、その機能を拡大しようとした。そしてやがては「社会教育」という発想によって、国家を知的な方向へ導きたいと考えていた。

#### 3.4 まとめ：三人の「教育音楽」使用意図の相違

田村虎蔵、山本正夫、小松耕輔が「教育音楽」を使用した意図を整理すると、先駆者的に「教育音楽」を使用した田村は、音楽が教育と認知されていない時代背景から、「教育音楽」を「俗楽」や「芸術音楽」などと対置させて相違を示し、「学校の音楽」という新たな枠組み作りに貢献した。山本の場合は、初期こそ田村と似たような発言をして、「教育音楽」を「学校の音楽」という居場所作りに役立てようとしたが、それに留まらなかった。「教育音楽」を「優れた人格形成に効果のある音楽」と置換し、現場に立つ音楽教師たちに対して教授法の重要性を伝え、研究を促すために使用した。小松の場合は、田村や山本とは異なり作曲家としての姿勢が顕著であった。一時的には田村や山本と同じく「学校の音楽」という居場所作りを指向する発言も行うが、「聴衆づくり」と呼ぶ音楽を理解することのできる聴き手の育成を目的として「教育音楽」を使用することが主であった。さらに彼は「社会教育」

---

<sup>120)</sup> 小松の初期の音楽観などの詳細は、山口（2007）を参照。

をも視野に、社会の成員を知的な方向へ導こうとした。

このように、「教育音楽」という用語は、三者三様の目的をもって使用されていた。三者は年齢、家庭環境、幼少期の音楽歴が異なっている。これらが三者の考えに相違をもたらすのは、自然な成り行きであろう。彼らによる「教育音楽」の用法の相違は、こうした彼らの考えの相違にもとづくと思われる。もちろん三者の言動に共通する部分も見られる。それは、「学校教育における音楽」を盛り立て、その地位を高めようとする姿である。彼らの「教育音楽」観は、この点において一致していたと言える。

## 結論

本論文の目的は、明治期から大正期にかけて使用されていた「教育音楽」という用語がなぜ必要であったのか、その存在意義と歴史的役割を明らかにすることであった。「教育音楽」という用語は、明治期から大正期、さらに昭和期にも使われ、また現在でも雑誌名や学会名など限られたところで使われている。今回はその初期の使用例に着目した。

「教育音楽」は、一般的には、一つには教育に特化した音楽の「ジャンル」を示す用語として、二つには、「音楽教育」を示す用語として解釈されている。しかし、前者であればそこにどのような音楽が含まれるのか、また後者であれば「音楽教育」という用語との違いは何なのかという疑問が残る。これが、本研究を始める原点であった。結論では、これまでの論述を振り返りながら、考察と補足を加えて研究の総括を行う。

序論では、本研究の動機、目的、方法、構成を述べると共に、先行研究を整理した。「教育音楽」という用語がもつ意味の不確定性あるいは多義性は、1960年代に問題視され、議論されている。これは「教育音楽」という用語が、いかに人それぞれの解釈で用いられるものであったかを物語っているが、そこでは用語の意味を解明するに至っていない。2010年頃になると、各使用者があらかじめ「教育音楽」の意味を限定した上で使用するようになるが、他人の定義付けに補足や批判を加えて自らの定義とすることはあっても、この用語の意味の統一は図られなかった。詰まるところ、「教育音楽」は現在でも人によって解釈が異なり、意味の不確定性を伴う用語であった。

第一章では、「教育音楽」という用語が使用された時期の背景を探る目的で、明治期を中心に当時の音楽状況を追った。その結果、明治期直前において、一般的に音楽は「娯楽」や「低劣なもの」と認識されていたことがわかった。庶民が想像する音楽と言え、遊芸として奏される箏や三味線の音楽であり、音楽は単純に「楽しいもの」や「遊び」と捉えられる一方、「下品なもの」や「低劣なもの」と批判的に捉えられるものであった。そうした流れの中で、1872（明治5）年の「学制」の公布を機に音楽（教科名としては「唱歌」）は教科目の一つに位置付けられ、「教育に相当するもの」となった。この様に、音楽の教育は大きな転機を迎えたが、音楽を教えるための制度は整っていなかった。そのため、国は1875（明治8）年に欧米の音楽教授体制を調査し始め、1879（明治12）年に急いで音楽取調掛を設置

し、教科書作成や指導者の育成に取り組んだ。そして1881（明治14）年に初の音楽教科書を作成し、1885（明治18）年に音楽教師（一部速成）を送り出し、教科目「唱歌」を広く推し進めようとした。しかしながら、音楽を「娯楽」や「低劣なもの」とする前時代の風潮もあり、「唱歌」の必要性はなかなか浸透しなかった。1886（明治19）年に必修科目と示されるものの「欠クモ妨ゲナシ」と付記され、1891（明治24）年には随意科目となり、1907（明治40）年には必修科目と言いながらも「当分ノ内欠クコトヲ得」と付記され、実質上の科目削減が認められる。「唱歌」が求められていたとすれば、それは健康増進、徳育や皇民教育、また「地理」や「歴史」など他教科の補助が期待されていたからであり、音楽そのものを理解するためではなかった。「唱歌」は主として音楽以外の別の目的の達成に貢献するもので、換言すれば「手段としての音楽」と認識されていたと言えよう。大正末期頃には、一部の音楽関係者によって意識改革が図られ、音楽を「美」と捉えようとする傾向が生まれるが、一般的な認識の底流にあるのは「手段としての音楽」であった。なお、音楽のこういった扱いに対して公に異論が唱えられるのは、第二次世界大戦後である。1947（昭和22）年に公布された『学習指導要領（試案）』で、ようやく「目的としての音楽」を推奨する発言がなされた。したがって、それまでの「教育音楽」という用語は、概して「手段としての音楽」と「目的としての音楽」のはざまに存在していたことになる。

第二章では、第一章で示した音楽状況を踏まえ、明治期から大正期に発行された七種の音楽雑誌から「教育音楽」という用語を含むすべての記事を文脈とともに抽出し、「教育音楽」の使用傾向及び用法を考察した。その結果、「教育音楽」という用語を含む記事は198本見つかると、最古の使用時期は1895（明治28）年、最多に使用された年は1905（明治38）年であることがわかった。主な使用者は、『音楽雑誌』では四籠訥治、『おむがく』では田村虎蔵、『音楽之友』では益山謙吾や巖本捷治、『音楽』や『音楽界』では山本正夫、『教育音楽』では小松耕輔や菊池盛太郎であり、各人の全体を通した使用回数は、山本正夫が突出していた。次に、「教育音楽」の意味を吟味すると、二通りに大別できた。第一が「学校の音楽」を想起させる一つの「ジャンル」の意味、第二が「学校の音楽教育」という「活動」の意味であった。その二つの意味をもちながら、「教育音楽」は適宜、①「俗楽」との違いを示すため、②「芸術（音楽）」との違い（親和的区別含む）を示すため、③「教育音楽」という用語の

中身や内容を説いて、用語自体の「自律」を促すために使用される。皮肉にも当時の人々の「俗楽」への興味・関心の高さ、高尚な存在である「芸術（音楽）」の扱いへの戸惑い、学校で音楽教育を行う意義を様々な文脈で伝達する姿などが見えてくる。全体としてこうした「教育音楽」の使用分析から明らかになることは、「教育音楽」の用語を使用して論じた人々が、「俗楽」に対する一般的な関心と、西洋音楽を至高な「芸術」と見なす考え方はざまにあつて、「学校教育における音楽」を作り出す必要を感じていたということであった。

第三章では、「教育音楽」への理解をさらに深めるため、「教育音楽」という用語を最も多く使用した上位三名について、彼らの生涯や著書に触れながら、「教育音楽」を使用するそれぞれの意図を考察した。まず「教育音楽」を先駆的に使用した田村虎蔵は、「教育音楽」を「俗楽」や「芸術音楽」と対置させて相違を示し、「学校の音楽」という新たな枠組みを社会に認知させる目的で使用した。音楽を「娯楽」と捉え、音楽教育という概念すらなかった時代において、学校で音楽を教える行為が社会的に理解されることは大きな困難を伴う。しかし田村は「教育音楽」という用語を用いて、それを解決しようとした。

「教育音楽」を最も多く使用した山本正夫は、「教育音楽」を、音楽教師に教授法の重要性を伝え、洗練させる目的で使用した。山本は「教育音楽」を「優れた人格形成に効果のある音楽」と早い段階で明示するが、「教育音楽」という用語で音楽教育軽視の風潮を退けると同時に、音楽に対して優れた人格形成という存在意義を与え、教授法の重要性を語る文脈や、音楽教師の使命感を鼓舞する文脈で活用した。田村と山本には7歳の年齢差があるが、まず田村が先陣を切って「教育音楽」を駆使して「学校の音楽」という枠組みを明確にし、音楽教師が活躍する場を確保した。それに続く山本は、学校で実際に授業を行う「音楽教師」に着目し、同じく「教育音楽」を駆使して音楽教師たちへ様々なアプローチで教授法の重要性を伝え、洗練させようと尽力したのである。

山本よりもさらに若く、作曲家や評論家としての活動が顕著である小松耕輔は、「教育音楽」という用語を、音楽を知的に理解する能力を人々に身に付けさせる目的で使用した。小松は作曲家としての意識が高かったこともあり、音楽を正確に聴いてもらうことを重視し、「聴衆づくり」を指向していた。そのため学校の音楽教育を通して、社会の成員に等しく音楽を知的に理解する能力を身に付けさせようとした。ただし小松のこの考えは学校内だけ

に留まらず、「社会」や「家庭」での音楽教育にも及び、最終的には社会教育をも視野に音楽的知識を広く普及させようとした。

この様に、「教育音楽」は三者三様の目的をもって使用されていた。田村は「学校の音楽」という枠組の構築に励み、山本は教師の育成を意図して教材や教授法の研究に勤しみ、小松は作曲家という立場から聴衆の育成を試みる。三者は年齢も違えば、成育環境も違い、当然ながら時代背景は微妙に異なり、幼少期の音楽歴も異なる。また全員が同じ東京音楽学校本科の卒業生であっても、田村のように小学校訓導の職を経由して学校の音楽教師を目指す者と、山本のように幼少期から西洋音楽に触れてピアノの技術を磨き、最初から学校の音楽教師を目指す者と、小松のように幼少期から作曲家という音楽専門家を目指す者とは、音楽や音楽教育に対する見方は変わってくる。「教育音楽」という用語は、そうした違いと関わっていた。ただし各立場の違いはあっても、三者の言動に共通するのは、「教育音楽」という用語を用いて、「学校教育における音楽」を盛り立て、それにふさわしい地位を与えようとする姿である。つまり根幹の部分では、皆が同じ方向を向いていたと言える。第二章と関連させると、様々な人々が「教育音楽」を用いて「学校教育における音楽」を模索する中で、「教育音楽」をよく使った中心的人物たちは、自己の立場に立脚しながら「学校教育における音楽」を盛り立てることに注力したことがわかる。

本研究の結論として、第一に「教育音楽」の存在意義を整理すると次のようになる。「学校教育における音楽」を模索する時代において、音楽教師を始めとする音楽関係者たちは、まず方途を講じて学校で音楽教育を行う必要性を訴えなければならなかった。その時に、「ジャンル」とも「活動」ともとれる「教育音楽」は、多様な意図に対応可能な、貼り付け自在の「ラベル」的役割を果たし、学校音楽教育の正当化に有利に働いた。つまり「教育音楽」は、時代の要請に叶う「ラベル」として機能し、学校音楽教育の充実に貢献したのである。そう考えると、「教育音楽」が「得体の知れぬ化け物みたいな音楽」（芥川 1962: 19）、「奇妙なことば」（山住 1966: 23）と揶揄されたことは、多少割り引いて考えなければならぬだろう。なぜなら、芥川や山住の時代には、音楽教育や学校音楽教育という概念がすでに承認された時代になっていたからである。音楽教育という概念もなく、また学校教育として音楽を学ぶ必要性もよくわからなかった明治期や大正期の時代は、関係者全員が手探り

の状態であり、その時に「ラベル」として重宝された「教育音楽」は、決して揶揄され、あるいは批難されるべきものではない。その時代に必要不可欠であった存在として、十分に評価されるべきものである。

第二に「教育音楽」の歴史的役割を整理すると、「手段としての音楽」から第二次世界大戦後の音楽そのものを教えようとする「目的としての音楽」という新しい音楽教育への橋渡しをした、ということになるだろう。既述のように田村や山本や小松らは、「教育音楽」を活用して学校音楽教育の興隆に尽力したが、具体的に彼らは社会の音楽軽視の風潮を批判し、音楽教授の効能を伝え、大正末期頃には音楽が「美」であると示し、音楽教育の内容を高める必要を訴えた。音楽を「美」（芸術）と主張することは、音楽を「手段」と見なしていたそれまでの学校音楽教育の方針に異を唱えることである。もちろん、ここで完全に音楽が「美」と認知されるようになったわけではなく、本格的にそう認知されたと言えるのは、第二次世界大戦を終えた1947年（昭和22）年である。『学習指導要領（試案）』の中で「音楽は本来芸術であるから、目的であって手段となり得るものではない。芸術を手段とする考え方は、芸術の本質を解しないものである。」と示されて、初めて「目的としての音楽」は公のものとなったと言える。しかしながら「教育音楽」は、明らかに「手段としての音楽」からの解放を後押ししており、結果的には「目的としての音楽」への転換を促す役目を担っていたことになる。よって、「教育音楽」という用語は、音楽教育史上、「手段としての音楽」から「目的としての音楽」への過渡期を支えた用語と言えるものである。

最後に、本研究で導き出した結論を踏まえ、これから先の課題を述べて終わりとしたい。本論文の研究範囲は「教育音楽」という用語が存在感をもっていた明治期から大正期であったが、この用語は、頻度を落としてつつ昭和期以降も使用され続けている。音楽教育や学校音楽教育という概念を浸透させるという主要な目的が達成されてもなお、「教育音楽」という用語が完全に消失することはなかったのである。それは、過去との関わりを視野に入れておく必然性からなのか、または、新たな別の意図が生じたからなのか、現段階でははっきりしたことは言えない。いずれにせよ、昭和期から現代までを対象として調査する必要があるだろう。「教育音楽」がどのようにしてその役割を終えてゆくのか、さらに広い視野において引き続き解明していきたい。

【引用・参考文献一覧（和書）】 （執筆者名・編者名の50音順）

芥川 也寸志

1962 『教育音楽（中学版）』6(9): 18-36.

青柳 善吾

1979 『本邦音楽教育史〈改訂新版〉』東京: 青柳寿美子.

池田 久

1917 再版『パートン唱歌教授之研究（タクト棒使用法解説）』（初版1916年）東京: 音楽社出版部.

石原 和三郎

1901 『風俗改善 公德唱歌』東京: 富山房.

岩井 正浩

1978 『資料日本音楽教育小史』松山: 青葉図書.

巖本 捷治

1905 「音楽家たるの術技及び人格」『音楽之友』7(3): 1-2.

巖本捷治談話今村九穂起稿

1903 「名古屋市音楽普及策（下）」『音楽之友』5(2): 38-41.

内田 琴村

1908 「教育音楽上より観たる北米合衆国」『音楽界』1(9): 21-25.

内田 正雄（訳）

1869 『和蘭学制』東京: 開成学校.

H 記者

1948 「東西楽信」『教育音楽』3(4): 46.

瀬原 退蔵（編）

1934 『近世文学選集』東京: 明治書院.

大和田 建樹（作歌）；上 真行（作曲）；多 梅雅（作曲）

1900 『地理教育鉄道唱歌 第1集』大阪: 三木書店.

大和田 建樹（作歌）；小山 作之助（作曲）

1903 『東京府民 公德唱歌』東京: 自省堂.

岡部 博司 (編)

2003 『新訂 標準音楽辞典』東京: 音楽之友社.

奥中 康人

2008 『国家と音楽 伊沢修二がめざした日本近代』東京: 春秋社.

音楽教育会編

1920 『山本正夫氏第五十講記念 音楽講習要録』東京: 音楽教育会.

音楽社出版部

1918 「新刊紹介『理想的唱歌教授』(森山保氏著)」『音楽界』198: 39.

上田 誠二

2010 『音楽はいかに現代社会をデザインしたかー教育と音楽の大衆社会史』東京: 新潮社.

金田 進

1970 『鳥取県百傑伝: 近大百年』鳥取: 山陰評論社.

唐澤 富太郎

1984 「山本正夫ー音楽教育の師父ー」唐澤富太郎編『図説 教育人物事典ー日本教育史のなかの教育者群像』東京: ぎょうせい: 832-833.

菊池 盛太郎

1917 「楽界に対する希望」『音楽界』183: 48-50.

木場 政雄

1907 「音楽美論」『音楽』12(2): 8-13.

共益商社

1896 「音楽雑誌第六拾号 謹告」『音楽雑誌』60: 頁なし.

日下 昭雄

1998 「『音楽雑誌』に見る四竈訥治の啓蒙活動とその広がり」『青森明の星短期大学紀要』24: 60-62.

倉田 喜弘 (編)

1988 『芸能 日本近代思想体系 18』東京: 岩波書店.

黒部 峯三 未定稿

1897 「唱歌教授の参考に供せんため」『おむがく』70: 27-30.

小出 浩平; 諸井三郎; 増澤健美; 井上武士; 中野義見; 小松耕輔

1947 「座談会 新音楽教育を語る」『教育音楽』2(7): 4-15.

好楽居士

1947 「諸井三郎視官学語る」『教育音楽』2: 57.

小林 愛雄

1906 「音楽美論」『音楽新報』3(3): 12-16.

小松 耕輔

1900 『西洋音楽史講話』東京: 文学普及会.

1905 「音楽と文学との調和」『音楽新報』2(1): 8-12.

1908 「発刊に際して」『音楽界』1(1): 9-10.

1910 「歳首に際して」『音楽界』3(1): 9-10.

1920 『西洋音楽の知識』東京: アルス.

1924a 「復興第一年の年頭に」『教育音楽』13: 1-4.

1924b 「最近楽界の所感」『教育音楽』15: 6-8.

1924c 『世界音楽遍路』東京: アルス.

1925a 「教育音楽家の団結について」『教育音楽』3(2): 1-3.

1925b 「楽界の雑感」『教育音楽』3(7): 7-11.

1926 『童謡作曲法』東京: アルス.

1929 『西洋音楽史』東京: イデア書院.

1932 『楽譜の見方』東京: 誠文堂.

1936 『西洋音楽史綱領』東京: 共益商社書店.

1942a 『改版 和声学』東京: 春秋社松柏館.

1942b 『国民学校教師の為の音楽理論と和声学』東京: 共益商社書店.

1947a 「新教育音楽理念の徹底」『教育音楽』2(5): 6-8.

- 1947b 「教育音楽者の使命」『教育音楽』2(7): 1-3.
- 1948a 「新しき年に寄せて—教育音楽家の眼界をひろめよ—」『教育音楽』3(1): 2-3.
- 1948b 『音楽史の教え方』東京: 音楽之友社.
- 1952 『音楽の花開く頃—わが思い出の楽壇』東京: 音楽之友社.
- 1955a 「少年の頃と私」『教育音楽』10(5): 76-77.
- 1955b 「雑誌『教育音楽』百号に寄せて 思い出」『教育音楽』10(8): 25-26.
- 1961 『わが思い出の楽壇』東京: 音楽之友社.

小松 耕輔; 小松 平五郎

- 1933 『ピアノ教則本 (誰にもひけるピアノの弾き方)』東京: 春陽堂.

小松 耕輔; 梁田 貞; 葛原 幽

- 1925 『大正幼年唱歌合本』東京: 目黒書店.

後藤 暢子

- 1982 「明治・大正・昭和 三代の音楽雑誌を読む (上)」『フィルハーモニー』54(10): 24-31.

近藤 逸五郎; 山本 正夫 (編)

- 1911 『西欧名曲集』東京: 音楽社.

坂本 麻実子

- 1997 「近藤朔風とその訳詞曲再考」『富山大学教育学部紀要』(A 文科系) 50: 11-22.
- 2000 「明治時代の師範学校への音楽教員の配置: 東京音楽学校卒業生の勤務校の調査から」『富山大学教育学部紀要』54: 49-61.
- 2007 「明治の音楽教育者団体「音楽教育会」の一考察」『桐朋学園大学研究紀要』33: 55-65.
- 2010 「大正音楽教育界における文検出身教員の軌跡」『桐朋学園大学研究紀要』36: 105-122.

佐澤 太郎 (訳); 河津 祐之 (閲)

- 1873 『佛国学制』東京: 文部省.

佐藤 秀夫

- 1990 「教育勅語」細谷俊夫『新教育学大事典 第2巻』東京: 第一法規: 314-318.
- 澤崎 眞彦
- 1995 「唱歌教育の歩み—徳性の涵養としての唱歌教育誕生と歴史—」『音楽教育学』  
25(3):31-38.
- 山東 功
- 2008 『唱歌と国語』東京: 講談社.
- 四竈 訥治
- 1890 「発刊の主旨」『音楽雑誌』1: 1-3.
- 下中 直也
- 1988 『音楽大事典 第4巻』東京: 平凡社: 1803.
- 新村 出(編)
- 2008 「実学」『広辞苑 第六版』東京: 岩波書店: 1249.
- 2008 「奏任」『広辞苑 第六版』東京: 岩波書店: 1629.
- 妹尾 繁松
- 1890 「音楽の風教上に及ぼす影況」『音楽雑誌』3: 2-4.
- 1897 「音楽実施に就ての注意」『おむがく』67: 32-35.
- 全国工業学校長会編纂
- 1908 『工業唱歌』東京: 東京音楽書院.
- 園山 民平
- 1910 「余は正確なる技術修練を欲す」『音楽界』3(1): 26-30.
- 竹中 正夫
- 1994 「YMCA」相賀徹夫(編著)『日本大百科全書24』東京: 小学館.
- 田辺 尚雄
- 1907 「音楽美学論」『音楽』12(3): 5-7.
- 田村 虎蔵
- 1897a 「教育的音楽学校と楽器統一説」『おむがく』71: 3-8.
- 1897b 「教育的音楽学校と楽器統一説(承前)」『おむがく』72: 3-4.

- 1905a 「九州の教育音楽に就いて」『音楽』 8(6): 42-49.
- 1905b 「九州の教育音楽に就いて」『音楽』 9(1): 37-44.
- 1906 『オルガン教科書』 東京: 同文館.
- 1908 『唱歌科教授法』 東京: 同文館.
- 1910a 「音楽教育会設立の理由」『音楽界』 3(1): 11-12.
- 1910b 「新しき我等の同窓諸君に呈す」『音楽界』 3(5): 5-7.
- 1913 「我国の家庭音楽に就きて」『音楽界』 6(3): 48-51.
- 1915 「福井直秋氏に答えて公平なる読者の評判に俟つ」『音楽界』 161: 29-37.

田村 虎蔵 (編) ; 田中 正平 (閲)

- 1901 『近世楽典教科書』 東京: 開成館.

田村虎蔵先生記念刊行会編

- 1933 『音楽教育の思潮と研究』 東京: 目黒書店.

田村先生記念祝賀パンフレット編輯委員

- 1933 『田村虎蔵先生祝賀記念誌』 東京: 田村先生記念祝賀パンフレット編輯委員.

知行庵主人

- 1903 「平民的音楽 (一社会的音楽 一、平民的音楽の改良及普及法) 『音楽之友』  
3(5): 38-39.

塚本 宏子

- 2013 「芸術教育としての音楽教育 (3)」京都聖母女学院短期大学 (編) 『京都聖母女学院短期大学研究紀要』 (42): 88-98.

堤 正夫

- 1903 「楽堂を出づるにあたりて」『音楽之友』 4(4): 36-37.
- 1905a 「教育音楽の逆境 (上)」『音楽』 7(6): 頁不明.
- 1905b 「教育音楽の逆境 (中) 音楽教師の待遇」『音楽』 8(1): 54-57.
- 1905c 「教育音楽の逆境 (下の一) 教材 (作曲) と教授法 (教員)」『音楽』 8(2): 32-34.
- 1905d 「教育音楽の逆境 (下の二) 教材 (作曲) と教授法 (教員)」『音楽』 8(3): 39-42.
- 1905e 「音楽夏期講習会につきて」『音楽』 8(3): 45-46.

1905f 「教育音楽者に望む」『音楽』8(5): 69-71.

1905g 「教育音楽と俗曲」『音楽』8(5): 72.

1907a 「再び教育音楽欄を設く」『音楽』11(5): 19.

1907b 「教育音楽界の弊風」『音楽』13(1): 9-12.

帝国教育会編

1902 『公德養成』東京: 金港堂.

帝国教育会編纂

1903 『公德養成国民唱歌』東京: 松声堂.

東京大学編

1977 『学芸志林 第貳卷』東京: 原書房.

特設課程音楽科協議会

1962 『音楽を理解するために』東京: 全音楽譜出版社.

栃木県師範学校音楽研究会

1904 「栃木県師範学校音楽研究会」『音楽之友』5(4): 48.

内閣官報局

1887 『法令全書 明治14年』東京: 内閣官報局.

中野 正昭

2013 「浅草オペラにみるグランド・オペラ『ファウスト』上演の試み」『文芸研究: 明治大学文学部紀要』119: 1-25.

榑崎 洋子

2005 「小松耕輔」岡部博司(編)『新編 音楽中辞典』東京: 音楽之友社: 241.

西島 千尋

2007 「日本における音楽鑑賞教育の成立—教育としての鑑賞と芸術の鑑賞—」金沢大学『人間社会環境研究』(13): 211-227.

日本教育音楽協会

1934 『本邦音楽教育史』東京: 音楽教育書出版協会.

日本近代音楽館

1999 『日本の音楽雑誌解題集 1』 東京: 日本近代音楽館.

野村 幸治 ; 中山 裕一郎 (編)

1995 『音楽教育を読む—学生・教師・研究者のための音楽教育資料集』 東京: 音楽之友社.

橋本 今祐

2011 『明治国家の芸能政策と地域社会—近代芸能興行史の裾野から』 東京: 日本経済評論社.

平戸 大

1918 「音楽教育家の結社に就て」『音楽界』 195: 3-4.

太瓶楽居

1975 「音曲鼻けぬき」 芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成 第7巻』 東京: 三一書房: 232.

福沢 諭吉

1880 第2版『学問のすすめ』(初版 1872年) 東京: 慶應義塾出版社.

武陽隠士

1966 (文化13年執筆) 『世事見聞録』 東京: 青蛙房.

編者述

1901 「創刊の辞」『音楽之友』 1(1): 1.

編輯理事

1911 「小学校教員の奏任待遇」『音楽界』 4(12): 8-9.

細川 周平

1991 「日本の芸能100年(118) 流行歌(50) 西洋音楽の日本化・大衆化30」『ミュージック・マガジン』 23(11): 120-125.

堀内 久美雄 (編)

2006 『新音楽辞典 人名』 東京: 音楽之友社.

前田 紘二

2008 『明治の音楽教育とその背景』 大阪: 竹林館.

町田 久（作歌）；初霜女史（作曲）；服部 登（作曲）

1900 『日本歴史唱歌 第1-4集』東京：東雲堂.

増井 敬二

1984 『復刻版 音楽雑誌（おむがく） 解題』東京：出版科学総合研究所: 5-33.

松田 直行

2007 「近藤朔風と明治末音楽雑誌のイデオロギー」駒沢大学総合教育研究部日本文化部門『駒沢日本文化』1: 37-66.

松村 明

2006 『大辞林 第三版』東京：三省堂: 646.

丸山 忠璋

1998 『言文一致唱歌の創始者 田村虎蔵の生涯』東京：音楽之友社.

三島 通良（作歌）；鈴木米次郎（作曲）

1900 『衛生唱歌』東京：集英堂.

三村 真弓

2000 「山本正夫の音楽教育観の変遷」『広島大学教育学部教科教育学科音楽教育学研究紀要』XII: 12-31.

宮寺 嘉一（著）；山本 正夫（撰曲）

1929 『童心に立脚せる唱歌遊戯と体育ダンス』東京：児童教育協会.

無楽子

1910 「中等唱歌論に就て」『音楽界』3(6): 41-44.

無記名

1895 「吉備楽」『音楽雑誌』41: 19-20.

1897 「唱歌の教授法に就きて」『おむがく』66: 40.

1905a 「社告」『音楽』8(2): 表紙裏.

1905b 「雑誌『音楽』に題す」『音楽』8(2): 1.

1905c 「教育音楽 本欄拡張」『音楽』8(2): 31.

1908 「都下の洋楽界」『早稲田文学』(26): 彙報 4.

1913 「読者の領土」『音楽界』6(11): 54.

1923 「本会創立までの経過報告概要」『教育音楽』創刊巻: 3-9.

森下 一笑

1895 「世の識者に望み併せて音楽雑誌記者に白す」『音楽雑誌』46: 5.

文部省

1947 『学習指導要領 音楽編 (試案)』大阪: 大阪書籍.

1972 『学制百年史 資料編』東京: 帝国地方行政学会.

文部省音楽取調掛編纂

1882 『小学唱歌集初編』東京: 文部省.

1883 『小学唱歌集第二編』東京: 文部省.

1884 『小学唱歌集第三編』東京: 文部省.

八木 正一

1995 「本音の新たな復権—学校音楽教育理念の歴史的検討と展望—」『音楽教育学』25(3): 23-30.

山口 篤子

2005 「国民音楽協会と合唱音楽祭の初期事情—小松耕輔の民衆音楽観を中心に—」『阪大音楽学報』(3): 1-15.

山口 幸男

2003 「百年前の郷土との出会い—明治期郷土唱歌の地理教育的・総合学習的考察—」『群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編』52: 207-228.

山住 正己

1966 『音楽と教育』東京: 国土社.

1967 『唱歌教育成立過程の研究』東京: 東京大学出版会.

1981 「音楽教育: 日本の音楽教育」下中 邦彦 (編)『音楽大事典』東京: 平凡社:1: 398-401.

1994 『子どもの歌を語る』東京: 岩波新書.

山本 正夫

- 1906-1912 『音楽新楽譜（第1～7集）』東京：楽友社（第3集以降は音楽社）。
- 1910a 「音楽教育会の開設」『音楽界』3(1): 13-14.
- 1910b 『古今名曲集』東京：音楽社.
- 1911a 「国民教育としての音楽及時弊」『音楽界』4(3): 18-22.
- 1911b 「音楽学校長の欧州視察」『音楽界』4(11): 5-7.
- 1913 増補16版『声乐階梯』（初版1907年）東京：音楽社出版部.
- 1915a 「音楽教育界の緊急問題」『音楽界』169: 40-43.
- 1915b 「教育楽界に於ける大礼記念事業」『音楽界』170: 42-45.
- 1916a 「時勢に先じて楽界の開拓を計れ」『音楽界』171: 1-5.
- 1916b 「僅少なる唱歌時間を利用して一層徹底したる効果を収むべき教授方法の研究」  
『音楽界』177: 1-2.
- 1916c 「音楽をして社会の日常生活を密接ならしめよ」『音楽界』179: 1.
- 1917a 「奠都五十年に際して所感を述ぶ」『音楽界』184: 1-2
- 1917b 第7版『唱歌教授法通論：理想之唱歌教授』（初版1910年）東京：十字屋楽器店.
- 1917c 「工場労働者に音楽を学ばしめよ」『音楽界』187: 2-3.
- 1917d 「我が楽界の夏は何時来るべきか」『音楽界』188: 2-3.
- 1918 「年頭之辞」『音楽界』196: 1.
- 1919 「実行に如かず」『音楽界』215: 1.
- 1920 「各府県の教育会に望む」『音楽界』221: 1.
- 1922 「田村虎蔵氏の外遊を送る」『音楽界』249: 1.
- 1923 「大正十二年の巻頭に」『音楽界』255: 1.
- 1924 第6版『美声練習法要義（別名練声法初伝）』（初版1916年）東京：音楽社.
- 1925 訂正再版『新制楽典教本』（初版1924年）東京：光成館蔵版.
- 1927 『唱歌新教授法』東京：高井楽器店.
- 1939 増補訂正8版『音楽の学習』（初版1930年）東京：大明堂書店.
- 1931 『唱歌教授の実際』東京：文化書房.
- 1932a 『指導細説低学年の唱歌教育』東京：人文書房.

1932b 『指導細説中学年の唱歌教育』東京：人文書房.

1932c 『指導細説高学年の唱歌教育』東京：人文書房.

1934 『唱歌ペイジェントの研究』東京：大明堂書店.

山本 正夫；長谷山 峻彦

1925 『児童唱歌劇』東京：コズモス書院.

山本 正夫；安室 泰山

1934 『新作学童唱歌劇』東京：大明堂書店.

増田 乙四朗（詠著）；山本 正夫（作曲）

1923c 『大正激震猛火の新体詩』東京：実業之日本社.

読売新聞社編

1903 『公德養成之実例』東京：文学堂.

渡辺 裕

2010 『歌う国民—唱歌、校歌、うたごえ』東京：中央公論新社.

### 【引用・参考文献一覧（洋書）】 （執筆者名のアルファベット順）

D'Indy, Paul Marie Théodore Vincent ダンディ, ポール・マリ・テオドール・ヴァンサン

1913 *Beethoven: Biographie critique*, Paris: H. Laurens.

1935 日本語訳『ベートーヴェン』小松 耕輔（訳）東京：共益商社書店.

Lavoix, Henri Marie François ラヴォア, アンリ・マリー・フランソワ<sup>121)</sup>

1891 *La musique française*. Robineau, Fernand (éd.) . Paris: Librairies-Imprimeries Réunies.

1958 日本語訳『フランス音楽史』ロビノー, フェルナン（校訂増補）, 小松 耕輔；小松 清（共訳）東京：音楽之友社.

<sup>121)</sup> ラヴォアの父も当時高名な文芸批評家で著書もあったことから、本著書の著者であり音楽学者である子の方は小（子）ラヴォアと区別して呼ばれていたようで（ラヴォア 1958: 4）、ラヴォア 1958においても、ラヴォアの表記は「小H・ラヴォア」となっている。

【資料集】

1. 『音楽雑誌』(1890.9-1895.8)における「教育音楽」の用例

(以下、「教育音楽」は太字で表す。)

年	号	頁	題目	著者	引用
明治 28年 1月	41	19-20 (20)	吉備楽	記載なし	小学校に唱歌と云ふ物を設置されてあります併せし <sup>み</sup> ら如何程小学校にて結好なる教育をなしても家庭の教育が宜敷ありませんと何の為にもなりません東京の音楽大家なる四竈先生も音楽の国家の事業なりと申されてあります是に因て考へて見ますと家庭の音楽と <b>教育上の音楽</b> とは <sup>ちが</sup> も車の両輪の如く俱に進んで行かなければなりませんそれで只今俗曲の改正は誠に難物でありますけれども要するに是を改良するの準備として先つ正楽の種を蒔き自然に卑猥の歌曲を除くより良道はありません
明治 28年 7月	47	29	福井 <b>教育音楽会</b>	記載なし	タイトルのみ：講習会を開催した結果報告行う
明治 29年 7月	59	34	一新編 <b>教育唱歌集</b> 第一第二	記載なし	教師用として最も便利に又最も適當なるを覚ゆ編者は <b>教育音楽</b> 講習会なり
明治 29年 8月	60	37	福井通信	記載なし	本日五日本県尋常師範学校の内に於て第三回 <b>教育音楽</b> 講習会の開会式を挙げられたり
明治	60	37	今野講師	記載なし	第三回 <b>教育音楽</b> 講習会の開会につきまして不

29年 8月			の演説大 要	し	肖小生も講師を嘱托せられ今や講習を始めむとする
-----------	--	--	-----------	---	-------------------------

## 2. 『おむがく：於武賀久』（1896.9-1898.2）における「教育音楽」の用例

年	号	頁	題目	著者	引用
明治 30年 3月	67	32-35	音楽実施 に就ての 注意	在徳島 妹尾繁 松	学校に於て課する音楽は其の一音一声凡て道徳の音たると同時に其の教師一言一動皆修身の模範たるを期せざるべからず、然るに余輩の痛歎に堪へざるものは教育上音楽の軽視せられつゝあることにて隨て改良進歩の半歩的なるにあり、……音楽唱歌は普通教育上最も必要な科目たるのみならず社会風俗を匡正するに至大の感化力を有するものなり、故に吾々教育に従事する者は常に学校に於て之れを課するのみならず、之れを郊外の子女に及ぼし之れを里閭の老弱に聴かしむること最も必要ならん、是れには <b>教育的音楽会</b> を設け風教上有益なる音楽を演奏し一は以て淫猥野卑なる俗曲を匡正し一は以て雅正なる音楽を奨励し由て以て易俗移風の実を挙ぐることを期すべし。
明治 30年 7月	71	3-8	<b>教育的音楽</b> 学校と 楽器統一 説	田村虎 蔵	題名のみ。  (内容：東京音楽学校が高等師範学校の附属校となったことを受け、専門学校ではなく教育的学校であると述べ、ここでは教育的教授を施すべきであり、音楽家養成と音楽教師養成を年限も区別して行うべきという。)

明治 30年 7月	71	32	神戸通信	真 鉄 居 士	神戸教育会唱歌公衆証書授与式、同 <b>教育音楽会</b> には去五月十六日午後七時より神戸市兵庫尋常高等小学校講堂に於て春季総会を兼ね唱歌講習証書授与式を挙行せられたり、来会者八十有余人、先づ田村会長開会の旨を告ぐるや、 .....
明治 30年 8月	72	3-4	<b>教育的音楽</b> 学校と 楽器統一 説（承前）	田 村 虎 蔵	題名のみ。 地方教育上音楽の位置は、各学科の下位に立ち、恰も当局者をして持て餘しものゝ如き感あらしめたるは事実にして、従ひて其の意外にも発達し居らざる事は、各地方に奉職の学友諸君が、時々其の機関雑誌上に報道せられし事実を徴しても明白なり、.....従来の音楽学校々則を改正して、専修部、師範部の名義を廃し、以て同一名義の下に、年限を予科本科併せて四個年以上に定め、専ら教育的教授を施し、而して教育上使用の楽器は之れを統一〔風琴に統一〕せられて他は副として運用法と使用法とに止め、斯くて所詮完全なる音楽教育者を養成せられたき事を切望して止まざる.....
明治 30年 11月	74	41	学校音楽	記 載 な し	声楽協会は <b>教育的音楽</b> の功益を顕著ならしめ兼て之を普及奨励する目的を以て去る、明治二十七年山田源一郎氏等の創立せるものなるが今回大に其事業を拡張せんため会員を募集すると聞く我等は其有益なる会たるを信じ有志

					者の此際速くに入会して相互に得る所あらんことを希望するものなり
--	--	--	--	--	---------------------------------

### 3. 『音楽之友 Friend of music』(1901.11-1905.3)における「教育音楽」の用例

年	巻号	頁	題目	著者	引用
明治 35年 5月	2(1)	26	音楽問答	出版社	日本橋の大倉書店より出たせる白井矩規郎氏の中等 <b>教育音楽</b> 教科書か……位のもので御座升す。
明治 36年 3月	3(5)	38-39 (38)	平民的音楽(一社会的音楽) 一、平民的音楽の改良及普及法 <sup>122)</sup>	知行庵 主人	音楽の普及法を分つて二となす一は所謂狭義に於ける音楽即ち西洋音楽(教育的)にして一は平民的音楽即ち広義に於ける社会的音楽是なり……西洋音楽は目下我邦に於ては寧ろ貴族的少数者の専有に帰して普通一般の人民が西楽に接するは見せ物興行の触れ歩きに使用せらるゝ楽隊か若くは商店開業の広告等に利用する弊間の楽隊より外にまた之を耳にするもの稀なり……中学校に於て唱歌科を編入せるは実に稀なるにあらずや然れども近時中学の教科中に音楽を編入するの必要なることは多くの識者間に認められて着々実施の運を見んとす……平民的音楽今夫れ淫猥陋劣の俗歌到る所に横流し学世涓酒附猥なる渦中に捲き去られんとす是れ豈独り平民的音楽の改良に必要なるのみならず、偶以て西楽普及の阻隔となり <b>教育的音楽</b> の一大障礙にあらずや

<sup>122)</sup> 「楽界長広告」の記事の一部である。

明治 36年 3月	3(5)	40	神田 <b>教育 音楽会</b>	なし	タイトルのみ：新設の同会の案内。東京音楽学校講師天谷秀氏の話聴く。
明治 36年 4月	3(6)	19	長野市の 音楽	早川 喜左衛 門	社会的音楽普及の機関として、婦人音楽会と長野軍楽会と高等女学校音楽部とが設けてありますが、婦人音楽会は婦人や令嬢が嗜みの技術を交換し、或いは合奏をして斯道の改良進歩を図るのを目的として居りまして、楽器はヴァイオリン、ピアノ、オルガン、唱歌等で御座います、..... <b>教育的音楽普及の機関</b> として長野唱歌講習会といふものを設けて居りますが、修業年限は一ケ年で会員は常に四五十名を下りません、中には遠方のもも澤山御座いますが、只今私の自宅に寄宿して居るもの計りでも十五名程居ります。
明治 36年 8月	4(4)	20-21 (21)	福井県の 音楽現況 (一)	益山謙 吾	さてこれから明治三十五年七月から三十六年六月迄一年間の福井県 <b>教育音楽</b> 歴史（少し大業だが）を記さうよ。
明治 36年 9月	4(5)	19-21 (20)	福井県の 音楽現況 (二)	益山謙 吾	ニラメッコ、はがき投書、ワルクチなどが波動を生じて居るけれど.....師範と女学校が相俟って県下の <b>教育音楽</b> に対する活気のある源流となつて居る事を争ふ事は出来まい。學術の比較上の進歩は一方が死んで居ては出来るものじゃないからふ、
明治 36年	4(6)	50	本誌編輯 御断の辞	編輯曲	本社々長兼主筆たる巖本捷治君は去月より編輯主任今村九穂君同伴にて音楽会に出演其他

10月					<p><b>教育音楽</b>視察の為め静岡、愛知両県下に出張旅行中にて留守中の編輯事務は一切未熟なる吾等留守君の記者許りに依りて編輯致し</p>
明治 36年 12月	5(2)	38-41	名古屋市 音楽普及 策(下)	巖本捷 治談話 今村九 穂起稿	<p>四 名古屋市の<b>教育音楽</b></p> <p><b>教育音楽</b>というや即ち学校音楽のことにして、学校にて教授する唱歌等をいふなり、……各小学校には勿論唱歌科の教員ありて西洋音楽の普及を計り給ふ、そもそも学校音楽の感化は延いて家庭に及ぼすこと夥しく、及ち音楽を教育的に応用し高尚なる歌曲高雅なる調節を教へて、心を美、麗、閑、雅になすは最も<b>教育音楽</b>の妙とする所なり、……<b>教育音楽</b>の普及発達としては小学校の音楽を完全に発達せしむるを以て第一とし、……一般の楽想楽識は大に発達せるを以て、この(名古屋では日本楽が進歩している)ので日本楽を指す：筆者加筆) 楽想楽識を応用して<b>教育音楽</b>の普及を計りなば必ず好結果を見るに至るべし名古屋は俗楽の地にして純良なる<b>教育音楽</b>の行はるべきどころに非ずといふ人あれども決して見込みなきに非ず、見込みは充分有れども之れを実地に施行すべき教育家の乏しきに過ぎず、要するに一般市民の有する嗜好力と音楽に於ける常識とを利用して<b>教育音楽</b>の本文を完うせむべきことに注意あるべし、……</p> <p>五 名古屋市の社会音楽</p>

				<p><b>教育音楽家</b>と<b>社会音楽家</b>とは相一致して遠ざからざるやう、共に研究の結果善良にして高尚優美に、風雅に壮快に、よく人心に適合したる音楽を健全に普及せられんことを切に望む。<b>教育音楽家</b>もよく民心に和し、風潮に従ひて適當なる音楽思想を養成し、その教育教授の方法如何を論ぜず、教導指示の方法の如何は問はず、たゞ善良にして高尚なる方面に進歩し、感化せしむるやうにつとめられむことを切に望みてやまざるなり、</p> <p>六 市民と音楽的教育</p> <p>.....當今、市民の音楽的教育を健全に發達せしめんとするは即ち精神的教育の根本となるべき事なり、市民に音楽的教育を施すには先づ音楽講習所などを設置して一般市民の音楽思想を發達せしめ、その技術の練魔と楽理及び<b>教育的音楽</b>の効能利益等を研究せしむること肝要なり、或いは音楽俱樂部又は音楽会などを組織して相互の親密をはかり、又その道の研究に資して大に力あるべく、次ぎに、音楽演奏会を開き種々の音楽を聞かしめなば市民の音楽的識を増すべく、次に学校音楽を發達せしめて家庭音楽との連絡を計らば當に健全なる高尚なる音楽を普及し得べく、又教会音楽も充分に研究し練習して宗教の信仰力と共に音楽の精妙を知悉せしめ得べく、高潔なる方面に音楽的伝道</p>
--	--	--	--	---

					をなして神聖なる音楽心を抱負せしむるに至るべし、
明治 37年 2月	5(4)	48	栃木県師 範学校音 楽研究会	不明	同会は今回左の如き設立趣意書並びに規則を以て専ら <b>教育的音楽</b> の研究を企づる由、教育の要は国民の品性を養ふにあり国民の品性を養ふは之が嗜好を高からしむるには如くはなし嗜好養成の道必ずしも一のみならず
明治 37年 3月	5(5)	1-4 (4)	日露交戦 と音楽家 の覚悟	巖本捷 治	教室内に於ける唱歌教授も、家庭娯楽のために稽古せる琴三味線も、亦常に是等(国家的観念：筆者補足)の意義と是等の精神とに依りて初めて絶大なる価値を存すべきものにして、実に家庭的音楽、宗教的音楽、社会的音楽、 <b>教育的音楽</b> 、軍事的音楽の光榮なる權威と感化が、国家西条の目的たる趣味的、精神的教育に貢献せらるゝを見れば、何んぞ彼の一時一処の動功に漸時の持囃しを受くる軍人諸氏の比にあらざるなり。(国家的観念：国民の性格と連絡し、民心の思想に調和し、風土の気質に和合せる音楽的思想のこと)
明治 37年 5月	6(1)	40	学校音楽 調査会	不明	社説に説かれたる巖本社長の調査会設立の議は.....今日の学校音楽が未だ完備の域に達せず教授家が一定の方針なきが如きは之れ明らかに学校音楽の整頓せざるの謂にして宜しく此際斯種の調査会を設けて益々将来方針と完全なる <b>教育的音楽</b> の進歩を望むものなり、
明治	6(2)	54-56	新潟長野	記者	『左掲は先頃新潟県の某音楽家が事細かに新

37年 6月		(54)	の <b>教育的音楽</b> に就て		潟、長野に於ける <b>教育的音楽</b> の発達史とも言ふべきものを本社の巖本主筆に寄せられたる書簡中の一節をこゝに切抜き載して読者の参考に供せんと云伝』
明治 37年 12月	7(2)	39	山形県唱歌練習会設立	不明	前記の諸学校発起となりて唱歌音楽の研究を計らんがために左記の如き規則を設けて今後は大に <b>教育音楽</b> の発達と普及を計らるゝこととなれり。
明治 38年 1月	7(3)	1-2 (2)	音楽家たるの術技及び人格	巖本捷治	音楽は国家 <b>教育音楽</b> 者は国治者なりとの精神を有して自ら理想を低ふし欲望を卑ふすることなく所謂国家教育家として国風擁護者として社会に重きを有する音楽者となり又常に是等の心掛けなからざるべからざることを注告して休まざるなり。
明治 38年 1月	7(3)	23	<b>教育音楽</b> 会評議会	不明	タイトルのみ：福島私立音楽会（会長：稻枝俊太郎氏）の評議会開催報国。

#### 4. 『音楽』（1905.4-1907.12）における「教育音楽」の用例

年	巻号	頁	題目	著者	引用
明治 38年 4月	7(6)	ページ 未確認	<b>教育音楽</b> の 逆 境 (上)	堤正夫	タイトルのみ：欠頁。
明治 38年 5月	8(1)	54-57	<b>教育音楽</b> の 逆 境 (中)音楽	堤正夫	タイトルのみ：音楽教師の待遇改善を求めている。

			教師の待遇		
明治 38年 6月	8(2)	頁なし。 表紙裏	社告	不明	音楽の友改題雑誌『音楽』は音楽とその姉妹芸術に関する大家の明論を網羅し、これによりわが幼き楽界の好尚を改善する抱負の下に奮励せる冊子也別れて左の三大欄をなす 音楽：芸術としての音楽のために、 <b>教育音楽</b> ：教育に従事せる人のために、音楽文庫：音楽研究志望者のために、
明治 38年 6月	8(2)	32-34 (32)	<b>教育音楽</b> の逆境(下 の一)教材 (作曲)と 教授法(教 員)	堤正夫	<b>教育音楽</b> の逆境につきて、いさゝか感ずる所かさみ来て、止むなく秃筆を呵して本題をつゝくことこゝに三回其一に於ては <b>教育音楽</b> が一般の社会よりなほ重視を受けざる理由を記して、これを警しめ、次で設備の不完全なることどもを叙述して、事に関せる凡べての人に注意を促せり、
明治 38年 7月 <sup>123)</sup>	8(3)	頁なし。 P.38と 39の間	本欄拡張 小学校教 員のため	記名なし	本欄は <b>教育音楽</b> に関する有益なる事項と記載して吾国に於ける <b>教育音楽</b> の進歩発達を図るを以て目的とせり.....小学校教師のために大家の明論を紹介して真に音楽教師の好伴侶好嚮導者となりて大に我國民最初の樂的思想の開拓者に応援せむことを定めぬ
明治 38年 7月	8(3)	39-42 (41-42)	<b>教育音楽</b> の逆境(下 の二)教材	堤正夫	若し音楽教師にして今一步の進みをなさば、吾国の <b>教育音楽</b> は立所に順境にむかひ趣味深まり効果あがり、教師の担へる今日の苛酷は蓋し

<sup>123)</sup> 第8巻4号(明治38年8月発行、pp.50-51の間)や、第8巻5号(明治38年9月発行、pp.68-69の間)にもまったく同じ記事が掲載されている。

			(作曲)と 教授法(教 員)		忽然として償却され、真に羨むべき天恵の使命 を楽しむことを得む
明治 38年 7月	8(3)	45-46  (46)	音楽夏期 講習会に ついて	堤正夫	無論、学科の撰択に至りては各地の要求により て個々ならむ。されど音楽の如きは全国一貫し て開設を要すべく、而らざるも併設を欠くべか らざる事業たるを信ず。これ <b>教育音楽</b> が刻下の 要求に満ち居らざるの一点より然か云ふべく、 又一は夏期の講習事業として最も適切なるを 以て也。限りある人間の脳力に向つて、夏期短 時日の講習に、深遠なる科学を注入して、精神 を疲労せしむるは、これ大なる弊害なき能は ず。
明治 38年 8月	8(4)	53	謹謝	編輯者	<b>教育音楽</b> 界の偉人小山作之助先生
明治 38年 9月	8(5)	69-71  (69、71)	<b>教育音楽</b> 者に望む	堤正夫	人間の性情を陶冶するの目的を以て、彼れ音楽 が靈妙なる攻力と峻烈なる勢力を使用せる人、 これを指して <b>教育音楽</b> 者と名づく。楷級の初高 敢て論ずる処にあらず。技藝 <sup>ひきがい</sup> の荷粗又畏て否定 の条件たる能はず、苟 <sup>いやしくも</sup> も以上の目的に活動 せる人は悉 <sup>ことごと</sup> く <b>教育音楽</b> 者として、爰 <sup>ここ</sup> に一章の 卑見を呈す。... <b>教育音楽</b> の目的は人を感化する にあり。彼が有せる長短高低の妙は唯た感化を 与ふるの方便のみ。楽人にして若し人格劣等な らんには、如何に高低長短の技巧ありともいか

					<p>で其楽神韻に触れ、人の心を動かすの力あらん。試ろみに活ける例を見よ。巧妙なる芸人は我国に乏しからずと雖ども、彼等人格低きが為め、未だ寸毫の効果を残さざるのみか、歴史伝説は其害毒を証せるにあらずや。近くは吾が<b>教育音楽</b>を見よ、幸にして俗楽芸人のそれとは撰を異にすとは云え、吾国の是を実施せる近年のことならず。……世の<b>教育音楽</b>者諸君、希くは心を傾けて修養に力めよ。</p>
明治 38年 9月	8(5)	72	<b>教育音楽</b> と俗曲	堤正夫	<p>俗曲を採て<b>教育音楽</b>の資となす事能はざるかとの問題は、広々きく所なり。吾に高尚なる雅調あり、何を苦んで俗曲を要せむ。芸術として研究せんとするものは、須らく静座して是を研究せよ。他人を惑はすこと勿れ。……<b>教育音楽</b>者は幫間にあらず。芸人にあらず。一代民心の教化を司どれるものなり。神の通訳者として天上界の言語を下界に通達する使者なり。楽人須らく自重して自から神の使者と信じ、真に教化に力ある聖音楽を以て授くべきなり。教導を忘るゝが如きは、これ<b>教育音楽</b>者の軟化して幫間芸人に近からんとするものなり。われは其人の楽才と人格とを疑ふ。かゝる人にして、いかで芸術の神聖を保持し、人心教化の職資を全ふすることを得むや。</p>
明治 38年	8(5)	頁なし。 終広告	社告	不明	<p>八巻一号五月発行より大拡張を施し面目一新せり内容左の如く前編芸術音楽（美術としての</p>

9月					音楽に関する記事を網羅する) 中編 <b>教育音楽</b> (音楽教師の指針)
明治 38年 10月	8(6)	頁なし。 表紙裏	目次の大 要	不明	音楽と教育(評論)..... <b>教育音楽</b> 界の一曙光
明治 38年 10月	8(6)	頁なし。 表紙裏	社告	不明	本号には.....東京音楽学校星教授田村助教授 の <b>教育音楽</b> 論あり
明治 38年 10月	8(6)	42-49 (42、46)	九州の <b>教 育音楽</b> に 就いて	田村虎 蔵	在来の音楽雑誌とは其撰を異にして、楽曲、交 壇、評論、論説、さては <b>教育音楽</b> 、音楽文庫等 の諸欄を設け、.....余も亦一層の労を執らんこ とを約したり。.....茲に題して『九州の <b>教育音 楽</b> に就いて』と云ふ。本年は.....福岡県.....の 三箇所にて、并に大分県別府町にて開催したる 講習会に臨み、...九州に於ける <b>教育音楽</b> の一斑 を知悉することを得たり。仍ち斯かる題目を捕 へたれど、九州には.....諸県あり、題目の当ら ざる事余亦之を解す。而して <b>教育音楽</b> の下に は、初等、中等の内容を含めり。されど茲に余 の適べんとする所のものは、専ら初等教育に於 けるもののみに限らんとす。..... <b>教育音楽</b> 講習 会(小見出し).....さて、是より本題に顧みて、 聊か九州に於ける <b>教育音楽</b> に対しての所感を 通べて見ませう。
明治 38年	8(6)	頁なし。 表紙裏	目次の大 要	不明	九州音楽情况.....田村虎蔵氏の <b>教育音楽</b> 所感、 教育者必読の材也、

10月					
明治 38年 11月	9(1)	37-44	九州の <b>教育音楽</b> に 就いて	田村虎 蔵	タイトルのみ：授業を参観しての感想述べる。
明治 38年 11月	9(1)	40	中華便	清国保 定府 近森出 来治	日本に於て始めて <b>教育的音楽</b> の取調をやつた時は万事覚帆して居つて、政府から本気で之が研究をやつたから日ならずして見るべきものが有つたが当国ではなか <sup>[なか]</sup> く左様秩序的のことは出来ない事情の下に目下在るのだ、
明治 38年 12月	9(2)	頁なし。 前広告	発行案内 『新編教育唱歌集』	不明	<b>教育音楽</b> 講習会編纂『新編教育唱歌集』：発行のお知らせ
明治 38年 12月	9(2)	37-44	<b>教育音楽</b> の現状を述べ其の改善策に及ぶ	東京音楽学校教授 星菊太	タイトルのみ：音楽教育に関する問題点（地方格差・教師の質・音楽の流行）を指摘し、改善策（音楽講習会の開催）を講じる。
明治 38年 12月	9(2)	70	広告 『新編教育唱歌集』	不明	<b>教育音楽</b> 講習会編纂、開成館発行。
明治 39年 1月	9(3)	57	なし	不明	雑誌音楽八巻第五号にある <b>教育音楽</b> 講習会の編纂にかゝる新編教育唱歌集
明治 39年 1月	9(3)	60	体裁項目の改正	不明	改題『音楽』以来内容一新項目を大別して芸術音楽 <b>教育音楽</b> 音楽文庫とせられたるは誠に区別を明らかにしたるものと云ふべく読者にと

					<p>りて一目瞭然の感ありと一得一失は免れずことや吾人初心の学生にとりては斯の如き分類法は却て煩雑にして統一に不便なる……普通一般に音楽を学ぶ者より之を考ふる時は必ずしも芸術と教育とを区別分離して学ぶの必要を認めざるのみか却て二者は日常一般の場合に於て密接に関係せるものなれば寧ろ二者を結合調和して学ぶ方初学者にとりて一層の利なりと余は信ず例へば従来<sup>の</sup>如く「芸術に関する評論」「教育に関する評論」かく二者を特別に区別せずして単に「評論」として一束する方普通の識者にとりて一層の便利なるべし</p>
明治 39年 2月	9(4)	56	雑誌音楽 改題後第 三期拡張	不明	<p>(筆者補足：これまでの雑誌改題の経緯を振り返っている) 本誌改題後第一期拡張は昨年五月に於て実施せられ率先して活版楽講を利用し名曲の翻訳新曲の提出に八頁の紙数を以て現代の名論及大家の意見を発表するに勉め且つ<b>教育音楽</b>欄及楽報欄を拡張し通信教授欄即音楽文庫を新設せり第二期の拡張は昨年十一月に於て実行せられ其結果楽曲を精選し大家の執筆を依頼し且本誌を公開したり第三期の拡張は次号より着手す其計画は頁数を更に増大して解説楽話の増加の外詩文欄初学欄を加設す詩文欄は大家の韻文を蒐<sup>あつ</sup>め初学欄は音楽趣味の幼稚なる人の参考指針なり次号より着手す此際購読申込まれなば最初より研究するの</p>

					便あるべし
明治 39年 3月	9(5)	32	神戸音楽 界の種々	在神戸 荒川羽 山	発展しつつあるものは東京楽友社神戸市都と 神戸 <b>教育音楽会</b> の二事業なるべし……実に此 <b>教育音楽会</b> の復活こそは吾人の熱誠を以て迎 ふべき事ぞと思ふ、
明治 39年 3月	9(5)	42	<b>教育音楽</b> につき	堤正夫	タイトルのみの本論掲載なし：神戸新聞に堤の 論文が掲載してあるという一筆広告。
明治 39年 4月	9(6)	32-34 (32-34)	支那の <b>教 育音楽</b>	直隸省 教習 近森出 来治	思へば今を去る廿五年の昔始めて吾日本に <b>教 育音楽</b> の種子を蒔かれた当時種々なる批評の 裏に苦辛の成育を績けたが丁度現今の支那が それである。……支那で <b>教育音楽</b> を設くるの動 機はと云ふに伊沢氏と渡辺氏であるに相違な い……巖修氏が……吾国の <b>教育音楽</b> の制度を 見て大方ならず感激し伊沢氏を訪ふて種々共 益利普及方法発達の状況を研究した……巖氏 は…自から日本に交渉して楽人備聘を遂行し 初めて <b>教育音楽</b> 実施となつたのである。……歌 詞は凡べて此教頭なる文章博士に依頼した処 中々の六ヶシイ注文でトテモ在来の日本の <b>教 育音楽</b> 曲に調和すべくもあらず止むなく予自 身支那語の発音を研究して文章を主に楽曲を 配するの方針としたのである…… <b>教育音楽</b> は 成熟に向つて日進して居る。
明治 39年	9(6)	54	新刊紹介	不明	一、 <b>教育音楽</b> 欄も初学欄も御設置被下度候

4月					
明治 39年 4月	9(6)	55	新刊紹介	不明	(筆者補足：雑誌『音楽』についての話) 外形は菊版百数十頁の冊子なるが編集表紙美妙を極め内容に至りては音楽文壇、 <b>教育音楽</b> 、音楽文庫の三大欄に別れ前欄は芸術としての音楽を評論研究し中欄は教育に従事せる音楽者の指導後欄は音楽研究志願者のための通信教授なり
明治 39年 6月	10(2)	45	音楽問答	不明	(問) 男子の <b>教育音楽</b> 者の需用少き儀に候はずや」「(答) <b>教育音楽</b> 者は勿論男子に若くはなし決して女子の事業ならず当局者も社会も熱心に男子を求むされど男子入学志願者に限りて確乎たる宿望り出でしもの少なく一時の出来心より入学試験を受くるもの多き故合格者は割合に少なし
明治 39年 9月	10(5)	36	九月に生まれた音楽者	不明	Antonio Diabelli (アントニオ・ディアベルリ) 一七八一年に生まれた <b>教育的音楽</b> の作曲家。
明治 40年 3月	11(5)	19	再び <b>教育音楽</b> 欄を設く	堤正夫	現今 <b>教育音楽</b> を如何に改善し如何に発達せしむかは吾が音楽界の一代問題にして又た如何にせばより以上の効果を納め得べく如何にせば其最上の目的を貫徹し得べきかを研究調査するはこれ当今音楽界の一大急務にあらざや勿論音楽は教育の手段たるを以て足れりとするものにはあらで却て獨立の超絶芸術なりとは云へ素と音楽と教育とは到底善美の理想を

					<p>追求せる事実に於て相去る能はざるものなれば教育は音楽ありて始めて成就すべく又音楽は教育によりて其徳を普及すべく両々相合して愛に始めて人類を改造し世界の洽善を進むるの大使命を全ふするに至る況んや吾国の音楽は疾やく其根底を教育の上に据え其普及の機関も方法も既に整頓に近づきたれば先づ教育上に於て善良に正確に其作業を遂げしむるは正に吾国発達上の秩序として正当の順序なりと信ず假令然らずとするも吾国在来の歴史に徴し又現今一般民士の状態より云ふも芸術的趣味を以てのみ音楽を鼓吹するの時機にあらず寧ろ先決の問題として<b>教育音楽</b>の完全に発達するあらば芸術的音楽は自然に純良に赴くべく同時に善良なる芸術的音楽趣味を普及せんとならば須らく先づ初等の音楽研究所即ち<b>教育音楽</b>を奨励鼓吹すべきにあらずや</p> <p>然るに吾国の<b>教育音楽</b>は最も保護奨励の途少なく連絡統一を欠き剰さへ何等研究の機関なきは深く遺憾に堪えざる所也</p> <p>本誌の<b>教育音楽</b>欄附設の義につきて左の二名家は直に厚き賛助を与へられたり 小山作之助氏 田村虎蔵氏</p>
明治 40年 4月	11(6)	18	音楽教育 会創立の 議案	設 立 委 員	<p>今や音楽は教育界に於て最も重要なる位地を占め、漸く社会的方面に普及して将に一大勢力たらむとするに至れり。然るに此時に当り吾等</p>

					<p><b>教育音楽</b>者間に何等気脈の連絡なく、統一せる中央機関を欠如せるは、実に我楽界の勢力を發揚するの所以にあらざるなり。……依て吾等こゝに音楽教育会の創立を欲求す。盖しこを以て吾等の一大団結となし大に全国<b>教育音楽</b>の改良統一及び教材教授法の研究を図り渡く又た能ふ得べき時季に於て其總集會を開らき一面に於ては同好の者の懇親を温ため同時に音楽界時々の問題を研究討議するは是れ現今の楽界に於て最も重要な事業と信ず……二 毎年一回全国<b>教育音楽</b>者大會を開く事……四 学校音楽、家庭音楽を教育的に導き其改良進歩を図る方法の研究 五 多数の楽人及<b>教育音楽</b>名家を海外より聘用し又我国より多数の留学生を海外に送ることを文部大臣に建議すること……今日に於て開設を促がすが如きは尚遅し希くは全国の<b>教育音楽</b>者諸君今は奮発の時なり活動の時なり速かに此学を賛して創立を助けよ。</p>
明治 40年 10月	12(6)	34	新撰楽 府 <small>ママ</small> 卷一、 卷二	新橋共 益商社 発行	<p>こは清国の<b>教育音楽</b>のために編纂せられし支那語唱歌集也著者は多年本邦の音楽界にて其人ありと知られし教育者たり</p>
明治 40年 11月	13(1)	9-12 (9、10、 12)	<b>教育音楽</b> 界の弊風	堤正夫	<p>芸術音楽を唱道し、当局 [筆者補足：『音楽』] が奨励に力を獲すは、敢て<b>教育音楽</b>を軽視したのではなく、寧ろ或る意味より云えば、却て<b>教育音楽</b>に援助を与たへ、学校を社会と相俟つ</p>

					<p>て、円満なる効果を得むとしたものである、然るに今日<b>教育音楽</b>に悪しき影響を来たすに至つては、蓋し芸術音楽の振作が無効無意義に終る次第でもある。何故ならば芸術音楽とは云ふものゝ、又是れ広き意味に於ける、<b>教育音楽</b>である。即ち社会の改良、人類の教導を目的として、無言の感化、不文の学問を与へるのであるから、芸術音楽の極所は、とりも直さず又一の<b>教育音楽</b>である。...音楽などは教育の途を通らざらば受入れられず又た教育も音楽に依らざれば目的を貫徹しないのである。社外音楽と教育とが結合することは、上策であつたのである。故に<b>教育音楽</b>の局に当れる人は、須らく此点に注意払つて己が天職を尽くす上に誠実でなければならぬ。近ごろ<b>教育音楽</b>界の現状を見聞して、疑あり。.....さてく<b>教育音楽</b>家の邦楽研究は、其結果意外の点に影響するかもしれない。</p>
--	--	--	--	--	---

##### 5. 『音楽界』(1908.1-1923.12)における「教育音楽」の用法

年	巻号	頁	題目	著者	引用
明治 41年 1月	1(1)	9-10	発刊に際して	小松玉 巖	我『音楽界』は権力芸術としての音楽に研究の地歩を進むると同時に、一方 <b>教育音楽</b> の研究に向かつて亦鋭意其の改善を図らんとするものである。 <b>教育音楽</b> の未だ甚しく不備なるは世人の等しく口にする処で、是が改善は直ちに将

					来音楽の消長と多大の関係を有するものであることは云うまでもない。
明治 41年 1月	1(1)	34-35	堤正夫氏の「 <b>教育音楽界の弊風</b> 」を読む	広島高等師範学校 杉本米太郎	夫れ現今 <b>教育音楽</b> 界の弊風や実にかくの如し。果して然らば其の矯正法は抑も如何是れ吾人が目下最大急務として研究せざるべからずとなり。是が根本的解決を与ふるものは <b>教育音楽</b> 家の養成なり。
明治 41年 3月	1(3)	36-37	音楽教師経験談(其二)	影法師	前にも謂った音楽は女子の専有物など謂う頭は取れたのである。此れからして此県の音楽も日進月歩の勢で発達したと吾輩は堅く信じて居るのである、故に此機逸す可からずと校長及附属主事に談らひ <b>教育音楽</b> 、社会音楽の改善及且つ発達を図るため師範学校が主脳となり音楽研究会を創設したのである。
明治 41年 4月	1(4)	27	p.27 の論文投稿以来の一文	不明	<b>教育音楽</b> に関する寄稿を募集致し候
明治 41年 6月	1(6)	34-36	大阪の音楽会所感	秋葉子	之(婦人矯風会主慈善音楽会)に反して後者たる大橋純次郎氏の主催に係はる学会は前者とは全く其趣を異にして音楽の為めの <b>教育的音楽</b> 会として既に二回の演奏会を開いたと云ふことで、其聴衆も青年男女の学生が多数で之を満員の盛会であつたが、其曲目の如き楽友倶楽部指揮の弦楽合奏もあれば、学生音楽全式のヴァイオリンピアノの独奏、二部三部の合唱もあつて.....

明治 41年 7月	1(7)	54-55	前橋楽報	不明	<b>教育音楽</b> に至りては本年より師範学校中学校に大西君北村君の赴任あり……然し当局者は今日まで不適任なる音楽教師を荏苒淘汰することを為さざりしために <b>教育音楽</b> は他県に比して六七年の弛緩を來たし居り候
明治 41年 8月	1(8)	21-23	<b>教育音楽</b> 観	工藤 富 次郎	引用はないが、内容は音楽唱歌科の教育上に於ける地位について述べている。
明治 41年 9月	1(9)	21-25	<b>教育音楽</b> 上より観 たる北米 合衆国 *目次と タイトル 全く異なる	米 国 ボ ス ト ン 特派員 内 田 琴 村	油断のならぬは米国の今日の <b>教育音楽</b> である。……実にその油断ならぬは音楽教育家の働きである。……要するに <b>教育音楽</b> として学校に学ばせしむるは愛国の精神を土台として、之れに人道的、教育的、精神的なる趣味を加味したもので、実に其の組織の完全に行渡れると、教育者が目的の一致を遂行せるに熱心なることに至りては実に驚くの外なき次第である。市の特別なる宗教音楽家及学校音楽家の連合協議会、其他 <b>教育音楽</b> 研究総会、対時事音楽教育音楽調査会とか言へる如き種々なる各称の許に <b>教育的音楽家</b> の会合が頻々として諸都市に開会せられつつあるが、いづれも其の討議、研究、調査、宿題となりつゝある論題、及演奏、作品等を見ると熱心なる割策は一般通俗流行楽の潮流に対向して飽きくまでも健全なる音楽を教育的方面に活動せしめんとする意気込んで其の意や実に天を衝くの勢いである

明治 41年 9月	1(9)	26-27	教育音楽 観(二)	工藤富 次郎	引用はないが、内容は音楽唱歌科がもつ特殊の目的について述べられている。
明治 41年 9月	1(9)	47	清国の音 楽	近森氏 の談	予は <b>教育的音楽</b> の開拓者として迎へられし事なれどピアノ、オルガン等西洋楽器の一も有事なく教育的歌曲亦絶対的皆無なれば勿論学堂の生徒に対して実地教授するなどは思ひも依らず依て予は先づ一面語学の練習と同時に歌曲の製作より着手せんと欲し朝夕心を苦しめたりき
明治 41年 11月	1(11)	20-23	教育音楽 観(三)	工藤富 次郎	引用はないが、内容は唱歌の教材選択方法について述べられている。
明治 42年 4月	2(4)	13-15	教育音楽 観(四)	工藤富 次郎	我国の現今の所謂音楽家と云はるゝ者にて真に芸術家として立ち行くものと教育家として立ち行く区別が明瞭でない様である、それは従来我国には芸術家としての天才が少なかったことゝ、又社会一般の状態が許さぬといふ事と、此二つが主なる原因となって音楽の芸術的方面が発達せなかつたので有つたろうし、又 <b>教育音楽</b> の幼稚であるといふ原因は矢張社会一般の事情—学校教育に於ても事実上音楽などは重んじてゐない為めに之に向かつて研究を積むべきことを忽にせられ居ること、従て又自ら <b>教育音楽</b> 家の待遇もうすく、位置も低き所にあるので、其職に在る者も之に献身的なる事

					が出来ぬ様な訳であると思ふ。……此頃の音楽生（音楽学校の甲種師範科生等の如き）若し、この傾向に捕へられては <b>教育音楽</b> の為め悲しむ事となる、……今日教育家と云はるゝ人は音楽に暗く音楽家は又教育を知らぬ、これは <b>教育音楽</b> の為に遺憾に思ふ所である、
明治 42年 8月	2(8)	16-20	小学唱歌 教授私見 (八)	教楽子	精選に精選して <b>教育音楽</b> の目的を達せん事に勉められたく、而して全教員亦此の細目に就ては習熟に習熟を重ね、練りに練り、……（唱歌科の細目についての話）進んで一町一村の全教育を支配すべく期せねばならぬので、風教の事亦素より学校の最も注意を要すべき処である。真に此処に心を持するもの、学校音楽の重く、尊はざるべからざるを思はゝるであらう。
明治 42年 12月	2(12)	頁なし。 表紙 付近	発展の本 誌要領	音楽教 育会	一、本雑誌来号以後の記事分類左の如し 楽曲。主張。 <b>教育音楽</b> 。（専門部、中等部、初等部、家庭部、）邦楽欄。内外雑纂。楽潮欄。音楽会。楽況通信。質疑応答。本会記事（其他如故）
明治 43年 1月	3(1)	1	音楽教育 会の設立 に就て	湯原元 一	<b>教育音楽</b> の必要は今更云ふまでもなく世上一般の認むる処なるが、此方面の研究尚ほ前途遼遠にして物として識者の研究に俟ざるは無し。学校教育に用ゐらるゝものにおいて音楽と一般教育との関係、音楽教授法の研究、歌謡曲譜の制作、熟れも重大の問題にして、未だ研究の至らざるもの多くあり。

					<p><b>教育音楽</b>を広義に解して一般社会上の開明文華に資せんとするには其研究益々範囲を拡張して社会風教の上に多大の影響なくんばならず。.....如斯き大なる任務を負へる<b>教育音楽</b>が未だ少しも開拓せえられずして吾人の眼前に提供せらるゝは即ち是れ吾人に其研究を強いつゝありと解するも不可なかるべし。</p>
明治 43年 1月	3(1)	8	祝辞	上原六 四郎	<p>殊に斯道応用上最も肝要なるべき<b>教育の音楽</b>に於ては近来却て混乱の状態にありて寧ろ懐古の念に絶えざるものなしとせず。</p>
明治 43年 1月	3(1)	9-10	歳首に際 して	小松玉 巖	<p>我社多年の宿望として<b>教育音楽</b>の振作を図り、純音楽の発達、社会音楽家庭音楽の普及を実現せんことを企図して居たのであるが、此内<b>教育音楽</b>の目下最も必要なるにも係らず、其振作の方法として甚だ至らざることを憂慮して居たのであるが、此度全国の音楽教育家諸氏の熱心なる賛同助力を得て音楽教育会の設立を見、其研究の結果、及び各会員諸君の有益なる意見は挙げて本誌に登載することゝ成つたので、昔日の<b>教育音楽</b>に関する欠点は是を以て遺憾なく補填することを得ることゝ信じて疑はない。此故に以後の本誌は其教育欄には音楽専門教育、中等教育、初等教育、家庭教育の各種に亘りて有益なる記事を毎号掲載して<b>教育音楽</b>の振興に努力する覚悟である。.....其計画の一端を挙げれば以後の本誌は各々欄を別けて主張、洋楽</p>

					欄、邦楽欄、 <b>教育音楽</b> 欄、内外雑纂、楽潮、楽評、楽況通信、文芸欄の各項とし記者各自其一覧を担任して責任ある編集を成さんとするのである。」
明治 43年 1月	3(1)	11-12	音楽教育 会設立の 理由	田村虎 蔵	今や我国状に於ては、一人の天才者を得るよりも、十人の音楽教育者を要するのである。十人の天才者を望むよりは百人の音楽教育者を得たいのである。……所謂 <b>教育音楽</b> の普及上進を図るにこれよるのみ。……吾人は更に、我国に於ける <b>教育音楽</b> の現状に就いて、一言せざるを得ない。我国に於ける <b>教育音楽</b> や、之を純音楽に比するに、一層萎非不振の状態である。……斯くて我 <b>教育音楽</b> の現況は、実に混乱錯雑、殆んど名状することも出来ない程に思ふ。……抑も <b>教育音楽</b> の改善進歩は、之を純音楽に較ぶるに、容易に之を図ることが出来る。技術家の養成は頗る困難であるが、応用音楽者は之を作り易いのである。然るに、我 <b>教育音楽</b> 界は、何故斯かる状態に沈淪して居るのであるか。……専ら <b>教育音楽</b> の研鑽上進を図らんが為めである。
明治 43年 1月	3(1)	13-14	音楽教育 会の開設	山本正 夫	音楽の応用法即ち音楽教育法を如何に改善し、如何に実施し、以て主眼の目的格なる、教育の根本方針を貫徹せしむかの問題は。実に教育界の運命を支配し、 <b>教育音楽</b> の死活に関する大問題と云ふも、敢て過言にあらざるべし。

明治 43年 1月	3(1)	26-30	余は正確なる技術修練を欲す	園山民平	或る有名なる楽家はピアニストとして最も必要な条件として『第一を技術である、第二も技術である、第三も技術である、』と言った。 .....勿論他にもピアニストとしての重大なる必要条件は存するけれども、こは技術の達者てふ事がなくては、到底導く事は得ないのである。こゝに於てか、吾人は比較的修養の足らざる、卿等に向つて、深き音楽的修練をつみたる後ならでは、決して此技術者なる教師に学ぶべからざることを断言すると共に、更に <b>教育的音楽家</b> に学ぶ事の、必要な論ずる次第である。 見よ、 <b>教育音楽者</b> は、技術者なる教師が、多くの楽曲を、卿等に与ふるのみにして、更に再び基礎的修練をなさしめざるに反し、多くの時を費やして、しかも熱心懇切に卿等の誤解を正し、基礎的修練をつましむる事を。
明治 43年 3月	3(3)	29-32	「唱歌国定教科書の計割」を読み田村虎蔵足下に呈す	園山民平	余は、現今学籍を、東京音楽学校甲種師範科第三年生に、有するものにして足下と等しく、将来 <b>教育音楽</b> の為に、一身を呈せんと覚悟しつゝある者也。
明治 43年 5月	3(5)	5-7	新しき我等の同窓諸君に呈す	田村虎蔵	余のこのたび諸君に呈せんとするものは、本科一師範科の何れを問はず、主として、 <b>教育音楽</b> に従事せらるゝ方面の方々に対してである。或いは母校に止まりて研究生となるゝも、一面教

					<p>育的音楽に職を奉せざるゝ方々には、同様に申し上ぐる心算なのである。……<sup>すべか</sup>須らく音楽教育者となられよ。……所謂好良なる音楽教育者たらんには、諸君は相当の歳月を費やして、日頃修め得たる音楽上の智識技能を、実地に応用すべき大切なる経験を積みねばならぬ。</p>
明治 43年 6月	3(6)	41-44	中等唱歌 論に就て	無楽子	<p>編集委員の会議の場所が、即ち東京音楽学校では、本科と師範科の区別がある。これは、一方芸術音楽者を一他の方は<b>教育音楽</b>者を養成する目的であらう！音楽と云ふ広い意味には芸術音楽も<b>教育音楽</b>も含まれてゐるのが至当のことで、これは何処にても自然と区別のある所である。……殊に楽想幼稚な邦人の学校音楽に、八小節や十小節の曲節で以て、ある種の楽想を表示して居る様な曲節を教授するのは、時代がまだ早すぎると考へる。いくら内容が充実してゐても、形式が学校唱歌に適して居ない、内容を論じたり、かゝる趣味を吟味するのは、抑も形式が出来上がった上であらねばならぬ。由来<b>教育音楽</b>は、教育の理想である完全なる人格を養成するために、感情教育を施すものである。決して、音楽に対する芸術的技能を養成する為めではない。故に、教育の理想中、感情教育が主であつて音楽的の技能は従である。是に於て、<b>教育音楽</b>と芸術音楽とに、其教養上異なつたポイントが当然出来るのである。我輩</p>

					<p>が前項に於て中等唱歌は<b>教育音楽</b>の形式を脱してゐるが如くに述べたのは、即ち現代の中等教育界を洞察するに此の書を教育的方便として用ふるに、不適當だと思ふ。……<sup>いよいよ</sup>愈々<b>教育音楽</b>としては、何等没交渉のものとなるのである。……田村、園山両君の意見を対比して見るに、田村氏は<b>教育音楽</b>家であるから、必然的教育本位で、園山君は金をはづしたか、はづさない位だから中島君は批評の限りにあらず實際教育上にはグリーンにも到らない方だから、少壮気鋭に亦多少学校筋への御奉公振りで、芸術本位に論ぜられたのだと思ふ。</p>
明治 43年 7月	3(7)	46-50	二十年來 の我樂界	湯原元 一	<p>東京音楽学校は卒先して洋樂の輸入研鑽普及を計り、一方に音楽専門家を出すと同時にこれが応用的の方面なる<b>教育音楽</b>の普及發達及び音楽教育家の養成にも力を致して來た。……一方に於ては正しく<b>教育音楽</b>の必要を道破して、これが眞實を希望したものである。</p>
明治 43年 12月	3(12)	19-22	文部省編 纂讀本唱 歌の教材	東京府 青山師 範学校 教諭 松岡 保	<p>文部省の編纂にかかる、讀本唱歌は、つひ二ヶ月許り前に、公表された。とにかく民間で、其讀本の韻文に、曲節を附することを許さないで、一手で作曲することにしたものだから、当事者は余程、種々の点について、苦心慘胆し時々、<b>教育音楽</b>について、日本現下のオーゾリチーなる</p>
明治	4(1)	頁なし。	『簡易複	發行所	<p>著者は多年<b>教育音楽</b>に經驗ある学習院教授小</p>

44年 1月		表紙裏	音唱歌集』 (小松耕 輔・園山民 平共著)の 紹介文よ り	開成館 三木樂 器店	松耕輔、東京音楽学校教官園山民平にして歌曲 の選定は其最も苦心せる所
明治 44年 3月	4(3)	19-22	国民教育 としての 音楽及時 弊 (本文上: 国民教育 としての 音楽を論 じ現下の 時弊に及 ぶ)	東京豊 島師範 教諭 山本正 夫	西欧の音楽が我が国民教育に適応するだろう か?或いは随つて、今日の <b>教育の音楽</b> が果し て、国民教育として純良無欠なりや?などと、 粉々囂々として論及論難してゐるそれに就い て私は自分の所信を述べたいと思ふ。今日の <b>教 育音楽</b> は今日に適當なり.....芸術的に純音楽 の立場を説明せんとする時に於て、著しくその 感覺を起すことはあらう、が <b>教育上の音楽</b> に至 っては、不偏的に初歩の人に対して容易に行わ れなければならぬ性質もので、東西、洋を異に したからと云つて、思想上に非常なる支障と来 たすやうな事はない。.....今日の国民教育とし て採用せる音楽は主として、彼の国の寺院楽 (ヒム)、学校楽(スクリング)と、それから 国風歌(ヴォルクスリイド)とである今や我が 国の時代思想の変遷と、彼 <b>教育音楽</b> の淳化とは 次第に徐々として接近して来た。.....音楽には 種類が多く、学校の音楽には学校の音楽らしき ものを採るより外はない。然るに古来我が国に は、 <b>教育の音楽</b> として求むべく其処に何物も得

					られないのである。随って西欧のそれを輸入して来なければならない。而して十分我が国民の性情に融和させ、淳化させて利用する分には、何等の支障も矛盾も起りはしない、否却て労少なくして効多きちか道である。
明治 44年 4月	4(4)	51-53	教界雑感	村上 生	音楽書は.....主として中等教員の一階級（小学教師も多少は需要とするかは知らねど）位に止まれば其需要数も極めて少数にして利益を目的とする書籍出版業者の好みで是が発行を企つること稀に見事なるものゝ創作出版せらるゝ少きは論を俟たざるなり.....一山百文の著作の徒に多くして好著の少きは自然の数といはざるべらず斯る憐むべき我が <b>教育音楽界</b> の進歩改善を望む
明治 44年 6月	4(6)	15-18	教界雑感	三重県 師範学 校 教諭 村上 一郎	音楽科は未だ其様な委員（=視学委員）の任命されたることを耳にしないのは、 <b>教育音楽</b> の為其面白くない次第である。由来音楽が当局からも社会からも我国に於きて、常に度外視されるのは、其性質が美術中の最高位地を占めて居る程あつて、兎角了解され難いからでもあろうし、又歌を謡ふたり、楽器を奏したりすることが、習慣的に娯楽の様に思はれるからであろうが、理論的にも亦実質的にも立派なものだといふ事が、了解されて居る文部省や音楽学校が、何故今少し熱心に親切に督学する方法を、研究し献策せぬのであろうか、吾等が眼より見る時

					は、全然放擲されて居るかの様に感ぜられる、
明治 44年 11月	4(11)	5-7	音楽学校 長の欧州 視察	音楽教 育会理 事 雑誌音 楽界主 事 山本正 夫	湯原校長は教育の事務に通じ、芸術を解するの 頭脳に於ても、音楽学校長の職責を <sup>はずかし</sup> 辱めざる に似たり。随て吾人が氏に期待する所尋常視察 者に対するの比にあらざるなり、一に日く、西 楽の精髓を抜き来つて、吾楽壇に普段の靈泉 を、嘔吐せしめんこと是なり。二に日く <b>教育音 楽</b> の好典型を <sup>もた</sup> 齎らし来らんこと是なり。
明治 44年 12月	4(12)	8-9	小学校教 員の奏任 待遇	編輯理 事	人格功績共に高きも、地方の事情にて薄給に安 んずる人もあるべく、勤務の永きは一面奉公の 志を知ると共に又嚙り付主義の老朽者と区別 するの困難あるべし。又一県三名と限りたるは 杓子定規の甚しきものといふべし。而もこれ隴 を得て蜀を望むもの、吾人はこの待遇法が、普 通教育の振興に与つて大なるものあるを信じ て疑はざるなり。之について吾人が思ふ処は、 <b>教育音楽者</b> に対する待遇の甚だ冷酷なること なり、何れの日かよく其の職責に対する相当の 待遇を得べきか、前途甚だ遼遠の感なからず。 然ども吾人は音楽教育者が、之が為めに怯るむ ことなく、勇往邁進、終に最後の勝利者たらん ことを望んで止まざるなり。
明治 45年 2月	5(2)	35-37	普通 <b>教育 音楽</b> 対 する向上	栃木佐 野高等 女学校	彼の流行の忌はしき俗謠（佳調ならば兎も角 も）等の唱謠せらるゝことは啻に彼の三流社会 の人のみならで現在学校に通ひつゝある児童

			策	教諭 藪光吉	等も飲んで之を歌ひ歩くを見ればそれ等の勢力が学校音楽以上である証拠ではあるまいか……何で音楽が齋家、和親、社交の要具たることが出来やうこれ等の事実を徴し是非とも速かに、ドンドン此 <b>教育音楽</b> の向上を計らねばならぬ
明治 45年 2月	5(2)	64-65	四十四年 の音楽界	乙骨三 郎氏談	<b>教育的音楽</b> に就ては述べる場所ではないと思ふが、然し本年の出来事として大に注目すべき文部省小学唱歌の出版だけは挙げて置きたい。
明治 45年 3月	5(3)	59-60	宇都宮私 信	山本主 筆兄	最近に於て宇都宮音楽協会と申す <b>教育音楽</b> の研究及び音楽趣味の普及を目的とする会合の組織出来致し候会員は学校音楽に関係のある教員を正員とし外に同声会員及学校長を賛助員とし会長に東基吉氏（女氏校長）を戴き今や目醒しき活動の実を挙げんと致し居候、
大正 2年 1月	6(1)	32-33	唱歌と趣 味教育及 実力養成 法	福岡女 子師範 学校教 諭 秋山 升	彼の国（＝西洋）では当局者や父兄や其他社会一般が音楽に対して最も善き保護者であることである。第一は好きである。第二は大なる尊敬を払つて居ることである。西欧人が芸術に対して尊敬して居ることは非常なるものであるとはかねがね聞き及んで居たが音楽に対しては二つの意味から特別な尊敬心を持つて居る。一は宗教音楽の地位の高いことと一つは <b>教育の音楽</b> を以て国民性養成の唯一の機関と心得て居ることである。西洋人の考へを直訳すると国語や地理歴史は世界共通的知識の附与であ

					るが音楽に至つては然らずして実に吾国特有的思想感情を教育するのである。であるから、音楽を学ばざらば我国の国民は作られ得ざるものである。と云ふ大抱負を音楽に有して居る。如此吾国も音楽に対して崇高雄大なる地位あることを認めしめ同時に強固なる <b>教育音楽</b> の基盤を築かねばならぬ。
大正 2年 3月	6(3)	48-51	我国の家庭音楽に就きて	東京高等師範学校教諭 田村虎蔵	私は、元来 <b>教育音楽</b> の研究に、専心従事して居るものですから、家庭音楽とか社会音楽とか申す様な、碎けた通俗的、 <sup>くだ</sup> 娯乐的の音楽に就いては、平素研究もしてゐないものですから、左程纏つた意見もないのです。……此国家事業になれる音楽学校では、専ら欧州楽の教授と研究をなすと共に、我国 <b>教育音楽</b> 者の養成を図り、既に約四百有余名の卒業生を各地に送つて、西洋風の音楽を、我国教育上に応用しつつあるのです。
大正 2年 3月	6(3)	51-56	鳥取県下音楽科教員教授打合せ会の景況(打ち合わせ会の概況報告)	鳥取県師範学校教諭 菊池盛太郎	教授材料の取調べ、中等 <b>教育音楽</b> 科に対する将来の抱負、教室及教具の研究等にて随分有益なる効果を齎らして斯会を了つたのである。
大正	6(7)	46-47	普通 <b>教育</b>	栃木県	僕は近頃当地方に於ける普通 <b>教育音楽</b> が余り

2年 7月			音楽向上 策(三)	高等女 学校教 諭 藪光吉	に振はぬのは何故であらうと考ふことが頻りであつた、而して結局児童の好楽心(所謂学校唱歌)が足りないのに原因する然らばそれは何に困るかといふに方法が悪い、方法が悪いのは何故か、そは全く適良なる教師を得ぬといふのに量多き原因があると思はれた、.....折々この企てをうやらうと思つた、そして必ずこれは実行するのが有効と信ずるどうかあらゆる方法によりてこの普通 <b>教育音楽</b> の向上を期したいのである、.....何にしても今の音楽教育に従事する人達は、只時間を過し自分の快樂を得ればよいと思ふのみでなく、あらゆる自己の考へを用ゐて、一般其地方の普通 <b>教育音楽</b> を開拓する覚悟を持たれん事を切に希望する、
大正 2年 11月	6(11)	54	読者の領 土	不明	『音楽界』幹部 諸先生に希望私は御誌『音楽』時代よりの愛読者に候読者に候処御誌を愛読する理由は <b>教育音楽</b> につきて御誌が吾国唯一の良雑誌たる故に有之候然るに近来は御誌の傾向主として芸術音楽(本欄)に重きを置かれるが如く <b>教育音楽</b> 論著しく減少致し誠に失望に堪えず我々田舎教員は音楽につきては御誌を読むの外何等修養の途なく御誌を唯一の羅針盤と致し居る次第故教育欄を殖し被下度悃願の到りに堪えず候.....[記者より]御忠告感謝、教育欄の充実教育欄の活動は本誌の大方針いつき決して減退することなし唯諒察を乞ひ

					度きは教育欄の責任者山本主筆健康振はず目下尚ほ休養中なれどモハヤ全快に近きを以て再び近刊号より旧の如く否旧に倍するの奮励を以て諸君の期待に答ふることあるべし
大正 2年 12月	6(12)	28-31	普通教育 音楽向上 策(四)	栃木県 高等女 学校教 諭 藪光 吉	僕は前には同じ標題の下に吾地方に於ける <b>教育音楽</b> の振るはぬこと及び之に対する向上策の二三を誌上に書いて同じ運命若くは状況にある地方音楽教育者諸君に謀る処があつたが固より鳥なき里のかうほり中央部にありて天下の覇権を執れる人々其他高識ある諸君より見れば或は一笑値だになしと眼をも注がれぬかも知れぬが併し名案は又意外の人より生み出さるゝ例なきにしもあらず.....学校音楽の効果を充分ならしめむとするには子女を有する家庭の主宰者の頭脳が自ら音楽なるものを尊重好愛するやうにならねば比較的労多くして効少しである
大正 2年 12月	6(12)	48	家庭楽の 譜	不明	種々の公刊物あり通信講義はなけれど「 <b>通俗教育音楽譜</b> 」とて説明附の楽譜雑誌あり適當ならむ
大正 3年 4月	150	10-14	<b>教育音楽</b> 家に対する 希望	主筆 巖本捷 治(帝国 楽事教 会理事)	芸術家は唯想像する。即ち神を想像する。然どもそれは必ずしも絶対至上の神ではない。宗教家はそれをして絶対至上の神に結びつけねばならぬ。教育家は霊と肉との調和者である。.....此の三者の区別は又直に芸術的音楽者、宗教的音楽者、 <b>教育的音楽者</b> の区別を説明するもので

					<p>ある。<b>教育的音楽者</b>は必ずしも芸術的音楽者の如く創造的天才を要しない。又宗教的音楽者の如く、人類をして宇宙の最高理想に導くを要しない、たゞ人をして社会的動物たらしめ、国民的情操と、市民的常識を得せしむれば足り。若し<b>教育的音楽家</b>にして彼の芸術的音楽家の才華の絢爛と、其の奔放不羈<sup>ふき</sup>とを羨み、又彼の最高音楽家の神韻<sup>ひょうびょう</sup> 漂 渺を羨む如きは其の職分を忘れたる者と言はなければならぬ。<b>教育音楽家</b>は地に属けるもの、現世に住する者である。たとへ其の理想は天にあるとも、彼れの踵は常に地を踏まなければならぬ。故に<b>教育音楽家</b>は堅実穩健、真摯勤勉、常に人の師表となり、儀範となり、諄々として教えて倦まざる底の風がなからねばならぬ。而して彼は其の常識を養はんが為には常に文明の知識を吸収して世界の大勢に通じなければならぬ。若夫れ<b>教育音楽者</b>にして此の一事を欠かば盲にして盲の手引きせんとするものである。</p>
大正 3年 6月	152	40-42	楽界行脚： <b>教育音楽</b> の奨励(第 三信)	平戸大 (東京 女子音 楽園主 事)	本文に「教育音楽」の用語はないが、ここでは平戸が静岡師範学校教諭原田彦四郎氏のもとを訪ね、『音楽界』に対する意見(要望)などを伺ったことが述べられている。地方教育家の作品も扱うべき、通俗講習会も開催してほしいなど語られる。
大正	158	頁なし。	冊子内の	帝国楽	帝国楽事協会の趣意：帝国楽事協会は我国に於

3年 12月			広告欄に 帝国楽事 協会会員 募集の広 告があり、 その中で 「教育音 楽」用いら れている。	事協会	ける唯一の音楽事業団体にして芸術音楽、 <b>教育音楽</b> 及び娯楽音楽、其他各種の音楽に関する諸項を研究調査し採長補短、向上発展、改良普及を図れる共同団体なり
大正 4年 3月	161	29-37	福井直秋 氏に答へ て公平な る読者の 判断に俟 つ	田村虎 蔵（東京 高等師 範学校 教諭）	乍法、自分と雖も、旋律の作製上、西洋楽の作曲法や和声的意義を、全然無視するものではない。之を無視しては、自然に調はない作曲に陥ることもあらう。けれども、自分は、平素如上の立場に於て、我国の <b>教育音楽</b> 、特に初等教育に於ける児童唱歌の研究を重ねつゝあるのである。
大正 4年 3月	161	52-53	<b>教育音楽</b> の為に一 言を呈す	東海漁 夫（東海 の一邑 で教鞭 を執る もの）	本文中に「教育音楽」ないが、内容は『音楽界』の教育的内容について、意見を述べている。芸術音楽の内容ではなく教育の即実践につながる情報をもっと掲載してほしいと述べる。  音楽界は真面目なる音楽家の好伴侶と為って頂きたい、音楽教育家の好師表と為って欲しい、縞の背広服に赤ネクタイか何かを付けて、反り身になつて街上を闊歩しながら、オペラ役者の評判記を得意になつてやつて居る様な、似而非音楽通の如きは之を其眼中に置かないで、

					武骨な野暮な我々の指導者と為て貰ひたい者です。
大正 4年 3月	161	53-54	東海漁夫 氏に答ふ	記者 木村稲 阜	<p>本誌の読者は之を大別すれば芸術音楽の愛読者（重に東京の各書店より購求する読者）及び<b>教育音楽</b>の愛読者（重に地方の会員）の二となす。<b>教育音楽</b>者は重に<b>教育音楽</b>会及び帝国楽事<small>〔ママ〕</small>教会の会員にして本誌の最も熱心なる援助者なれば是れ最も本誌の尊重する所なれども、芸術音楽愛読者は数に於て<b>教育音楽</b>者に数倍せり、之又礼に於て粗略なる能はざるものあり。芸術音楽の読者は日く「<b>教育的音楽</b>は我等に益なし」と、<b>教育音楽</b>の読者は日く「芸術的音楽を大に制限せよ」と、此の相反せる双方の要求に應ぜんとば、勢ひ「芸術音楽」と「<b>教育音楽</b>」との二種の雑誌を発行せざるべからざるに至る。これ本誌が多年希望する所にして、現今の幼稚なる楽界と、本誌の今日の立場としては、此の薄き雑誌をして双方の要求に應じて厚薄なからんことを注意するの外他に良法なきに苦しみつゝあり、然れども本誌が常に音楽教育に重きを置けることは大に読者の諒察を乞はん欲とする所なり、.....所謂芸術音楽家の最も嫌厭する所なるに拘わらず、本誌は之（音楽教育）に最も重を置きて細大洩らさざらんことを期せり、漁夫よ、願くはこの一例（一月号の教育論文）により本誌が如何に<b>教育音楽</b>の為に</p>

					重を置けるかを諒せらんことを。……少年少女が愛読するを見れば彼の国の学校音楽が如何に進歩したるものなのかを知るに難からざるべし、さればがゝる事項にも多少の注意を払ひて、我学校音楽の向上に資せんとするも亦音楽教育家の用意にあらざるなきか。
大正 4年 4月	162	52-55	教育音楽 の一問題	響 三 郎	軽薄にして然も放漫なる教師の態度と、怠惰なる教師諸君の態度とを見て <b>教育音楽</b> の不振又故ある哉と長歎したのであった。……此度の田村福井氏の論戦には明らかに感情の分子が多分に含まれていないか、小学校用の唱歌を純粹なる西洋曲式に作曲す可きものであるか、即ち和声本位にす可きであるか、将来如何なる程度にまで所謂日本趣味を許す可きであるか。之は実に大問題である。寔に好個 <small>まこと</small> の論題である。斯の如き堂々たる題目を捕へながらに、何か故に公明正大の論議が能さないものであらうか。……両者が共に <b>教育音楽</b> 界の先覚者である以上、尚更痛切に此の感を深うするのである。
大正 4年 4月	162	86	ハガキ集	東 都 城 南 瀧 口行一	東海漁夫氏の如き狭に隘して感想したる頭脳を有する人の我同僚間に甚だ多きを見て我国音楽教育の進歩向上の為め悲しむものである。僕も嘗て東海漁夫の如きケチな考を抱き、田中正平博士を月島に訪ひ諄々として <b>教育音楽</b> の事を訴ふ、間終つて博士は僕を一喝して日く、芸術としての音楽には余一生を捧ぐるも厭は

					ず、されど学校音楽の如きは余の関知する所にあらずと僕はさすがに博士の言だと思つた。芸術音楽を解せず、否却て之を敵視せんとする東海漁夫の如きは一瀉千里の勢を以て進まんとする我教育の急流に棹すことを得るや否を危むまざるを得ず
大正 4年 5月	163	56-57	白骨累々 たる我が 教授界(東 海漁夫に 糾す)	倉島健 男	漁夫が芸術音楽に対して一種の反感を懐いてをる事は何人も流読の際直に看破する所であらふ。特に漁夫はオペラといふものを <b>教育音楽</b> の仇敵か何んぞのやうに思つていたらしい。……オペラは近代文明の秀粹である。 <b>教育音楽</b> 者は之を敵視することなく、寧ろ之を其の理想として学ばなければならぬ、
大正 4年 6月	164	25-28	教育の任 にある 方々に物 言ふす	女子音 楽園幹 事 平戸大	音楽者の側としても、音楽家は楽曲だけ見て研究して居ればよい、本や雑誌は読まなくともよいと言ふ様な事を稀に聞く事もあるが、是亦殊更に世間と絶縁するを願ふ者で常識の修養に志すべき人の採るべき途ではなく、少くとも教育者として世に立つ所の人として間違た考へであるまいかと思はれる。独り <b>教育音楽家</b> のみならず一般に教育の任に当る者は自己の取扱ふ学科と学校といふ一区割の外にも其眼を放て、広い社会の中に働いて居る人でありたい。
大正 4年 6月	164	46-47	倉島健男 氏に告ぐ	中井喜 太郎	吾人は敢て倉島氏の見(音楽教師の作曲には、何事の情調も詩趣もなしとの批難)に絶対の反対を主張する者にはあらずと雖も、議論に走て

					<p>實際を忘れ、急進に陥て却て弊害を生ずる恐れある者にあらずや、<b>教育音楽</b>者は固より教育以外のあらゆる芸術に関して多大の趣味と豊富な知識を有すべき事は明なりと雖とも其仕事の目的は音楽を教育に適用するにあるが故に単に芸術を目的とする者と<sup>いささか</sup>聊同じからざる者あるを覚ふ。曲亭馬琴の小説は常に勸善懲惡を以て目的とす、故に文芸としての価値は夫れ丈少なきが如く、<b>教育音楽</b>と純音楽とを同様に取扱ふ事は<sup>いささ</sup>些か困難なるにはあらずや。</p>
大正 4年 11月	169	4	本誌内容の改善二氏の参加 (本文上:本誌内容の改善:大槻、黒木両氏の好意的参加)	山本正夫	<p>大槻=大槻貞一(柳島小学訓導)、黒木=黒木寛(中学校教諭)のこと</p> <p>本誌の内容が、高尚なる純芸術的事項に厚くして、<b>教育音楽</b>及び卑近なる初等程度普遍的なる家庭音楽等に<sup>や</sup>稍や薄き嫌あるとは吾人の再三耳にする所であつた。</p>
大正 4年 11月	169	40-43	音楽教育界の緊急問題(軟弱唱歌曲の教材流行の弊)	東京豊島師範教諭 山本正夫	<p>私はこの夏静岡市を始め、東京近島の各地に遊び、或は夏季講習会に臨み<b>教育音楽</b>家諸君の<sup>こうがい</sup>慷慨談を聞くことを得た。</p>
大正	170	42-45	教育楽界	東京豊	<p>我国の学校音楽は、学校の壁内に限られて、国</p>

4年 12月			に於ける 大礼記念 事業  (本文目 次:教育楽 界に於け る御大典 記念事業)	島 師 範 学 校 教 諭  山 本 正 夫	家社会の風教とは何等の交渉する所がないと いう批難は実に久しいものである。而して其の 罪の大半は唱歌其の物が国民教化の力を欠い てをるのといふ事と、 <b>教育音楽</b> 者の不熱心とに 帰せられてゐた。.....学校唱歌には何等の欠点 もなく、音楽教育家には何等罪もないかと言へ ば決してそうとは言はれない。否、唱歌の不適 当と、音楽教育界の怠惰とは、 <sup>たしか</sup> 慥に学校音楽の 国民と没交渉たる第二の原因であるとは言は ねばならぬ。.....独り唱歌科のみが国民の教化 に何等の効果を及ばざるに、音楽教育者は、 縁なき衆生は渡し難しと言つて冷淡に澄まし て居られるものであろうか、若しそんな冷淡な 音楽教育家があつたならば、私は其の人の愛 国心の存在を疑はざるを得ない。.....文部省の省 令を以て唱歌教員は、公然社会教育に関係する ことを得といふ様なことを明記するゝのは百 年河清待つの類である、併ながらこゝが <b>教育音 楽</b> 家の大に発 <sup>「ママ」</sup> 慎すべき所である。.....千古未 曾有の御大典記念として、小学校に於ける合唱 隊を組織することは、 <b>教育音楽</b> 家として最も相 応しき計画であらふと思ふ。
大正 5年 1月	171	1-5	時勢に先 じて楽界 の開拓を 計れ	山 本 正 夫	音楽者の地位待遇の低下：社会を導き時勢を開 拓せざる音楽者自身に相応しき報酬として毫 も怪しむを要せざるなり、功罪不明の現代の音 楽に比すれず往昔の <b>教育音楽</b> は兎も角一種の

					働きを為し居たり、其技芸は拙くして見るに足る者なかりしとする其精神に於ては稜々犯す可らざる物在りて存せり、……国家興隆の為め強健なる音楽を鼓舞せよ：要するに今日の音楽殊に <b>教育音楽</b> は内容空虚にして之を唱ふも何等美の観念を生ぜしめず何等の快感を心に與へず、長短高低の音を発して意味なき声の流れを繰返へすに過ぎざるなり、何等の印象をも與へず感情をも養はず、殊に近時流行し来らんとせる諧謔無趣味なる浮き草音楽に至りては一顧の価値だになし、吾人は之を浮き草音楽といふ根拠なく定所なく風のまに / \ 水面に動いて何等得る所なきが為めなり、
大正 5年 2月	172	93-94	新刊紹介 『月刊楽譜』	不明	月刊楽譜第五年一月号 菊版四十頁の楽譜雑誌なり山本主筆の誌説の外同氏の「英才を教育せよ」なる痛説あり田中理学博士の音楽時論小林文学士の「音楽者に望む」西脇米国文学士の <b>教育音楽</b> に関する記事等其他和洋家庭学に関する諸名家の執筆あり……山野楽器店の発行
大正 5年 6月	176	15-21	ハガキ集	青森県で国民教育に従事せるもの	夏の講習会：毎年夏に上京して音楽を研究しますが何れの講習会に行きても <b>教育上の音楽</b> は最も冷淡にて時に失礼ながら講師の教育上の智識を疑ふ場合少なからず何と御会主催にて教育的唱歌科の講習会を開設されたと同感の士尠からずと信ずる[答]貴説理あり兎に角本年本会主催の理想的講習会を開設して <b>教育音</b>

					樂のために尽疲する処あらんとせり。
大正 5年 7月	177	14-21	僅少なる 唱歌時間 を利用し て一層徹 底したる 効果を収 むべき教 授方法の 研究	東京豊 島師範 学校教 諭 山本正 夫	此国の <b>教育音楽</b> の規定によれば、小学校に於て 淳良なる音楽趣味を養ふの基礎を作るために、 教材は悉く科学的ならざれば愛国的歌詞に採 り、曲節に総べて質実剛健なる長音階調を以て 主旋とし、短音階の作品すら軟弱調の処ありと て教授することを禁じ、一意専心与国的国民性 の養成を音楽の力に委ね、児童は是につきて何 等不満を感じることなく、最も愉快に最も巧妙 に最も幸福に唱歌を学習しつゝあり。
大正 5年 9月	179	1	音楽をし て社会の 日常生活 を密接な らしめよ	主筆 山本正 夫	愛国心を鼓舞して健全なる国民の思想を養成 すべく努むることは実に我々 <b>教育音楽</b> に従事 する者の任務であらう。如此して音楽は社会生 活上欠く可らざる要素として其使命を全くす る事が出来るのである。
大正 6年 1月	183	48-50	楽界に対 する希望	東京市 唱歌会 幹事 菊池盛 太郎	おしなべて 凡そその一国の <b>教育音楽</b> 的教育を手掌せしむ る人士を養成しつつ有る所は何処ぞ、是れ東京 音楽学校の甲種師範科及乙師範科で、此の両科 は実に全国音楽教育の中樞、然して音楽の良種 子を伝播すべき所種蒔人なる者を育成する機 関で実以て重大至極のもので有る、にも不拘此 の両科に対して現今学校は何程の力瘤 <small>こぶ</small> を入れ 居るか？或いは本科教育中幾分の余滴を注ぎ 居れる現状には在らざる無きか？恰 <small>あたかも</small> 同科の 附設の如き有様に在りと然言ふ人あるを、是等 は或いは筆者の短見に基づく言分で有るかも

					<p>知れぬが、何せよ今一層国家の音楽教育者なる者に就て適確に切実に攻究を煩はし度いと思ふ、今は音楽教育界不振期に入りつゝ来れる憾ある時に遭遇したので有る故なれば有る？</p> <p>.....素より大切なる所なれど、本邦音楽教育を然かす可き、或いは将来の国民楽は如何にすべき、遠く我国の音楽を懐うて、若くは立国の<b>教育的音楽</b>方針、等の如き問題に触れてはあまりに拝聴せぬ事柄である、折角我等は近来の名校長を頭に敷き居る特権に依るが故に幾多の音楽教育家と俱に願はくは其声を大にし、其潜在的勢力を現はし、全国教育界に向つて日常胸中に山積せらるゝ音楽教育上の名論卓説を蔵する宝庫の扉を開いて大に天下に号呼せられん事を謹み切望して已まぬ次第で有る。</p>
大正 6年 2月	184	1-2	<p>奠都五十年に際して所感を述ぶ</p>	<p>主筆 山本正夫</p>	<p>泰西より輸入し来て我が芸術壇上に植え付けられたる西楽も、<b>教育音楽</b>なる狭小なる範圍を脱して漸く現代社会の各方面に接近し、カフェー、ホテル又はレストランに於ても賓客を楽しみますが為に西楽の演奏を行ひ、三越白木等の如き大商店も亦専属の音楽部を設けて買客優遇の具に供し、東京市が日比谷公園に定期の演奏会を開て一般公衆に聴かしむる外公私<small>の</small>博覧会又は同種類の企が行はるゝ時は必ず奏楽堂の設あらざるはなく、一定の聴衆を待つ者として帝劇の洋楽部ローシー氏のオペラ、コミック</p>

					<p>の如きをも生じて着々として新なる発展をなし来らんす、加此は十数年の古に於ては夢想せざる所と言はざる可らず。如此して西樂は教育的方面より漸く公衆の娛樂又は趣味向上の為に用みられんとし、邦樂は益々家庭の音樂として弥が上に盛ならんとするの觀を呈せり、……新進の青年の間に歡迎されたる西樂の趣味は年と共に益々高く且つ広くなり行く間に眞の新日本音樂は徐々に發達し来るなるべし、今日の我樂界は純舊日本音樂と純西洋音樂との二つに分れ、其間何等の交渉なく又致を一にせる所なく、水と油とが確然瓶中に別個の層を作て相合せざる者の如し、如此は思想界に革新の起らんとする時に當りて常に見る所の現象にして此相容れざる二つの流は或時期に於て相合して更に新たなる或物を生じ、其新なる者が一般を風靡して其時代を代表すべき哲学文学芸術を生ずる者なるが故に、吾人は必ずや今後幾年かの後に於て此二者の間に於ける接觸の度の益々加はり来るの結果、新日本音樂が其間より生れ出づるの時あるべき事を信ずる者なり。</p>
大正 6年 3月	185	頁なし。	新刊紹介 『理想的 唱歌教授』	東京府 青山師 範学校 教諭 森山保	<p>著者は<b>教育音樂</b>界に於ける一先覚者にして夙<sup>つと</sup>に教育と国勢との關係に留意研究することゝに年あり。今其主張の一部を吐露して以て本書をなせり。</p>

				著（音楽社発行）	
大正6年3月	185	59	米国 <b>教育音楽</b> 界の時事問題	東京女子音楽園学監平戸大	本文上には教育音楽という用語はないが、内容は米国で行われた「音楽教師会」という現今の米国の音楽家が考えるべき問題をテーマにした講演会の内容について記されている。講演題目は「音楽家と公衆」「試験の価値」「公衆合唱と教師」など。
大正6年6月	188	2-3	我が楽界の夏は何時来るべきか	主筆山本正夫	「吾人の目的は音楽の趣味を児童に与へる事であるが、其教育の結果は学校を去て後尚ほ其人々の全生涯に通じて存在を保たしめねばならない、さすれば其処に公衆音楽が発達して来る。—紐育のファーンズワース氏—」是実に学校に於て <b>教育音楽</b> に従事せる者の至大なる目的である、学校に於て教へたる唱歌の効果を校門の外に及ぼし得ぬ様であつたならば、其教育は確かに失敗に終つた者と見ねばなるまい。音楽の普及と国民の芸術趣味の向上とは一に其目的を達する為めに行はれたる手段と熱誠の如何によりて定まるのである。而して其責は我々斯界にある者に帰せねばならない。
大正6年6月	188	63-64	<b>教育音楽</b> 研究会	不明	「 <b>教育音楽</b> 研究会」という名の講習会に関する広告で、どこの場所でいつ開催するという日程が決定したというお知らせ。地方出張唱歌「練習法」「拍節法」「唱歌応用法」など。
大正	188	64	<b>教育音楽</b>	不明	「 <b>教育音楽</b> の創設者」という見出しで、伊沢修

6年 6月			の創設者		二が5月1日の夜に亡くなった話が掲載されており、伊沢の略歴や家族について細かく述べられている。
大正 6年 10月	192	32	音楽講習 会だより	各講習 会幹部 寄	「京都 <b>教育音楽</b> 講習会」のお知らせが掲載されている。講師には、幾尾純（タクト用い方）、田中正平（自作の伴奏づけ）、小沢（美声法）、吉田（訓導の心構え）、藤田（トロムボの使い方）など。
大正 7年 1月	195	1	年頭之辞	主筆 山本正 夫	大正6年の楽界は決して寂寞たるものではなかった、独演会や各種音楽会の開催が其数を増したばかりでなく、音楽に関する新事業も現はれて音楽春秋会の組織をすら見るに至ったのは楽界の一進歩といわねばならない、而して我々も亦過去の事業を完成せんとした上に新しき方面に向ても割策の歩を進むる事を怠らなかつた、 <b>教育音楽</b> 界に於ける凝神修養法の唱導や名曲新楽譜の発行として音楽通信部の創設に力を加へた事の如きは其一部の割策の発現であつた。如何に狂瀾怒濤が本年の楽界を荒すとも、吾人は誠意を以て猛進を続けるものである。
大正 7年 1月	195	82	ハガキ集	投 稻 任 意	音楽教師が技術の修練のみに偏し人格の修養に欠くる所なきや若くは旧慣を墨守して清時代の養成に副そはず新しき教育的応用法につきて研究足らざるに非ずや先づよき授業をなして <b>教育的音楽</b> の価値を示せ

<p>大正 7年 1月</p>	<p>195</p>	<p>3-4</p>	<p>音楽教育 家の結社 に就て</p>	<p>主幹 平戸大</p>	<p>音楽教育に関係ある人々の会合を開くのを必要を説く者あるや久し、然れども期熟せざりしが為め主動者其人を得ざりしが為にか未だ之を事実の上に見る能はざりしは吾人が常に遺憾とする所なりしが、近時帝都<b>教育音楽</b>に従事する人々の間に其計劃の漸く熟せんとするを聴くは音楽の進歩向上の為に喜ばざる可らざる所とす。……海外先進国に於ては夙に音楽教師会の設ありて<b>教育音楽</b>に関する各種の研鑽を怠らず、其成績の大に見る可き者あるが如きは我が国<b>教育音楽</b>家の鑑とすべき所なり。今茲に米国唱歌教師会の来歴と其規定の要点を述べて<b>教育音楽</b>家の会合を組織せんとする士の参考に供せんとす。……紐育に於ける唱歌教師会の組織及び目的大約此の如し、我国現時の<b>教育音楽</b>界は固より紐育の如き者と日を同して論ず可らず、従て東京を中心として組織さるべき<b>教育音楽</b>家の会合は其内容に於て又其目的次項に於て彼と其選を異にすべきや論なしと誰も、其会合の結果斯界の向上発展に益すべき事は疑を容せざるなり。紐育唱歌教師会が音楽を以て日常生活に必要欠く可らざる者なる事を一般民衆に知らしめん事を企画するが如く、我が<b>教育音楽</b>家の会合も亦国民をして音楽が教育上欠く可らざる者なる事を知らしむるに努力せば、単に音楽の進歩発達のみならず児童教</p>
-------------------------	------------	------------	------------------------------	-------------------	---

					育上偉大なる効果あるべき事は言を俟たざる所にして、 <sup>いやしく</sup> 苟も <b>教育音楽</b> に従事する者の <sup>にわか</sup> 忽にする可らざる所なり。
大正 7年 3月	197	69	地方楽況	京 都 教 育 音 楽 会	本文になし：京都教育音楽会主催の名家招待音楽会の開催報国。十九日（午後六時半より）二十日（午後二時）開催。ヴァイオリン独奏。ピアノ独奏など。
大正 7年 4月	198	31-37	地方楽況	京 都 教 育 音 楽 会	本文になし：京都教育音楽会演奏会の開催報国。二月二日土曜日午後六時半より京都帝国大学学生集会所にて開催。セロ独奏、ピアノ独奏など。
大正 7年 4月	198	39	新刊紹介 『理想的 唱歌教授』 (森山保 氏著)	音 楽 社 出版部	現時の唱歌教授が徒らに児童の好奇心を挑発して無意義滑稽なる場当り歌曲のみに腐心され唱歌教授の生命とも云ふべき国民教育に何等の公益を与へざる教授法を採るは <b>教育音楽</b> の本義に <sup>はい</sup> 悖戻せりとて理想的の教材選択法と其取扱法を解説せり、
大正 7年 7月	201	1	音楽の民 衆化	音 楽 界 同人	同人は此時代に於て能できる丈正確に此等（各地方の音楽界の盛況の様子、中央楽団の賑い、歌劇歓迎の声）の楽況を報道する機関の任務を果たしたいと望で居ります。又公平な批評家として斯界の向ふ所を示したいと思て居ります。殊に洋楽のみに其記述を限るのは、我国の楽界に関する総てを社会に紹介する所以ではありません、故に新しい意味に於て邦楽を研究する諸家の意見等をも追々と発表したいと希望し

					て居ります。其外に同人が年来主張して来ました民衆音楽の為に一層の活動を試したいと思て居ります、音楽の発達も優秀な音楽者をつくる事と共に、之を受け入れる公衆をも教育して行かねばなりません。 <sup>ひっきょう</sup> 畢竟音楽は聴衆と演奏者と両方の力の加はつた所に其進歩も発達もある訳です、此双方の間に立て之を結び附けて行く事は実に私供の任務だと信じて居ります。此意味に於て私供は <b>教育音楽</b> の為に其微力を致し、又機会のある毎に公衆の音楽趣味を向上させる事にも努力したいと思て居ります。
大正 7年 7月	201	47	最近の楽 壇の趣勢	京 都 教 育 音 楽 会	本文になし：京都教育音楽会の発足や会則などについて掲載されている。「一、本会は大正五年七月十八日創立す 二、教育唱歌の発達と斯道の普及を計らんために起す 三、会長に貴族議員子爵清岡長言氏を戴く 四、事業……」
大正 7年 9月	203	4-11	何 故 に 我々は音 楽教育に 其力を致 すか	主幹 平戸大	中央楽壇を始めとして各地に開かれた音楽講習会も <sup>ことごと</sup> 悉く終了して各公衆会員諸氏は各其郷里の <b>教育音楽</b> の為に新しき力を以て其最善を尽さるゝ時となつた、此時に当つて我々は何故に音楽の為に其力を致すかの問題を掲げて我々の精神のある所を明かにしたいと思ふ。 ……無論我々は児童をして古来名家の手になつた傑作を聴かしめんとするのではない、幼稚なる児童には児童相応な好い音楽がある事を信ずる、即それは民謡を基礎として <b>教育音楽家</b>

					の手になつた楽曲である。
大正 8年 2月	208	26	読者諸君 に	音楽教育会（音楽通信社）	学校唱歌改善の声は漸く高くなってまゐりました、如何にして之を改善すべきか、又改善されたる者を教育上有効に取扱ふには如何にすべきか。此問題は実に <b>教育音楽界</b> の重大問題であります私供は此問題解決に就て十分の注意を払ひたいと存じまして次の如き書面を児童教育に関係せる方々に發送致しました。何卒皆様もこれに就て御意見を本誌にお送り下さい。 書面の内容：一、如何にせば現今の小学校唱歌をして一層有効ならしむを得べきか 二、如何にせば現今の学校音楽をして社会音楽及び家庭音楽と一層密接ならしむるを得べきか
大正 8年 2月	208	38	各地楽況	講習会の案内	春期講習会：音楽教育会、帝国楽事協会、女子音楽園は三月二十日から同卅一日迄、下渋谷の女子音楽園で冬季同様に音楽学校入学受験準備と <b>教育音楽</b> の講習が行はれる筈である。講師は冬期講習会の諸氏と同様である。希望者は同園内講習部に申込まれるがよい。
大正 8年 4月	210	11	我が楽界の諸氏に 訴ふ	雨峯 （地方の女教師から相談の書面を受け取	音楽を専攻したいといふ外何の考もなく一心に勉強して居た婦人を捉へて、情夫と東京へ行ったなど、いふ虚妄の言を吐き散らし、婦人にとりては其生命にもかえ難き貞操を疑はじめる様な不謹慎な言動をてする此校長を何と御覧になりますか。斯がる輩は教育の賊であり又音楽の敵であります。私供は <b>教育音楽</b> の保護發達

				った人)	の為に此種の似而非教育家の上に一大鉄槌を加へなければなりません。
大正 8年 9月	215	1	実行に如 かず	主筆 山本正 夫	活動の季節たる夏季休暇は今や終を告げて再び奮闘的生活に入る可き時となつた、我々同志之士が東京の中央部に於て音楽講習を開たと共に、各地方にも短期講習会を開いて各々平常の研究を発表し、 <b>教育音楽</b> の改善と民衆音楽の発達とに努力した結果は今直ちにこれを知る事はできないが、幾何かの効果を我が楽界に与へたるは我々の疑はざる所である。
大正 9年 1月	219	36	楽報	不明	鹿児島音楽研究会は、 <b>教育的音楽</b> の研究をなすと共に通俗教育の一助たらしむべき目的を以て、益満八幡訓導加藤名山訓導外教氏の主催に依り、毎月第一及第二日曜午前八時より男子校に於て開会、
大正 9年 3月	221	1-2	各府県の 教育会に 望む	山本正 夫	私は又印旗郡教育会の催しにかゝりし大会に出講の榮を与へられて之におもむいた、此の日の独唱には千葉県出身者なる斎藤さく子嬢の出演をもとめ、非常なる喝采を博したのであつた、私は此れ等の試みが必ず其の地方の音楽教育発達の上に少なからぬ効果がある事を信ずるものである、全国各府県には各々其の地方に於て之れ等の人々に出講出演をもとめ、又二三の郡町村教育会に相ひ合同して時に此の如き企てを与し、以て教育の発達に力を致さるゝ事があつたならば、我が全国の <b>教育音楽</b> は、疾風

					の炎を捲いて走るが如く、驚くべき速さを以て普及し発達する事と信ずる <sup>〔ママ〕</sup> 物である。
大正 9年 7月	225	1	地方の <b>教育音楽</b> 振興に就て	山本正夫	本文に <b>教育音楽</b> の使用は見当たらないが、音楽教育振興のために、専任の音楽視学（付近の町村の音楽指導の任に当たる人）を大都市には置くべきであるということや、経費のない地方では、現職の音楽教師に其の地方の音楽指導を託して巡視してもらうなどすべき、ということが述べられている。
大正 10年 1月	231	頁なし。	「帝国楽界に活躍せる月刊雑誌」の広告の中の『音楽界』について の紹介の一文	音楽社	月刊音楽文芸雑誌の祖にして現今我国に発刊されるゝ音楽雑誌中最古最進最良寿の新誌にて不偏不党学術本位研究主義の公正なる機関にて音楽に関する一切の記事を網羅し殊に社会音楽 <b>教育音楽</b> につきては他に比類なき研究あり
大正 10年 5月	235	29	楽人動静 杉江秀氏	不明	暫く大阪の音楽界を去て他の方面に活動せられた同氏は四月から北区第一 <sup>えい</sup> 盈進小学校大場勇之助氏が朝鮮転任の後を継いで同校に教鞭を執られる事となつた。社会音楽に <b>教育音楽</b> に非常なる貢献された同氏が、音楽界に復帰される事は斯く界の一般に歓迎する所である。
大正 10年	240	35	秋田の <b>教育音楽</b> 界	不明	秋田市の教育団の主催による教育音楽会を6月12日に実施したという報告。

10月					
大正 11年 7月	249	1	田村虎蔵 氏の外遊 を送る	山本正 夫	<p>多年東京高師に於て附属小学校第三部長の外に教諭兼訓導として音楽教育の実務にも与つて居られた氏の外遊は、実に我が<b>教育音楽</b>界の為に喜ばねばならぬ所である。……新進の楽人が各研鑽の功を積で我が楽壇に復歸せらるゝの日は必や我が楽界に清新の色を添へて其面目を一新せらるゝ事は何人も疑なき所ではあるが、我が初等<b>教育音楽</b>も亦これと共に同一の歩調を取て進歩すべしと断言し得せないのである。……現在の我が<b>教育音楽</b>其ものが其教材に於ても其教授法に於ても、大革新を加へなければならぬ状態にあるのも疑ふ可らざる所である。此教育家の音楽に対する無理解と<b>教育音楽</b>其ものゝ有する欠点とは、実に我が国の音楽教育の効果をして大ならしむる事の能きない源因である。然るに音楽に無理解なる教育家をして芸術を尊重せしめんとする事は、<sup>あたか</sup>恰も木に緑りて魚を求むるが如く難いのであるから、我々は音楽教育の改善を図り其効果を大ならしめて人々をして音楽教育の<sup>にわか</sup>忽にすべからざる事を自覚させなければならないのである。</p> <p>……我々は田村氏の渡航に深き望みを属し、我が<b>教育音楽</b>、中就初等<b>教育音楽</b>の改善の為に此学に対して大なる期待を有するものである、氏希くは我が楽界の為に仔細の研究を積み、改善</p>

					の機運に充てる欧米の <b>教育音楽</b> を視察して、我が国家民衆の為に其最善の努力を尽くされんことを。
大正 11年 7月	249	44	楽人動静 田村虎蔵 氏	不明	七月四日横浜解覧の太洋丸で欧米に向け出発される、目的を欧米 <b>教育音楽</b> の視察であるがかねて家庭音楽、民衆音楽をも研究するゝ筈で、先づ米国に渡り、英、仏、伊、独の国々を巡察するゝ予定であるといふ。
大正 12年 1月	255	1	大正十二年の巻頭に	山本正夫	過去二十有余年、前後百回の講習会に於て私の称導し來たる眼目は、一によき材料、よき技能、よき方法の三者を研究しこれを世に提供せんとするにあつたのである、唱歌新楽譜や音楽新楽譜はよき材料提供の一助たらしめんとし、よき技能の為に其基礎教練の改善に微力を致し、よき方法としては技巧的唱歌教授法、総合的唱歌教授法等の急要を称導して、 <b>教育音楽</b> の発達に資する所あらんとした、然るに今や時代の進歩は技能優秀なる多くの音楽家を出し、音楽教育の好材料は各方面よりして益々盛に提供せらるゝの有様となつたのは実に我々の快とする所である。

## 6. 『教育音楽』(1923.1-1941.11)<sup>124)</sup>における「教育音楽」の用例

年	巻号	頁	題目	著者	引用
大正	1(1)	1-2	趣意書	日本教	我が社会音楽をして真に堅実な発達を遂げさ

<sup>124)</sup> 本論文では大正時代までを研究対象とするため、1926年までで区切ることにする。

12年 1月 <sup>125)</sup>				育音楽 協会	<p>せ、国民生活の上に深い根底を固めさするには<b>教育音楽</b>の振興に俟つの外はないのであります。諸君我が<b>教育音楽</b>の現状は果して如何でありますか、私達は決して満足すべきではないと信じます。して其の振はない原因には種々あるであります<b>教育音楽</b>に関係あるものゝ団体的機関の備はつてゐないことが其の大なる一つではありますまいか。……私達は先づ団結しなければなりません、茲に鑑みる所がありまして<b>教育音楽</b>に関係あるものゝ大同団結を謀り鞏固な会を組織して今日取残された幾多の問題、解決しなくてはならない諸種の懸案、私達が嚮ふべき方針を究めて普通教育に於ける使命を明にし、之が向上発展を期して教育の為に貢献したいと思ふのであります。かつて<b>教育音楽</b>関係者の会合の折屢々この企が叫ばれました。……どうか嘗て<b>教育音楽</b>に従事された方、現に従事されつゝある方、将来従事せんとされる方々は勿論、趣味の上から学問の上から地位の上から我が<b>教育音楽</b>に思を致される方々は本会の趣旨に御賛同下さいまして俱に力を斯道の為に尽されんことを希望して已みません。</p>
大正	1(1)	3-9	本会創立	無記名	<b>教育音楽</b> 即ち各種学校の音楽科に関係あるも

<sup>125)</sup> 第1巻3号(大正12年3月発行)や、第1巻4号(大正12年4月発行)にもまったく同じ記事が掲載されている。

12年 1月			までの経過報告概要		のもその効果をして善且美ならしめんが為には音楽教育者の大同団体を成立せしめねばならぬと云ふ考は恐らく久しい以前からの熱望であつたに違ひないと思ふ。……また学校音楽に関係ある各種の研究の必要は益其度を高めることでもあるから、此等を研究する為に音楽教育者協会の設立は目下急務であり、これが設立については在京諸氏の努力を願ひたしとの切なる依頼に胚胎して本会は遂に設立の慶びに至つたのである。
大正 12年 1月	1(1)	8-14	日本教育音楽協会規約	日本教育音楽協会	<p>第二条 本会は<b>教育音楽</b>の振興を図るを以て目的とす</p> <p>第五条 本会は左の事業をなす</p> <p>一 <b>教育音楽</b>に関する諸問題の研究</p> <p>二 音楽会講演会並に<b>教育音楽</b>の普及に関する施設……</p> <p>第六条 現在<b>教育音楽</b>に従事するもの並に<b>教育音楽</b>に縁故あるものと以て会員とす……（理事会の議決事項）</p> <p>一 毎月一回雑誌を発行して会員に頒ち、其の題名を「<b>教育音楽</b>」とすること</p> <p>一 「<b>教育音楽</b>」の内容の分類</p> <p>一 「<b>教育音楽</b>」の署名者並に印刷所を次の如く定む。</p> <p>一 「<b>教育音楽</b>」広告料の件</p>
大正 12年 1月	1(1)	14-15	会員募集	日本教育音楽協会	初等の <b>教育音楽</b> たると中等の <b>教育音楽</b> たるとを問はず、嘗て <b>教育音楽</b> に従事された方、現に従事せられつゝある方、将来従事せんとする

					<p>方々、また趣味の上から、学問の上から我が<b>教育音楽</b>に思を致さるゝ方々は是非入会せられて俱々に斯道の発展に御尽し下さることを希望して止みません。</p> <p>一 会費の領収証は差上げません、本会機関雑誌「<b>教育音楽</b>」に報告致します。</p>
大正 12年 1月	1(1)	15	広告掲載 (広告記事)	日本 <b>教育音楽</b> 協会	<p>次号から広告をも掲載致します。本誌は毎号数千部を印刷して会員は勿論、広く<b>教育音楽</b>の関係者に配布しますから、広告を望む方には至極便利であると思ひます。</p>
大正 12年 3月	3号	6-8 (6-7)	考へてみたい事	菊池盛 太郎	<p>実社会の状態が一日一日と進歩して来るに連れて必然我が<b>教育音楽</b>界にも随分と問題が多いのでありますが、其中でも以前から呼ばれて居るにも不係未だに其成案を得ないのは好き活教材集＝唱歌教科書の編成されない事があります。……夏期に冬季にに又学年末等に中央の都会地若くは地方の都会地で音楽講習会が開催されまして、其の主科目としては重に声楽で有つて器楽とか楽理とかは副科目的に取扱はれて居る現在の状態です。……器楽的研究が必要でありますがまいが？（是は経済問題と密接な関係が有りますが）理論の研究も単に音楽的理論のみではなく我国将来の<b>教育音楽</b>の方針とか、或いは<b>教育音楽</b>上の活問題を挙げて、大に二日でも三日でも理論上から実験上から意見を吐露し合ふと云ふ工合で之を纏め</p>

					て講習会の収護としたならば、直ちに一回の <b>教育音楽</b> 講習会の校歌は国の音楽教育の大方針にも触れて行くと云ふ訳にもなり、...我国の中等教育の音楽科の成績も随分と向上発展して行くべき道理であって又実際に有らねばならぬ
大正 12年 3月	3号	11-17 (14-17)	中学校長 協会第五 回全国理 事総会の あとに	松園郷 美	現在制度の唱歌科を音楽科と改めて器楽をも課し、低学年の一二年のみに課したるものを三学年迄延長し更に四五年迄も課する自由を与へた此改良案は誠に近来の大快事である。実にこれ音楽教育の力に俟たざれば国家将来の中堅を養成するに難しとの叫びとも聞かれ、国家教育上の見地よりして慶賀の至に堪ない次第である。...只未だ尚、音楽を修めしむる時は人間が墮落するの故を以て教育上の教科として用いふべきでない、音楽は亡国の民を作るものと飽迄頑迷に固執して覚醒せざるものあるかを危むのである。...聞く所によれば現に教育界に重きを為している某君の如きは往時中学校長時代中学校に音楽を課するに対する否論者中のリーダーであつたと、然るに既に早く自ら説を改め、否むしろ必要の実際には克ち難く、 <b>教育音楽</b> を説き芸術音楽を唱へて、音楽の最高学府に立つて斯道の発展に力を致した、...問題は只之 [音楽] を如何に指導統御すべきかにある、恐るべきことではない。此意味に於てこそ

					<p>吾人は<b>教育音楽</b>の要を唱へ健全なる<b>教育音楽</b>の進展を渴望して止まぬのである。…却説中学校長諸君の意見に就き我々<b>教育音楽者</b>がとるべき態度如何。此校長協会の改良案の趣旨に酬ひるに何を以てすべきであらうか。こゝまで進捗せるは校長諸君の力、これより先その実効を収むべき任務は我々<b>教育音楽者</b>の肩にかゝつてゐる。研究に発表に今後我々のとるべき道は数多い独り中学校関係者のみに止まらず、苟くも<b>教育音楽</b>に関連する者の陰に陽に一致協力、堅実なる国家中堅の養成に力をいたすべきの秋である。</p> <p>…而て之 [現制の課程時数の改良] により我に<b>教育音楽</b>に従事するものは無限の責任と牢固たる覚悟とを握り得たのである。</p>
大正 12年 3月	3号	22-25 (22)	田中敬一 * 中学の 音楽教師	私の試 みた譜 読教授 (一)	<p>近時一般社会の洋楽研究が日に月に隆盛になつて行くのは洵に慶賀に堪へない次第であります、一方学校音楽現状に思を及ぼすと未だ遂に楽観をゆるさぬものがある事は<b>教育音楽</b>に従事されている方の齊しく感ぜられる所と思ひます。</p>
大正 12年 3月	3号	31	寄稿歓迎	不明	<p>御蔭様で段々に内容が充実し整頓して参りました会務の諸報告、論説、研究、意見、通信、消息など苟も<b>教育音楽</b>の振興に資する材料は細大となく載せる様にしたいのですから、毎月十七日までに奮て御寄稿下さいませ様希望致</p>

					します。
大正 12年 4月	4号	25	和絃の響	神奈川 愛会子	<b>教育音楽</b> の第三号は髓裁を整ひ頁数も殖えて立派なものとなりました、編集なさいます三先生方に御礼を申し上げます。次号から教材として然るべき楽曲を載 <sup>[ママ]</sup> すて頂くことが出来ぬものでせうか。失礼ながら伺上げます。
大正 12年 5月	5号	6	師範学校 規定の改 正	無記名	全国師範学校長を以て組織せられた師範学校長協会は師範学校規定改正案を作成し、師範学校を専門学校程度とし、それに伴ふ内容の分類、学科の配当等を公表されました。そしてこの改正案は日頃 <b>教育音楽</b> の為に尽粹せられつゝある諸賢に対し如何なる感想を与へる事でありませうか、吾々志を同じうするもの、お互に聞かんと欲する処であらうと思ひます。次号よりして満天下の心よりの叫びを以て本誌を満載したいと思ひます。
大正 12年 5月	5号	28	和絃の響	九州、筑 紫の女	多年切望して居りました <b>教育音楽</b> 雑誌の成長を九州の端よりほんとに嬉しく思つて居ります。
大正 12年 7月	7号	1-4 (2-4)	音楽者同 士の垣根 を取れ	東京 菊池 盛太郎	今日我国の音楽家、 <b>教育音楽</b> 家の中に見てもお互に自己の立場を守つて、所謂墙壁を設けて、一步も相譲らないやうな心持がするので有る。近来はそれでも大分開けて来たのであるが、例へば自己は官立音楽学校のプロフェッサーで有ると胸を張る、其所で他の音楽教育家は一寸傍へも立寄れないやうな感じがする、又何だ生

					<p>意気な！小学教師の癖にと睨められる！其所で或るものは縮み上がる！。...何所そこの学校の成績はよいと云へば直ちに皆々然り！と云ふ人は尠くない、何かケチを附けたがる、それが別に仇敵でも無いのです、この有様が引続いて行つたならば誠に我国の<b>教育音楽</b>は、何うして百花繚乱の域に達することが出来るか！。...即之の雑誌『<b>教育音楽</b>』に対してもこの難病にかゝつて居る、...自己の仕事は自己で為すべきで自己の任務は何か！自己の任務は<b>教育音楽</b>である、之の<b>教育音楽</b>の合同団結がこの雑誌の使命で有る。して見れば職に<b>教育音楽</b>在るの人士は、他人の仕事ではないので有る、自己自身の仕事で有るのである。それなるにも...未だに入会して来ない多数の人々が沢山に居るのである。如斯有様でどうして<b>教育音楽</b>の振興が図られるか、改善向上が得られるか、所謂成果が得られるか、悲観せざるを得ない。...どうか満天下の<b>教育音楽家</b>諸星よ、奮つて此際御入会になり、口に筆に我等の使命たる<b>教育音楽</b>の大成に御尽粹有らんことを祈つて茲に擱筆します。</p>
大正 12年 7月	7号	18	和絃の響	東京 XY生	<p>第5号に載せてあつた一敬友の言葉はたしかに吾々<b>教育音楽</b>にたづきはるものゝ深く考へねばならぬものである。団結団結と徒らに口によつてのみにて団結の得られる時代では無い、吾</p>

					こそは全 <b>教育音楽</b> 団の設立者にでもならうと云ふ勢で居丈高になつて音楽教育者の不甲斐なさを罵つた連中が今日では其元気がどこへやら。団結を口にするものは先づ自ら奮つて陣頭に立つべきだ。
大正 12年 7月	7号	18	和絃の響	東京 衛生楽 人	天下の <b>教育音楽</b> 者諸賢の高教を仰ぎだし。今は団結を口にすべき時なるか、將たこれが実行にあたるべき時なるか。(記者申す)、吾々は微力であつて碌な働の出来なかつたことを悲しみます、今月は役員の変更さるべき月であります。鳥の死なんとするや其声や悲しと、良理事を得て此雑誌の大成を見るのがせめてもの慰であります。
大正 12年 12月	12	4-5 (5)	急告	日本 <b>教 育音楽</b> 協会	東京の大書肆が悉く消失したのですから幸いにバラック式の舎が出来上がった暁でも書籍の補給の途がない訳であります。私共はこの際各自の所持せる音楽書籍并に楽器類を割いてこれ等の焼失学校に寄贈し我が学校唱歌のために資したいと存じます。同情ある満天下の <b>教育音楽</b> 家諸氏奮てこの挙に賛同せられ次の要項によつて続々寄贈されんことを希望致します。
大正 13年 1月	13	1-4 (3、4)	復興第一 年の年頭 に	小松耕 輔	私は <b>教育音楽</b> 協会の一員として総会にのぞんだ。.....私立女学校の如きは当分音楽を廃して教師を解備した処もあつたこれはそもく何を物語つてゐるのであらう。とりもなほさず、教

					育音楽者の努力が足りないためと、世の教育者が猶此学課に対して間違つた考を有してゐるのではないであろうか。……それにつけつても我「 <b>教育音楽</b> 」の使命は重大である。
大正 13年 1月	13	30-31	編集余録	編集者	<b>教育音楽</b> 上の問題を提出して諸君の御高説を本誌に掲載したいと思ひます。授業参観記、講習会音楽会の模様、各地の音楽趣味についての御報告も非常に結構で御座います。会員は多くなればなるほど有力な事業や希望を貫徹することが愈容易くなつて参ります。学校音楽の勃興、音楽会の開催、地方巡回音楽講演、 <b>教育音楽</b> 会館の建設などの実現も決して空想では止しません。
大正 13年 1月	13	32	広く会員を募る	日本 <b>教育音楽</b> 協会	本会は小学校、中学校、師範学校、高等女学校の音楽唱歌の教授に當つて居られる方々、また、よし実際の教授に當つて御いでにならなくても、唱歌、音楽の進歩發達の為に興味を持つて居られる方々の御入会を歓迎致します。……御蔭様で本誌の内容が充実し整頓して参りました、会務の諸報告、論説、研究、意見、通信、消息、質疑等苟も <b>教育音楽</b> の振興に資するものは細大となる載せる様にしたいのです、
大正 13年 2月	14	10-15 (13)	中学校の唱歌科に就て	旅順 青木久	先輩新清次郎君は本誌第九号に吾人の希望と題されまして、縷々一般 <b>教育音楽</b> に就て所説を述べられつ、有るので有りますが <b>教育音楽</b> 者としても私共は何れも同感で有り又此目的に向

					つて努力突進しなければならないと思ひます、 .....国家が受難後第一年を迎へまするに際し まして物質的復興を急ぎますと共に精神的復 興もより以上急を要します事が大で有ります 事を考慮しまする時に、私共音楽教育家は是が 主動となりましてこっか将来の為に大に努 力せねばならないと思ひます。
大正 13年 2月	14	15-16 (15)	吾人の希 望	福岡県 京都高 女校 新清次 郎	以上述べたる所は要するに <b>教育音楽</b> に対する 吾人が希望する一端である。.....世は日進月歩 である足並みは最大禁物、 <b>教育音楽</b> も進歩し音 楽教育者も勇奮して進まねばならぬ諸兄如 何？
大正 13年 3月	15	6-8 (7)	最近楽界 の所感	小松耕 輔	我国 <b>教育音楽</b> 界の先輩田村虎蔵氏が無事長い 外遊から帰朝された。
大正 13年 4月	16	25-30 (25、28)	小山作之 助先生	福井直 秋寄	同声会并に日本 <b>教育音楽</b> 協会の有志、元芝唱歌 会の諸氏が主となつて小山作之助先生還暦祝 賀会を組織し、本会の会長である同先生のため に祝賀会を開かれるとの事である、.....国教唱 歌集、国民唱歌集、輪唱歌重音唱歌集等は実に 我が初等中等の <b>教育音楽</b> に大なる貢献された ものであり、わが国の重音唱歌の発達普及は先 生の輪唱歌、重音唱歌集によつてその萌芽を発 しその成果を収めつつあると言つて決して過 言でなからうと思はれる。
大正	24	25	編集室よ	編集者	しなければならない仕事、し度い仕事は無数に

13 年 12 月			り		ありますが、無産な日本 <b>教育音楽</b> 協会の理事達は齒痒い思をして居ます、
大正 14 年 2 月	3(2)	1-3	<b>教育音楽</b> 家の団結 について	小 松 耕 輔	わが <b>教育音楽</b> 協会も無事二ヶ年を経過して茲に第三ヶ年の春を迎へたわけである。……今日音楽の振興策としては種々の問題がある。併し何をいつても <b>教育音楽</b> の改良進歩が第一の問題である。芸術音楽も、社会音楽も、凡てが <b>教育音楽</b> の普及によって初めてなされる。今仮りに此処に立派な演奏家が現はれたとしても、一人の聴衆もをらぬ処では演奏が出来ないだらう。……今日どうにか音楽のわかるものゝ殖えたのは其根本とはいふと初等中等諸学校の学校音楽の賜である。学校音楽の隆盛が今日の音楽の隆盛を来してゐることは火を睹るよりも明なことである。故に今日の時代には、演奏家なると、作曲家なると著述家なるとを問はず、先づ <b>教育音楽</b> の振興を計らなければならぬ。これが我楽界にとつて焦眉の急である。 <b>教育音楽</b> は単に学校関係の音楽教師だけに一任して置く時代ではない。皆一団となつて、先づ音楽の普及と、音楽のよき聴衆とを作らなければならぬ。家庭音楽の振興も芸術音楽の尊重もかゝつて <b>教育音楽</b> の上にあることゝ思ふ。……米国の大都市に於てはいづれも其学務課の中に特に音楽課を設けて <b>教育音楽</b> の改良をつづけてをる。……又欧米の各都市には必ず <b>教育音楽</b> 家協

					<p>会なるものがあつて互に意見を交換し、是等が更に音楽連盟を組織してあらゆる運動に当つてをすることは諸君の既に知らるゝ通りである。</p> <p>.....若し不幸にして<b>教育音楽家</b>が今日のごとく何等の団結力をも有してをらぬ限りは、音楽的の凡ての運動は何一つ出来ないであらう。音楽家の尊重、音楽教育家の地位向上、音楽家養成機関の増設、音楽の社会的施設一として本協会のごとき団結の力を以てしなければならぬ実行が六つかしい。.....音楽者、特に<b>教育音楽者</b>の団結としては本会をおいて他に無いのである。</p>
大正 14年 7月	3(7)	7-11 (9)	楽界の雑 感	小松耕 輔	<p>今日の進歩した音楽は教育なしには解らぬものだといふ考へを一般に知らし<sup>[ママ]</sup>のることが<b>教育音楽</b>の第一歩である。...今日の我々のいふ真の学問、芸術といふものは一つとして学ばなくて解るものは無いのだ。それであるから教育が必要なのだ。日本人が音楽の解らぬ原因は唯一つしかない。それは国民の音楽教育が欠けてをるといふことだ。...家庭で音楽をやるのは唯面白い音を出すためではない。先づ自分の感情生活を豊富にするのが第一の目的だ。芸術の鑑賞をするのが大事な目的である。学校の唱歌や、学生時代のピアノなどは家庭とは没交渉だといふ人がある。これは音楽と裁縫とを一処にした考だ。縁づいた先にピアノがなくてもよい。</p>

					亭主と合唱しなくともよい。学校でやつた音楽教育は、既に完全に其教育を受けたものゝ血となり肉となつているのである。この事のでわからない人は音楽教育のでわからない人である。
大正 14年 9月	3(9)	13-15 (13)	漫言二三	ぬまた 沼田 [ママ] △△	機会があつたら我が日本 <b>教育音楽</b> 協会に進言して、全会員諸君の賛成を得、当局に陳情嘆願してもらひたいと思つてゐるのである。
大正 14年 11月	3(11)	15-18 (15)	<b>教育音楽</b> 界の関所 いろく	松島彝	タイトルのみ使用。内容は学校の音楽教師の話。(よい音楽教師がいないので各学校は困つていふ話)
大正 14年 11月	3(11)	24-25	和音の響	長野、 小島 村井金 之助	こうして <b>教育音楽</b> への筆をとつて居る私の机の下からはたえずこほろぎが秋の曲を奏てゝ居ます。..... <b>教育音楽</b> の役員の方々、及び愛読者諸賢の御健康を祈ります。
大正 14年 11月	3(11)	25	和音の響	熊本好 楽小 僧(教員 のはし くれ)	遠い遠い兄弟姉妹諸氏どうぞ <b>教育音楽</b> を可愛がつて下さい。そしてレターを下さい。
大正 14年 11月	3(11)	27	編集コー ダ	編集者	<b>教育音楽</b> の表紙ほどへんてこなものはないと方々からのお小言に編集子も庶務子も閉口頓首してゐたがそこは抜目のない福井庶務子さる図案氏にたのんで目下考案中とある。
大正 15年 1月	4(1)	24	和音の響	山奥の 河鹿生	益々御健勝に我が <b>教育音楽</b> のために御尽し下さいます御事と御喜び申し上げます。

大正 15年 1月	4(1)	25	小僧氏に 問ふ	こむら 生	「十一月号の小松氏の論」及び十二月号の小僧氏の異見論について私は彼此言ふ資格を有たぬが、たゞ両氏の対照につき感ずることあり一寸述べ度い。...あの文をあの儘載せた <b>教育音楽会</b> の寛恕と云ふよりも寧ろ暴挙に感ずるに共に、小僧氏の取られた態度に遺憾の点を表明し併せて願ひを致して置く。
大正 15年 2月	4(2)	目次横 の広告	書籍紹介 『大正小 学唱歌』	共益商 社	<b>教育音楽</b> の権威者たる福井直秋先生は曩に『唱歌の歌ひ方と教へ方』を公にして児童唱歌の正しい発声と其の導き方を世に示されたるは周知の事実であります。
大正 15年 2月	4(2)	19-20 (19)	線香花火	松島彝	<b>教育音楽</b> の理事達に、同じく骨を折るなら、もう少し、何とか考へて欲しい。とは会員の誰彼から、よく承る事であります。.....青山師範で開かれる <b>教育音楽</b> の理事会の始まり迄には、もう三十分きりありません。.....会では、例によつて、 <b>教育音楽界</b> の話は、大小に係らず持ち出される。
大正 15年 6月	42	13-17 (13、16)	ヂャッツ 音楽の教 育的価値	草川宣 雄	一時 <b>教育音楽界</b> を風靡した童謡や唱歌劇の問題も、いつとはなしに忘れられた様にひっそりとしてしまつたが、新たに今後の <b>教育音楽界</b> を騒がせる問題の一つはヂャッツ音楽であらう。.....我国に於ける卑俗な音楽と嘲笑されて省りみられざる俗楽と <b>教育的音楽</b> との関係と、今迄述べ来つたヂャッツ音楽と古典派音楽との関係とは同一筆法に論ぜらるべきものではな

					いけれども、俗楽の過去、現在、未来に渡る成り行きに注意し、ジャズ音に対すると同様な深い熱心さと態度を以てこれに望み、将来の健全なる音楽建設の為に努力すべきは吾人の務めであることを深く思はせられる。
大正 15年 7月	4(7)	1	音楽的常識	不明	無学の曝露は記者のみと思ひしに、吾が <b>教育音楽</b> 界にその人が尠くないことを耳にして苦笑を禁じ得ない。
大正 15年 7月	4(7)	2-4	緊禪一番を望む	大沼魯夫	六月号の <b>教育音楽</b> は近頃のない二人の名論卓説を面白く拝読したのである。特に草川氏のジャズ音楽の教育的価値は我が <b>教育音楽</b> 界に投じた一つの烽火である。……本務である <b>教育音楽</b> も独り学校内にも止めて、社会と没交渉ならば其の効果の薄いことは『根本の問題』を書かれた記者の嘆息と同一であらねばならぬ。……要するに <b>教育音楽</b> 家は、社会教育のために先づ第一にジャズバンドを組織して之を健全なる <b>教育音楽</b> に利用するの急務なることを主張するものである。……斯くして私達は地方の町村音楽の普及を計りたいと云ふ老婆心から <b>教育音楽</b> 家の緊禪一番猛然として立つことを望む次第である。
大正 15年 7月	4(7)	11-15 (11、12)	米国学校音楽雑話	菊池盛太郎	カリフォルニアの都桑港は米国西部の要港地で政治、教育、音楽、商工業等に力溜を入れる大都市であります。それ故に桑港の <b>教育音楽</b> は中々進んで居り、研究されて居るのであります

					て将来も益々完成されて行くことゝ思ふのです。……米国の各州には必ず <b>教育音楽</b> に就てデレクター（指揮、監督、研究の責任者）が置かれてあり、其下にスパビザー（補佐役）アシスタントが定められてあるのです。…… <b>教育音楽</b> の内容が整頓されて教科書と謂ひ、教授用の楽器といひ、教師の力量、識見、其教授上の理論及實際が、極めて適切、要諦である事に就ては他日稿を改めて書く事とし原稿のメ切を恐れ取り急ぎ以上申上ぐるのみで擱筆します。
大正 15年 7月	4(7)	11-15 (11、12)	福井氏に 教を乞ふ	青柳善 吾	<b>教育音楽</b> 誌上数号に涉り、我が畏敬ある先輩福井直秋氏は『小学校の唱歌教材について』と云ふ標題の下に、貴重なる研究を発表された。
大正 15年 7月	4(7)	20	内諸話	こだし 生	どの音楽雑誌にも外国の音楽家の事の載せてないものはないのに、 <b>教育音楽</b> はどうしたのだと云つてゐる人がある。
大正 15年 7月	4(7)	21	和音の響	岡田守 治	諸先生の御指きによりまして我が <b>教育音楽</b> 協会も着々進行し行くを見る時会員一同感謝の念の湧くを禁ずる能はず候
大正 15年 8月	4(8)	26	和音の響	伊奈町 小学校 中村桑 雄	我が国 <b>教育音楽</b> 家の集りとしての本機関雑誌は今少し権威あるものとして迎へらる可く作られん事を切望するものに候……毎月一冊の本誌によりて <b>教育音楽</b> に関する時事問題はもとより中央及地方の音楽界の状況は申すに及ばず遠くは海外の楽界の大勢に及ぼし進んでは優れたる参考曲譜の掲載に至る迄で殆んど

					音楽に関する一切は本誌によりて一目瞭然とも云ふ可き斯界唯一の最も權威ある雑誌として迎へられたく候
大正 15年 8月	4(8)	11-17 (11)	上野の奉 賛展を見 て	I M生	<b>教育音楽</b> 者といふ立場から見た自分の観察感が姉妹芸術に対する連絡の緒ともなり、書家の参考の一端にもなれば、この拙い記述満更徒爾ではあるまいと、ザツト一瞥した処を言つて見る。
大正 15年 9月	4(9)	23	やりくり 雑誌	無記名 投稿(不 明)	『 <b>教育音楽</b> 』この雑誌もよく続いてゆく。
大正 15年 11月	4(11)	19	田中敬一 氏の御逝 去	不明	誠に我が <b>教育音楽</b> の為に、将また楽界の為に惜んでも余りある次第でございます。
大正 15年 12月	4(12)	目次右 横の広 告	新刊紹介 広告 (『音楽教 育の新研 究』(北村 久雄著)	スナモ	是れぞ現代 <b>教育音楽</b> 界に対する未曾有の一大警鐘.....本書は実に著者独特の深い研究と積年の体験に依る <b>教育的音楽</b> 美学の完成である。
大正 15年 12月	4(12)	2-10 (2、8、9)	音楽教育 大会に参 列して	松村良 平	機関雑誌、それも名目だけの印刷物を会員に配希することを事業と心得て居た <b>教育音(楽)協会</b> が、去る七月、突如として研究大会開催を発表した時に、私はそれが真実であるか否かを疑つた。.....小山 <b>教育音楽</b> 協会長の「君が代」の由来の講演は、何も知らずに居た私共には面白

					<p>く聴かれた。……<b>教育音楽</b>協会からの音楽書の 賜物、共益社からの二つの賜物共に厚く礼を述 べて置きたい。帝国教育会及び<b>教育音楽</b>協会の 役員諸氏の尽力に対しては、真から誠意を表 し、将来再びこの種の大会を催されんことを切 望に堪えない。</p>
--	--	--	--	--	---

## 謝 辞

本論文をまとめるにあたり、多くの方々にご指導、ご協力を賜りました。

聖徳大学大学院音楽文化研究科高松晃子教授には主査をお引き受けいただき、長期にわたり、多くの貴重なご助言と温かいご指導をいただきました。心から感謝を申し上げます。

聖徳大学大学院音楽文化研究科徳丸吉彦教授、聖徳大学大学院音楽文化研究科八木正一教授には、副査をお引き受けいただき、懇切丁寧なご指導、温かい励ましをいただきました。心からお礼を申し上げます。

聖徳大学大学院音楽文化研究科原沢康明教授には、初期の段階でご指導いただき、有用な文献をご紹介いただきました。心からお礼を申し上げます。

茨城大学大学院教育学研究科田中健次教授には、貴重なご示唆、また温かい激励を多分にいただきました。心からお礼を申し上げます。

国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部津田正之調査官には、古く重要な文献を多数ご紹介いただき、長期間拝借させていただきました。心からお礼を申し上げます。

多くの皆様方に支えていただき本論文を完成できましたこと、改めて深くお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

最後に、惜しめない協力をいただきました家族にも、深謝の意を表し結びの言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

2018年3月

山本 真紀